

鹿塩

大島家文書目録

長野県下伊那郡大鹿村

CD版 : Ver. 2006年11月18日

まえがき

この目録に収録されている文書は、長野県下伊那郡大鹿村鹿塩地区の大島家が所蔵している文書で、大部分は江戸時代信州下伊那郡鹿塩村のいわゆる名主所文書類である。大鹿村は江戸時代には大河原村と鹿塩村の二村であった。どちらにも江戸幕府直轄林(御樽木山、御林)があり、江戸時代の前半は実際に樽木で年貢を納める樽木成村であった。明治以後は両村合併して大鹿村一村になった。鹿塩村には寛延年間あたりから明治新政府の時代になるまで南・北、あるいは古役・新役組と呼ぶ二組に分離、あるいは統合することを繰り返した歴史がある。大島家はその一組の名主をつとめ、概ね代々大嶋彦兵衛を名乗っていた。大河原村名主所文書(前島家文書)のように、村方文書のほとんどが一家に残されているわけにはいかないが、大島家にはこの目録に示したような約二千七百点と他に多くの私文書類が保存されている。年貢、国役金など例年の上納金計算、徴収帳の類が多く、宗門改帳や御用村用日記類は多くはない。特筆すべきは、大河原村あるいはその他の村々と共同で樽木や諸木材木を伐り出した元文商木、あるいは樽木代材木納期の文書記録で、これらの歴史的経緯をより詳細に知るためには、大河原の前島家文書と相互補完的になる文書が存在している。この目録に掲載した文書以外に、土地売買、借金證書類、大嶋家家業だった酒造関係および水車関係、家計帳簿類、大嶋家由緒関係、村民などの個人文書などがあるが、これらのほとんどは私文書類として別に整理した。私文書類は公開しない。

目録は、通しの整理番号、年号別の番号、文書の表題、年号、月日、一つの整理袋に整理した文書の数量、文書差出人あるいは筆者と受取人の名前、文書の内容概略を記した。また備考には、文書を整理する際に使用した仮番号を残してある。文書は概ね項目によらず、編年で配列した。年号が記載されていない文書の多くは年号不明として記録したが、内容から年号を特定できたものも多く、それらは括弧つきの年号でそれぞれの年号の中に記録した。

この『鹿塩大島家文書目録』は、大鹿村自然環境の変遷と人間について研究した縁で整理・作製された『大鹿村前島家文書目録』に引き続いて、大島家に所蔵されている文書を参照させていただいた松原輝男(名古屋大学大学院環境学研究科)が整理・作製した。目録は印刷されたものとしては数多く発行できなかったが、CD-Rとしてあるので、いずれにしても必要ならば大島家大鹿村教育委員会に問い合わせされたい。また、目録の電子版は名古屋大学学術機関リポジトリに登録することを予定している。

2006年3月20日記す。

(この『鹿塩大島家文書目録』の電子版は、『大鹿村前島家文書目録』とともに、名古屋大学学術機関リポジトリに登録・保存される。名古屋大学附属図書館にアクセスすれば、参照できる。)

目次

年号	西曆	整理番号	
		通し番号	年号別番号
承応	(1652～1654)	1	1
明暦	(1655～1657)	2— 5	1— 4
万治	(1658～1660)	6— 8	1— 3
寛文	(1661～1672)	9— 32	1— 24
延宝	(1673～1680)	33— 49	1— 17
天和	(1681～1683)	50— 54	1— 5
貞享	(1684～1687)	55— 56	1— 2
元禄	(1688～1703)	57— 78	1— 22
宝永	(1704～1710)	79— 86	1— 8
正徳	(1711～1715)	87— 93	1— 7
享保	(1716～1735)	94— 134	1— 41
元文	(1736～1740)	135— 174	1— 40
寛保	(1741～1743)	175— 208	1— 34
延享	(1744～1747)	209— 305	1— 97
寛延	(1748～1750)	306— 359	1— 54
宝暦	(1751～1763)	360— 539	1—180
明和	(1764～1771)	540— 587	1— 48
安永	(1772～1789)	588— 643	1— 56

年号	西曆	整理番号	
		通し番号	年号別番号
天明	(1781~1788)	644—699	1—56
寛政	(1789~1800)	700—818	1—119
享和	(1801~1803)	819—843	1—25
文化	(1804~1817)	844—963	1—120
文政	(1818~1829)	964—1128	1—165
天保	(1830~1843)	1129—1298	1—170
弘化	(1844~1847)	1299—1335	1—37
嘉永	(1848~1853)	1336—1365	1—30
安政	(1854~1859)	1366—1403	1—38
万延	(1860)	1404—1409	1—6
文久	(1861~1863)	1410—1429	1—20
元治	(1864)	1430—1432	1—3
慶應	(1865~1867)	1433—1442	1—10
明治	(1868~1912)	1443—1515	1—73
大正	(1912~1926)	1516—1517	1—2
年号不明		1518—1678	1—161

整理番号	年号別番号	題目	年月日	数量	筆者 差出人・ 受取り人	主内 容	備考 仮番号
1	承応 1	(一札)	(慶安三年)承応元 年 辰 二月五日	一通	三右衛門 喜平、六左 衛門・宮下彦兵衛 同 彦五郎	御書の通り相違申すまじく、手形一札を差し上げる	1451
2	明暦 1	借申金字之事	明暦三年 申 三月十日 明暦三年 西 一月十日	一通	塩沢伊兵衛他・ 宮下彦兵衛	(一)塩沢伊兵衛金字十両 (二)川野村長兵衛門三両 の金字借用証	1539
3	2	(一)差上申書付之事 (二)差上申一札之事	(一)明暦三年 申 (酉)十二月十九日 (二)寛文十二年 子 十二月二日	一通	本人新兵衛 他・ 二郎左衛門 清兵衛	西山陣外を買つて百姓をやる 郎左衛門に勤める ことの「札」唐傘や羽織を主人の前で使わないという 一文がぬすらしい(明暦三年は酉ではなく申、壬辰の記 述遣いがある)	835 後年の 写し
4	3	(手形書付) (部分)	明暦三年 西 二月三日	一通 (部分)	新兵衛・ 清兵衛他	御櫛木仕出しについての文書か。前文は失われている	1452
5	4	借用書	明暦三年 西 三月十四日	一通	請人 弥兵衛・ 彦五郎	申年の木通に付き、向、それ以前の借用四両、合計十 両の借用書。實物は田畑	522
6	万治 1	仕候一札之事	(明暦四年)万治元 年 戌 二月九日	一通	本人平四郎 他・ 鹿嶋村庄屋彦兵衛	平四郎不届きについて、代官に訴え仰せ付けられた。 平四郎親子に説教したこと	836
7	2	仕候一札之事	万治三年 子 二月八日	一通	本人五右衛門 他・ 彦五郎	木嶋に代々奉公するという證文	523
8	3	預り申金字ノ事	万治三年 子 十二月十九日	一通	元右衛門・ 彦五郎	四両を預る。ヒノキ板子、クロビ板子の代金	1540
9	寛文 1	(一)一札之事 (二)御講状之事	(一)寛文元年 丑 二月十二日 (二)寛文十年 戌 十月十二日	一通	請け人または本人親・ 宮下彦五郎	(一)公儀差遣木百丁 (二)未准算代金 両の質として二人の女を奉公人 として差し出す	287
10	2	請借手形之事	寛文三年 丑 閏八月七日	一通	飯田知次町中ノ町弥三 左衛門・代官弥次右衛 門	長左衛門はギリシタンではなく、代々禪宗の者である という旨保証書	288

11	寛文 3	(寛文年間宗廟譚)の寛 (一)二請負申手形之事 (二)請合申一札之事 (三)仕渡候一札之事 (四)仕渡二札之事 (五)御請状之事	(一)寛文七年 丑 八月十日(二)寛文 元年 丑 八月十 一日(三)寛文五年 巳 二月五日 (四)寛文五年 巳 二月十五日(五)寛 文六年 午三月十 五日(六)寛文十年 戌 七月廿日	六通	下記本人・ 宮下彦兵衛 宮下長兵衛 宮下彦五郎 下嶋佐次兵衛	小左衛門 久助 四郎左衛門、源之丞、角之丞、七兵 衛 惣次郎の身元保証書	1
12	4	預り申田地之事	寛文三年 卯 七月十一日	一通	本人彦五郎他・ 長右衛門他	田地を預り、年貢の樽木を一年に百十挺引き廻る	524
13	5	預り申金子之事	寛文四年 辰	一通	庄屋彦兵衛他・ 佐衛門左衛門	十二画二分の預り証 塩泉院請用人用金 内五画二分 は雑木が残り預り廻ぐ、雑木尺二寸本の代金	525
14	6	請合申一札之事	寛文五年 巳 二月五日	一通	飯田知久町三丁目請け 人 称物左衛門、本人長 左衛門・下嶋佐次兵衛 宮下彦五郎	本人長左衛門は本国養濟の国 宗旨は代々禪宗でキリ シタンではないという証明書	289
15	7	請合申一札之事	寛文五年 巳 二月五日	一通	宗右衛門・ 下嶋佐次衛門 宮下彦五郎	「小たつ」という者は禪宗者でキリシタンではない。 軍事勲くものではない。	2
16	8	請合申一札之事	寛文五年 巳 二月六日	一通	本人 長左衛門・ 庄屋 彦五郎	長左衛門という者は禪宗者でキリシタンではない。一 之瀬物左衛門の証明	3
17	9	車運割状(森運割状)	寛文五年 巳 五月二十三日	一通	大川原鹿堀門の者	何事かにより大川原・鹿堀両村二十五名の者による車 運割状	1453
18	10	赤渡ききゆうそ田之事	寛文五年 身 十二月五日	一通	柴左衛門他・ 宮下彦五郎	「きゆうそ」田 年貢樽木二十八丁相当の田地を 一画二分奈の借金の代わりに売り渡す	1541
19	11	御仕立御傳來之事	寛文六年 四月十八日	一通	大川原鹿堀村庄屋組 頭・野間彦左衛門 浅 野太左衛門	六百俵粟輪米割六斗八代樽木三万丁、この公儀段 のとおり律儀、樽木を割り出して動年する	526
20	12	言	寛文六年 午 十二月二十八日	一通	川嶋武左衛門・ 鹿堀村庄屋中	寛文五年から六年に 塩泉院および鹿堀村内山より雑 木を伐り出す、合計 万七千七百七十五本	4
21	13	仕上ル一札之事	寛文七年 未 七月十九日	一通	本人平吉他・ 宮下彦五郎	不届きを行なったことが塩泉院預りになった。親兄弟 に背いてきたが、塩泉院を頼りにすること	1454
22	14	請合申一札之事	寛文七年 未 十二月二十四日	一通	長谷川吉左衛門・ 宮下彦五郎	傳左衛門と八兵衛の両人の保証状	5
23	15	(一)預り申金子之事 (二)借用申金子之事	(一)寛文八年 甲 四月二十八日(二) 寛文十二年 子十 二月十三日	一通	利左衛門他・ 宮下彦兵衛 同 彦五 郎	金子借用証	1542

24	寛文 16	仕一札之事	寛文十年 戌 二月六日	一通	市瀬村本人字兵衛他・ 鹿嶋村宮下彦五郎	市瀬村字兵衛が鹿嶋村六兵衛に馬一匹一疋床と売つた。その後さらに馬の売買でいざよふ起こつたので寛文奉行所に訴訟するといふ知らせ	527
25	17	山根渡申手形之事	寛文十年 戌 三月十日	一通	鹿嶋村宮下彦五郎他・ 口口五郎左衛門、大橋 利右衛門	瀬入中田中にある雑木を残らず人回りで売り渡す	6
26	18	仕渡候一札之事	寛文十年 戌 十二月十八日	一通	本人庄助他 宮下彦五郎	二千八百丁の榎木を割り出したことにつき、金子二分を受け取った	528
27	19	榎木請取申事	寛文十二年 亥 一月二十八日	一通	宮崎佐夫夫 宮崎太郎 左衛門・千村字右衛門	大河原・鹿嶋村で五万挺年貢榎木納の時期、鹿嶋村より九万七千六百九十九挺出榎した	1543
28	20	請取申榎木之事	寛文十二年 亥 二月十五日	一通	大河原村、鹿嶋村両村 名主・飯田惣次所	大河原村で割りたてた榎木二百四十士挺の請取、届け	1544
29	21	借申金子之事	寛文十二年 亥 二月十六日	一通	前八郎他・宮下彦兵衛 同彦五郎	金二両一分を借申する。担保は田畑とする	1455
30	22	御公儀御未進御座候二付御奉仕上仕候手形之事	寛文十二年 亥 三月十四日	一通	鹿嶋嘉平 他・ 宮下彦三 宮下彦五郎	未進榎木が二千二百八十四丁あり、この代として亥から辰までの六年年奉で奉公する	290
31	23	仕立候一札之事	寛文十二年 子 七月	一通	兵五郎兵衛・ 宮下彦兵衛 下嶋佐次 衛門	ばくら宿を宮んだらとを詫び、今後しないことの一札	7
32	24	(借入金証書)	寛文十一年 他	十通	各人・ 彦兵衛	寛文十一年、延享三年、五年、元文五年、天明四年、六年、六年、文政五年、天保十三年、慶應三年の目付借入金証書	1335
33	延宝 1	仕渡候一札之事	(寛文十三年)延宝 元年 丑 二月九日	一通	九郎兵衛他・ 宮下彦兵衛	落合河原にある田地の譲渡證文	1336
34	2	(一)預り申御奉金之事 (二)御榎三二借用仕候金子之事	延宝五年 丑 十月十六日	一通	大川原村庄屋七左衛 門、鹿嶋村庄屋彦兵 衛・大石傳右衛門	(一)榎木代金として計三百七十八両余を預る。一両につき四両五丁替えて榎木にて納入する (二)榎木渡入帳場で入用の金二両二分を借り入れ	1545
35	3	(一)仕立候一札之事 (二)講合之事	(一)延宝五年 丑 十二月二十七日 (二)延宝六年 寅 二月三日	一通	源兵衛 六藏・ 宮下彦兵衛 同彦五 郎	助藏公儀未進榎木八百七十丁の代として女工一人、借入金二両の代として男を七年奉公に差し出す	291
36	4	仕立候一札之事	延宝三年 卯 八月十九日	一通	本人清左衛門 他・ 宮下彦兵衛 同彦五郎	杣日用(日雇)として勤める美濃國清左衛門の保証書	292
37	5	(田地譲渡證文)	延宝三年 卯 十二月十八日	三通	平左衛門他・ 宮下彦兵衛 同彦五郎	年貢未進があり納入のため田地譲の證文	1546
38	6	渡渡之申山畑田手形之事	延宝三年 卯 十二月廿日	一通	本人門四郎他・ 宮下彦兵衛 同彦五郎	わざわざ山畑田の永代売渡手形	1456
39	7	(一)(二) 借申金子之事	延宝三年 卯 延宝六年 午	三通	庄右衛門他・ 宮下彦兵衛 同彦五郎	借金証書 返済を榎木割り出しによることもあった	1547

			(一)指上方申手形之事 天和元年 酉 十二月十八日 彦兵衛より宮下彦五郎 (二)指上方申手形之事 元禄十年 丑 三月二十八日 八兵衛より宮下彦兵衛 (三)仕り上申一札之事 享保七年 戌 一月十四日 六左衛門より宮下彦兵衛 伊左衛門 (四)差上申一札之事 享保七年 寅 二月 弥助より宮下彦兵衛 (五)差上申一札之事 享保十年 巳 八月 弥四郎より大嶋彦兵衛 (六)一札之事 享保十三年 未 三月 松下九右衛門より大嶋彦兵衛 (七)御様被下候三付差出候證文 明和七年 寅 二月 傳藏より大嶋彦兵衛 (八)御様被下候三付差上申候證文之事 寛政十三年 酉 二月 伊介より大嶋彦兵衛 (九)差出申一札之事 文化十三年 子 十二月 弥助御前左衛門より彦兵衛 (十)庄惣以口上書奉願上候御事 文化十四年 丑 六月 鹿嶋村彦兵衛より飯田御役所 (十一)一札之事 文化十四年 丑 七月 飯田町傳右衛門より名主佐佐内				
52	天和 3	(土地争い)	天和三年から正徳五年	一通	売主間四郎 彦兵衛・二郎作 一郎助	門四郎 二郎作の土地争いの間書 土地譲渡文書 関係者は門四郎 二郎作 一郎助 甚左衛門 孫七他	1549
53	4	仕上候一札之事	天和三年 亥 四月十七日	一通	清左衛門・宮下彦兵衛	本國豊濃麻生村出身 代々禪宗の者という宗門一札	1550
54	5	(出入り)	天和三年 亥 九月二十一日 門四郎 亥 十二月十九日 一郎作	一通	鹿嶋村門四郎 二郎作	門四郎が飢饉に及んだ際に二郎作に二両の借金をした 冬や田地をかたにしていたが 洪水で流失したことにより借りが入り組んだことになり訴訟に及んだことについて	1551
55	貞享 1	(一)子之年免定之事 (二)真之年免定之事	(一)貞享五年 子 十月 (二)貞享三年 寅 十月	一通	千平右 (子村立右衛門)・鹿嶋村庄屋組頭惣百 姓代中	貞享五年、三年の免定 例年の通り樽木で、(一)一万五千二百五十 (二)一万三千八百四十五	10
56	2	寛	貞享三年 丑 七月十日	一通	鹿嶋村おすまり久右衛門他・彦兵衛他	公儀役人が来村するので 諸夫役を引き受ける。諸事入用費の扱いについて	1552
57	元禄 1	仕上申一札之事	元禄元年 (貞享五年) 辰 四月二十八日	一通	庄左衛門 他	高林寺出入りの仕は 大河原村庄左衛門 太郎左衛門 兵左衛門扱いで埜が明た。今後は申し分はない	11
58	2	指上申手形之事	元禄元年 巳 十二月十日	一通	仁左衛門他・宮下彦兵衛	樽木譲合 その勘定十両の内 西二分支払われ 残りは三年で勘定されること	1553
59	3	仕かいふ田作之事	元禄三年 午 二月十六日	一通	本人庄左衛門他・宮下彦兵衛	くき置置五斗三升二合と五斗五升一合の寺平の畑地を譲り受ける	1554
60	4	種の申御様木之事	元禄三年 午 二月 十五日	一通	彦兵衛 他・五市 他	樽木をあわせて百十丁、北入より預った。未仕勘定に加之る	12
61	5	寛	元禄三年 午 三月 二十九日	一通	本人定衛門 他・宮下彦兵衛	小嶋豊盛敷田地林の持ち手を決めた寛	299
62	6	(一)寺請手形之事 (二)宗旨請状之事	元禄四年 未 四月四日 元禄十二年 寅 九月十日	一通	川野村泉徳院 飯田正念寺・彦兵衛	曹洞宗一向宗の宗門一札	1555

63	元禄 7	指下方申一札之事	元禄五年 申 二月十八日	一通	本人角内 他・ 宮下彦兵衛	畑耕作人として働いてきたが、昨年の未満水で田畑が流れたので、他地へ移る。しかし、桑原、四徳、大草の三方村には居住しない	300
64	8	(元禄年間の免定)	左記	七通	千平石・ 鹿嶋村庄屋組惣旨姓 中	(高)三百二十八石五升九合(元禄年間の免定)	301
(一)申之年免定之事 元禄五年申十月 (二)酉之年免定之事 元禄六年酉十月 (三)子之年免定之事 元禄九年子十月 (四)丑之年免定之事 元禄十年丑十月 (五)辰之年免定之事 元禄十三年辰十月 (六)巳之年免定之事 元禄十四年巳十月 (七)午之年免定之事 元禄十五年午十月							
65	9	田地割符之事	元禄六年 酉 五月十九日	一通	清三郎・庄屋彦兵衛 宋左衛門	田地割符通りに定納を割付ください	13
66	10	為取替申手形之事	元禄七年 戌 十月十六日	一通	大川原鹿嶋村庄右衛門 彦兵衛他・ 松屋吉左衛門	去る辰と未の満水で樽木流失、年貢未進になり困窮、御用木伐り出しを願う。材木伐り出しから樽材までの概要	302
67	11	戌之年免定之事	元禄七年 戌 十月	一通	千村平右衛門・鹿嶋村 庄屋組惣旨姓	高(高)三百二十八合五升九合 取米四十八石六斗八升 中樽木八斗十四丁	532
68	12	林定之事	元禄十二年 寅 二月廿日	一通	本人三右衛門 他・ 宮下彦兵衛	小嶋林の林地を分けて、それぞれの持ち主を決めな	303
69	13	乍取替付々御訴訟申上候	元禄十二年 寅 三月	一通	大川原鹿嶋村庄右衛門 彦兵衛他、村役人・ 御奉行	先年辰と未の満水で樽木と田畑浸食が流れた。救済のため願ひ出た御用木伐り出しが聞き届けられたので、神田四郎村松屋吉左衛門関わりで仕事を請け負う	304
70	14	仕手形之事	元禄十三年 辰 一月廿日	一通	本人利左衛門・ 宮下彦兵衛	当年二十四歳の女子が九年間奉公することの一札	305
71	15	外之御渡入小勘定目録	元禄十三年 辰 三月	一通	鹿嶋村庄屋組頭・ 佐野島左衛門、大竹庄 左衛門	鹿嶋で割りたてた樽木、中樽木六万九千六百八丁、共、寅、卯年分の年貢として計、五万五千五百二丁	837
72	16	外之御渡入御勘定目録	元禄十三年 辰 三月	一通	鹿嶋村庄屋彦兵衛他・ 佐野島左衛門、大竹庄兵 衛	元禄十二年鹿嶋村が割り出した樽木中樽七万七千余の渡入および勘定目録	1556
73	17	講状之事	元禄十四年 巳 正月	一通	奉公人親六右衛門 他 ・宮下彦兵衛	娘、十六歳を奉公人として勤めさせる、耐えられず死ぬものなことがあつても、異は言えない	14
74	18	乍取御訴訟申上候御事	元禄十四年 巳 四月	一通	鹿嶋村彦兵衛、大河原庄 右衛門他、村役人・ 江戸御奉行	大満水により年貢樽木が多く流失し、未進になった。年貢を払うための諸木伐り出しの願がかない、去る辰から申し入りした。これら材木の材木蔵納めを願う	306
75	19	差下方申一札之事	元禄十四年 巳 九月	一通	何村庄屋 誰・ 藤源三衛門	筒倉のため米村する役人が逗留中に作法を守る。特別なものでなしはしない、扶持米を意付取った	838
76	20	未之年免定之事	元禄十六年 未 十月	一通	千村平右衛門・鹿嶋村 庄屋組惣旨姓代	元禄十六年分の年貢高、取米五万七千石五斗五升五合で、中樽木九千八百七十一挺	15
77	21	乍取替付々以奉願候御事	元禄十六年 未 十二月	一通	大河原村庄屋平七郎 他・御代官	辰と未の満水で流失した樽木が未進になった。年貢納のため材木を切り出した	16

78	元禄 22	作原書付を以奉願候御事	元禄十六年 未 十二月	一通	大河原村庄屋平七郎鹿 塩村庄屋又左衛門 他 村役人・御代官	辰と未の濁水で流した榎木が未進になった。困窮救 済と年貢納のため材木を切り出した	307
79	宝永 1	仕一札之事	(元禄十七年) 宝永元年 申 五月十六日	一通	新蔵 他・ 彦兵衛	分別のない申し出をして申し訳なく一言もない	17
80	2	宝永年間の免定	左記	六通	千平右・鹿塩村庄屋組 頭惣吾姓中	高三百二十八石五升九合 宝永年間の免定	308 (六)の下 三分一 破損
			(一) 申之年免定之事 宝永元年申十月 永在于十月 (二) 戌之年免定之事 宝永三年戌十月 (三) 亥之年免定之事 宝永四年亥十月 (四) 子之年免定之事 宝 永在于十月 (五) 丑之年免定之事 宝永六年丑十月 (六) 寅年免定之事 宝永七年寅十月				
81	3	指上申一札之事	宝永四年 亥 十月十二日	一通	小嶋小右衛門	先年に比して役目が年々増大し迷惑している。斧役も 二丁から四丁になった。田地をよさるかお帳を出すか 二つに二つに願う	309
82	4	一札	宝永四年 亥 十二月十六日	一通	高瀬龍雲院住持	長泉という名の者は同行の者にまきれもないといひ一 札	533
83	5	御役目付之事	宝永四年 亥 十二月十八日	一通	喜右衛門他・宮下彦兵 衛 同 口五郎	奉公人が一月から十二月に果たすべき役目の主なもの を書き出し、請ける札	534
84	6	仕り申一札之事	宝永五年 子 二月十二日	一通	本人清右衛門他・ 宮下彦兵衛	二カ所の総田を預かり、今後も何事につけ御意に沿う	310
85	7	仕り申一札之事	宝永五年 子 二月十二日	一通	本人市右衛門他・ 宮下彦兵衛	隠匿するに当たり田畑・新田など取り上げのところが一 代限り預け下さること、もし背いたときは取り上げに なつても恨まない	1337
86	8	一札之事	宝永五年 子 四月十一日	一通	飯田本地屋敷石衛門・ 鹿塩村彦兵衛	内山の中山で、トナ、ブナを伐る。ろくろは三丁で、 一丁にしろ二年二回をささめる。木嶋御宗間は徳宗	535
87	正徳 1	仕二筆之事	(宝永八年正徳元年 卯 七月八日	一通	本人六三郎他・ 宮下彦兵衛	酒の上で無礼を働いたが、責人、喜平のとりなしで許 された。今後慕って慎む	1338
88	2	仕り上申一札之事	(宝永八年正徳元年 卯 七月十九日	一通	本人清右衛門 他・ 宮下彦兵衛	跡目を仰せ付けられたが、わがままを言い叱りを受け た。普兵衛はじめ三人の取り持ちで許されたこと	311
89	3	(宝永年間免定 (一) 卯年免定之事 (二) 辰年免定之事 (三) 午之年免定之事 (四) 未之年免定之事	(一) 正徳元年 卯 十月 (二) 正徳二年 辰 十月 (三) 正徳 四年 午 十月 (四) 正徳五年 未 十 月	四通	千村平右衛門・ 鹿塩村庄屋組頭惣吾姓	高三百二十八石五升九合 (一) 取米五十四石五斗五升六合 中榎木九十九三挺 (二) 取米五十六石四斗八升八合 中榎木九十四百十五 挺 (三) 取米六十二石五斗九升九合 中榎木一万三百八 十二挺 (四) 取米六十九石一斗六升七合 中榎木一万千 五百二十八挺	536
90	4	宗簡手形下書帳	正徳年 辰 三月	一冊	鹿塩村高瀬院・ 飯田御役所	宗簡改め本文、指上申一札之事、鹿塩村庄屋 文左衛 門 他	839
91	5	相対し以申定證之事	正徳年 辰 十二月十八日	一通	部奈村禰与村 村役 人・大草村高村私禰役 人	大草・部奈 禰与村など村境の遺・橋・資源の扱い方 について 榎木山下し 奉行連行の際の出現など取 り決め文久二年戌二月二十八日に写したものの	312

92	正徳 6	講經儀事	正徳四年 午 二月二十六日	一通	上村本人立吉他・ 鹿嶋村彦兵衛	家系供おむつ七歳を米代禮代とする。身代金二分 利息三割の證文	313
93	7	申請候田地手形之事	正徳五年 未 七月二十一日	一通	本人宗左衛門他・ 九兵衛他	二十五年前に二箇で譲り受けそ田地を仲間で割り受けたりこれ売り渡すときは元儀で渡す	1557
94	享保 1	寺土嶋境畫之覚	享保元年 (正徳六年) 申 三月十三日	一通	万右衛門・定右衛門・ 塩泉院和尚	土地の境目についての覚書 享保八年十二月十三日の写し	18
95	2	享保年間免定		十八通	手平右・ 鹿嶋村名主瀧頭惣右衛門	高三百二十八石五升九合鹿嶋村高辻 享保徒間の免定。享保六年は欠、享保二十年は別整理 (整理番号は、享保二)	314
		(一) 申之年免定之事 享保正徳申十月 (二) 酉年免定之事 享保 年酉十月 (三) 戌年免定之事 享保三年戌十月 (四) 亥年免定之事 享保四年亥十月 (五) 子年免定之事 享保五年子十月 (六) 丑年免定之事 享保七年寅十月 (七) 卯年免定之事 享保八年卯十月 (八) 辰年免定之事 享保九年辰十月 (九) 巳年免定之事 享保十年巳十月 (十) 午年免定之事 享保十二年午十月 (十一) 未年免定之事 享保十三年未十月 (十二) 申年免定之事 享保十四年申十月 (十三) 酉年免定之事 享保十五年酉十月 (十四) 戌年免定之事 享保十六年戌十月 (十五) 亥年免定之事 享保十七年亥十月 (十六) 子年免定之事 享保十八年子十月 (十七) 丑年免定之事 享保十九年丑十月 (十八) 寅年免定之事 享保二十年寅十月				(四) 虫食 い破損	
96	3	指上申一札之事	享保正徳(正徳六年) 申 五月十八日	一通	本人万右衛門 他・ 宮下彦兵衛 伊左衛門	万右衛門親等が勘定をうむり、家内殿らず退放の所塩泉院や年寄り衆のとりなしで樽村でできることになり、今後の勘定を約した一札	315
97	4	鹿嶋村当起爐改帳	享保五年 申 十月	一冊	大竹庄兵衛 桑原覺石 衛門 鹿嶋村庄屋申	当年申年の起し返り田畑調べの確認	840
98	5	備金字之事	享保三年 戌 三月二十六日	一通	本人長次郎他・ 彦兵衛	金三両の備用、利息割 来る十二月二十日前に返済する	316
99	6	覚	享保五年 子 九月	一通	鹿嶋村・ 御代官	家数百四軒、他 馬 田畑、寺数 宮数、家数の報告	19
100	7	覚	享保五年 子 十月十三日	一通		大河原 鹿嶋村への夫食米六十石、川除共米十五石 金を中坪、野口、八手村の山村へ割付した覚	317
101	8	宗簡手形鹿嶋村	享保六年 丑 三月	一冊	塩泉院 香林寺、宗次 寺土嶋庄兵衛 桑原角 右衛門	宗簡改めの本文 指上申一札之事	841
102	9	鹿嶋村定納帳	享保七年 寅 二月	一冊	庄屋彦兵衛他	高持各定納高 永流引きの書上帳	537
103	10	差上申一札之事	享保八年 卯 七月三日	一通	弥兵衛他・ 大嶋彦兵衛	総役官一身連判に加わり、家財取り上げ退放の所 七郎右衛門と源左衛門の取り成しで許された際の一札	318
104	11	一札	享保十年 巳 二月十八日	一通	山村平六・ 大嶋彦兵衛	宗簡送りの一札。代々浄土宗である	1457
105	12	一札之事	享保十年 巳 六月	一通	小山村庄屋源右衛門 民右衛門・鹿嶋村庄屋 伴右衛門・普益衛	樽木渡入の入用 講經書禮代として采拵	20

106	享保 13	定	享保十年 巳 十月	一通		榎木の享保十年申渡の定め、長樫木長さ三尺三寸、三方三寸腹寸、短樫木長さ三尺三寸、三方三寸腹寸、二つ柳四つ割の若木白松脚木は堂止	538
107	14	相見申一札之事	享保十二年 午 八月七日	一通	鹿嶋村庄屋善兵衛・ 彦兵衛	彦兵衛持ち林の内、獵師小屋を起点に境界を確認している	21
108	15	(由山二件) (一) 相見申一札之事 (享保十一年午八月廿日) 宝曆七年五月 (二) 覚 享保十二年 午 八月 大嶋彦兵衛親 (三) (二) 内渡扱 誓證文之事 享曆八年寅 丑 三日 久々里吉盛儀右衛門、誓右衛門 (五) (由山二件) 書付	享保十二年 午 八月廿日 他	五通		(一) 宝曆七年十月に享保十二年八月の文書を写し確認 中山の持ち林を伐り売ることに申し分はない。一部は村中入会であることを決めた二札 (二) 中山持ち林について争いになったいきつめを寛え	1458
109	16	物運判仕相願候御事	享保十二年 未 七月二十四日	一通	下峯村左平他村民多 数・庄屋 年寄り中	北入村から下峯村へ賣割の件で度々申し入れ。高にに応じて費用分担には応じがたい	319
110	17	差上申一札之事	享保十三年 申 一月二十九日	一通	久五郎他・ 大嶋彦兵衛	常々御山大切に守ってきたが、このたび樫木を少々伐り出したことは不心得だった	22
111	18	指上申一札之事	享保十三年 申 三月	一通	彦三郎他・ 大嶋彦兵衛	禁止されている賭博を行わないことはもちろん、宿も貸さないことを堅守する	320
112	19	一札之事	享保十三年 申 五月	一通	本人傳左衛門他・ 彦兵衛	先年我孫を働か村八分を受けしたが、彦兵衛引き受けで塩竈院にも許された。今後繰り返さないことの一札	1339
113	20	書置證文之事	享保十三年 申 六月	一通	細頭善兵衛他・ 下峯中	公用の取り扱いや村月請事、支払いなと相成の仕事分担しても動めることの約定	321
114	21	書置證文之事	享保十三年 申 六月	一通	細頭善兵衛他・ 下峯中	山内入会 道橋割合、渡入 送迎人定、宗南改め 村内入用割合、箕輪米 御山分け金 など先年通り 高割な約定	539
115	22	書置證文之事	享保十三年 申 六月	一通	下村彦兵衛他・ 北入村中	山内入会 草木採取、道橋割合、材木渡入、書入用金 高割な約定	540
116	23	田畑流土書上付控帳	享保十三年 申 七月十五日	一冊	庄屋善兵衛、伴右衛 門・市岡源六、唐源 藏	今八日塩川満水で流れた田畑、及び六月七日の流れ畑の追掘若	842
117	24	各種賦金六ヶ請取 覚 各年 括	享保十三年 から 享保 年	二十六 通	飯田御役所・ 鹿嶋村名主中	(左 号順番) 願旨 年号月付 差出人名 賦などの 別 (一) (廿六)	23

		(一) 請取申金子之事 享保十三年申十二月廿日 桑原左衛門 国役金 (二) 請取申金子之事 享保十五年戌七月十九日 市岡源六 高掛金 (三) 寛 享保十五年戌十二月十一日 市岡源六 国役金 (四) 寛 元文四年未二月九日 市岡源六 百石二分御藏買 (五) 寛 元文四年未四月十日 産源藏 年 寛傳木と拜傳木代金 (六) 寛 元文五年申十月十一日 市岡源六 津州四天王寺奉加錢 (七) 寛 元文五年申十二月十七日 市岡源六 年寛傳木と拜 借米 借買掛代金 (八) 寛 寛保元年酉十二月廿五日 産源藏 年寛傳木代金 (九) 寛 寛保三年戌十月十五日 市岡左衛門 国役川除高掛金 (十) 寛 寛保三年戌十一月十九日 国役川除高掛金 産源藏 傳木代金 (十一) 寛 寛保三年亥正月 市岡源九郎 百石二分高掛金 (十二) 寛 寛保 三年亥十二月五日 産源藏 傳木代金 (十三) 寛 寛保四年子正月十九日 市岡源九郎 百石二分高掛金 (十四) 寛 延享二年子十一月廿八日 市 岡源九郎 傳木代金 (十五) 寛 延享二年五月廿日 市岡左衛門 国役高掛金 (十六) 寛 寛延元年(延享五年) 辰五月十二日 市岡源九郎 右の 通の五郎三郎に渡した (十七) 寛 寛延元年巳二月十一日 市岡源九郎 辰年材代金 (十八) 寛 寛延三年午八月廿六日 市岡源九郎 材木減金 (十 九) 寛 寛延四年未三月 藤井儀左衛門 傳木不足金 柴減不足金 長木代買金 (廿) 寛 明和三年戌十二月朔日 宇都右衛門 年寛傳木代金 出林 永 (廿一) 寛 明和七年寅十二月八日 宇都右衛門 年買 (廿二) 寛 明和七年寅十二月八日 宇都右衛門 子 丑分川草請国役高掛金 (廿三) 寛 安永元年巳九月八日 湯淺儀左衛門 子丑寅三年分薄筋川草請 国役高掛金 (廿四) 寛 安永元年巳二月朔日 市岡左藏 御蔵前入用金 (廿五) 寛 安永元年巳十二月廿日 湯淺利源治 小物成 (廿六) 寛 安永元年巳十二月廿日 湯淺利源治 小物成山林木					
118	享保 25	寺建立奉加帳	享保十四年 西 二月	一冊	塩原院 鹽原利夫	塩原院鹽原 奉加帳 (文政三年辰十月に大樽彦兵衛に より写されたもの)	243
119	26	相見入申一札之事	享保十四年 西 四月 十六日	一通	源右衛門 他・下村庄 屋年寄衆組頭衆	渡入奉行方が出張して来る時の諸事賦役を勤める、水 風呂及び、飯田と太倉原村への運送など	24
120	27	相見申證文之事	享保十五年 戌 三月	一通	船明山形屋伊左衛門・ 鹿塩村庄屋組頭	村方による雑木一万本伐り出し願いの件、万事引き受 ける、運上金やその他は庄屋など立金いで行うこと	25
121	28	指上申證文之事	享保十五年 戌 六月 二十八日	一通	彦兵衛他・今泉陸右衛 門・桑原左衛門	風折、畏避り、立たされ、御用木未などあるかとい う問い合わせに対し、少しはあるが苗木にはならない ので切り出し願は苗木になる木品であること	322
122	29	成出御木御勘定目録	享保十六年 亥 三月	一通	鹿塩下村名主善之助 他 御代官	享保十五年戌年分年買傳木、借米、桑原左衛門仕入 れ傳木、過納傳木、合計中傳木廻し九万八千八百三十 六疋を本村と北入から出す	323
123	30	差上申證文之事	享保十六年 亥 五月	一通	鹿塩下村名主 他・ 代官所	鹿塩村山内へ木彫師を出入させたことの吟味がなま れ、今後入れさせないこと	26
124	31	差出申一札之事	享保十六年 亥 六月	一通	鹿塩下村五十一人名代 午兵衛他・ 同村彦兵衛	鹿塩村の名主役は総百姓納付の上で引き受けること	324
125	32	御山之事	享保十七年 子 六月 十六日	一通	次右衛門 他・ 百姓代	材木一万本を下す金子四十両は仕事をしている間に支 払う、残りは総百姓代方へ払うと定めた	27
126	33	作取書付を以奉願上候	享保十七年 子 六月	一通	大河原村名主兵左衛門 他・御代官	大河原、鹿塩両村困窮につき、雑木高木払い下げ許可 の願書	28
127	34	作取書付を以奉願上候	享保十七年 子 六月	一通	大河原村名主兵左衛門 他・御代官	水損、旱損、凶作で、村方は困窮の極みにも、拜借 しても返すあても無いので、雑木高木伐り出しを願う	325
128	35	(一、二) 取扱申證文之覽	享保十八年 丑 三月	一通	大河原村名主兵左衛門 他・鹿塩村名主他	池田町宿治郎八と市左衛門が寂しい人になって大河原、 鹿塩両村御傳木山から割り出しの傳木は等分とするこ と、薪山などは從來とおりに入会すること、入用金、 河狩入足のことなどは言明り合意事項の證文	1340

129	享保 36	(一) (一) 享保十八丑勸修帳	享保十九年 寅 二月 百	一冊	左源太 定七郎	(一)養村分(二)下村分の年貢榑木勸定帳、中本高二万九千九百九十四挺は下村分、他に四百九十九挺北人より、計三万四千九百九十三挺	541
130	37	(一) (一) 寛文御榑木内勸修帳	享保二十年 卯 二月	一冊	勘定人左源太 定七郎	(一)養村(二)下村の享保十九年分年貢榑木勸修帳	542
131	38	乍恐口上書を以奉願占候御事	享保二十年 卯 三月	一通	鹿嶋大河内村名主綱頭 惣百姓代・御役所	八ヶ里への願い出上書き、近庄榑木底につき本榑木ばかりになり、寸法を減らしても榑木割り出しは不可能、当所から十年金納を願う	543
132	39	御年貢御榑木京山故割立候義不罷成依之当卯年より子年まで拾七年之間御榑木相休金納之御願申上候二付委細御吟味之趣奉承知差上候口上書之覚	享保二十年 卯 三月	一通	六カ村・ 御役所	榑木京山につき十年の金納願い。御榑木山は今後大切に守ることの一例	326
133	40	奉申一札之事	享保二十年 卯 六月	一通	鹿嶋村名主左衛門は か村役人	榑木京山につき十年の金納願い。御榑木山は今後大切に守ることの一例	327
134	41	卯年免定之事	享保二十年 卯 十月	一通	千村平右衛門・ 鹿嶋村名主旨	享保十三年から元文三年日まで十年の定免だが、本年は増手も考えてこのよう休置である	29
135	元文 1	(一) 辰年免定之事 (二) 巳年免定之事 (三) 午年免定之事	(一) 元文元年辰十 月 (二) 元文二年 巳十月 (三) 元文三 年年十月	三通	千平右・鹿嶋村名主組 頭惣百姓	高三百二十八石五升九合、元文年間免定、去る申より当所まで十カ年の定免、当年より来る卯まで十カ年免	328
136	2	(一) 卯年御榑木成御勸定目録 (二) 辰年御榑木成御勸定目録 (三) 巳年御榑木成御勸定目録(付書付) (四) 午年御榑木成御勸定目録 (五) 未年御榑木成御勸定目録	(一) 元文元年(享 保十二年)辰三月 月 (二) 元文二年巳四 七月 (四) 元文四年未 四月 (五) 元文五年申 三月	六通	鹿嶋村名主彦兵衛 他・ 御代官	享保二十年卯から元文四年未年までの御榑木勸定	30
137	3	(徳貞吹替交換)	(元文元年) 辰 五月 十月	一冊		慶長金新金は百両を百両、宝永金三百両につき新金百両の額込、引替えは慶長金、正徳金は百両につき摺掛六十五両で引き換え(このレシトは元文元年改鑄)	844
138	4	(一) (一) (一) (二) 田畑并農敷農段之覚 (二) (四) (六) 田畑農敷當時買入并小作上米價段之覚 (三) (七) 田畑農敷買入并小作上米價段之覚 (八) 覚	元文元年 から享保十年	八通	鹿嶋村名主他、 飯田御役所	田畑農敷買入の價段、小作が納める上米の價段親告 (三) (一) (六) は高文	1341
139	5	相究又申論文之事	元文元年 巳 六月 十七日	一通	北入村名主五郎左衛門 他村役人・下村兼中	十年以前に下村と北入村の二つに分かれたが、この慶彦兵衛榑木衛門の口入で和合、一つでやっつけていく	329

140	6	元文 （一）鹿嶋村之内下村と北ノ入向後二 致三罷成候段双方より訴渡候二付口 書 （二）相考ノ申證文之事 （三）覺文書付	元文 年 巳 六月十九日	三通	鹿嶋村名主善兵衛他・ 御所所	（一）十年來本村と北ノ入は二つに分かれていたが、この たび一致すると知られる。包み紙には三通とある （二）下村と北ノ入村の取替書證文 （三）證文取扱の覺文書付	544
141	7	相定申不地勘證文之事	元文 年 巳 八月	一通	利兵衛 太郎九・ 村方衆中	北ノ入谷のトチを買取った。代金と轡一疋につぎ一 酉辰を私り、年奉は言已から来る丑まで九年	31
142	8	相拵申一札之事	元文 年 巳 閏十二月一日	一通	文左衛門 他十六名・ 大嶋彦兵衛	山仕事につく人数を各前の知らせ	32
143	9	相考ノ申證文之事	元文 年 巳 閏十二月十九日	一通	善兵衛 他十八名	今後左衛門、材木伐り出し作業につくにつき、抜け駆 けしないことなどの約束	33
144	10	御山助成金頭割帳	元文 年 巳 閏十二月十九日	手帳一 冊		郷山助成金を頭成各人高割りで配分、計四十五両の内 二十三両は今回、残り二十二両は癸丑三月	545
145	11	預り金渡帳	元文 年 巳 十二月二十五日	一冊		預り金の受け渡し帳。文金四十五両分にも及ぶ	1342
146	12	相渡ノ申口上覚	元文 年 巳 閏十一月	一通	高木新兵衛・ 鹿嶋村惣堂株代	一万本に付き五十両の材木價戻取り決め、この礼金に つき過翌年に訴訟が起ったが村役人などに勝る	34
147	13	相考ノ申證文之事	元文 年 巳 十二月	一通	山方屋喜多右衛門 他・鹿嶋村名主中	元文御用木伐り出しのため山入り川下げなど、請負の 取り決め證文	35
148	14	年頭割帳	元文 年 巳 十二月二十一日	一冊	名主善兵衛 五郎左衛 門	年頭割書を百六十五人（百六十七人）で割り、一貫貳百五 拾九文（貳百五十二文）を徴収した	845
149	15	（一）田畑起燵の改帳 （二）鹿嶋村當年起返内改帳 （三）下帳	元文 年 午 一月	三冊	鹿嶋村名主善兵衛 五 郎左衛門	起し返り田畑の反別、高持ち主の書き出し	846
150	16	御用書留ノ并村中人用帳	元文 年 午 三月	一冊	鹿嶋村大嶋彦兵衛 百 姓代茂平	村人用費の覺えと書きとめ（金銀割合）四天王寺動化 の口上亭しがある	847
151	17	村中諸人用費割帳	元文 年 午 六月二十一日	一冊	鹿嶋村茂平、利兵衛	村人用費の個人別割り付け書留。元文三年三月から六 月	848
152	18	本新田畑檢地帳之辻反別書費并流差 引	元文 年 午 八月	一冊		本新田畑の広さと、上、中、下分米の書き出し	849
153	19	持高書出写帳	元文 年 午 九月	一冊	大嶋彦兵衛	持高書現狀内訳の詳細書き出し、總高二十八石九斗七 合、本新田畑三町八反九畝九步	850
154	20	相考ノ申證文之事	元文 年 午 十一月	一通	山方屋善兵衛、小嶋屋 清兵衛・鹿嶋村名主組 頭	元文高木、材木價割仰せ付けられ、二分、二万五千本に 対し所成と分込、年奉七十六両三分、米の支払い證文	546
155	21	村中諸人用費割帳	元文 年 午 十二月四日	一冊	鹿嶋村百姓代、利兵衛	村人用費の個人別割り付け書留。元文三年七月以降	851
156	22	指上申證文之事	元文 同年 未 六月	一通	何村名主信衛門・千村 兵右衛門御役人中	去年四月、十六歳ほどの女が伊勢へ参宮、今戻村へ 帰らざにいる、同時期間様に不帰の女は言村にいない	36

157	元文 23	借申金之事	元文四年 未 十月	一通	本人仙右衛門他・ 彦兵衛	金百六十両の借申書 村方日履貸 材木厘代などに入 用のため	547
158	24	(一)預り申金之事 他 左記 (二)預り申金之事 元文四年未十二月 戸谷仙右衛門 利八より大嶋彦兵衛 (三)請取申金之事 (三)寛 (寛保三年戊辰八月晦日 飯嶋町与左より彦兵衛 右馬之丞 (四)寛 (寛保三年戊辰八月晦日 飯嶋町与左より彦兵衛 前野右馬之丞 (五)寛 年号不詳元文四年 寛保二年から十一月朔日 唐沢佐治より大嶋彦兵衛 (六)書簡 年号不詳元文四年 寛保二年から十一月八日 松嶋口左 衛門より前嶋右馬之丞	元文四年から寛保 二年	六通	左記	元文四年に關わり、金子の懸合、金子預かり、受け取 り、米の送り状などを一通がひとくりになっていた 寛保三年戊辰八月十二日 佐治より彦兵衛 飯嶋町与左より彦兵衛彦兵衛、前野右馬之丞	330
159	25	差申御請負證文之事	元文五年 申 三月	一通	請負人権屋屋治藏・ 御奉行	材木請負證文の写し 武州秩父郡中津川山御林の材木 を、当年から五年の代り出しを請け負う	37
160	26	寛	元文五年 申 三月	一通	戸谷仙右衛門代理丹 藏・山方屋喜太右衛門 代理九右衛門・ 鹿嶋村彦兵衛	去る冬の日履 飯米三百五十俵受け取り	331
161	27	鉄御改帳	元文五年 申 三月	一冊	名主彦兵衛他・ 御代官	御師鉄砲二十三挺 おとし鉄砲三十挺	548
162	28	寛	元文五年 申 五月	一通	戸谷仙右衛門代理丹 藏・右馬之丞 彦兵衛	上米五石を受け取り請求があれば取り立てる	38
163	29	相權申證文之事	元文五年 申 六月	一通	戸谷仙右衛門代理丹 藏・山方屋喜兵衛 小 嶋屋清兵衛代九右衛 門 鹿嶋村名主須頭	仙右衛門の金銀が延びきしている。袖日履金そのほ か諸々関連入用書のため、書置渡場にある間知済みの 材木を二両に五本で都立する	332
164	30	差出之申一札之事	元文五年 申 六月	一通	山方屋喜兵衛・小嶋屋 清兵衛代九右衛門・大 河原鹿嶋村名主中	大河原鹿嶋村が請け負った陸木の諸事請け負ってい るが、金主仙右衛門小守で差し障りが起こった。新た に江戸問屋中で金主引き受ける事の一札	549
165	31	書簡 (此度後撥覺仕)	元文五年 申 七月二十六日	一通	右馬之丞 彦兵衛・ 兵左衛門 弥次	信州 遠州にある材木一万九千本が江戸に着木したら 返済する	550
166	32	願申金子之事	元文五年 申 七月二十九日	一通	遠州掛塚村仙右衛門 他・信州権屋彦兵衛	材木上げの入申金として九百両を借れた。返済は材 木一万九千本江戸着で売り払い次第に行う、など	333
167	33	書付	元文五年 申 九月二十九日	一通	桑原右衛門・今泉陸 右衛門・十九村名主中	甲州信州御料私領寺社願請社在町中へ、木伊賀守他 諸奉行(大岡越前守玄吉む)による通達 申八月二十 八日付の、青木文藏による書置書物類取り集めについ て伝達書	39
168	34	寛	元文五年 申 十月十七日	一通	彦兵衛 右馬之丞・ 西村衆中	仙右衛門の借金が多く、五十七人の借り方の内 池田 七右衛門一人得心せず断えた、二千八百両を問屋中、 傳藏と彦兵衛右馬之丞で引き受けた	40
169	元文 35	寛	元文五年 申 十月	一通	山方屋喜多右衛門・小 嶋屋清兵衛・大嶋彦兵 衛	元文四年末、金子の繰戻ままならず、当年種入りが出 来なかったが、当分の金十両を渡し延算	1343

170	36	一札之事	元文五年 申 十月	一通	山方慶多齋衛門・ 戸谷仙右衛門 仙助	鹿嶋大河原山から伐り出し材木の金元を引き引き続け ることが不可能になったこと	334
171	37	山方為仕頼嶋渡場三留置候材木筏 下仕候二付差上候書付	元文五年 申 十一月	一通	大河原村名主右馬之 丞・鹿嶋村名主彦兵 衛・御役所	鹿嶋大河原山から伐り出した材木の金元戸谷仙右衛門 の金手が廻らなくなったので 渡場に残る五本は他 の者が分担で筏下げる	335
172	38	頼の申米之事	元文五年 申 十二月	一通	大嶋彦兵衛 前島右馬 之丞・平澤	大島御蔵米百俵の頼り証	336
173	39	人馬并家数書上帳	元文五年 申 十二月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛門他	家数九十七軒 人數三百五十七人 男六百九十三人 女六百六十四人 馬數三千疋	852
174	40	相考入申證文之事	元文五年 申 十二月	一通	川野村本人七之助他・ 鹿嶋村弥助	七之助は若手で年貢 諸役勤め難いので 弥助の子源 二郎をも七之助の姉に縁組み家財産を受け継ぐ 七之助 が成後後は高三分の一を受け継ぐ	337
175	寛保 1	寛	(元文六年 寛保元 年 西 二月 二日)	一通	百姓代平右衛門・ 大島彦兵衛	去る申年山方諸代用のため十二両三分錢 三匁を受 け取り、勘定を済ませた	1459
176	2	(松本教合五千九百八拾二疋)	寛保元年 西 三月	一通	掛塚村中川屋又兵衛 他・千村平右衛門役人 中	大河原村から伐り出した樹材木のうち、このたび間知 を受けた材木数(文書の部分から)	41
177	3	(一)差上申口上書見 (二)控申一札之事	(一)寛保元年西六月 二十四日(二)寛保元 年西七月	一通	大河原村名主・ 千村平右衛門御役所	書本文蔵による書籍 書き物その他手紙にいたるま でお尋ねのものは料内に見出せない	42
178	4	寛	寛保元年 西 十一月十七日	一通	遠州鹿嶋村又三郎・鹿 嶋村彦兵衛 大川原村 右馬之丞	尺二千六百本余を一両に六替で買い取る。手付 金五両 残金と巨量勘定 間知入用金などそれぞれの 時期に支払う	338
179	5	證文	寛保元年 西 十一月十七日	一通	大河原村右馬之丞・鹿 嶋村彦兵衛 又三郎	尺二千六百本余を売り渡す證文	551
180	6	相考入申一札之事	寛保元年 西 十二月三日	一通	大河原村名主前嶋右馬 之丞 鹿嶋村名主彦兵 衛代大嶋弥忠治 江戸 大嶋彦兵衛	成(寛保三年)から子(延享元年)まで三カ年三万本の伐 りだし方の取り決め	43
181	7	相定申證文之事	寛保元年 西 十二月八日	一通	本人右馬之助他・ 源次郎	孫之丞の子を源次郎の養子にする。併い孫之丞の借金 返済金十両を源次郎がだし、孫之丞の田畑山川を源次 郎と右馬之助が分額取得すること	1460
182	8	相考入申一札之事(付・寛)	寛保元年 西 十二月	一通	江戸大嶋彦兵衛・ 前嶋右馬之丞 大嶋弥 忠治	来程成(寛保二年)から子(延享元年)までの三年の材木 伐り出しかたについて取り決め、付・寛は金子の受 け取り	44
183	寛保 9	乍取書付を以奉願候	寛保元年 西 十二月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛 大 河原村名主右馬之丞	元文南木五年目の今年まで出すはずの材木が大雪で山 内に出し遅れている。来年から三年で出したい	45

184	10	作取書付を以奉願上候	寛保三年 西	一通	鹿嶋 大河原村惣百姓代・山方屋喜多右衛門所門・千村平右衛門御役	元文商木御間を終わつたが、なお山内に残されている材木を、戌から壬まで三年間で運び出したい	339
185	11	差申口上之覚	寛保三年 戌 二月	一通	鹿嶋 大河原村名主彦兵衛 大河原村名主右衛門之丞 山方屋代九右衛門・飯田御役所	鹿嶋大河原山売り材木(元文商木の金主巨谷仙右衛門が手を引き、その後金主のあてがなく困っている。このままでは損害多く、今後右馬之丞と彦兵衛両人が引き受ける構り)	552
186	12	作取書付を以奉願上候	(寛保三年) 戌 十月	一通	鹿嶋 大河原村請負人 山方屋喜多右衛門、同 巨谷仙右衛門・千村平右衛門御役所	鹿嶋大河原山に伐り置いた材木の出しを請け負つたものが、請負条件を逃がっている(元文商木)	553
187	13	覚	寛保三年 戌 七月	一通	千村平右衛門・御勘定所	元文三年日から寛保元年西まで五年間で尺二万七千六百九十本余残り出し、山内に尺二約一万本ほど出し残されている。これを当戌年中に渡場まで出したい	340
188	14	覚	(寛保三年) 戌 十月四日	一通	千村平右衛門家来小嶋市右衛門・御勘定所	元文商木の年季が終わり、すでに出した材木と山内に残された材木、合計一万七千本あまりの報告書と今後の対策	341
189	15	覚	寛保三年 戌	一通	彦兵衛他・飯田御役所	御用の大旗の木が村内山々にあるかどうかの問い合わせに一切無いという回答	853
190	16	勘定中諸人用帳	寛保三年 戌 十二月九日	手帳一冊	勘定人茂助 太郎丸	寛保三年十二月二十八日付けまでの村用人諸人用金の覚え	554
191	17	(一、二)御年貢御拝借米代請取帳	寛保二年 戌 十一月九日 寛保三年 亥 十一月十五日	二冊		寛保二年、三年分年貢と拝借米代の徴収、受け取り帳	854
192	18	相違申證文之事	寛保三年 戌 十二月	一通	弥市他・大嶋彦兵衛	これまでも嶋長次郎地内で耕作してきたが洪水で流れ去ってしまった。御地を借りるにあたり約束すること	46
193	19	差出條書付	寛保三年 戌 十二月	一通	本人伊三郎他・大嶋御隠居	毎年言われていたのに、旅人を何心無く泊めた者が盗人など大河原村から知らされ、吟味の上草放されたが、今後このようなことはしないという一札	1344
194	20	覚	(寛保三年)	一通	飯田御役所・加々須村	加々須村はじめ八ヶ村の御林や立庄持ち山には候(かなりの長村)があるかどうかの問い合わせ。整理番号188上寛保15と関連か?	1345
195	寛保 21	(彦島身請および彦島暇書付) 各年一括	寛保三年 から 明治五年	三十三通	被官各本人・大嶋彦兵衛	(彦島身請) 数通 蘭旨 年号目付 差出人本人 家来 被官の暇にあたり身代金を出して子々孫々、あるいは當代限り仕えることの誓約書 暇を出したこと の証拠、その他関連	47

		(一)御暇被下候二付差出シ候證文 寛保三年戌 清次郎 (二)御暇被下候二付差出候證文 延享三年寅十月 長之助 (三)御暇被下候二付差出候證文 延享五年辰七月 松五郎 (四)御暇被下候二付差出シ候證文 寛延三年壬三月 忠七 (五)三通 御暇被下候二付差出シ候證文 明和四年亥三月 九郎半・一札之事 明和四年亥三月 大嶋彦兵衛・書簡 五月六日 平嶋宗右衛門 (六)差出申一札之事 享和三年亥三月四日 常吉 (七)御暇被下候二付差上申候證文之事 享和四年子一月 儀三郎 (八)御暇被下候二付差上申證文之事 享和四年子正月 清八 (九)三通 身請證文之事 文化十二年亥十二月 松立郎・相渡シ置申書付事 文化十三年子二月 彦兵衛 (十)一札之事 文化十五年寅正月 六左衛門 (十一)御暇被下候三付差上候書付之事 文政四年己三月 助之丞 (十二)三通 一札之事 文政四年己正月 栄吉・差上申一札之事 文政四年寅正月 栄吉 (十三)一札之事 文政六年未 彦兵衛 (十四)三通 一札之事 天保元年卯正月 申兵衛・もう一通は吉書き携シ 文政十四年事天保二年 (十五)差出申一札之事 天保九年戌九月 弥兵衛 (十六)三通 御暇被下候三付差上申書付之事 天保十四年卯二月 繁右衛門・身請二付差上書付之事 天保十四年卯二月 彦兵衛 (十七)一札之事 嘉永七年寅正月 喜兵衛 (十八)年忌御書付奉禮候 明治 年己正月 喜左衛門 飯田伝馬野島屋忠兵衛方へ養子 (十九)身請役赦免并屋敷地添證文事 明治四年未三月 大嶋彦兵衛他より万立善助 (二十)身請役赦免一札之事 明治四年未三月 彦兵衛他より稲田又四郎 (二十一)差出申身請一札之事 明治四年未三月 北沢太平 (二十二)三通 差出申身請一札之事 明治四年未三月 宮下寛次 一通は享し (二十三)差出申身請一札之事 明治四年未二月 小澤政吉 (二十四)身請役赦免一札之事 明治四年未三月 大嶋彦兵衛より左の次郎と淺次郎 (二十五)身請役赦免并屋敷地添證文事 明治四年未三月 森出万平 (二十六)御暇被下候二付差出シ候證文 明治五年子二月十四日 与七 以上計三十三通					
196	22	寛	寛保三年 亥 正月	一冊	高村名主頼頭百姓代・ 御役所	鹿場大河原山より出した材木尺二万本に付き、葛嶋渡邊の價段仕訳	48
197	23	鹿場大河原山より葛嶋渡邊迄之諸人用仕訳帳	寛保三年 亥 正月	一冊	鹿場村名主彦兵衛・ 御役所	云々高木 鹿場大河原山より出した材木 間一尺角廻し一万本当たりの葛嶋渡邊 價段仕訳帳	555
198	24	田畑下作具外覚帳	寛保三年 亥 三月	一冊		古市場他の田畑下作の收穫物、小作料その他の覚え	1558
199	25	此度葛嶋渡邊二御間知御改奉請候材木取之儀三付被仰渡候儀奉承知差上候書付	寛保三年 亥 二月	一通	彦兵衛他、千村平右衛門御役人中	云々高木 鹿場大河原山より代り出した材木は間知をうけ、お上の買い上げになった件、材木を大切に守るといふ書付	556
200	26	戌年御年貢御糧大成勘定目録	寛保三年 亥 六月	一通	鹿場村名主彦兵衛他・御役所	寛保三年の年貢勘定の仕付け	49
201	27	證文之事	寛保三年 亥 六月	一通	遠州二股村河嶋屋与左衛門・大嶋彦兵衛、前嶋右馬之丞	鹿場大河原山から代り出しの材木を、代り出しから江戸で売らさばくまで請け負う。助成金と酒代として金百五十五両取扱う	342
202	28	此度赤松木御用二付信州伊那郡鹿場大河原嶺山御林之内吟味仕書上付候儀三被仰渡候三付左へ奉願上候	(寛保三年 亥 六月)	一通	鹿場村名主彦兵衛大河原村名主若島之丞高村百姓代次郎彦兵衛	赤松という名は無いとして、唐松というとし、材木にすればどれほどになるか、千二百から千五百本ほど採出できるとしている。この文章と同一は飯田善徳博士館蔵前島家文書366 延享二にある	50
203	29	送呈形之事	寛保三年 亥 十月十九日	一通	八手村名主赤次郎・鹿場村彦兵衛	三斗入りの俵三十三表と一斗 計十石の米の送り状	51
204	30	家数并人馬数候帳	寛保三年 亥 十月	一通	鹿場村名主彦兵衛・御役所	家数九十七軒 人数十三百七十八人 男七百十六人 女六百五十四人 馬数三十疋	343
205	寛保 31	一札之事	寛保三年 亥 十一月	一通	小川村 加々須 高山村名主・鹿場 大河原 清内路村名主	上郷御林と大嶋村やんしう山から構木を割り出し上納したい。諸人用費など負担をかけるな	344

206	32	御年貢御樽木去年より御立御上納仕儀様三被仰付候二付御願書差上候御事	寛保三年 亥 十一月	一通	六カ村名主他村役人・御役所	樽木で年貢を納めるにつき、四つ割以上で割り出せるだけ割り出す願ひ	345
207	33	今度御樽木割納之儀御吟味二付差上候書付	寛保三年 亥 十二月	一通	六カ村名主他村役人・御役所	年貢樽木一年につき三万丁の割り出し方について尋ねられたことに応じた	346
208	34	鹿塩村足納帳	寛保三年 亥 十二月	一冊	名主彦兵衛 定右衛門	寛保三年足納帳 各人別書上 総高三百四十七石二斗三合	557
209	延享 1	寛	(延享五年) 子 二月	一通	河嶋屋左衛門・彦兵衛	大河原・鹿塩村御林から御月木伐り出しの註画に、金次郎人と山元左衛門が当たるといふことで久々里へ願ひ出る性	1346
210	2	書付を以御願申候事	延享五年 子 三月	一通	次郎右衛門の母その他・名主吉	せがれ次郎右衛門の出奔届けと改心して帰国した際の処置につき願ひ	53
211	3	彦御樽木成御勘定目録	延享五年 子 三月	一通	鹿塩村名主他・御役所	寛保三年分の年貢樽木と米食米勘定上げ	54
212	4	御年貢御樽木御吟味二付去亥年榎三万挺割立御上納可仕由御願申上候処此度又御樽木高相増之儀様二被仰付候二付以書付御願申上候御事	延享五年 子 六月	一通	御願所六カ村名主組頭惣右衛門代・御役所	樽木値段を榎すよごとの仰せだが、大勢の百姓世のために年々樽木三万丁、残りは只々一本に付樽木百丁巻まで願う	347
213	5	御年貢割付帳	延享五年 子 十二月二十日	一冊	鹿塩村勘定人佐原太利助	年貢と年貢米廿 本新田畑、鹿塩 年貢米合計中樽木二万八千九百九十三挺 代金 十二両二分奈	855
214	6	御年貢御樽木代徴収の請取帳	延享五年 子 十二月二十日	一冊		年貢と年貢米代徴収の請取帳	856
215	7	御樽木御用二付去少亥年暮より子五月迄御樽木割納再應御吟味被仰渡候二付……御代納御値段御願御書付奉差上候処今般新二御御願有之二付両村一統御願書差上候御事	(延享五年) 子	一通	鹿塩大河原村名主組頭百姓代・御役所	年貢樽木代材木納につき、六カ村一統ではなく、鹿塩大河原が別に納めることは出来ないと	348
216	8	預り申金子之事	延享五年 丑 一月二十日	一通	本人八五郎他・彦左衛門、彦兵衛	大豊家系次助に年貢相続させるについて、田畑相続と定めによる金子五十四両を預ること	1461
217	9	下作甚外寛帳	延享五年 丑 一月	一冊	大嶋彦兵衛	寛保から延享三年頃の下作士がり帳	1559
218	10	書付を以奉願申候御事	延享五年 丑 二月	一通	六カ村名主他村役人・御役所	樽木代材木納の初年、樽木値段を定めることの願ひ。代金に樽木納と引き換えに村々へ支給することの願ひ	349
219	11	書付を以御願申上候御事	延享五年 丑 二月	一通	両村名主組頭百姓代・御役所	六カ村一統では樽木のみで年貢を納められない。三万丁以外は金納か、鹿塩大河原は、ほかと分かれるか、一村も別々の方法で納めるか。樽木値段は高く願う	350

220	延享 12	御樽木三万丁其奈八代材木を以御年 貢上納之積…………御樽木三万丁 其奈八金納三而御上納之積此度奉願 上候二付御吟味之趣承知仕差上候書 付	延享三年 丑 二月	一通	六カ村名主組頭御百姓 代・ 千村平右衛門御役所	樽木皆納は不可能 樽木及び代材木納は当座材木の必 要は無いというので 樽木とその他は金納願を出した ことについて吟味 その返書書	351
221	13	書付を以奉願上候御事	延享三年 丑 二月	一通	六カ村名主他・ 御役所	御樽木割り出し年々三万丁の件 いずれの村から切り 出すにしても 樽木代金は三巨貫に願う	558
222	14	樽樽木再御吟味之趣願書写帳 (左恣再訴を以奉願上候御事)	延享三年 丑 二月	一冊	六カ村名主他・御役所	樽木の寸法を減らしてでも樽木で年貢を納めたいが、 それでも間に合わないほど樽木が尽きた。この十年は金 納した。樽木が生い立ったので樽木三万丁と残りは諸木 材木で年貢を納めたい	559
223	15	(一、二) 覚	(一)延享三年丑三月 (二)享慶五年未三月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 御役所	前々から申し付けてある通り、御林はもちろへ 自分 持ち山からでも諸材木の伐り出しは勝手に出来ないと いう飯田役所の申し付け請求	560
224	16	樽樽木七拾丁代り二御材木長尺間 木志角尺間之孝本宛之積り御上納仕 候様二と被仰渡候二付御慈悲之御了 簡奉願書差上候書付	延享三年 丑 五月	一通	六カ村名主組頭御百姓 代・ 千村平右衛門御役所	代材木は樽木七十挺につき一本とのことだが、御慈悲 をもちて九十挺につき一本にする事の願い	561
225	17	鹿塩村切畑之儀御吟味二付差上候書 付	延享三年 丑 四月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他村 役人・千村平右衛門御 役所	百姓持ち山の内切畑を音から作付けしてきた。新しく 切り開いたものは無い。真加地代はこれまでどおり免 除願う	352
226	18	鹿塩村名主組頭具外土地之様子能存 候者御案内仕明細二掛御目差上候書 付	延享三年 丑 四月	一通	名主彦兵衛他村役人・ 市岡太右衛門他	一切御座無しもの、無知高見取塚、小物成、漁 川、舟役、竹林、など。御林については御林帳で報告し た	353
227	19	樽樽木御吟味二付村中諒議之上差 上候書付	延享三年 丑 四月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 御役所	樽材木の調査を鹿塩村御林と古姓山その他で行うこと の請け書	55
228	20	御樽木代材木之儀中樽木九拾丁之積 り二仕度段申上候二付御書之上差上 候書付	延享三年 丑 五月	一通	御役所	代材木値段は尺一本の材木につき樽木百丁、九十丁 でもなく七十丁の仰せだが、どうしても願がかなぬ なら七十丁でもしかたがない	354
229	21	田畑屋敷当料實人并小作人土米價段 之覚	延享三年 丑 九月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 御役所	鹿塩村内で借金購入する時の抵当 實値の相場申し 合わせ。竹米は賣買しない	562
230	22	御樽木納代材木代金納大積り勘定納	延享三年 丑 十月 十六日	一冊		年貢樽木代材木納期の計算と覚え	355
231	23	(一) 御借米割付帳 (二) 三 覚	延享三年 丑 十月	一冊と 一通	喜右衛門、兵左衛門	借米割付帳と米の受け取り覚え	857
232	24	(一、二) 覚	(一、二)延享三年丑 十一月二十二日三 十三日 (三)延享三 年寅二月廿二日	三通	久四郎代義頭、市岡太 右衛門、市岡源九郎・ 鹿塩村名主	米土俵 その代金 材木代金 百石二分高銀金の受け 取り覚え	1560

233	延享 25	材木渡場着木之儀米奉三罷成候二付 御吟味上差上候書付	延享三年 丑 閏十二月	一通	六カ村名主組頭惣旨 代・飯田御役所	榎木代材木の渡場着木は遅れて、米奉二月十日前後に なること、出水などで失われることのないように	356
234	26	(一) 丑年免定之事 (二) 卯年免定之事 (三) (四) は号し	(一) 延享三年五月 (二) 延享四年十月 月	四通	千村平左衛門代桑原五 兵衛 他・ 鹿塩村名主旨	(一) 元文三年年から延享四卯年まで十年の定免 (二) (三) 延享四年分の免定	56
235	27	(一) 丑年御年貢御轉米成勘定目録 (二) 丑年御年貢御轉米成勘定目録	(一) 延享二年 丑 (二) 延享三年 寅九月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他村 役人・ 御役所	延享二年 年の年貢勘定目録(一)には付紙により丑年 分の下書きになっている	357
236	28	(一) (二) 鹿塩村定納帳	(一) 延享二年 丑 四月 (二) 延享二年 寅 四月	一冊	名主彦兵衛 五郎左衛 門	延享二年と三年の定納帳、各人別書上	563
237	29	寛	(延享三年) 寅 一月	一通	大河原村名主右馬之 丞 七左衛門・御役所	代材木延享三年に根伐した榎 樺 姫子 榎の合計二 千三百二十九本の覚え	1347
238	30	去丑年伐出シ候御轉木代材木之 内……間尺六品願之通仕出し不申 候哉と御尋三御座候儀付差上候書付	延享三年 寅 正月	一通	六カ村名主・ 御役所	去る丑年は山入りが遅れたことにより郷山で取りし たことにより間尺、木品などは一部願のとおりにはな っていないことの添書書	358
239	31	信州伊那郡鹿塩村人月帳	延享三年 寅 二月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛・ 御役所	延享三年分、村として行う仕事に伴って必要な経費の 覚え報告、宗門、祭礼、出張費用など	359
240	32	信州伊那郡鹿塩村高区別明細帳	延享三年 寅 二月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他・ 御役所	延享三年御地に基づく高区別明細帳、村の購買、寛 五年人月に享す。延享三年三月二十八日に江戸から巡 見が来村した際に差し出した	564
241	33	巨五百人川除人月帳	延享三年 寅 二月	一冊		川除人足に出た人名 のべ合計四百六十二人	858
242	34	客殿書替控帳	延享三年 寅 二月	一冊	彦兵衛控え	榎塩院開帳、七世宗亦和尚の代から十世金藏和尚の代 まで客殿などの屋敷書き替えて入用品、金の覚え	859
243	35	(一) (書付) (二) 御儀傍様江申上 (三) 江戸御儀傍様中村文右衛門様加 納入左衛門様江申上	延享三年 寅 三月	三通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 江戸御見分御奉行	渡合にある田について見分役中村文右衛門による書 付、渡合にある田は鹿塩村持ちの飛び地であること及 び見取畑の覚え	1348
244	36	(差上申一札)	延享三年 寅 三月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 江戸見分御奉行	大河原村字渡合にある鹿塩村飛び地は元文三年と延享 二年に改めを受け鹿塩村本田起返りに仰せ付けられた 事。二通回文	565
245	37	差上申一札之事	延享三年 寅 三月	一通	五郎兵衛 他・ 名主組頭中	村役人による呼び出し、押印にはななかったが、許さ れたことについて、今後さら度は無いことの一札	57
246	38	裏下書	延享三年 寅 四月	一通	六カ村名主・ 御役所	榎木代材木を伐り出す際、諸人目見留もりを五郎郎の 帳面を参考に詳細を記した、必要経費と項目すべてが わかる、五百七箇二分錢五百六十五文	58
247	39	仕り申一札之事	延享三年 寅 六月四日	一通	本人三左衛門 他・ 名主中	本人と喜三右衛門との田地境界紛糾、和解を名主所 に依頼	59

248	延享 40	御材木仕入金請取覚	延享三年 寅 六月十三日	一通	今津や久四郎・ 六カ村名主	榎木代材木納期 材木の仕入金の請取覚	1349
249	41	六カ村勘定申目録	延享三年 寅 六月	一通	六カ村名主	差引き三十二画二分茶の榎木勘定目録	60
250	42	一札之事	延享三年 寅 六月	一通	六カ村名主他・請負飛 州萩原村藤彦衛	六カ村年貢代材木伐り出しを平請負した儀兵衛との間 の伐り出しについての了解事項一札	360
251	43	鹿埜村高別書抜帳	延享三年 寅 九月十二日	一冊	鹿埜村分	鹿埜村高別について 地主 広さ、上中下評価 な どの詳細記録	361
252	44	覚	延享三年 寅 九月	一通	六カ村名主他・ 御役所	村々田畑荒れ所起返り切替などについて廻村吟味の件 は承知した	61
253	45	覚	延享三年 寅 九月	一通	六カ村名主他・ 吉田八郎、藤井儀左衛 門	当年程年貢榎木代材木はまだ出来ないうちに出材時期 を過ぎようとしているが、くれぐれも油断無くという 仰せ渡しをかしこまうたという返答覚書	362
254	46	田畑切替書上帳	延享三年 寅 九月	一冊	鹿埜村	田畑継続き切り開き、持ち主と広さ、場所の書き上げ	860
255	47	北入村地本帳	延享三年 寅 九月	一冊		北入各地の地主名簿	861
256	48	覚	(延享三年) 寅 九月	一冊	千村平左衛門内役人吉 田八郎他、天竜川沿い 村々	延享三年丑の榎木及び材木の篋下ろしについて各村々 への廻状 榎木は於明へ、材木は塚家へ運ぶ事	862
257	49	御年貢御借米代取立帳	延享三年 寅 十月三日	一冊	勘定人茂助、史左衛門、 惣八	年貢と御借米代他、総書き上げ帳付帳	863
258	50	覚	延享三年 寅 十月十二日	一通	飯田荒町役所	女倉に復泊分、鹿埜村分、大河原村分、御酒米の高 手形の覚	363
259	51	差出申一札之事	延享三年 寅 十月十三日	一通	五カ村惣代請負人鹿埜 村五郎三郎他・五カ村 惣代名主彦彦衛他	今度五カ村名代に選ばれたので昼夜出精し材木渡場着 できるようにする	364
260	52	一札之事	延享三年 寅 十月	一通	小川村名主人郎兵衛他 村役人・五カ村名主組 頭兼中	材木渡場着で働く小川村が不埒により遅れが出たが、 今後五カ村名代を立て、決められたとおり油断無く出 精する	365
261	53	御借米割付帳	延享三年 寅 十月	一冊	菟内、小吉	借米二十五石の割り付け帳	865
262	54	丑の出榎木廻り帳	延享三年 寅 十一月	一冊	勘定人善左衛門、新六 和助	延享三年に北川、堀川の木元から出された榎木一万六 千五百疋の上中下品等の数とその詳細廻しの覚	866
263	55	(一)切替新田畑并切替新田畑并切替 山畑定町書抜帳 (二)切替新田畑并切替新田畑并切替畑 書抜帳	延享三年 寅 十一月	一冊	鹿埜村名主彦彦衛、五 郎左衛門	新田畑、切替え切替き、切替の書き上げ帳	867

264	56	鹿嶋村小前帳	延享三年 寅 十一月	一冊	大嶋彦兵衛	鹿嶋村田畑、高反別書を上げ	868
265	延享 57	御年貢割り付帳	延享(武年)三年 (丑)寅 十一月	一冊	勘定人新六善兵衛門、 利助	延享三年、三年の年貢割り付け	869
266	58	書付を以奉願上候御事	延享三年 寅 十一月	一通	六方村名主他、 御役所	代材不下し方の遅れは油断があったことによるので、 今後は出方巧者を付け、そのうち一人を総掌取人として 出方に精出す。今年人用なので推惜したい	366
267	59	最取取米將本高陸人發覚	延享三年 寅 十一月	一冊	鹿嶋村	最取畑、取米高 書き上げ	864
268	60	口上書	(延享三年)寅 十二月十七日	一通	前次助人、 六方村名主兼中	材木仕出し方仕人八金、両を旨代教右衛門に渡してほ しいことの口上	367
269	61	五方村より被相尋候二付書付差出候 事	(延享三年)寅 十二月十九日	一通	本人助人他、 五方村名主兼頭中	代材木の出方が遅くなったことは申し訳なく、晴采な ら五百十日のうちには葛嶋渡場着になるようした	368
270	62	(一)書付を以申上候御事 (二)差上申證文之事	延享三年 寅 十二月	一通	六方村名主、 御役所	(一)材木間知は当月二十六日に願うといふこと、(二) このように材木渡場着と間知が遅れた理由、一月廿日 までには渡場着になるようにするといふ一札	369
271	63	(一、二)寅年中御樽木舞帳 (三)寅年御樽木割り付帳 (四)寅年御樽木小割帳	延享三年 寅 十二月	四冊	勘定人忠左衛門、惣助、 茂助	(一、二)寅年中樽木一万五千五百挺、(三)樽木生貢割 り付け、(四)割り付けのまゝ宛算え	870
272	64	差上申一札之事	延享三年 寅	一通	何科、 吉田八郎他	御樽木山とその他において、諸本をみだりに伐らない ことなどの請け書 見本文	62
273	65	御樽木代材木式間木斗山出之御改請 候二付式間半三間之長木山出之不仕 候段御吟味二付書付を以申上候御事	(延享三年) 寅	一通		願書には、三間半や三間木も出すはずであったのに、間 知の際、間木ばかりなのはなぜかというところに答えた	370
274	66	最取上納帳	延享三年 寅	一冊	鹿嶋村	最取り年貢畑の各人別年貢高、対象となる畑の広さ算 え	371
275	67	(御樽木代材木に関する) 左記	延享三年 寅 か ら延享四年 卯	五通一 包み	左記	(一)小川村役人より請け負ったことにより代材木伐 り出しについて諸事項一札 (二)小川村は儀兵衛に請 け負わせること (三)代材木延引きにつき請負金子の 件 (四)尺三千本代金受け取り (五)渡場仕舞日雇 勘定五十八両の受け取り	372
276	68	(一)御年貢御樽木御代材木御請負仕候二付一札之事 (二)差上申證文之事 (三)覚	延享三年 寅 十二月 (三)延享四年 卯 一月 日	三通	鹿嶋村名主、 御奉行	(一、二)寅年貢御樽木代材木の間知の役人は食料の 米、味噌持参なので、村は何ら馳走がましき願いは していない (三)都合十一人分の昨々人用の報告	373

277	69	(代)材木納につぎ計一括	延享三年寅 延享四年卯	二十通		(一)一札之事 寅六月二十六日 小川村名主太郎兵衛他 (二)差出シ申一札之事 延享三年十月七日 柳方役人庄左衛門・鹿場村名主彦兵衛他 (三)出シ方御尋二付 十月十四日 請負人代助入・鹿場村名主彦兵衛 五郎左衛門 (四)覚 寅十月 庄左衛門 助入・御奉行 (五)覚 寅十一月 山支配人五郎三郎 十右衛門・御名主兼中 (六)覚 寅十二月 山支配人五郎三郎 十右衛門・御名主兼中 (七)覚 寅十二月 山支配人五郎三郎 十右衛門・御名主兼中 (八)覚 寅十二月二十三日 山支配人五郎三郎 十右衛門・御名主兼中 (九)覚 寅十二月十日 会所十右衛門・大嶋彦兵衛 (十)覚 寅十二月十二日 会所十右衛門・大嶋彦兵衛 (十一)覚 寅十二月十八日 平七・大嶋彦兵衛 (十二)覚 寅十二月十九日 会所十右衛門・大嶋彦兵衛 (十三)預り申金子之事 延享三年寅十二月十二日 会所十右衛門・大嶋彦兵衛 (十四)覚 寅十二月二十七日 会所十右衛門・大嶋彦兵衛 (十五)覚 寅十二月二十九日 会所十右衛門・大嶋彦兵衛 (十六)覚 卯正月五日 会所十右衛門・大嶋彦兵衛 (十七)覚 卯正月九日 会所十右衛門・大嶋彦兵衛 (十八)覚 卯正月二十八日 五郎三郎 十右衛門・御名主兼中 (十九)覚 卯正月二十八日 五郎三郎 十右衛門・御名主兼中 (二十)覚 卯正月二十八日 五郎三郎 十右衛門・御名主兼中	(一)当年代材木請負人引き受け譯文の件 (二)二間半三間の材木は今の所出来ない (三)手開山その他から材木を仕出す時期について (四)手開山他から伐り出し予定の材木見積もり (五)借借金五十両の使い道報告 (六)百九十両の借借金使い道報告 (七)四十両の借借金使い道報告 (八)百十両の借借金差支費御助より請取 使い道報告 (九)借借金四十両の内十両の請取 (十)峠より参る米駄賃払い金 両の請取 (十一)米百俵の代金の内二分請取 (十二)芳賀御助より受取った四十両の内二両二分 (十三)会所諸人用の二分を借借金とは別に預る (十四)借借金の内 両二分請取 (十五)借借金の内三分 米駄賃払いのため請取 (十六)借借金の内 両両賄代米代として請取 (十七)借借金の内 両米駄賃その他として請取 (十八)一両二分太村にて木炭代払い金請取 (十九)百両の内五十両(彦兵衛請取)の使い道報告 (二十)百両の内五十両(五郎三郎請取)の使い道報告	1350
278	延享 70	請取申金子之事	延享四年 卯 一月	一通	鹿場村五郎左衛門・大 河原村左馬之丞他四方 村・御役所	榎代材木の仕入れ金五十両の受け取り	374	
279	71	請取申金子之事	延享四年 卯 二月二十三日	一通	木助師人他・五カ村名 主組頭百庵代	五カ村御材木代金仕切り三十四両余の受け取り	566	
280	72	覚	(延享四年) 卯 二月廿日	一通	鹿場村名主彦兵衛・大 河原村名主左馬之丞	延享五年 三 寅年分榎木勘定の覚え	1351	
181	73	作 取書付を以奉願 候	延享四年 卯 一月	一通	六カ村名主御村役人・ 御役所	当年の年貢榎木代材木の当番は清内路村だが、鹿場山 からも取り出す。支配人は久四郎	375	
282	74	覚	(延享四年) 卯 三月	一通	鹿場村彦兵衛他五カ村 名主・御役所	出入りするに当り飯米代、日雇前金など五月から十 月必 要費計三百八十八両の報告	1352	
283	75	請取申金子之事	延享四年 卯 三月	一通	六カ村名主御村役人・ 御役所	寅年代材木鹿場百庵その他諸所に金差し支えなので 前借金として五十八両の受け取り、勘定内訳の覚え	376	
284	76	差出申譯文之事	延享四年 卯 三月	一通	六カ村名主御村役人・ 御役所	年貢榎木代材木は当年鹿場山から仕出す。榎木は定 法寸法 二万八千丁、四つ割以上 材木寸間 出入り は 五丁旬 など	377	

285	77	差上申一札之事	延享四年 卯 三月	一通	六カ村名主組頭百姓 代・ 飯田御役所	代材木納は江戸材木蔵納なので差減不多く、渡揚納めにしてほしいが、村方困難に金手を受け取ったことによりは本蔵納後まで待つ	63
286	延享 78	差上申證文之事	延享四年 卯 三月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 市岡太右衛門	安在に左右衛門が廻付し鹿塩村に一領するにつき一札一證の他は無用、入用費は後日請求する	567
287	79	乍兵書付を以奉願上候	延享四年 卯 三月	一通	六カ村名主組頭百姓 代・ 飯田御役所	当所年貢榎木代材木の出入りは六カ村相談の上、樽木御樽木山から伐り出す。仕入れ金お渡し願。樽木は太田原鹿塩區山から取り出す	568
288	80	鹿塩村百姓願旨四郎老令覚帳	延享四年 (寅) 卯 四月一日	一冊		弥左衛門をはじめ百四十一人の名前	871
289	81	鹿塩村地押小前帳	延享四年 卯 四月	一冊	彦兵衛	古新田畑 山林など高別書き上げ帳の下書き	872
290	82	丑辰御材木代金納過之分割渡之帳	延享四年 卯 四月	一冊	勘定人茂助他	延享三年の年貢榎木代材木納では納め過ぎがあり、その代金三画三分糸を割り渡す	873
291	83	覚	(延享四年) 卯 四月	一通	鹿塩村名主彦兵衛、五 郎左衛門・御役所	年貢榎木代材木納期、延享三年貢に鹿塩山から根伐した榎木数三千四十七本、内、榎上十八本、樅千一本、榎下十八本	378
292	84	覚	(延享四年) 卯 五月二日	一通	棚橋惣大夫・ 鹿塩村彦兵衛	去る寅年材木請負人飛州義兵衛および五カ村差出の證文の預り覚え	379
293	85	請取覚左記	延享四年 卯	十通		(一)覚 (延享四年卯五月朔日 棚橋惣大夫より鹿塩村北親名主 江戸兵蔵金請取 (二)覚 (延享四年卯五月八日 棚橋惣大夫より鹿塩村名主 寅年兵蔵金請取 (三)覚 (延享四年卯二月十三日 市岡源九郎より鹿塩村名主市 寅年百石五分高掛金請取 (四)覚 (延享四年卯二月十三日 小川村名主倉兵衛 十五左衛門より五カ村名主他五カ村材木代支払 (五)覚 (延享四年卯二月二十五日 市岡源九郎 小次郎左衛門、市岡太右衛門より鹿塩村名主市 寅年代材木仕入れ金過払の返納金請取 (六)覚 (延享四年卯十二月 彦左衛門より五郎左衛門、彦兵衛 年貢、諸人用金請取覚え (七)覚 (延享四年卯十二月二十七日 彦兵衛より伴四郎 樽木高五カ村割 一通 一通は覚え下書き (八)覚 (延享四年卯三月二十四日 鹿塩村彦兵衛より御役所 年貢と米代差し引き覚え 一通 一通は三カ村割りの覚え	383
294	86	六月四日より回二十二日迄之御材木 歩減御吟味二付差上候願書控へ	延享四年 卯 六月	一冊	六カ村名主他・ 御役所	延享四年六月から八月まで、年貢代材木を江戸材木蔵納めで歩減木が出た件について出した願書など写帳	569
295	87	(一)乍兵書付を以御樽木杣賃口上四 ヶ村より受取方之義三付奉願上候御 事 (二)差出申證文之事	延享四年 卯 七月 八月	一通	伴四郎・ 名主組頭中	去る斗年に六カ村立会いで決めた御樽木高割りにつき、小川村が異を唱え出入りになった件、解決につき吟味願。差配を引き受けた伴四郎の口上	570
296	88	取扱證文之事 乍兵書付を以奉願上候御事	延享四年 卯 八月	二通を 一枚	鹿塩村彦兵衛・ 六カ村物代、御役所	材木出方支配人の久四郎に不届きあり、五郎三郎に替えないと願い出た件	571
297	89	乍兵書付を以奉願上候御事	延享四年 卯 八月	一通	鹿塩村五郎左衛門、大 河原村左馬之丞他・飯 田御役所	延享三年分の年貢代材木の江戸材木蔵納の際に出た歩減木の弁納について、六カ村代表が江戸へ御免願いのため行く	380
298	90	差上申一札之事	延享四年 卯 九月	一通	六カ村名主他・澤美林 五左衛門	榎木代材木の件で彦左衛門と対談し申しあげた事、材木の出したについて	64

299	91	一札之事	延享四年 卯 九月	一通	加々須村与左衛門、小 川村五郎左衛門、 六カ村役人中	六カ村總代として参加する六カ村役人連印状は材木 拵減の願いがかなわない時でも、金納五百三十三貫、 または樽木百丁拵えの時以外は使わないことの一札	65
300	延享 92	御年寄材木御願納金帳願事	延享四年 卯 九月	一冊	鹿嶋村他六カ村總代、 千村平右衛門御役所	延享三年丑年に江戸材木願納の際に出た拵減木の御免 を願い出たが叶わず、弁納することになったが、金納 にすることの願ひ、その他 延享四年外十月十一月の 願書 二通二冊	381
301	93	里三方村より御年寄御樽木仕入金割 付帳	延享四年 卯 九月	一冊		加々須、清内路、南田三方村樽木七百三十二挺を大 河原、鹿嶋高村へ割付、鹿嶋村では高割りで割付る	874
302	94	六分村三而元太三方挺割合大積り左 之通	(延享四年) 卯	一通	六カ村	樽木三方挺を山方六分村に割り付けた計算書	66
303	95	鹿嶋村上納帳	延享四年 卯 十一月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛、五 郎左衛門	総合五百四十七石、斗三合、残合三百三十五石九斗九升 四合の上納帳、個人別上納高	382
304	96	(一、二) 寛	延享四年 卯 十二月六日 十二月二十八日	一通	市岡源九郎、 鹿嶋村名主	(一) 材木割合金十七両を五郎三郎に渡した (二) 同じく十五両を渡した	572
305	97	丑宮四年中木拵訂帳	延享四年 卯 十二月	一冊	大嶋控中	延享二三年分、本薪田樽木中木高訂帳	875
306	寛延 1	寛	(寛延元年) 辰 正月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他、 飯田御役所	年高御樽木代材木本数、千九百八十三本根伐、榊、榎、 榎子	67
307	2	(一) 年高書付を以申上候御事 (二) 鹿嶋村組別三付人教書帳	(延享五年) 寛延元 年 辰 一月 三月	一通	名主、 御役所	元文二年の分科騒ぎでは納得して古米通り一村をやつ てきまが、このたびの騒ぎでも相和してこれまき通り やつてゆくことを願ひ。二は表紙、一シのみ	1462
308	3	差上申證文之事	(延享五年) 寛延元年 辰 三月	一通	何村名主他、 飯田御役所	御樽木山、百姓山にかかわらず、諸木をみだりに伐つ てはならない、良く見回りする	68
309	4	年高書付を以奉願上候御事	(延享五年) 寛延元年 辰 三月	一通	六カ村名主組頭百姓 代、御役所	延享四年卯の代材木問知において減木三百本余の急な 山出しは間に合わない。欠縁で買い木したい。入用費 四十五両拵せたい	384
310	5	寛	(延享五年) 寛延元年 辰 三月	一通	御役所	去る卯年分材木不足分を仕出し、その入用金四十五 両を借り入れた寛え	385
311	6	商組名主組頭長百姓相定三付人教連 印帳	(延享五年) 寛延元年 辰 四月十八日	一冊	傳兵衛他、 名主組頭衆中、惣百姓 代	名主組頭、(名主惣百姓代を定め、それを惣百姓で認 めた十八名の連印帳	876
312	7	(一) 差上申書付之事 (二) 鹿嶋村組別三付高組申合取替 證文之寛	(延享五年) 寛延元年 辰 四月	三通	鹿嶋村彦兵衛他、 久々里御役人	鹿嶋村を南北二分し、名主役はじめ諸事別々に治める ことにした。二、三は諸事執り行ないについて両組の 申し合わせ	386
313	8	(寛)	(寛延元年) 辰 五月十七日	一通		葛嶋灘場を上納した金十の寛、六カ村卯年分	69

314	9	御檢地御奉行様御先觸御廻状写	(延享五年)寛延元年 辰 六月 二十一日	一冊	吉田源之助内石橋久 内、鹿摺村にて	江戸から檢地御用のため派遣された吉田源之助の家来石橋久内宛、御用先觸れ書の写し、大河原村から鹿摺村へ	877
315	寛延 10	乍取書付を以申上候	(延享五年)寛延元 年 辰 六月	一通	鹿摺村名主五郎左衛門 他 御捍地御奉行	森谷にある鹿摺村下作田場は延享三年寅に中村右衛門、賀納久右衛門具書の際の證文のように鹿摺村下作地に紛れもないという一札	1353
316	11	鹿摺村之森谷之田邊飛地之儀御尋二 付乍取書付を以申上候御事	(延享五年)寛延元年 辰 六月	一通	鹿摺村名主五郎左衛門 他	大河原村内にある飛地は古來鹿摺村のもので、見分の証書御らかであった	70
317	12	信州伊那郡何村言辰秋田方内見合毛 帳	寛延元年 辰 九月	一冊	飯田御役所	寛延元年の養體文書様式見本	878
318	13	辰年免走之事	寛延元年 辰 十月	一通	千平石・鹿摺村名主組 頭總旨姓代	寛延元年分の免走	387
319	14	丑之御年貢勘定目録	寛延元年 辰 十一月 十三日	一通	鹿摺村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	延享三年丑の轉木代材木納年貢勘定、未正月付けの皆流書がある	71
320	15	外在御轉木六ヶ村分仕上御勘定目録	寛延元年 辰 十一月	一通	鹿摺村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	列年に上納した轉木三万丁のうち、大河原二万五千四百九十九丁、鹿摺村は一万四千五百七丁、これを六ヶ村に分けて計算	388
321	16	御轉木野帳	寛延元年 辰 十二月	一冊	鹿摺村	寛延元年十二月及び二年十一月轉木野帳。梅川及び北川帳場にて改め。長短を以て二万五千七百八十九挺、一万百八挺、その他器廻し詳細	879
322	17	(一) 鹿摺北組上納帳 (二) 南分上納帳	寛延元年 辰 十月 寛延元年 巳 二月	一冊	名主所	寛延元年分の年貢上納高の書上帳、南北両組分	573
323	18	寛	(延享五年)寛延元年 辰	一通	市岡源五郎・ 鹿摺村名主	巨石是分高掛金三分五百八十六文の請取	389
324	19	飯田御役所御用書置帳	寛延元年 巳 四月	一冊	名主忠兵衛	年貢轉木代材木納期、延享三年寅年の材木江戸御廠納で出た赤減木の件、材木方巧孝の支配人を決める件など、飯田における役目、役所に出した文書の控えなど	574
325	20	寛	寛延元年 巳 五月 十六日	一通	名主善内他・ 名主組頭旨姓代	水張、小割帳、切添切開、その他種々計四十七冊の帳面を以て繕ぐ	1561
326	21	(一) 寅年分減金取立帳 (二) 見取御年貢割付取立帳	寛延元年 巳 七月	一冊	鹿摺村南組 名主忠兵衛 他	本新田、見取年貢分減金、材木式目本、三百本条分の分減金善内取帳	880
327	22	御仕入御轉木前割付帳	寛延元年 巳 八月 十三日	一冊	名主忠兵衛	年貢轉木の仕入れ金割付、南組七十八人、北組百七十二人と計四両を割り付ける	881
328	23	御舞賃米割付人総帳	寛延元年 巳 十月	一冊		北組百六十人、南組七十五人に米二十五石を割り付ける	882
329	24	(一) 辰年御轉木六ヶ村分御勘定仕上 目録 (二) 巳年御轉木六ヶ村分御勘定仕上 目録	(一) 寛延元年 巳 十月 (二) 寛延元年 午 十月	一通	鹿摺村名主 他・ 飯田御役所	寛延元年三年分の年貢轉木、鹿摺村より勘定した分を大河原村を除いた五ヶ村に割り付けた(二万七千四百十四挺、および一万六千挺)	72

330	25	(寛)	寛延三年 巳 十月	一通		寛延三年辰分の年貢過納金二両二分奉受け取り寛	73
331	寛延 26	(一) 見取御年貢取立帳 (二) 御年貢并二御拝借米取立帳 (三) 寛	寛延三年 巳 十一月	二冊 一通	名主忠兵衛他	本新田御見取年貢御拝借米代取立帳と互立衛から忠兵衛への年貢分減納めの書え	883
332	27	御年貢御拝借取立帳	寛延三年 巳 十一月	一冊	鹿塩北組村	年貢御拝借米代取立帳 取米八十五石一斗八升 御借米二十五石を樽木と代材木で納入する。樽木九十九石九十二挺七分六厘を樽木で	884
333	28	巳十二月御樽木代金請取候節帳	寛延三年 巳 十二月	一冊	幸内 善兵衛門	取米百二十五石九斗六升を樽木六十三百二十九挺 代材木百九十九本余 代金二十九両二分を納める	885
334	29	差出之申一札之事	寛延三年 午 一月六日	一通	本人新六、証人源太郎・大嶋彦兵衛	母死去 其の葬儀に四方葬強りは停止との頭中の意旨はもともとだが、母生前中の願いでもあり、今回限りの四方葬強をした	1562
335	30	古森筋目の者申合違判之事	寛延三年 午 正月	一通	傳兵衛 他	村内の筋目なしの者が死亡したとき、葬儀に事々張る事、過分の位号であるか否かを筋目の者が集まつて吟味する事の申し合ひ書	575
336	31	(申渡請書下書き及び掛札写し)	寛延三年 午 二月	一通	鹿塩村役人・飯田御役所	寛延三年正月に勘定所から陳訴 徒労 懸禁禁止の申し渡しの請け書 掛札写し。飯田御役所へ提出し書	576
337	32	(一) 巳出御樽木中木廻之帳 (二) 巳之出御樽木中木割付帳	寛延三年 午 三月六日	二冊	鹿塩村南組名主忠兵衛他	寛延三年巳に出之樽木、中樽廻し三万三千五百五十四挺 および二千七百九十三挺の長尺 榿木、白木の別 (二) は (一) の内訳か?	886
338	33	巳出御樽木御年貢勘定帳	寛延三年 午 三月十日	一冊	鹿塩村南組名主忠兵衛他	鹿塩村納付 樽木五千七百九十九挺 本新田南割分三千五百七十七挺、仕入れ寄三千三百五十四挺、中樽二両に四両懸書え	887
339	34	人足并家数書上帳	寛延三年 午 三月	一冊	鹿塩村名主忠兵衛他・飯田御役所	家数百十九軒、人数三千三百二十六人 男六百九十一人 女六百二十九人 馬鞍四十疋	577
340	35	乍取書付を以願上候御事	(寛延三年) 午 三月	一通	清内路名主五郎左衛門・御役所	樽木と代材木を仕出すにあたり、月々入用費をいたさない	74
341	36	寛	寛延三年 午 三月	一通	大河原村左馬之丞・鹿塩村衆中	当去年樽木と代材木は清内路村から仕出す、五郎左衛門による請負證文を預かっている	75
342	37	乍取書付を以申上候御事	寛延三年 午 三月	一通	六カ村名主・飯田御役所	樽木代材木は当去年は清内路村から仕出す、月原渡場ではなく「いとや」渡場を使う	76
343	38	差出之申一札之事	寛延三年 午 三月	一通	六カ村名主・清内路名主五郎左衛門	当去年は清内路村から年貢代材木を出す、間違いないように、人足持持は去年の通りであること	77
344	39	奉申證文之事	寛延三年 午 三月	一通	六カ村名主・御役所	当去年は清内路村から樽木代材木を出す、樽木は定法に従う 材木は榿 榿 姫子、唐松、その他材木仕出し条々の證文	78

345	40	小川村古名主(郎兵衛重彦衛門江戸御願二付松浦河内守様より六ヶ村名主御召二付用留)	寛延三年 午六月十九日から	一冊		小川村と他の六ヶ村とで出入りとなり、小川村が江戸へ訴え出したことにより六ヶ村名主が呼び出され吟味を受ける際の日記用留	888
346	41	寛延 供(小川村と他の五ヶ村との出入り一内済まで)	寛延三年 午六月七月八月	十通 (二件一 括)		延享三年寅の轉木代材木は小川村はじめ六ヶ村が請け負ったが、当番料の小川村の不埒、不手際により支障あり、出入りになった。江戸表への訴訟、呼び出しなどの騒ぎになったが、寛延三年八月内済された。(上はその詳細の文書	390
<p>(一)年恐書付ヲ以御願申上候事 寛延三年午六月、鹿塩村彦兵衛、伴四郎より御役所 (二)年恐書付ヲ以奉願上候御事 寛延三年午六月、鹿塩村彦兵衛、伴四郎他五ヶ村代表より飯田御役所 (三)年恐書付を以申上候 寛延三年七月七日、加々須村名主他四ヶ村総代より千村平右衛門江戸御役所 (四)寛 寛延三年七月九日、鹿塩村彦兵衛、大河原村右馬之丞より千村平右衛門江戸御役所 (五)年恐書付ヲ以奉願上候 寛延三年七月二十九日、六ヶ村名主、五郎三郎より千村平右衛門江戸御役所 (六)年恐書付ヲ以奉願上候 寛延三年八月二日、六ヶ村名主他より千村平右衛門江戸御役所 (七)一札之事 寛延三年八月廿日、九藏他より小川村八郎兵衛、十左衛門 (八)一札之事 寛延三年八月廿日、加々須村七左衛門、源彦衛門 (九)一札之事 寛延三年八月廿日、小川村八郎兵衛、十左衛門より加々須村七左衛門、十左衛門 (十)差上申済口證文之事 寛延三年八月、六ヶ村代表より千村平右衛門江戸御役所</p>							
347	42	寛	寛延三年 午七月七日	一通	鹿塩村彦兵衛、伴四郎・千村平右衛門江戸御役所	このたび召出された人数の内、五郎三郎は現在秩父御用木山に出稼ぎに出ている。呼び出したが今の所一緒には出頭できない	578
348	43	書簡書付	寛延三年 午七月九日八月四日	五通	千村平右衛門内小嶋市右衛門・六ヶ村名主	江戸河内守および伊勢守屋敷への出頭命令とその取り消し延期状(寛延三年七月か八月のものか?)。鹿塩村名主彦四郎、彦兵衛、五郎三郎の時代	272
349	44	寛	寛延三年 午七月	一通	鹿塩村名主彦兵衛・飯田御役所	川崎、道、橋の自分立請を行う場所の報告(左牛川除場所は太石、柳嶋、大塩、平瀬、大栗、日之前、寺平、場之前、塩川、下嶋前)	391
350	45	(寛)	寛延三年 午八月十四日	一冊	(名主記)	轉木代材木納期、延享四年卯に江戸材木蔵納めで出た半減木の弁木勘定、金納五ヶ村分程、鹿塩村南組割付三画二分、北組三画六分	889
351	46	寛	寛延三年 午八月	一通	加々須村名主七左衛門他五名・御奉行所	延享三年寅轉木代材木三千本の代金、勘定残り、小川村分七十二両余を叩き、延享四年卯二月十三日に村々立会の上渡しを覚え、一通は書き	392
352	47	(申渡込)	寛延三年 午九月四日	一通	飯田御役所・鹿塩村名主彦兵衛	轉木代材木納の当番料小川村の不埒により出入りとなったが、江戸表での吟味の後内済となり、六ヶ村代表として彦兵衛が久々里へ出向くことの申し渡し	579
353	48	(御用村書留)	寛延三年 午九月二十一日	一冊		九月二十日付け御奉行方案料についてから十二月二十一日付けまで御用村書留置。去正月十五日付け飯田御役所からの廻状が最終頁	890

354	49	午年免定之事	寛延三年 午 十月	一通	(千村平右衛門)千平 右・鹿嶋村名主組頭惣 百姓代	(寛延四年区)から(宝暦三年申)まで五年定免の内 午年の年貢高の運達	79
355	寛延 50	(一)見取御年貢取立帳 (二)卯年見取御年貢取立帳 (三)御拜借米割付帳 (四)御年貢并御拜借米代取立帳	寛延三年 午 十一月 吉日	四冊	名主彦兵衛他	卯年年貢見取年貢拜借米代の割付帳取帳	891
356	51	鹿嶋村圍組後帳面渡し覚	寛延三年 午 十二月	一通	宮下忠兵衛・ 大嶋彦兵衛	鹿嶋圍組の帳面類を引き継ぎ渡す覚え。当時の村御 用帳面類の種類が良く分かる	1463
357	52	巳年御年貢御樽木目録	寛延三年 午 十二月	一通	鹿嶋村名主惣兵衛他・ 飯田御役所	寛延三年分の年貢樽木目録の勘定	80
358	53	(一)辰年寄別目録 (二)辰年寄別目録	(一)寛延三年 午 十二月 (二)寛延 四年 未三月	一通	(一)彦兵衛幸内(二) 嘉兵衛他村役人・飯田 御役所	(一)辰年年貢差引き勘定仕上げ (二)六カ村御樽木割り納の内鹿嶋村分	81
359	54	清内路村五郎左衛門御材木御請負二 付帳物之覚	寛延三年 午	一通	六カ村名主組頭百姓 代・御役所	清内路名主五郎左衛門始め計五名の家敷、家取、田 畑を贖物として樽木代材木を貸り出す	82
360	宝暦 1	百石二付金差分御上納割付帳	(寛延四年)宝暦元 年 未正月	一冊	名主彦兵衛	百石二分の上納金割付。圍組へ一分永百五十七文二 分五厘七毛五、北組へ一分永百七十七文九分二厘七毛五	892
361	2	御林并他領様三付御吟味書覚	(寛延四年)宝暦元 年 未正月	一冊	万石衛門他・ 大嶋彦兵衛	村々江申渡書(整理番書362+寛延3)の御樽木出 大切に他領様の時は必ず届け出る事の申し渡しの 請状	580
362	3	村々へ申渡覚	(寛延四年)宝暦元年 未 一月	一通	飯田御役所・ 村々名主他	御樽木出境目はよく守り、枝葉下草、株など一切刈 り取り禁止、他村へやむを得ず出稼するときは届け 出るこよほど	83
363	4	覚	(寛延四年)宝暦元年 未 一月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛 幸 内・飯田御役所	去る卯年延喜四年の樽木代材木納、差引納の覚え	393
364	5	差出へ申一札之事	(寛延四年)宝暦元年 未 一月 吉日	一通	嘉右衛門他・ 大嶋彦兵衛	上飯田出身、善光寺に宗門ある鍛冶師亮の身だが、大 河原左馬之丞地内の世傳の元に孝後移りたいので了解 を求めている	1563
365	6	覚	(寛延四年)宝暦元年 未 一月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛 幸 内・飯田御役所	北組百姓数右衛門他五名、甲州雨畑山へ日履登きに出 る。お解れは知らざる	84
366	7	覚	(寛延四年)宝暦元年 未 一月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他村 役人・飯田御役所	去る巳年寛延三年分上六カ村納入の樽木割り納の うち、鹿嶋村分の覚え	394
367	8	(一) (二) 覚	(寛延四年)宝暦元年 未 三月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	寛延三年巳の樽木仕上げの覚と、延喜四年卯年に江戸 蔵前および島嶋で出立長藏木の小畑の買取り受取り	85
368	9	六カ村御年貢御樽木御代材木仕出し 請負仕候三付一札之事	(寛延四年)宝暦元年 未 三月	一通	清内路村五郎左衛門 他・六カ村名主衆中	未年分の材木は清内路村が引き受け、勘定を六カ村が 預かった	86
369	10	覚	(寛延四年)宝暦元年 未 三月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他村 役人・飯田御役所	巳年寛延三年納入のよう、過納分返達の請取覚え	395

370	11	寛延四年未三月御材木御料木御役所 二而六ヶ村立念惣索引金手取方渡方 覚帳	(寛延四年辛酉元年 未三月)	一冊	鹿塩村名主彦兵衛	三月八日、十五日、二十日、二十一日に六ヶ村立念 いで行なわれた。延享三年頃から寛延三年までの年 貫傳木代材木納の決着結果の覚え	893
371	宝曆 12	柳工敷土工木挽工敷帳	(寛延四年辛酉元 年未四月二十 七日)	一冊	大嶋彦兵衛	柳工敷土工木挽仕事に従事した人数、日付、人名など の覚え	1354
372	13	(一) 村方井控入合履帳 (二) 未年下作金請取方覚帳	(寛延四年辛酉元 年未四月二十 七日)	二冊合 冊	大嶋彦兵衛	(一) 雇った村方入足の個人別算計帳、四月廿七日 から、大河原村前島彦島之丞との共同雇いもあった (二) 下作料の徴収帳	894
373	14	材木方林代勘定并木挽方勘定帳 (付) 木挽へ渡す書付控	(寛延四年辛酉元年 未五月二日)	一冊 付二通		伐り出し材木の寸法など覚え、機軸材木板子百木奈	895
374	15	寛延四年未五月十日三印判致候二付 書留書	(寛延四年辛酉元年 未五月九日)	一通	飯田御役所・ 鹿塩村名主	田畑土中下買入履段及び已年樽木納中樽木五斗六百四 十挺ほど	87
375	16	田畑履段買入并小作人上米履段之覚	(寛延四年辛酉元年 未五月)	一通	鹿塩村名主彦兵衛他村 役人・飯田御役所	田畑土中下買入と小作人上米履段の覚、竹木履段は入 れない	88
376	17	覚	(寛延四年辛酉元年 未五月)	一通	鹿塩村彦兵衛他・飯田 請負人依左衛門	溝内路村から当年伐り出す年貢材木の日履二組を引き 渡す、一組当たり二回二分渡した	89
377	18	北入山造作木出シ方日履勘定帳	(寛延四年辛酉元年 未閏六月十一日)	一冊	大嶋彦兵衛	六月十日付けから七月まで、木材出し日履賃金と人名 の覚え	1355
378	19	宗前録請拂覚帳	(寛延四年辛酉元年 未六月廿日)	一冊	鹿塩村名主彦兵衛	嶺原宗前録三百七十九人、香森宗前録百六十五人など と宗前調べに關る費用の覚え	896
379	20	(一) 南組巳年御樽木指引目録 (二) 北組巳年御樽木指引目録	(寛延四年辛酉元年 未十二月)	一通	忠兵衛	中樽通り、南組八斗六百五十二挺、北組一万七百三 挺を元に、南組の樽木過不足覚え	396
380	21	御樽米割渡シ帳	宝曆三年未 十二月三日	一冊	鹿塩村南組名主佐四郎	御樽米八石七斗六升の代金五圓二分七文を米売 りの節に諸人用金を引いて割り渡す	897
381	22	(年貢等々取書)	宝曆三年十年	二十四 通	飯田御役所・ 鹿塩村	主に辛酉年間の年貢算納人受け取りの覚え	1464
382	23	六ヶ村年貢御材木仕出シ請負仕候二 付一札之事	宝曆三年申 四月二日	一通	大河原村名主組頭吉姓 中	年貢樽木代材木納、申年の材木は大河原村で請負に付 き、諸事取り決めの一札付書き	581
383	24	差七申證文之事	宝曆三年申 四月	一通	小川村名主勘右衛門他	申年は大河原山、当西より伐まで鹿塩山にて御樽木代 材木を伐り出す。二年分文書の付紙による下書	582
384	25	書付を以添願申上候	宝曆三年申 四月	一通	六ヶ村名主組頭吉姓 代・飯田御役所	当申から戌年まで材木を出しする、御置五十願へ ためなら来辛酉から戌年まで二年分二回	90
385	26	(一、二) 覚	(金曆三年申 十月七日) (金曆三年西 十一月十五日)	一通	飯田御役所・ 五ヶ村	寛延三年已及び三年壬に出来た江戶御藏前代材木減 木の代金を村々に割り付け	1356
386	27	(一、二) 河安原遺人足其外諸帳々帳	宝曆三年申 十月廿日	一冊		河安原遺人足其外諸帳々をすることで高に於て、島連人足、人足 金手、米など供出することについての決まりのお触れ	898

387	28	御借米割付々覚帳	宝暦年 申 十月	一冊	名主忠兵衛	米 十五石を各主組頭に分を西五茶ひいた 十五茶を二百三十五人に割り付ける	899
388	29	御材木代米御材木老分遣候二付申 年取立納候々覚帳	宝暦年 申 十二月	一冊	名主佐四郎	御材木代金二分遣いがあったので、翌年取立割付、来年分の取立帳につけた	900
389	宝暦 30	御借米代割付々渡々覚帳	宝暦三年 申 十二月	一冊	名主忠兵衛 勘定人彦 兵衛他	御借米八石七斗六升の代金四両二分米六十二文五分を米差掛の際の諸人申金を引いて割り渡す	901
390	31	覚	宝暦年 申 十二月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	当酉年御材木を出すために根伐りした数 樅 樺 唐 松、榎大合わせて三千五十二本	91
391	32	甲申御年貢御任人傳代差引覚帳	(金暦三年) 申	一冊		樽木代材木納期 宝暦三年申年の樽木任人れ計覚帳	902
392	33	乍恐口上覚	(金暦三年 西) 二月十七日	一通	鹿塩村名主幸内他・御 役所	樽木代材木の伐り出し申酉戌の三年は鹿塩村大河原料 が引き受ける、山入りに当たり申上げること、去年の 大河原料の二の無ならぬよう、能き和を早めに雇い たい	92
393	34	書簡	(金暦三年 西) 二月十七日	一通		樽木代材木納期 (二) は鹿塩村名主組頭から前嶋右馬 之丞へ、(一) は前嶋右馬之丞の筆、いずれも (金暦三 年) 申は回村請負、(三年四年) 酉戌は鹿塩村請負で材 木を出す件について	1357
394	35	書簡 (一) 口上覚 (二) 口上	(金暦三年) 西 二月十七日	一通	前嶋右馬之丞・ 鹿塩村名主幸	代材木納期、当酉年大河原料が請負について口上	93
395	36	差出申證文之事	宝暦三年 西 二月	一通	鹿塩村名主幸内他村役 人・大河原村名主組頭 惣百姓代	酉と戌年樽木代材木は鹿塩村請負 二両一尺四寸五本 一分で二両でよいが、葛嶋渡邊兼まで鹿塩村が請け負 うなど證文	94
396	37	六カ村御年貢御材木仕出し請負任二 付一札之事	宝暦三年 西 二月	一通	鹿塩村名主組頭惣百姓 代・五カ村衆中	酉と戌二年の樽木代材木を鹿塩村が請け負うに当た り、飯田御役所に出した六カ村で決めた文書に加え、 鹿塩村から約束すること	95
397	38	差出之申一札之事	宝暦三年 西 二月	一通	六カ村名主組頭惣百姓 代・鹿塩村名主彦兵衛	当酉と来年戌の二年、年貢代材木伐り出しを引き受け た件。一両に付き材木五本、間知の件、材木流し、樽 木の件など、請負に付いての申し合ひ	583
398	39	鉄砲御覚帳	宝暦三年 西 三月	一冊	名主組頭惣百姓代・御 役所	獵師鉄砲二十三挺 おとし鉄砲三挺	584
399	40	差出之申證文之事	宝暦三年 西 三月	一冊	鹿塩村	年貢樽木代材木伐り出しを鹿塩山から行い、鹿塩村が 請け負いつき、大河原村他五カ村飯田御役所など取 り交わした文書一通の合冊	585
400	41	乍恐書付を以奉願上候御事	宝暦三年 西 三月	一通	六カ村名主組頭惣百姓 代・御役所	当酉と来年戌の二年の樽木代材木は鹿塩村が請け負 う、木口守間は決められたとおり守る	96
401	42	為證書證文之事	宝暦三年 西 三月	一通	忠兵衛他・請負人彦 左衛門、回彦兵衛	六カ村取り決めに従い申年は大河原料、酉戌は鹿塩村 が請け負う、日展 仕出し、川長 出水の際の約定	97

402	43	六分村年貢御代材木仕出請負任二付一札之事	宝曆三年 西 三月	一通	鹿塩村名主志兵衛他村 役人・五カ村御人中	付紙を付けて宝暦四年四月、大工原村文書の謄写を鹿塩村からの文書とする「下書き」。樽木代材木を鹿塩村が請け負うに当たりそれらの仕出方	397
403	44	(一) (二) 年忌書付を以奉願候御事	宝曆三年 西 四月	一通	六カ村名主組頭惣吉姓 所代・千村立右衛門御役	樽木代材木を納めてきたが、樽木は遠州船明、材木は江戸材木蔵納である。江戸へ運ばれるまでに腐るなどして生減木多くなる。材木も船明納にしてほしい	98
404	宝曆 45	(一) 年忌書付を以奉願上候御事 (二) 覚	宝曆三年 西 四月	一通	六カ村名主組頭惣吉姓 代・飯田御役所	江戸蔵納めの材木生減木分、使路増木の事について江戸にも願ひ出ており、力添えを願ひたい。(二)は旅入用一日一人七十文	99
405	46	杣請眞證文之事	宝曆三年 西 四月	一通	杣濱清左衛門他・ 彦兵衛	鹿塩村が今年の年貢樽木代材木を請け負うに当たり、杣組を引き受ける。八両の請取。公儀・法度などは青かないことの一札	398
406	47	杣方簡知改請取帳	宝曆三年 西 七月十四日	一冊		七月十五日より十六日、直左衛門組出す材木本数、木種、寸角記録、他に清左衛門、善兵衛、庄左衛門、文蔵組の分	903
407	48	御樽木仕入三分二金割付帳	宝曆三年 西 七月	一冊		樽木一万五千挺を並置西鹿塩村より割り出し、内五千六百両は鹿塩村御樽木納、残り九千三百六十挺の代金三十二両余を南組と北組に割り付ける	904
408	49	差出之申一札之事	宝曆三年 西 八月	一通	本人称彦兵衛 他・ 名主彦兵衛	九年以前延享三年丑年、身障ら悪く出奔。このたび後悔して帰国、今後母に孝行、妹たちを良く見る	100
409	50	南組御上納帳	宝曆三年 西 九月廿日	一冊	名主彦兵衛 忠兵衛 伴四郎	宝暦三年上納帳。未頁に北組分も記されている。総高三百四十七石二斗三合	586
410	51	村方請留留又書帳	宝曆三年 西 九月廿日	一通	名主彦兵衛	宝暦三年九月五日付け宗門帳納めの記事を始めとして、宝暦五年四月までの御用村目書き留め	905
411	52	上納訳ケ下帳	宝曆三年 西 九月廿日	一冊	名主彦兵衛他	上納書を高掛りで割り付けた下帳	906
412	53	御樽木代三分二金割帳	宝曆三年 西 十月十六日	一冊	鹿塩村南組名主志兵衛	二画分、百三十三文九分二厘を北組、一画二分余を南組に割り付ける。金割二丁につき二十六文	907
413	54	(一) 酉年免定之事 (二) 丑年免定之事 (三) 寅年免定之事 (四) 辰年免定之事	(一) 宝暦三年西十月 (二) 宝暦七年五月 (三) 宝暦八年十月 廿日 (四) 宝暦十年 辰十月	四通	千平右 宇都呂左衛門、 湯浅彦兵衛・ 鹿塩村名主組頭惣吉姓	宝暦二、七、八、十年の免定	399
414	55	午年御年貢御代材木江戸御蔵前赤減金割付帳	宝曆三年 西 十一月二十五日	一冊	名主彦兵衛 勘定人新 六他	午年材木二百五十五束減金九両一分余を北組、南組に割り付ける	908
415	56	御年貢本新田畑御取米御樽木高計帳 (付立書・覚)	宝曆三年 西 十一月二十五日	一冊	名主彦兵衛	本新田畑年貢取米、御樽木高計帳。本田畑三百二十八石五斗九合、新田十五石余	909

416	57	(一)御在真新田畑見取御拝借米代取立帳 (二)見取御年貢取立帳	宝暦三年 西 十一月二十五日	一冊	名主彦兵衛 勘定人新六他	本新田畑 見取畑の年貢及び拝借米代取立帳	910
417	58	御拝借米割付ケ算帳	宝暦三年 西 十一月	一冊	名主彦兵衛	宝暦三年分拝借米二十五石の割付算え	911
418	59	差上候二礼之事	宝暦三年 西 十二月十五日	一通	鹿塩大河原村名主組頭百姓代・飯田御役所	酉年の年貢榎木は實際に阿村合計一万七千八百二十九挺割り出し、鹿塩は六千二百九十二挺過割り出し、大河原村々は千四百四十六挺の過割となった。この過割は来年分の年貢計算に入れてほしい	101
419	60	相考入申證文之事	宝暦三年 西 十二月十一日	一通	本人次郎七他・彦左衛門、彦兵衛	平吉と養子に申し受け、田畑、山林残らず、家督も譲り相続させる。万一不縁の時は世間並みの給金として年に二両支給う	587
420	61	(一)大河原よりの遺書請取覚 (二)覚 (三)書簡	(一)宝暦三年西 三月十三日廿七日 (二)宝暦三年西 十二月、(三)十一月十七日	三通	大河原村右馬之丞・鹿塩村彦兵衛 喜兵衛	大河原村材木下場から鹿塩村へ送られた諸遺書の算えと関連する大河原村右馬之丞の書簡	1465
421	62	来安年より御年貢納方切替御願二付私井村方存念申上候様三被仰付候間指申口上書之御事	宝暦四年 戌 正月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他村役人・飯田御役所	榎木も良き小木苗ばかりなので来年からの年貢は一両につき中樽六百挺の代金納したい	102
422	63	当戌年迄三而御代材木御在季相勤申候二付来安より及御切替二候二付銘々之御仕方ヲ以今度被出出さう様二付六ヶ村一統御年貢御切替奉願上候一礼之事	宝暦四年 戌 正月	一通		来年からの年貢は小川、加々須、南山村は榎木代金納で三百五十挺替え、鹿塩、津内路村は四百挺替え、大河原村は材木納を希望した	103
423	64	諸遺書取覚 (付願文書・覚)	宝暦四年 戌 一月吉日	一冊	鹿塩元ヱ	御榎木御代材木山会所において、大河原渡場よりのよぎ、なた、榎、つるはしなど山仕事遺書調べの算え	912
424	65	覚	宝暦四年 戌 二月十五日	一通	鹿塩村名主彦兵衛・飯田御役所	宝暦三年の年貢榎木は大河原村より切り出したが、尺ヱ六百三十八本八分六厘不足になったので、宝暦三年の材木と榎に鹿塩から勘定する	400
425	66	(一) (二)年貢書付を以奉願上候御事	宝暦四年 戌 閏二月	一通	鹿塩村名主彦兵衛・飯田御役所	日雇持持方貫銀安払い願ひ、榎木代材木納の最終年なので過不足納について定めてほしい	104
426	67	年貢書付を以六ヶ村一統奉願上候御事	宝暦四年 戌 閏二月	一通	山方六ヶ村名主組頭惣百姓代・飯田御役所	榎木代材木の割り出し、山入りは三月なので、山入金高お渡しください、閏月があり、今年は四月同然なので三月上旬に山入りすることゝ御言	105
427	68	年貢書付を以六ヶ村一統奉願上候御事	宝暦四年 戌 閏二月	一通	六ヶ村名主組頭惣百姓代・飯田御役所	今年で年貢榎木代材木納は終わる。榎木は船間納めだが材木は江戸蔵納め安蔵が多く出し、舟納により村方は困窮した。来年からの年貢は代金納で願ひたい	106
428	69	覚	宝暦四年 戌 二月十六日	一通	彦兵衛・飯田御役所	宝暦三年酉分の年貢料材木代金として十両の受取	588

429	70	当度御樽木材仕出申渡覽	(宝曆四年 戌) 三月二日	一通	(飯田御役所・ 鹿塩村)	樽木一万二千四百丁、材木三千三十本を仕出す申し渡	1466
430	71	御朱印	宝曆四年 戌 三月二十六日	一通	相模・ 衆中	牧野物重郎による御林見分の際に、入用の人員の手配	107
431	宝曆 72	指出申證文之事	宝曆四年 戌 三月	一通	四郎三五人組番七、四 郎右衛門、弥三郎・御 頭中	四郎三が「法度の行いをしたというが、そのよまなこ とは行っていない」という訴えを五人組が押かつて御 頭中に願ひ出た	108
432	73	乍来書付を以申上候事	(宝曆四年 戌) 四月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他村 役人・飯田御役所	村高札一枚は現在の所健在、書き写しを送る	109
433	74	差上候御請之事	(宝曆四年 戌) 四月	一通	鹿塩村名主彦兵衛幸 内・飯田御役所	御林奉行牧野物重郎が見分のため来村するので必要な 準備をする	110
434	75	差上候口上書之事	(宝曆四年 戌) 四月	一通	六カ村名主・ 飯田御役所	川村屋新兵衛が引き取る材木、江戸木場地代、日履實 などにつて	111
435	76	西出御樽木銘々中割付帳	宝曆四年 戌 四月	一冊	鹿塩村南組名主彦兵衛 他	宝曆三年西に出した南組関係樽木中樽木五千四百十六 挺二分の内訳覽	913
436	77	西出樽過木書出帳	宝曆四年 戌 四月	一冊		計中樽木三千三百六十九挺七分の樽木出すぎ、各人 明細帳	914
437	78	(書付・先觸)	(宝曆四年 戌) 六月十日	一枚	相模・ 村々	御林見分のため牧野物重郎来村の先觸れ状写し	589
438	79	御用状	(宝曆四年 戌) 六月二十七日 八月七日	一通	飯田御役所・ 鹿塩村	戌年の大河原、鹿塩村出入りは牧野物重郎来村出迎 えについてである。このときの御役所から特に彦兵衛 への呼び出し状	1358
439	80	此度御年貢納御切替之儀奉願上候処 二棟御樽木御用二付少々茂割立候様 三再御吟味被仰渡村々御樽木出詮議 仕立三申上候	宝曆四年 戌 六月	一通	鹿塩村他四カ村・ 飯田御役所	大河原村を除く五カ村年貢切替願ひ(現金納)をして いるところに來る樽木御用についての返答。榎は小木 一本ばかりで樽木は出せないのでも十年ほどすれば生長 するのでそれまで年貢は金納を願う	1359
440	81	差上申一札之事	宝曆四年 戌 六月	一通	鹿塩村名主彦兵衛、幸 内・飯田御役所	御林奉行牧野物重郎が大河原村の樽木見分のため来 村する。この出迎え人足などの手配は村境までとする など、この件について大河原村と鹿塩村の扱ひ方の相 違申上立て	1360
441	82	大河原村来々より申上候々々村高切 御樽木割出シ可相納御頼仕候二付年 取書付を以奉願上候御事	宝曆四年 戌 六月	一通	鹿塩村名主他村役人・ 飯田御役所	大河原村は来々から申までの十年、他の五カ村と違い、 樽木納とするが、御樽木を境界を越えさせとらない	112
442	83	差上申一札之事	宝曆四年 戌 六月	一通	鹿塩村名主組頭・牧野 惣十郎、浅岡喜左衛 門、河内弥三郎	鹿塩村御樽木山の見分は、菅刈草竹生い茂り、とても 予定のすべては目数内では不可能のこと。里数は南北 三里、東西は不明、木品、木数などの概略は御林帳の 通り	401

443	84	差出申連印之事	宝曆四年 戊 六月	一通七 一冊	鹿塩村物置百姓残らず・ 御頭中	江戸御奉行が御林具分に米村するに当たり、大河原村が灘まで出迎える際に鹿塩村からも出迎えを合うようこのことだが、今度は大河原村への御用で、鹿塩村は送迎はしない	402
444	85	春日御島造立入帳	宝曆四年 戊 七月七日	一冊		春日宮造営の材料、大工などの手廻賃入用覚え	1564
445	宝曆 86	乍恐口上書を以申上候御事	宝曆四年 戊 七月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	江戸御林奉行の出迎えにつき、大河原村と出入りになった。従来行つてきた出迎えに付いて鹿塩村の言分	590
446	87	乍恐口上書を以申上候御事	(宝曆四年) 戊 七月	一通	(大河原名主他・ 飯田御役所)	御林奉行米村の際の出迎えならは大河原村古来定法のように行いたい。鹿塩村へ仰せ渡しを願う、という大河原村願書の写し	591
447	88	乍恐口上書を以申上候御事	宝曆四年 戊 七月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	御林奉行の送迎は大河原村鹿塩村とそれぞれ村内は行なうこと、鹿塩村から灘まで出迎えは例はない	1361
448	89	両村江御林御奉行御越二付人足出入 諸人借帳	宝曆四年 戊 七月から十月	一冊	名主彦兵衛 幸内他	八月九日付けから十月付けまで御林奉行廻村に際し働いた人足など諸費用の覚え	915
449	90	乍恐書付を以奉願上候御事	宝曆四年 戊 八月十四日	一通	六カ村名主組頭・ 飯田御役所	宝曆三年申大河原伐り出し材木の袋下げが遅れ、宝曆三年夏分の材木量がなくなつたので、申年材木をどかす、その入用費について	113
450	91	御役責御切替目付御樽木少々三而茂 割出之候様御三御吟味被仰付候二付 書付を以申上候御事	宝曆四年 戊 八月(十四日)	一通	鹿塩村名主彦兵衛他村 役人・ 飯田御役所	鹿塩・清内路の山内にある榎はすこでも樽木を産出できないほど小木苗ばかりである。元伐り一本で定法樽木は一畝程度である	114
451	92	差在申口上書之事	宝曆四年 戊 八月(十五日)	一通	六カ村名主組頭総百姓 代・飯田御役所	去年夏買込材木の内、蒸州で出たおね木処分には立ち会えない。お上で処分してほしい	115
452	93	(申上候一札)	(宝曆四年) 戊 八月(十六日)	一通	鹿塩村名主彦兵衛・ 飯田御役所	御役人方が鹿塩、大河原村両村においでの際はそれぞれ送迎するが、大河原村だけの用事の場合は鹿塩村は人足など出さないことなど、前例を挙げて申し立て	1362
453	94	覚	宝曆四年 戊 八月	一通	鹿塩村名主他・ 飯田御役所	寛年改めの田畑と山畑見取場の広さ、田畑七町五反余山畑二十八町三反	1363
454	95	(一) 乍恐書付を以奉願上候御事 (二) 乍恐書付を以奉願上候御事 (三) 当十四日三鹿塩村御願書差出候 二付大河原村江送迎被仰付候二付乍 恐願書上仕候御事	宝曆四年 戊 八月	三通	鹿塩村名主彦兵衛他村 役人・ 御役所	江戸表から御林奉行米村の際、出迎えについて大河原村と争いになったこと他、飯田御役所に訴えた。二つは(一)の口書と(三)は大河原村の返答書と、大鹿村島島家文書55、宝曆24と同じ	116
455	96	覚	(宝曆四年) 戊 八月	一通	飯田御役所・ 六カ村名主	年書樽木代材木納期宝曆三年申年材木伐り出しを引き受けたい用費の、六カ村割り当ての覚え	592
456	97	大河原鹿塩両村出入二付口書差上候 控帳	宝曆四年 戊 八月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛	江戸御役人米村の際の出迎えに付いて大河原鹿塩両村が出入りとなつた。八月十六日の「口書」をはじめいくつかの文書と出入りのいきさつの記録	593

457	98	寛	宝曆四年 戊 九月十一日	一通	飯田池田町傳右衛門、 市左衛門・荒町御役所	鹿嶋・大河原村が江戸奉行米村送迎人足などの件で出入りとなったものを飯田の借が内滞とするよう話し合ったが河村納得しないこと	1364
458	99	書付を以奉願上候事	宝曆四年 戊 十月六日	一通	六カ村名主組頭惣右衛門 代・飯田御役所	当年に伐下げの西半分材木はこれまでとおり差配する	117
459	100	書付を以奉願上候御事	宝曆四年 戊 十月六日	一通	小川 岡山 加々須 村役人・飯田御役所	当年度の伐下げは西半分材木で、川村新之丞が廻船を請け負う。さしあたり入用金工高を前借りしたい	403
460	宝曆 101	当六月十一日御樽木山為御見分江戸 表より牧野物置郎様御越二付御迎人 足大河原村之内籠穴耕地太倉境町場 繼岡村出入二付取扱和談為取替證文 一札之事	宝曆四年 戊 十月二十五日	一通	大河原村名主右馬之丞 他村役人・ 鹿嶋村名主他村役人衆 中	江戸からの諸奉行の出廻り方と関連した事項について、出入りとなったが、和談した結果の了解事項の詳細一札 通同文	404
461	102	(一) 寛(書付) (二) 奉願上候口上寛 (三) (口上書) (四) 此段此度	(宝曆四年) 戊 十月	四通	池田町四人市左衛門 他・ 御役所	大河原 鹿嶋村が一村限りの御用で米村する公儀役人で迎え方などの取り扱い方について出入りとなった際の役所への扱いかた通知	1365
462	103	六カ村一統此度西半分御材木納方御 願に付申合七一札之事	宝曆四年 戊 十月	一通	小川村他五カ村村役 人・大河原村名主右馬 之丞	代材木納九年目宝曆三年西分の材木出し方について申し合わせの一札	118
463	104	(一)(二)御樽木山御見分三付差上申書 付之事	宝曆四年 戊 十月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他村 役人・御役所	権立天尺山で小本若木ばかり、樽木を定法で割り出せない。十年ほど後には盛衰して割り出せる(二通同文)	119
464	105	御樽木朝改帳帳	宝曆四年 戊 十月(十一月廿日)	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛 名 主代喜三右衛門	幕樽木十八十九挺の樽木調べ。上中の品番と樽木割り出し人書きよび	916
465	106	未仕江戸木場入用選州勿木歩減申年 葛嶋材不引除入用割付帳	宝曆四年 戊 十一月二十四日	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛他	宝曆四年の江戸木場入用費 掛察における歩減木代金、および宝曆三年葛嶋渡場における材木処理費を割り付ける	917
466	107	寛	宝曆四年 戊 十二月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛・飯 田御役所	当宝曆四年に根伐りした樹木、数の寛を計千九百六十三本、椴千七百四十三本、樺千九十七本、唐松九十五本、姫千二十八本	405
467	108	寛	宝曆四年 戊	一通		高人になるべき葛嶋を吟味したときの書付。大河原村見取り場を書きとめた	120
468	109	乍恐書付を以六カ村一統奉願上候御 事	宝曆四年 戊	一通	六カ村名主組頭惣右衛門 代・飯田御役所	十年の樽木代材木納が終わる。江戸材木蔵納で出た歩減木納納についてと、来年からの樽木侵段を去巨提替	121
469	110	書簡	宝曆五年 亥 二月二十五日	一通	牧野惣十郎役所 浅岡 喜右衛門、河内弥三 郎・鹿嶋村名主彦兵衛 伴四郎	去る迄年まで鹿嶋山から切り出した樽木材木の請負積り書他 書付を差し出すように	406

470	111	酉年御仕入糧代渡	宝曆五年 亥 二月	一冊	名主彦兵衛他	酉年出才糧木二万三百九十七挺(中轉廻し五千六百九 丁)の内、仕入れ博分三両二分余割り渡した取取り	918
471	112	乍次書付を以奉願上候御事 乍次書付を以奉願上候覺 (慶長なし)	宝曆五年 亥 二月 余四月二十五日	(三通 の写し を二通)	六カ村惣代五郎左衛 門・御役所	亥年からの年貢糧木直取の願い、一両につき五百挺替 への金納 村々困窮の事件災害などが記述されている	122
472	113	御請書	宝曆五年 亥 四月十二日	一通	鹿塩村名主彦兵衛・ 飯田御役所	鹿塩村が材木伐り出しを願うな見請書を出すように との仰せだが、宝曆四年代材木納期最後の材木の間知 がすみ、その後調査して願書を出すようにする	594
473	宝曆 114	(一、二鹿塩村飛地落合目境見分改覽 (二、四、五覽)	宝曆五年 亥 四月十七日	五通	大河原村名主右馬之 丞・傳左衛門・地主彦 兵衛	落合にある鹿塩村飛地彦兵衛地主の境について、寛延 元年御奉行に出した総図面に従って再確認した	407
474	115	御材木御願上申物運印帳	宝曆五年 亥 四月十二日	一冊	鹿塩村	御材奉行牧野物十郎から鹿塩山樵梅などの材木見請も りを求められ、御用木は地元願いをききまどけるよう、 連印で願う	919
475	116	乍次書付を以奉願上候御事	宝曆五年 亥 四月	一通	鹿塩村名主彦兵衛・ 御役所	戌年分の糧木代材木請負い三千三百二十本余出し、間 知の積束二千九百六十本になった。尺目三百六十本余 不足、歩減木が多いのでこの取扱についての願い	408
476	117	大井御請願入用費割付帳	宝曆五年 亥 五月二十日	一冊	鹿塩村南組名主彦兵衛	去る丑年から戌年まで大井通りを葺請した。入用費を 各戸村々に割り当てた。鹿塩村分は葺割で二両二分余 村民へ割付徴収した	920
477	118	覚	宝曆五年 亥 六月十日	一通	安石衛門他・ 彦兵衛	御役所御用の享保・元文、寛保、延享の免定を計十通 持ち出す	123
478	119	差出申一札之事	宝曆五年 亥 六月	一通	清五郎他五人組・ 御名主申	駿河山不脚と称する男が山越えて鹿塩村へ来たとき、 俵と米の世話をしたことは不送で今後心配がない	124
479	120	差出申一札之事	宝曆五年 亥 八月	一通	鹿塩村名主彦兵衛・飯 田御役所	当三百御林奉行牧野惣重郎から材木伐り出しにつき細 書を渡された。早速余主を採しているが避れている	125
480	121	(一、二相見々申書付之事	宝曆五年 亥 十月十七日	一通	本人新六他・ 善左衛門	「おくめ」に渡した金子五両の返金や質地についての 取り決め、土地買取の取り決め	1565
481	122	御年貢新田畑見取御替米代取立 帳	宝曆五年 亥 十一月二十九日	一冊	鹿塩村南組名主組彦兵 衛・他	新田畑見取年貢と御替米代金、宝曆五年分の取立帳	921
482	123	御年貢新田畑御取米御替米代帳	宝曆五年 亥 十二月	一冊	鹿塩村南組名主組彦兵 衛・他	宝曆五年分新田畑年貢代帳	922
483	124	御年貢割付帳	宝曆五年 亥 十二月五日	一冊	名主組彦兵衛	新田畑、新田と見取年貢、および借入用、御替米 代を割り付ける。中樽九千七百五十九挺二分七厘	923
484	125	(一)見取御年貢取立帳 (二)御年貢納金控書両ヶ月利息 取立帳	宝曆五年 亥 十一月五日	一冊	南組名主組彦兵衛他	見取総区三十五町八反七畝二十一歩の年貢取立及び 年貢納納一ヶ月遅れの利息二匁 百八十七文の取立帳	924
485	126	覚	宝曆五年 亥 十二月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他村 役人飯田御役所	宝曆四年戊辰に根代した樹種毎の樹木数、合計千九百 六十三本	126

486	127	乍取書付を以奉願上候御事	(宝曆五年)亥	一通	(幸内)・ (御役所)	延享五年に村を南北に分けたが朝組相まらず(幸内)が立む合っていたが、遠方で公用ままならず、名主組を互争つ年奉でやめてゆきたい	127
487	128	名主在間御役儀願三付申合二札之事	宝曆五年 亥	一通	幸内 彦兵衛 借間郎 忠左衛門	名主組四人は二人ずつ年番で名主を勤めるよう申し合わせていたが、今後は四人一統で勤める	409
488	129	乍取書付を以奉願上候御事	(宝曆五年)亥	一通	(鹿嶋村)・ (御役所)	樽木代村木納終了後の亥年、すなわち宝曆五年に尚木として「来子年より辰年まで五年で二万本の請木」払い下し願書の下書き	1366
489	宝曆 130	宝永元年より延享元年迄之分御免控	宝曆六年 子 正月二十七日	一冊	組頭忠左衛門他・ 彦兵衛	宝永元年から延享五年まで四十二年間の免定の写し。ただし見当たらぬ年の分五通もある。役所の御用で調査し写し報告したもの	410
490	131	鹿嶋南組御用留書帳	宝曆六年 子 二月五日	一冊	南組組頭忠左衛門	前半は宝曆六年の主に樽木代村木納に関する記事、後半に宝曆七年、八年年貢などの御用状が写されている	925
491	132	成年出御樽木御年書勘定帳	宝曆六年 子 三月十日	一冊	鹿嶋村南組名主彦兵衛 他	宝曆四年に長樽木八千九百七十七丁仰せ付けられたうち、五十六百四十丁は納め、残りは仕入れ樽木	926
492	133	樽木送渡書付	宝曆六年 子 三月	一冊と 六枚		宝曆四年役に出した樽木四十二丁俵奈の覽書	927
493	134	(一)操抄勘帳 (二)地摺摺人用并金出の方御勘定帳	宝曆六年 子 六月五日	二冊	大嶋彦兵衛	「操抄度人用」として諸人用品、金銭の覽え	1566
494	135	(一) (五) 覽	宝曆六年 子 八月	五通一 包み	鹿嶋村名主彦兵衛 飯 田御役所	已から亥年まで各出役役人が滞在中に消費した米の量報告(五)は覽	128
495	136	五ヶ村銘々江差出の申取書付之事	宝曆六年 子 九月	一通	扱人加々須村名主七左 衛門 鹿嶋村名主兼	年貢樽木代金納について江戸へ行っている総代石の交替二名の所用金は大河原村を別として五ヶ村割りとする	411
496	137	五ヶ村銘々江差出の申取書付之事	宝曆六年 子 九月	一通	扱人加々須村名主七左 衛門 鹿嶋村名主兼	去る成年に年貢樽木代金納について代表が江戸へ行つたが、その入用費負担について加々須村の異議	595
497	138	金納御願三付六ヶ村惣代江戸詰之内 六ヶ村立会路金勘帳	宝曆六年 子 九月	一冊	六ヶ村立会、鹿嶋村	宝曆四年役に六ヶ村総代が年貢切替金納につき江戸詰めした。その連中や江戸における入用割り当て	928
498	139	御檢地場御吟味三付違所分別書上帳	宝曆六年 子 閏十二月	一冊	鹿嶋村名主庄理定右衛 門他・飯田御役所	田畑違所を吟味、明細の書上	929
499	140	信州伊那郡鹿嶋村高区別并明細帳	宝曆六年 子 十二月	一冊	鹿嶋村名主庄理定右衛 門他・御役所	延享五年御地に基つて高区別明細帳、延享三年の帳面を左右にした宝曆五年版	596
500	141	護申家屋敷之事	宝曆六年 子 十二月	一通	譲り主彦兵衛他譲け 人・新六	家一軒 屋敷三畝十五歩の代金十両と譲る	1367
501	142	田畑鑑定所引高小前帳	宝曆六年 子 十二月	一冊	鹿嶋村名主庄理定右衛 門他・飯田御役所	前々から鑑定所として申けてきた場所などは、依然として記し巡り難しく、引き高として書き上げる	930
502	143	(一) 一札 (二) 口上	(宝曆七年) 丑 三月十五日	一通	大河原村右馬之丞・ 野原坊 中之坊	江州多寶神社の御免勅化に関する一札と口上	1368

503	144	(一、二) 百姓持林等々所書上帳亨	宝曆七年 丑 六月	一冊	鹿嶋村名主在理組頭定 右衛門他・飯田御役所	鹿嶋村中人会 百姓持林一カ所の所在の報告 一冊 回文	597
504	145	乍恐口上書を以奉候御事	宝曆七年 丑 八月十二日	一通	鹿嶋村長官百姓彦兵衛・ 千村平右衛門御役人中	殿様大繼目の懸に巡料するが、現在名主役ではない がお目見 本陣を向き受けなければならぬかを伺う ている	412
505	146	差上方申一札之事	宝曆七年 丑 八月	一通	鹿嶋村名主在理組頭定 右衛門他・千村平右衛 門御役人	江戸へ代継のお札に行つた殿様宗領が所料々に公儀 へ法度 村中作法なども仰せ渡しを裏まつたこと	413
506	宝曆 147	百姓持山持林御吟味二付被仰付候所 御用回置帳	宝曆七年 丑 八月晦日	一冊	鹿嶋村彦兵衛	宝曆七年八月二十七日付けから宝曆八年二月初三日付 まで、御用村用書き留め日記	1369
507	148	組下得心印形人数并無印形人数書費 帳	宝曆七年 丑 九月十三日	一冊		持ち林印の総人数七十七人の内、得心人数五十九人 無得心十八人の名前	931
508	149	切添立出見取場御高入有無書上帳	宝曆七年 丑 十月	一冊	鹿嶋村名主在理組頭定 右衛門他・飯田御役所	見取田畑山畑二十五町八区七畝二十一歩の内訳とし て、それぞれにどれほどが高入れ出来ないか、理由を 述べて記している	598
509	150	(一) 百姓持山持林書上帳 (二、三) 百姓持山持林等々所書上帳	宝曆七年 丑 十一月	三冊	鹿嶋村名主在理組頭定 右衛門他・飯田御役所	百姓持山持林百七十五カ所 (一) 書上帳名主彦兵衛控え 持ち山持ち林の持ち主 名前入り (二、三) 同 場所名と広さの書上 文化十三年に役所から借り出し与えられた文書	600
510	151	乍恐書付を以御訴申上候御事	宝曆七年 丑 十一月	一通	鹿嶋村百姓七十人惣惣 代伴四郎 甚内・千村 平右衛門御役人	百姓縮々持ち林と思つていて中山山という内山が、御樽 木山でもなく彦兵衛持ち山という。このことについて 出入りとなり、江戸への訴状	414
511	152	乍恐口上書を以御内證三而奉申上候 御事	宝曆七年 丑 十二月初五日	一通	鹿嶋彦兵衛・ 久々里御役人衆	寛文十年に雑木を売つたこと、延宝四年に被官宗嗣へ たこと、延宝七年の中山境界論争のことなど、證文が ある事を知らせ、相手には内証にしてほしいと申し立 てている	599
512	153	百姓持山持林入会共二山林永割付帳	宝曆七年 丑 十二月初日	一冊		山林永割北岡組五百一十一文九分七納、百姓持山林百一 十五カ所、持山五カ所	932
513	154	相定申一札之事	宝曆八年 寅 二月初九日	一通	鹿嶋村名主在理組頭惣 代定 右衛門他・惣百姓 中	山林永との関わりで御樽木山との境を明確にして、他 は内山の見取り場として木草の採取は入会とする。各 見取り場の一覽書え	415
514	155	寛免免定之事	宝曆八年 寅 十月	一通	千村平右衛門・ 鹿嶋村名主組頭中	当座より来る迄までの十年間の定免整理	130
515	156	六石総米割付帳	宝曆八年 寅 十一月	一冊		寛三十四七五三斗三合に対し六石総米は百石につき 二斗で、計六斗九升四合四勺、中樽百十五挺七分	933
516	157	(一) 百姓持山林入会帳 (二) 御年貢御取米帳	宝曆八年 寅 十二月	二冊	鹿嶋村名主在理組頭定 右衛門他	百姓持林と年貢取り米高書き出し帳	934

517	158	南組御上納帳	宝曆八年 寅 十二月廿五日	一冊	彦兵衛	宝曆八年上納帳 南組分 各人別寄書上	601
518	159	一村隈総代之者御請申上候一札之事	宝曆九年 卯 閏七月	一通	鹿嶋村名主任組頭作 之丞 左次右衛門・飯 田御役所	衣倉(倉) 身持と、稼業など百姓の守るべき事を守るこ との一札	129
519	160	乍飛書付を以奉願上候事	宝曆九年 卯 閏七月	一通	南組惣代左衛門、北 組惣代左衛門・飯田 御役所	鹿嶋村百十五人の南組が十六人組村役人の願いによ り召し呼ばれた。相談成り立たず、南北高分けでそれ ぞれ村役人を置く	416
520	161	亭江限御請申上候一札之事	宝曆九年 卯 七月	一通	信濃国伊那郡・千村平 右衛門御役所	前々から百姓守るべき事を守らない者があることが奉 行に知られ、改めて守るべき事のお触れを守る一札	131
521	宝曆 162	信濃国伊那郡鹿嶋村新田檢地帳	宝曆九年 卯 九月	一冊	千村平右衛門 他	六尺二分間至で二区三百歩の検地を行った記録 見付 田五区八歩、見付畑一町七反九畝三歩、山畑五畝	602
522	163	(倉庫改高)	宝曆九年 卯 十月	一通		宝曆八年寅と九年卯年の本田新田別開畑、山畑など改 高総区合わせ三十五町八反七畝二十一歩	935
523	164	(一)当所左御年貢本田御新田目録 (二)喜左衛門組下八人辰年御年貢目録 (三)辰年御年貢勘定目録 (四)巳辰御年貢勘定目録 (五)辰年御年貢目録定右衛門喜左衛 門組下四十三人分	(一)宝曆九年卯十二 月 (二)宝曆十年辰 十二月 (三)宝曆十 一年辰十二月二十四 日 (四)宝曆十二年 巳十二月二十二日 (五)宝曆十三年未二 月	五通	名主任組頭定右衛門・ 飯田御役所	宝曆五年から宝曆十二年まで四年分年貢勘定目録 鹿嶋村定右衛門組は別勘定にしている	132
524	165	奉差上御請書之事	宝曆十年 辰 七月	一通	名主任組頭左次右衛門 他・飯田御役所	宝曆五年鹿嶋村を百十五人組と四十九人組に分けるこ とを託されたことについての請書。村役人以外に 百四十六名署名押印している	133
525	166	口上覚	宝曆十年 辰 七月	一通	仕理組頭喜左衛門、定 右衛門・御役所	久々里表の裁件によると、百十五人と四十九人組共に 南北に分けることを得心しない。組頭が組を治め難い ことと定門帳の作り方についての口上	1370
526	167	(一)(二)乍飛書付を以奉願上候御事	宝曆十年 辰 七月 八月	一通	名主任理組頭定右衛 門、同喜左衛門、百姓 惣代伴左衛門・飯田御 役所 久々里御役所	百十五人組南組と四十九人組北組に分ける。古来 通り議事行う。南斗組の呼び名は村内限りで定門など には書かない。人察が必ずしも正確ではないことにつ いて	417
527	168	去所之圍七月廿五日五人組四十九人組 と相別り候趣喜左三申上候	宝曆十年 辰 八月	一通	鹿嶋村名主任組頭喜 左衛門他・久々里お役 人衆中	宝曆九年に百十五人組と四十九人組の二つに鹿嶋村が 別れたいきさつ	418
528	169	(書付)	(宝曆十年 辰 九月)	一通		宝曆十年から五年間伐り出す御用木と敷木を安齋川 取するについて村々へ觸書を廻すこと	1371
529	170	喜左衛門組下八人辰年御年貢目録	宝曆十年 辰 十二月	一通		九人分の当辰年貢と俵代代、傷六尺梁米 山林 永の壁清	419

530	171	辰御年貢并御料借米代六石給米代山林米共三九人分取立帳	宝曆十年 十二月	一冊	鹿嶋村名主任組頭喜左衛門	喜左衛門組九人分の年貢など取立帳	936
531	172	辰御年貢取立帳	宝曆十年 十二月	一冊	勘定人彦兵衛他	辰御年貢取米六石五斗五升八合五分七匁の取立帳	937
532	173	巳年御年貢勘定覚	宝曆十二年 十二月二十三日	一通	名主任理組頭定右衛門・勘定人彦兵衛他	定左衛門、喜左衛門、仙左衛門組下年貢上納分覚済の申告	1567
533	174	新嘗御上納帳	宝曆十二年 正月五日	一冊	彦兵衛	各人別高上納の書付帳 二七石五斗一升九合 内訳 田五三石五斗二升四合 畑方十九石一斗五合	603
534	175	請取覚	宝曆十二年 十一月廿六日	一通	名主任理組頭定右衛門・彦兵衛	当年年貢金二匁受け取り、十二日に納納	420
535	宝曆 176	(御用状)	(宝曆十二年)未 二月五日	一通	飯田御役所・名主任理組頭定右衛門、喜左衛門	申外より午までの四カ年分未納と、午年分五石一分が未納である。来る八日までに役所に勘定目録を持参せよ	1467
536	177	作取書付を以申上候送書之事	宝曆十三年 二月	一通	鹿嶋村願人忠右衛門・利兵衛、庄蔵・飯田御役所	幸内、勝右衛門が訴え出たことについて返答書、堀坊役について、名主任理組承認の事、村役人の申し付けを聞かないことなど弁明	1468
537	178	作取書付を以奉願上候御事	宝曆十三年 二月	一通	鹿嶋村願人五十人余惣代幸内他、飯田御役所	去る二月二十七日幸内寺住職が死したので村方相談し、これまでのように堀坊成り立つようにとしたが、異を申し立てる者がありまとまらない。村法成り立つよう役所に訴えた	604
538	179	覚	宝曆十三年 四月	一通	大嶋彦兵衛、惣左衛門他	弥四郎の不埒で騒ぎが起こったが解決し、その酒代として二匁受け取る	421
539	180	切添新田畑切替新田畑切替山畑見取四十九人組反別帳	宝曆十三年 十二月	一冊	傳兵衛	切添え、切開き、切替山畑の見取反別を四十九人組分書き出し	938
540	明和 1	差上申一札之事	明和五年 十月	一通		江戸表で殿様御目のお礼が済み、預かり所の村々へ改めて請事、法度の申し渡しの請状	422
541	2	差上御請書之事	明和五年 十月	三通	鹿嶋村彦兵衛他、飯田御役所	三通問文、鹿嶋村宗門帳は寛延三年以来南北一本で納めてきた。旧来のように村中一本にまとめるよう仰せを承知した。他に組分けに伴う村役人のこと	605
542	3	御年貢取立并田畑本新田覚帳	明和五年 十二月五日	一冊	名主所	本田畑新田、借米代、伝馬入用、六石給米、田畑焼燬、畠笹年貢書上、合社田博米二五石八十二匁壹毛	939
543	4	大工棟柳屋露職覚帳	明和二年 一月	一冊	大嶋彦兵衛彦備	四旦三日付けから戌年まで露職人など働いた人名、日数、手当てなどの覚	1372
544	5	人馬数教書上帳	明和二年 三月	一冊	鹿嶋村名主任四郎他、飯田御役所	家数百十九軒、馬数四十疋、人数千二百八十八人、男六百八十八人、女六百	606
545	6	(一)酉年免定之事 (二)子年免定之事 (三)丑年免定之事 (四)卯年免定之事	(一)明和二年西十月 (二)明和五年子十月 (三)明和六年丑十月 (四)明和八年卯十月	四通	千村平右衛門代宇都只右衛門、濃邊儀彦兵衛、鹿嶋村名主吉	宝曆元年から明和四年まで十年免免、明和五年から安永六年まで十年免免	134

546	7	金字請取一札	明和二年西 十二月十三日	一通	大草村高野源五郎・ 鹿嶋村大嶋彦兵衛	年貢が金納になり二十両を庄屋所に納めた受取り	1568
547	8	(一)一札之事 (二)酒株十ヶ年奉還證文之事 (三)(四)(書付)	明和三年 戌 八月	一通 二枚	与市・ 彦兵衛	与市持つ酒造株の内、休株の二十石を彦兵衛が言及から来々未まで十年借り預る證文。同封されていた書付一枚は年号日付不明だが、酒造に付いての寛文	607
548	9	差込之申口上書之事	明和三年 戌 十一月	一通	本人長八・ 大嶋彦兵衛	四人の者が当月二十一日に巨摩大宮山で袋錢を盗りに見つかかり、塩竈院 宝久寺や香林寺和尚もとりなしたが証されず追放となった	423
549	10	当戌年御年貢奉新田并貞取小物成取立帳	明和三年 戌 十二月廿日	一冊	鹿嶋村名主左衛門・ 仙之丞他	本新田畑、切添え、焼畑年貢、宿場人用、六尺給米、借米代の取立明細帳	940
550	明和 11	お屋敷道具并衣箱置帳	明和四年 亥 二月六日	一冊	大嶋彦兵衛整え	お房の道具と衣箱の書上げ。嫁入りのためのものか。当時の地主家の女性所持物がよく分かる	1569
551	12	(一)増減帳 (二)増減改帳	明和四年 亥 三月	一冊	(鹿嶋村)	明和三年の宗前増減の調査書之二冊。増減十一名、減三十八名。(一)は傳兵衛以下被官關係 (二)は彦兵衛以下被官その他	424
552	13	人形并家数書上帳	明和四年 亥 三月	一冊	鹿嶋村名主他・ 飯田御役所	家数百十九軒、人数十何百何十八、男何百何六、女何百何八、馬数四十七疋、調査前下書き又は手本	608
553	14	宗前御改與書控置帳	明和四年 亥 三月	一冊	鹿嶋村名主和宮、塩泉 院、香林寺、宝久寺・ 飯田御役所	宗前改め本文。 指申證文之事	941
554	15	從御公儀被仰出之趣被仰渡候二付御書	明和四年 亥 四月	一冊	信州鹿嶋村名主組頭百 姓代・千村兵右衛門飯 田御役所	特に武蔵、下総、上野、下野、常陸辺りにはなるしが、らぬものも多く、博打、三度笠等不相応に振舞い、困窮の村方が難敷な落したりする。しつかり取り締まるようにとの三月の連連に対する請け書	425
555	16	寛	明和四年 亥 七月	一通		朝鮮人参の上並高品とも一株ごとに極印をして定値段で売ることのお触れ、江戸、京の下売りの者の名簿	135
556	17	一札之事	明和四年 亥 九月廿日	一通	鹿嶋村名主和宮他村役 人・宮ノ上地主権九郎、 宮ノ上地主善三郎	宮ノ上皇大神宮の例年祭礼を三月朔日に定めた。その前日に掃除などを料方にて行う	426
557	18	一札之事	明和四年 亥 九月廿日	一通	鹿嶋村名主和宮他・宮 上地主善三郎	皇大神宮を市場上の宮地へ移動、御宮を建て替える。例年祭礼はこれまで通り	609
558	19	御内分御尋二付十一ヶ村申上候口上	明和四年 亥 閏九月	一通	十一ヶ村名主・	樽木値段につき内分に吟味中ということを知ったので、これまでの年貢の納め方を申立て、これ以上の年貢増とは村々立を行かないことの訴え	427
559	20	寛	明和四年 亥 閏九月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛・ 飯田御役所	田畑上、中、下の質入、小作人來値段の寛竹木値段は入れない	136
560	21	御定納帳	明和四年 亥 十二月廿日	一冊	大嶋彦兵衛	べ三百二十七石八斗九升八合の上納高、村民各人の内訳	428

561	22	新高上納帳	明和四年 亥 十二 旦三日	一冊	鹿塩村名主大嶋彦兵衛	新高上納 各人内訳	429
562	23	新田御上納帳	明和四年 亥 十二 旦三日	一冊	鹿塩村名主彦兵衛	高六斗四升六合庄三郎他 各人の新田高内訳	430
563	24	(一)〜(三)覚 (四)〜(六)覚 (七)差出申一札之事	(一)〜(三)明和四年 亥三月 (四)〜(六) 明和七年 寅 二月十 八日 三月	七通	計九名・ 名主所	印行改め 新判纏の届け	137
564	25	相権入申證文之事	明和五年 子 二月十九日	一通	中山松高喜八代幸左衛 門他・大嶋彦兵衛	当年から宗門に加えて家来になること 謹事守ること	1373
565	明和 26	差出申一札之事	明和五年 子 六月	一通	本人宮下伴左衛門・ 大嶋彦兵衛 和吉	大嶋彦兵衛息子佐吉を宮下伴左衛門の養子とし 娘と 續縁 家督を継ぐ	610
566	27	差出申書付之事	明和五年 子 十月	一通	善左衛門他・ 名主中	出入りに付 役所から召状来る 諸人用などの払い 古例の通り守る	138
567	28	御控俵米割付帳	明和五年 子 十月	一冊	鹿塩村名主幸内、伴四 郎	米 十五石から御控差し引き 十二石一斗五升を各敷 二石三斗四升に割り付ける	942
568	29	(一)〜(三)覚	明和五年 子 十二月	一通	飯田御役所・ 鹿塩村名主	当子から来る西まで定免の運達	139
569	30	当子年御年貢本新田見取并小物成取 立帳	明和五年 子	一冊	鹿塩村名主五郎左衛 門・善兵衛他	本新田畑 見取、小物成 など取立明細帳	943
570	31	差出候書付	明和六年 丑 三月	一通	本人善三左衛門他・名 主兼中	五人組の組み合わせに具合の悪いことがあり、組み合 わせを變えてほしい	140
571	32	造酒宅本宛計見改帳并年々造始より 造仕廻返日記	明和六年 丑 十月八日	一冊	酒彦彦兵衛	明和六年、七年、八年の造酒高 売り上げ高など収支 のまとめ	1570
572	33	覚	明和七年 寅 一月十八日	一通	北原判助・ 鹿塩村名主彦兵衛	色買衣出入りにつき名呼び一泊二昼の掛米三升の覚	141
573	34	差出申御請證文之事	明和七年 寅 一月十八日	一通	鹿塩村訴訟方、相手 方・千村立右衛門御役 所	訴訟方善左衛門、相手方与兵衛 明和四年に始まった 鹿塩村色買衣騒動の顛末と幕府裁許の請状	611
574	35	差出申御請書	明和七年 寅 一月	一通	与立治 甚之丞 茂平 治各五人組 他名主組 頭惣官姓代・ 飯田御役所	明和四年に始まる鹿塩村色買衣事件の終結 与立治、 甚之丞 茂平治はきつこと叱り置ことを承知した	142
575	36	差出申書付之事	明和七年 寅 二月十五日	一通	善左衛門他・ 御名主中	出入りに付 村方役人中に苦勞をかけ、加之と夫錢 などの支払いが出来ず都合してもらった。月末までに きつと勘定する	1469
576	37	差出申一札之事	明和七年 寅 二月	一通	本人善三郎・ 村方名主中	土京して吉田様のもとへ行きたい。御役所も認め、一 代領り丸山と名乗る事を許された。神事祭礼は勤める	612

577	38	差出申一札之事	明和七年 寅 三月廿日	一通	太郎兵衛・名主彦兵衛 同定右衛門	印形改め届け	1374
578	39	覚	明和七年 寅 三月二十一日	一通	喜兵衛・ 名主彦兵衛	印鑑改めの確認書	1470
579	40	増減上書御改帳	明和七年 寅 三月	一冊	(唐摺子)	商増減の下改め、増四十七人、減四十七人	431
580	41	鉄砲御改帳	明和七年 寅 三月	一冊	鹿嶋村名主組頭惣吉姓 代・飯田御役所	猟師鉄砲二十三挺、威鉄砲三十挺、計五十三挺の鉄砲改め	432
581	42	差出申一札之事	明和七年 寅 三月	一通	喜三右衛門他・ 彦兵衛	喜三右衛門、兼五郎勝平と喧嘩になって訴訟事になる ところを五郎左衛門他のとりなして穏便に解決した	1471
582	43	内済取替證文之事	明和七年 寅 三月	一通	扱人彦太夫他・ 飯田御役所	清兵衛と甚三郎が持地境界で争い、清兵衛が御役所に 訴え仕立て、村内で扱い内済とした	1571
583	明和 44	定	明和七年 寅 六月	一通	鹿嶋村名主組頭惣吉姓 代・飯田御役所	徳次、強訴、逃散は御法度、もし知らせた者には糞美 を与えるなどの定め、請け書	613
584	45	覚	明和七年 寅 十一月	一通		年貢、園役掛、小夫への手当金、合計三十七石二分米 二立三厘四毛の覚え	1572
585	46	(一)五 一札之事	(一)明和八年卯二月 八日(二)三(三)明和 八年卯六月(四)三 五安永四年未(四)十 二月	五通	鹿嶋村彦兵衛・ 大河原村右馬之丞 兵 左衛門	大河原村右馬之丞による彦兵衛田木赤木の伐り出しの 際の入用金を、彦兵衛から土地を担保に借り受けた。 借金證書	1573
586	47	寅年御年貢御勘定目録	明和八年 卯 三月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	去る寅年の年貢種米代金の勘定、米倉返納米	143
587	48	御舞債米割付帳	明和八年 卯 十一月	一冊	鹿嶋村名主五郎左衛 門、喜兵衛	卯年分米十九石五斗と米十六石二斗を諸掛差し引き、 差金二百二十五丁に割り付ける	944
588	安永 1	相考ノ申隠居免之事	(明和九年安永元年 辰二月二十四日	一通	世話人太閤彦兵衛、宮 下五郎左衛門・宮下文 左衛門	飯米七俵四斗入り餅米二斗その他大麦、大豆、小麦 そば、小使金、くるみの木二本、田畑、馬、屋敷、を 隠居用と定める。片親になつたときは半分量になる	1574
589	2	信州伊那郡鹿嶋村別小前帳	安永元年明和九年 辰三月廿日	一冊	名主彦兵衛 文左衛門	鹿嶋村田畑上中下評価、広さ、膏書上	945
590	3	漕御連上御吟味案件	安永元年明和九年 辰四月	一冊	飯嶋町名主人郎他運漕 人残らず、御役所	漕御連上についての調書、飯嶋御役所報告	433
591	4	(一)御吟味三付申上候書付 (二)願御吟味三差上候書付 (三)御吟味三付差上申候書付	安永元年明和九年 辰四月	三通	彦兵衛 与 平衛・ 市岡才助	品々運上の内、水車運上について、径九尺と七尺の水 車が有り、運上を承知した。他水車に關する申し上げ。 (三)は書式原本	1472
592	5	(一)差上候書付 (二)三(三)覚 (四)御吟味三付申上候書付	(一)三(三)明和九 年)安永元年 辰 (四)安永元年 辰十 月二十四日	四通	大嶋彦兵衛・ 飯田御役所市岡才助	以前から酒造りをしてきたが、元来少量四石なので運 上は免ぜられていた。別紙のよみ分量で今後増量する ことはない。酒運上は承知しがたい	144

593	6	明和九辰年免定亨(辰年免定之事)	(明和九年安永元年 辰十月)	一冊	宇都呂左衛門 湯淺儀 兵衛・鹿嶋村名主他	去々より来る酉まで十年免定。安永二年巳酉三月の 写し	614
594	7	当辰年御年貢本新田畑畝取立帳 取立帳	(明和九年安永元年 辰十二月)	一冊	鹿嶋村名主左衛門 傳兵衛	本新田畑 見取り畑など年貢 小物成取立帳 中榎木 勘定	946
595	8	信州伊那郡鹿嶋村高反別井明細帳	安永元年 巳 三月	一冊		延享五巳年檢地に基つく高反別と村勢の寛ぎ。人数千 三百七十六人 男七百三十九人 女六百三十七人	615
596	9	養差上候御請書	安永元年 巳 七月十七日	一通	大河原村名主弥治左衛 門・鹿嶋村名主定左衛 門・飯田御役所	江戸幕請奉行兼勘定内と中島又助の三州への往復路 西村による山本村への申渡を請ける	434
597	10	願被仰出差上候御請書	安永元年 巳 八月	一通	十二カ村名主・ 飯田御役所	一本御を年貢金乏の他上納金にまぎせても良いといひ五 月のお触れを承知した	145
598	11	覚	安永元年 巳 十月廿日	一通	飯田御役所・ 鹿嶋村名主組傳兵衛	明和七年寅の鹿嶋村「色肩衣出入御裁許御請書」等共 三武通の江戸奉行所への提出を求めたもの	146
599	安永 12	覚	安永元年 巳 十月	一通	小川村佐源衛内他	公儀へ村方所持の裁許證文や絵図面の写しを提供する 件。小川村と小野村が代表で江戸へ持ってゆく。旅費 の分担その他了解事項	1473
600	13	養上候書付	安永元年 巳 十一月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	鹿嶋村は全体が山田で場所が悪く、畑を田に変えるよ うな所はない	435
601	14	津嶋御立符并御日待御饗祭り補谷小 除奉加御帳	安永元年 巳 十一月廿日	一冊	惣百姓代三郎兵衛	津嶋神社お祭りの養上分帳	947
602	15	巳年御年貢御勘定目録	安永元年 巳 十二月	一通	鹿嶋村名主他・ 飯田御役所	当分年分年貢榎木代金納の勘定	52
603	16	(一) 巳年御年貢御勘定目録 (二) 巳年御年貢御勘定目録 (三) 酉年御年貢御勘定目録 (四) 子年御年貢御勘定目録	(一) 安永元年 巳十二 月二 (二) 安永三年 午三 月二 (三) 安永七年 戌六 月四 (四) 天明元年(安 永十年) 丑三月	四通	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	安永元年 巳分から安永九年子分の年貢勘定目録 年貢 榎木及び米食返納米の代金納	436
604	17	御吟味二付申上候口書	(安永三年) 午 十月十七日	一冊	十一カ村物次連印・ 飯田御役所	米年(安永四年)から寄榎木で年貢を納める件。村々 古来の年貢榎木の仕方を吟味に基き述べたもの	616
605	18	米糶請取覚帳	安永三年 午 十月廿日	一冊	大嶋代次郎後見酒屋彦 太夫	米おび小糶の請取覚え	948
606	19	米糶渡し方覚帳	安永三年 午 十月廿日	一冊	大嶋代次郎後見酒屋彦 太夫	十月二十日から安永四年一月二十七日まで米の受け 渡し、人名の覚帳	949
607	20	下發遣中人用覚	安永三年 午 十一月一日	一冊	伴左衛門	十月二十六日鹿嶋出立 十一月七日晩大草へ帰る。道 中人用覚え。新城辺りまで行って帰りは足助へ廻り飯 田大草へ	1474
608	21	願申畑下作證文之事	安永六年 酉 三月十日	一通	九郎左衛門・ 彦太夫	譲り渡した畑地を下作金一両一分を預かり下作する	1575

609	22	高瀬御改帳	安永六年 西 三月	一冊	鹿嶋村香林寺	香林寺分宗所改め帳 総人数 百一人 男百二人 女九十八人 増人三六 減人四人	950
610	23	(一、二) 増減御改帳	安永六年 西 三月	二冊	鹿嶋村名主嘉兵衛他 飯田御役所	安永六年の増減改め帳 (一) 塩菜院 喜久寺 香林寺の各目那分 (二) 宝久寺目那分	617
611	24	蕪袋御連中書帳	安永六年 西 四月	一冊	大嶋彦兵衛	徳左衛門の代わりに引き受けた麦の蕪袋書中の出穀と多量に減る。寛政五年天明七年分の二冊を共に	1475
612	25	(一) 古栗新田内検知野帳 (二) 列子御高入揚内検地野帳	安永七年 戊 正月	二冊	鹿嶋村名主所	古新田畑の村内検地調書帳	951
613	26	相庄証文之事	安永七年 戊 二月十二日	一通	本人重藏他 彦兵衛	彦兵衛借金の質として 重藏預かり地家財 人共に新六へ渡された。今度借金返済のため借金質代わりしつづきままでのように主夫として仕える	437
614	27	書付を以申上候	安永七年 戊 三月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他村 役人・飯田御役所	荒島返の報告、古栗の川欠け引きと、去る丑年の川欠け	147
615	安永 28	増減帳	安永七年 戊 三月	一冊	塩菜院旨申	安永六年塩菜院分の宗門増減帳 増人男十六人 女二十八人 減人男十四人 女二十一人	618
616	29	(一) 差出申書付之事 (二) 差出申一札之事 (三) 年恐口上書を以御願申上候御事	(一) 安永七年戊三月 二十一日 (二) 三四月	三通	本人忠内、佐重郎、役 次郎、真八	忠内と佐重郎他との地方のご出入りとなつたが、村役人扱いで内済となり飯田御役所への訴えは取り下げた	148
617	30	覚	安永七年 戊 三月	一通	彦兵衛 傳兵衛・ 飯田御役所	明和八年の御免定一通 受取状控え	149
618	31	書証文之事	安永七年 戊 四月	一通	本人忠内他・ 徳十郎 門次郎	大磯河原の土地につき出入りとなつた。治郎七郎他の取扱いにより内済、質茶なども定めた	1576
619	32	(一、二) 前々より御免定所持之分書 上 (三) 御免定写控え	(一、二) 安永七年 戊五月 (三) 安永 七年戊六月十二日	三冊	鹿嶋村名主彦兵衛他 飯田御役所	延享から明和年間までの免定の有無書上 (一) の改定下書きが (二) である。(三) は元享四五年、寛政六六二三年、延享五年の免定写し。(二) の写しのことは (三) に記されている	619
620	33	差出申一札之事	安永七年 戊 七月	一通	左治右衛門、喜左衛 門、定左衛門・ 名主組頭旨申	御免定を預かつたはずだが紛失したようで見当たらない。後日出てきたとしても申し分一言も無い	150
621	34	(一) 請取申国役金之事 (二) 覚	(一) 安永七年戊九月 (二) 安永八年九月 廿八日	一通	宇都只右衛門 湯淺貞 左衛門・ 鹿嶋村名主	辰年から戌年分 川々普請国役金の受取り	1577
622	35	(一) 当戌年小夫錢割付帳 (二) 国役高掛割付帳 (三) 御算借米割付帳	安永七年 戊 十一月	三冊	鹿嶋村名主所	国役金 拝借米 諸々入用費の割付分帳帳	952
623	36	当戌年御年貢本新田畑見取并小物成取立帳	安永七年 戊 十一月	一冊	鹿嶋村名主所	当戌年貢 本新田畑 見取り畑 小物成の書き上げ取立帳	953

624	37	寛	安永七年 戊 十二月	一通		御年貢小物成 山林代米 御膳前入用 酒屋重盛運上の覚え 計四十六両一分永八十八文四分四厘	954
625	38	切添切開田畑引御案内帳	安永七年 戊	二冊	鹿嶋村	切添え 切開き、見取田畑の広さ 持ち主の書上帳。二冊両内容	955
626	39	一札之事	安永八年 亥 正月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 惠那郡ふかつか村藤九郎	鹿嶋村百姓権六の次男権四郎が濃州惠那郡ふかつか村(福間村)へ転出 宗徳門除き 送る	151
627	40	戌亥御年貢御勘定目録	安永八年 亥 三月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	戌年分 年貢など 彦兵衛小物成 合計四十六両一分永九十二文三分三厘	620
628	41	人唐并家数書上帳	安永八年 亥 三月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛他・	家数百十九軒 馬數四十疋 調査割付書き又は手本	621
629	42	(一) 年忌書付を以奉願上候 (二) 系圖(彦兵衛書)	安永八年 亥 八月 九月七日	一通 (冊)	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 御検地御奉行	鹿嶋村には一カ所に塩水井戸があり、利用されている。この地所を検地帳に加えることの願出	152
630	安永 43	差出申一札之事 付・寛書付四枚	安永八年 亥 九月十五日	一通 四枚	大河原御寄名主組頭惣 百姓代・御検地御奉行	大河原村字落合による鹿嶋村飛び地は彦兵衛村から見取場で隣接する大河原村右馬之丞地所との区別境界に付いては	622
631	44	取換(清證)之事	安永八年 亥 九月	一通	大河原村右馬之丞他・ 鹿嶋村彦兵衛	落合飛び地について出入りとなったが内流 彦兵衛と右馬之丞の持分がほぼ半分半分となった。繰引き詳細	1375
632	45	(一) 田畑見取区別小節書上帳 (二) 畑成屋敷書上帳	安永八年 亥 九月	二冊	鹿嶋村名主所	田畑 見取畑、屋敷などの広さと持ち主書き上げ	956
633	46	彦兵衛分御検地諸條覚控へ帳	安永八年 亥 九月	一冊		彦兵衛持地田畑の検地結果覚え。区別合巻町七区五畝拾分 他に新田越送り入る	1578
634	47	差出申一札之事	安永八年 亥 十月	一通	金剛院代御寄書院・ 鹿嶋村名主組頭中	名主目金剛院弟子金龍の位の死に不審ありて調べたが病死にちがいないので今後調べは不要	153
635	48	差出申一札之事	安永八年 亥 十一月六日	一通	本人善吉・ 名主組頭中	善吉を新六と出入りになった。村方で済まないので飯田御役所に訴えるが入用費は村方に迷惑がけない	154
636	49	御検地御用諸人用書帳	安永八年 亥 十一月吉日	一冊	鹿嶋村物百姓代三郎兵衛	検地御用にかかる諸雜費 安永六、七、八年分。その年月日は天明三年七月	957
637	50	(一) 国役高掛割付帳 (二) 夫食米割付帳	安永八年 亥 十一月吉日	二冊	鹿嶋村名主所	国役金二両三分糸を高掛で 夫食米二十五石代金十八両二分糸を彦敷 巨匠十六に割り付ける	958
638	51	借置請状之事	安永九年 子 二月	一通	本人林八・ 大嶋彦兵衛	一年に二分三厘の養費で借置。田畑敷、酒作りなどの手助けもする	1579
639	52	亥亥御年貢御勘定目録	安永九年 子 三月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	亥亥分年貢 山林代米 樽木代金納 合計四十六両一分永九十二文三分三厘	623
640	53	(一) 田畑荒所引高小節帳 (二) 新田立毛御検見合毛帳 (三) 新田畑方御検見合毛書上帳	安永九年 子 九月	三冊	鹿嶋村	荒所となった田畑の書上、新田畑を極見し、荒所と広さ 持ち主を書上	959

641	54	当子新田舊無引帳	安永九年 子 十月	一冊	飯田御役所・ 鹿塩村名主	当子新田の内、割引のない見付田三疋の通達	960
642	55	見取区別小前帳	安永九年 子 十一月	一冊	名主五郎左衛門、幸治 郎	見取畑の広さ、取米と榎木敷の換算の書上帳	961
643	56	信濃國伊奈郡何村小前町	安永九年 子	一冊		小前帳の様式見本	624
644	天明 1	北入黒橋市場下の見舞錢書帳	安永十年 天明元 年 丑 二月	一冊	世話人彦兵衛 和藏	何事かにより見舞金を受けた書帳	962
645	2	高前調状之事	安永十年 天明元 年 丑 二月	一通	美濃國郡上郡二日町村 内園寺・諸園村々	高前と言う名の者の浄土真宗門であることの証明	963
646	3	鹿塩村御地帳	安永十年 天明元 年 丑 三月十二 日	一冊	帳面仕立て人樽兵衛 伴左衛門	延享五年、宝暦五年、明和五年、安永九年の検地帳写し。田畑古新総畝合四百五十七石五斗五升二合、総区別合六十四町七区四畝二十四步	964
647	4	(一) 相定屋替七申山證文之事	天明五年 丑 七月 八月	一通	小川村勘右衛門、佐久 郡川上原村甚蔵・ 鹿塩村彦兵衛	大島森持山中山にて榎木、塩地、栗、ほうだら、川く るみ、水ならを貸り出す。期間は年、小屋二軒十人 につき一年に二画一分	1580
648	天明 5	(一) 新田畑方御檢見立毛書上帳 (二) 新田立毛御檢見立毛帳	天明五年 丑 八月	二冊	鹿塩村	下畑、見付畑、林畑、新田畑の場所、広さ、持ち主、 作物名栗、大豆、小豆、稗、蕎麦、新田の広さ、持ち 主、取れ高など調書書	965
649	6	見取焼畑持林	天明五年 丑 十一月	一冊	鹿塩村名主所	見取畑、焼畑、持林の区別、持ち主別書上	966
650	7	鹿塩村小前高書帳	天明五年 丑 十二月	一冊	鹿塩村役人文左衛門他	総畝合四百五十五石五斗五升二合の小前帳、明細帳	625
651	8	相定屋養子證文之事	天明 年 寅 一月	一通	親本人藤九郎他・ 彦兵衛	男子なく、家督相続させるため惣左衛門子島和助を娘 のつ弥に見合わせる。田畑家屋敷などをゆする	626
652	9	作帳書付を以奉願上候	天明 年 寅 正月	一通	十一カ村・ 飯田御役所	昨丑年まで七年の年貢代金納は一画につき榎木四百六 十挺書き、当画から引き上げははぐつていけない	627
653	10	差候書付	天明 年 寅 正月	一通	十一カ村名主・ 飯田御役所	年貢榎木代金納は去る丑年終わった。当画年から榎木 納を願ったが御用無宗代金納になった。四百八十挺か ら四百七十挺書きなら請けられる	438
654	11	御年貢上納方御吟味二付差上候書付	天明 年 寅 二月	一冊	十一カ村名主組頭百姓 代・飯田御役所	当年年貢納め方別籍について催取引き上げは迷惑だ が、五百五十挺まで請ける。それ以上は無理である	628
655	12	(一) 差出申一札之事 (二) 書留	天明 年 寅 三月 壬子日	一通	本人惣左衛門他・取扱 人安右衛門他	惣左衛門の俵書留は養子継縁となり定状と令十二画奈 を意取った一札とこの件について取り扱った安右衛 門から彦次夫への書留	1376
656	13	増減御改帳	天明 年 寅 三月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	増減改め、増し人五十七人、男三十三人、女二十四人、 減り人四十四人、男二十一人、女二十四人	967
657	14	(一) 納御改帳 (二) 差出申一札之事	天明 年 寅 三月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他	宮下村左衛門控への納御改め帳及び宗門帳部分、狐 師鉄砲二十三挺、威然砲三十挺	1581

658	15	乍孫以書付奉願上候御事	天明二年寅	一通	十一カ村連判・ 飯田御役所	年貢納め方について、金納御禮米直数は御支配帳には隠さず四百七十挺が限度でそれ以上は請けられない	629
659	16	申渡	天明三年寅 六月	一通		当意年よりの年貢切替のこと、天明三年寅、四百六十挺替を申し渡す	630
660	17	(題名不明)	天明三年寅 六月	一通	十一カ村名主	村々寺院社人が奉行所へ出訴する際に必要添簡についてお触れを承知した	155
661	18	高取別名寄帳	天明三年寅 六月	一冊	名主所・ 彦兵衛	本新田畑倉五町七区二畝二十八歩の調査明細差書	968
662	19	差出之申一札之事	天明三年寅 七月	一通	惣代新六与兵衛・ 御役人中	左近と出入りになったが、内分では済まず飯田御役所に出訴する。入用金などは負担する	156
663	20	乍孫以書付奉願上候御事	天明三年寅 七月	一通	鹿嶋村与兵衛 伴次 郎・飯田御役所	村方左近という者は身上ままならず、うしろだてもきかず、役所で吟味を願ったのに対し、村内解決せよと添付状を付けて返された	631
664	21	村々一統申渡候覽	天明三年寅 八月	一通		久々里御家勝手不如意に付き、人員減も行つ。飯田役所も人員減になるので、村々争論などはなまなく村で解決せよ。諸事條約の通達	439
665	天明 22	乍孫以書付奉願上候	天明三年寅 九月	一通	十一カ村連判・ 深尾勘兵衛	八月二十四日廻封到来、二十五日仰せ渡し。隠懸御家勝手不如意、人員減も行つ。諸事條約の件、村の存続	632
666	23	覽	天明三年寅 十月十二日	一通	湯淺貫左衛門・ 鹿嶋村名主	金二両銀十二匁余、去る成から丑年分の東海川普請国役金庫金の領取	157
667	24	(一)(二)為取替一札之事	天明三年寅 十一月	三通	鹿嶋村大河原柄山村 名主相互	楠、煙草、大豆などの荷継ぎ駐費について約書事の交換立書	633
668	25	(一)国役高掛割付帳 (二)当意年尾年貢御役寄掛り小物成取立控帳	天明三年寅 十一月	一冊	鹿嶋村名主所	国役金二両水百九十八文七分六厘七毛の割付と、年貢小物成の取立帳	969
669	26	彦兵衛持高被官之内割付帳	天明三年寅 十一月	一冊	大嶋彦兵衛	彦兵衛持高を被官に割り付けた寄帳。各高の取り扱いは差所などが付紙で詳細に書き込まれている	1582
670	27	(一)(二)為取替一札之事	天明三年寅 十一月	一通	鹿嶋村彦兵衛他、柄山村奥右衛門他	鹿嶋村から売り出す楠、煙草、大豆の荷継代金に関する申し合わせ取替立書	1583
671	28	御年貢上納方御吟味二付差上候願書	天明三年寅 十二月	一冊	十一カ村名主組頭百姓 代・飯田御役所	当意年貢納め方切替につき五百二十挺替まではためて重吟味、四百六十挺では百姓困窮、五百挺で願う	634
672	29	書付奉願候御事	天明三年寅	一通	十一カ村連判・ 飯田御役所	当年から年貢納方切替に付き、金納ならば格別引換引き上げを願う。五百二十挺替までが限度であるが、四百六十挺替まで願うこと	440
673	30	(一)丑年御年貢御勘定目録 (二)寅年御年貢御勘定目録	(一)天明三年寅二月 (二)天明三年卯三月	一通	鹿嶋村名主文左衛門 他・飯田御役所	天明三年丑、二年寅の年貢糧米代金、高掛小物成金勘定目録、安永七年戌から天明七年未まで定免	158
674	31	(御用村用入用意)	天明三年寅から文 化九年未まで	一冊	彦兵衛 傳兵衛	天明三年から文化九年まで村入用費、年貢国役金などの覽	970

675	32	寛 (一)天明三年(二)天明五年(三)寛政五年(四)寛政四年(五)寛政五年(六)寛政七年(七)寛政九年(八)寛政十年(九)寛政十二年(十)寛政十三年(十一)享和元年(十二)享和二年(十三)享和三年(十四)文化元年(十五)文化二年(十六)文化三年(十七)文化四年(十八)文化五年(十九)文化六年(二十)文化七年(二十一)文化八年(二十二)文化九年(二十三)文化十年(二十四)文化十一年	天明三年寅から文化十二年亥 三十七通	名主所・彦兵衛 すね勝藏	新吉田畑の区別、各種年貢高、運上などの寛、各組への報告寛を思われる	1377
676	33	(一)差出申上札之事 (二)書付ヲ以テ申上候御事	天明三年卯九月十八日 天明四年卯十一月	六通 本人和左衛門他、本人 彦左衛門他 彦夫他	彦左衛門伴勝藏和左衛門の親左衛門を会合の帰途打續し、それが原因で柄を得た。訴えてだが伴藏が逃散行方知れずとなつたので内済にしたらという役所の寛により内済とした。関係者相互に交わした二札	971
677	34	取敢内済口邊證文之事	天明三年卯十一月	一通 塩川物次友右衛門他・北入耕地被中	北入耕地株場買廻について市場耕地と出入り、双方納付の解決策	441
678	35	願取一札之事	天明三年卯十二月	一通 北原村本人勘四郎、同栄次郎他彦兵衛	彦兵衛娘お袖が北原村勘四郎栄次郎に嫁ぐ。持参金二十両	635
679	36	申合一札之事	(天明三年)卯	一通		1378
680	天明37	(御渡請求)	天明四年辰正月	一通 飯田御役所	徳富の煮其あれば、主立つた事を補らえるが、役所に通報せよ。相応の褒美を与える、という申渡の請け状	636
681	38	(一)四 寛	(一)天明四年辰二月九日(二)天明七年未十二月十五日(三)天明七年未十二月廿日	四通 井上重助、湯浅貞左衛門・鹿塩村名主	(一)上座金五十両の贖文登取り寛え (二)四年貢金、小物成金、園役金の受け取り寛え	1584
682	39	差上候御請書	天明四年辰閏一月	一通		442
683	40	差上候御請書	(天明四年)辰閏一月	一通 鹿塩村百姓惣代澁右衛門他・飯田御役所	彦左衛門は当年名主役であるが、不行き届き、且那役は五人の者に仰せ付けられたことを承知する	443
684	41	差上候書付	天明四年辰八月十三日	一通 鹿塩村真年名主彦兵衛、辰年村役人伴右衛門・飯田御役所	真年分年貢金を同年十一月十七日に上納したが、その請取手形が見当たらない。納入証書の裏書発行を願う	444
685	42	五人組御法度書	天明四年	一冊 (大嶋鶴之進)		160
686	43	(天明五年添免定) (一)寛 (二)掛札	(一)天明四年辰十月(二)天明五年巳十月	二通一 包み 飯田御役所・鹿塩村名主	天明四年分検見取成算高の寛えと天明五年掛札	159
687	44	村方百姓頼貯之義被仰渡二付申上候書付	天明五年巳二月二十九日	一冊 鹿塩村名主彦兵衛他・飯田御役所	水旱で田方種え付けが出来ない。凶荒備前の辨権について役所の問いに答えたもの	637

688	45	村々百姓粮貯之儀被仰渡ニ付申上書 付	天明五年 巳 二月	一冊	鹿塩村	天明三年の飢饉に饑み貯貯ならびに救荒作物栽培仰渡書とその請け書	638
689	46	役者諸人用割付書帳	天明五年 巳 三月 苦 百	一冊		役者ら諸人用書書き留め。じゅばん、白無垢の代金記録がある	972
690	47	当己年御年貢奉新田畑見取小物成御 拜儀米送納糧代金書帳	天明五年 巳 十一月	一冊	鹿塩村名主所	本新田畑見取、刃改め、底改め、未食米代、伝馬宿人用、六六給米人用、蔵前人用、山林代永、水車真加永、酒造真加永の一覽	973
691	48	(一) 宗門改二件諸願圖認方案 (二) 寺宗門御改帳 (三) 藏多宗門御改帳	天明六年 午 三月	三冊	鹿塩村	宗門改帳関係諸願面の様式見本	974
692	49	鉄砲御改帳	天明六年 午 三月	一冊	鹿塩村名主他・ 飯田御役所	猟師鉄砲二十三挺 おとし鉄砲三挺	639
693	50	信州伊那郡鹿塩村高区別并明細帳	天明六年 午 四月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	延享五年、宝暦十年、明和五年、安永九年の餘地に基づく高区別明細帳。村の概要。人数千四百八十八、男七百六十二人、女六百四十六人	640
694	51	未食米送納割付帳	天明六年 午 十一月	一冊	鹿塩村名主所	未食米送納金割付帳。米四石六斗四升 および十二俵六斗分	975
695	天明 52	(一)(二) 金納畑下作請取改書帳	天明六年 午十一月 から 天明八年 申十 一月	三冊	大嶋彦兵衛	畑下作料、金納の受け取り徴収の覚え	976
696	53	一札覚	天明六年 午 十二月	一通	新六・ 和茂、彦兵衛	親の代算延三年以来の借金二面を返済	1379
697	54	(一) 取換證文之事 (二) 蘭茶荷箱改書送之事 (三) 綵図	天明八年 申 二月	三通	取扱彦兵衛他・ 清吉、佐市	西山地引米平の土地。これまで代替りしても改め確認せず、出入りとなつた。彦兵衛他が取扱人として境界など解決した	1585
698	55	御巡見二付人用金貯々割合帳	天明八年 申 三月	一冊		巡見入用金の十一カ村割り付け分掲。三十五箇条を高割り	977
699	56	御年貢上納方生奉明候ニ付差上候願 書作恐書付を以奉願上候御事	天明八年 申	一冊	十一カ村連印・ (飯田御役所)	天明二年から当年九年までの七年間定免の年奉が明けた。中樽四百六十疋番の値段では困難するので樽木納に願ふ。但し権以外に横、唐櫃、罎子などを種う	1586
700	寛政 1	(一)(二) 信州伊那郡鹿塩村高区別并明細帳	寛政元年 酉 二月	一冊	鹿塩村名主和佐衛門・ 飯田御役所	延享五年、宝暦十年、明和五年、安永九年の餘地に基づく高区別明細と村の概要。人数千三百四十二人、男七百十三人、女六百二十八人。一冊は文化八年四月の彦兵衛による写し	641
701	2	信州伊那郡鹿塩村高区別取米帳	寛政元年 酉 二月	一冊	鹿塩村名主和佐衛門・ 飯田御役所	田方、畑方荒所引き或高取米をそれぞれ二十一石余と五十三石余、他に村人口、男七百十三人内十五歳以上百七十五人、女六百一十八人内十五歳以上百六十四人	642
702	3	(一) (鹿塩村綵図) (二) (町村綵図様式見本)	寛政元年 酉 二月	絵図 一 枚	鹿塩村名主和佐衛門他	(一) 寛政元年鹿塩村彩色綵図 30cm×42cm (二) 町村綵図見本 40cm×55cm	1380

703	4	御書二付申上候書付	寛政二年 西 三月十七日	一通	大河原村名主彦兵衛次 鹿塩村名主彦兵衛他・ 井上重助	野口村に上宿した巡見に鹿塩大河原村総代が尋ねられ た事への回答。荒れ所高、川除葺讀、男女の着物その 他祭礼のことなど	643
704	5	昨夕食御書(差出申御書付)	寛政二年 西 三月	一冊	十一カ村名主組頭惣旨 姓代・飯田御役所	もうし付けにより取り集めた昨夕食は身元の確かな百 姓に預けておくこと、時敷の郷藏を建てる材木は百姓 持山から伐り出すことなどの願書	644
705	6	(一)十老々付御年貢御切替二付奉願 上候書付 (二)御年貢御樽木成上納方之儀二付 御書御吟味書	寛政二年 西 三月	二冊	十一カ村・ 飯田御役所	一定恐以願書申上候御事二年貢樽木納らば樽・樽で 續く供り出すこと、船納納であること、足戎書付を以 奉願上候御事・樽木代金のこと。「御吟味二付申上候口 書」樽木代金納らば、困窮の村々なので一面につき 中樽木五百五十樽替えまでなら請けられる	645
706	7	船柱控貯割付取立帳	寛政二年 西 三月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	程高四丈五升六丈、高一石につき二合の割り付け	978
707	8	(一、二、三) 夫錢帳	(一、二)寛政元年 西三月 (三)寛政 十二年未十二月	三冊	鹿塩村・ 飯田御役所	寛政元年間村人用費 夫錢帳。入用費書き出しと各割り 徴収帳	648
708	9	差出申一札之事	寛政二年 西 四月六日	一通	九左衛門他・名主彦兵 衛、五郎左衛門	普請安公塚唯一郎巡行の際に迎えたに出なかつた小寺を 詫ひる	161
709	寛政 10	添書之事	(寛政二年)西 四月十三日	一通	鹿塩村御用方請負人 惣代和左衛門・飯田御 役所	材木仕入れ金が江戸表からまな来ないので、金目高を 借りた。来月中旬ころには返す	445
710	11	船嶋御役所鈴木新五郎より御浦触	寛政二年 西 五月吉日	一冊	鹿塩村名主彦兵衛	鹿塩山から出す材木は霧兵衛他八人の請負、船嶋分大 返廻し、触れ書きと極旨、未頁に献立の寛書がある	979
711	12	古田畑荒所御案内帳	寛政二年 西 六月	八冊の 合冊	鹿塩村名主彦兵衛、五 郎左衛門、飯田御役所	六月十八日の出来で田畑流失、村役人地主立云い、調査 結果を、年貢から差し引きを願うための役所への知ら せ。いく冊亦まで八冊の合冊帳	980
712	13	(一)荒所持高小前帳 (二)本新田畑荒所小前帳 (三)安永新田畑荒所引高小前帳	寛政二年 西 七月	三冊合 冊	鹿塩村名主所	本新田畑の内、荒所となった高区別と年貢の引き高小 前帳	981
713	14	差出申一札之事	寛政二年 西 七月	一通	五人組書三郎他・ 名主中	与兵衛が善光寺詣に行つたり慢怠せず、理由不明	162
714	15	(一)差出申請取二札之事 (二)差出申一札之事	寛政二年 西 八月十三日	一通	本人庄五郎・鹿塩村名 主彦兵衛 五郎左衛門	庄五郎が兵八と勘高いをしたが、勘定延引き、兵八と 掛け合つたが勘定済まず、市ノ瀬村役人に頼んだ。内 聞に済ませる	163
715	16	信州伊那郡鹿塩村御林御材木根伐寸 間帳	寛政二年 西 八月	一冊	鹿塩村請負人傳兵衛 他・大塚唯一郎	当年二月二十七日に出入り、同八月二十四日まで根伐 した木品寸間の報告書。木数五千六百六十五本	646
716	17	信州伊那郡鹿塩村御樽木山より御用 木伐出二付願書	寛政二年 西 九月	一冊	鹿塩村請負人傳兵衛 他 飯田御役所	京都御入用の材木を御用付られ、二月下旬に出入り、 三月下旬から根伐をはじめ。この材木上納後は引き 継ぎ伐り出しを願う。その願いの詳細	647

717	18	(本新田畑高荒所帳)	寛政元年 西 九月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他	本新田畑 高 荒所 持ち主など総書き上げ	982
718	19	寛	寛政元年 西 十月	一通	小野、鹿塩、小川、南 山の各村名主・ 飯田御役所	高塩に付、制限置、密造の禁止、など公儀のお触れを 連同して承知したと	164
719	20	(一) 年免定并掛札 (二) 酉年免定之事 (掛札同封) (三) 掛札 寛 (四) 寛 (五) 午年免定之事 (六) 寛 掛札	(一) 寛政元年西十 月 (二) 寛政五年 丑十月 (三) 寛政 八年庚子十月 (四) 寛政九年巳十月 (五) 寛政十年十 月 (六) 寛政十一 年未十月甲四月	九通	千村平右衛門代市岡佐 藏、邊澤貞兵衛門・ 鹿塩村名主吉	(一) 天明八年申から寛政五年巳まで十年の定免 寛政二 年掛札 (二) 寛政六年新田成國と寛政五年掛札 (三) 寛政八年の新田成 (四) 新田成は辰年と同じ (五) 寛政十年申から享和二年戌まで五年の定免 (六) 寛政十二年新田成と拾伍年申掛札	165
720	21	(一) 寛 (二) 請取寛 付・寛	寛政元年 西 十二月十八日 寛政二年 戌 二 月十五旦 二 月 二 日	三通	湯浅貞兵衛門・ 鹿塩村名主彦兵衛	(一) 未金律儀返納の寛 (二) 年貢上納残り金から借入金受取り	1587
721	22	為認替申書付之事	寛政元年 西 十一月	一通	中冨百姓百姓又兵衛 他・	このたびの御用材伐り出しに關る桑原耕地の遠慮書請 などは御用優先で付として行	446
722	寛政 23	国役金割付帳	寛政元年 西 十一月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛 五 郎左衛門	国役金 両米二百十五文奈の高割割り付け	983
723	24	乍輕廻 御吟味二付書付御訴訟申 上候事	寛政元年 西 十二月	一通	本人与兵衛他五人組・ 名主組頭中	六月の満水で田畑流失し、そのとき才の二子をつつ た。このことの吟味を行なおうとした時与平衛は他出 しており吟味が遅れた	1476
724	25	請取申年賦之事	寛政元年 西 十二月	一通	彦兵衛他・ 飯田御役所	年賦金の内、当酉年分の受取り。六名の者へ合計十五 両	1588
725	26	(一) 当酉年荒所高十分二御改帳 (二) 本新田畑荒所小前帳	寛政元年 西	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	本新田畑 荒所の持ち主 高取別書き上げ	984
726	27	御用木運賃積帳	寛政元年 戌 二月 (天明八年申五月)	一冊	遠州掛塚彦政五郎、長 三郎・川嶋藤八、岡野 龍五郎	天明八年の文書を寛政三年に写したのも。掛塚彦から の御用材木の運賃賃見積もり。江戸廻し、尾州廻し、 伊勢、清水、大坂廻しの各場合に付いて	649
727	28	信州鹿塩村御樽木山より遠州掛塚彦 迄御用木出シ方諸人用帳	寛政元年 戌 三月	一冊		鹿塩山から掛塚まで御用木を出すために野と金品な どとヒキ、ツガ材木四千八百十一本六分 厘を出し た	985
728	29	博奕御吟味書	寛政元年 戌 四月八日	一冊	名主所三左衛門他・	博打勝負事御法度のお触れを承知し、村中相談の上過 料を決めた。博打宿をしたもの錢五貫文、勝負をした 者三貫文、関わり合いの者二貫文	650
729	30	御材木方江戸諸御用書上留控帳	寛政元年 戌 四月	一冊	鹿塩村請負人和左衛 門 御奉行	寛政三年四月から同十二月まで京都人用材木は御用木 と鷹木の幕府買い上げ願ひ。木品木敷段などは一通 分金品	651

730	31	寛政元年御定旨録 (一)西年御生貢御勸告旨録 (二)鹿嶋村	寛政元年 戊 七月 九月	二通一 包み	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	(一)寛政元年申より寛政九年已まで十年定免と検見取 (二)当成より来る未まで十年定免	166
731	32	信州伊那郡鹿嶋村御林字樽日向大場 手置黒川三ツ沢より樽楯地唐榎桂 御材木伐出木敷尺二寸間帳	寛政元年 戊 十月	一冊	鹿嶋村請負人和左衛 門 御奉行	寛政三年京都御造用材木の伐り出しを御林五カ所か ら行う。木品寸間などの見積もり	652
732	33	信州伊那郡鹿嶋村御林木敷尺二寸間 帳	寛政元年 戊 十月	一冊	鹿嶋村請負人和左衛 門 御奉行	鹿嶋村御林の字樽日向他五カ所から伐り出しの材木の 見積もり。木敷五千九百七十五本、尺二四九百十六 本	653
733	34	樽木願書	寛政元年 戊 十月	一冊	鹿嶋村和左衛門・御奉 行所	長さ四間一尺六寸角 四方無節の樽材木が七本、尺二 三十五本八分四厘と見積もるとノキが隣村社木として ある。停止木なので伐り出し許可の下知を願う	654
734	35	貯神高割付帳	寛政元年 戊 十二月	一冊	鹿嶋村名主左衛門他	村高に対し神一石三斗五升二合 高一石につき代金一 文五分一厘で割り付ける	986
735	36	当成生新田御生貢小物成取立帳	寛政元年 戊 十二月	一冊	鹿嶋村名主左衛門	本新田御生貢小物成の徴収帳	987
736	37	乍孫以書付奉願上候	寛政元年 戊 十二月	一通	鹿嶋村名主願人和左衛 門 御役所	京都御造用材木伐り出しが冒尾よく終わった。その後 度重なる出水などの災害で村方困窮のため救本として 山から五カ年で材木伐り出しを願う。	655
737	寛政 38	飢扶持貯神割付取立帳	寛政三年 亥 三月	一冊	鹿嶋村名主文左衛門 他・飯田御役所	村高に対し神一石三斗五升二合 高一石に付 神三合 で割り付ける	988
738	39	一札之事	寛政三年 亥 六月	一通	鹿嶋村請負人和左衛門 他・雑屋書兵衛	鹿嶋村御林より伐り出しの御用木樽 樽尺二千八百 六十四本余と買上木樽楯横榎尺二三千本余、基屋市 左衛門の口入により掛家漆から江戸へ、掛け金、借入 金なども差引払い不足を引き受ける	447
739	40	神代金割付取立帳	寛政三年 亥 十一月	一冊	鹿嶋村名主左衛門 五郎左衛門	亥年貯神寄せ付、神九斗一石二斗代金一分 米を高一石 につき神三合八分三厘四毛で割付徴収する	989
740	41	信州伊那郡鹿嶋村御林伐出敷木御蔵 納御代金仕出帳并御金手形	寛政三年亥八 十二月 寛政四年 子二月 寛政五年 丑七月	五冊合 冊	鹿嶋村和左衛門他・ 小栗伊左衛門他	寛政元年伐り出し御用木及び敷木の買い上げ仕上げ 帳、支払い帳五冊の合冊、蔵納め高木敷三千六百四十 一本、尺二三千二百六十六本余	656
741	42	差出申一札之事	寛政四年 子 三月	一通	本人寛次郎他・ 彦兵衛他	京都御用材を当村御林から伐り出した際に山合帳元 を働めたものとして木時を記び、土間差し出す	448
742	43	(一) 飢扶持貯神割付取立帳 (二) 貯神持代金割付帳	寛政四年 子 三月 十一月	二冊	鹿嶋村名主所	貯神としての神九斗一合二斗の取り集めと一石三斗 五升二合の代金を各人へ右高に於て割り付ける	990
743	44	御吟味二付申上候口書	寛政四年 子 七月	一冊	十一カ村名主組頭惣旨 姓代・飯田御役所	年貢樽木代金納は三百五十挺程きは承知したが、去る 如年より凶作、難儀なので免除を願う	657

744	45	御年貢上納方三付差上候願書	寛政四年 子 七月	一冊	十一カ村・ 飯田御役所	年貢切替ことに引き上げになり、百姓は困窮している。御博士納は權は生い立たず現金納 一両につき五五五十挺懸念に願うこと	658
745	46	乍孫以書付奉願上候	寛政四年 子 九月	一通	鹿塩村傳兵衛他・ 御奉行所	寛政元年京都御遠遊御申請御材木の伐り出しをしたが、山入りの時期からたびたびの天災で入用金葉が多くかかった。加えて慶享六月の大洪水で家屋なども多く流失し村は困窮している。御救いのため御林から材木伐り出しを願う	659
746	47	当享年本新田畑御年貢小物成取立帳	寛政四年 子 十一月	一冊	鹿塩村名主左衛門・ 嘉兵衛他	当享年の本新田畑年貢と小物成の徴収帳	991
747	48	(一)子年御年貢并国役金割付大寄帳 (二)国役金高根小前割付帳	寛政四年 子 十一月	二冊	鹿塩村名主左衛門・ 嘉兵衛他	当享年分国役金 両一分の割付帳	992
748	49	甲合一札之事	寛政五年 丑 一月	一通	彦兵衛他・ 預り本人五郎左衛門	権墓院二件について子々孫々にいたるまで仲良く助け合つてやつてゆくこと	1381
749	50	(一)飢扶持貯蓄割付取立帳 (二)貯扶持種代米割付帳	寛政五年 丑 三月 十一月	二冊	鹿塩村名主所	貯蓄としての種割り付け徴収と代金割付帳	993
750	51	被領透候二付御書書印形帳	寛政五年 丑 三月	一冊	傳左衛門他・ 名主組頭衆中	腰差廢員事禁止、他所より身元不確かな者を入れないこと、百姓仕事を怠らないことを守る	994
751	52	信州伊奈郡鹿塩村御林伐出陰御材 木郷御蔵納御仕入金御勘定仕上帳	寛政五年丑九月(寛 政六年寅五月)	一冊	鹿塩村和左衛門他・ 御役所	鹿塩村御林より伐り出した材木を戸呂廻し上納して仕入れ金勘定仕上げ帳。本数三千三百二十五本尺二千七百五十五本、検板五十八挺	660
752	寛政 53	乍孫以書付奉願上候	寛政五年 丑 十二月	一通	鹿塩村名主和左衛門他 村役人・飯田御役所	寛政五年西の前代名主の大洪水で畑家農が数多く流れ困窮している。荒れ所年貢許引を願う。名主役六人が無難に役勤を果すことについて	449
753	54	引請申證文之事	寛政六年 寅 一月	一通	山入り本人七右衛門・ 引請人四徳村傳左衛 門・林主彦兵衛	中山へ木地師七右衛門が入山する。山代金二両 權は大切に守る	1589
754	55	差出申一札之事	寛政六年 寅 三月	一通	本人丈助・ 御役人中	大河原村兵左衛門被屋敷左衛門地所取場になり、それを支助が預かる。その林にあった小風折木を切り取つた。不時につき預かり地を返す	1590
755	56	寛	寛政六年 寅 三月	一通	伴右衛門・勝蔵・ 名主彦兵衛 傳兵衛	伊勢御師手代橋本政右衛門へ用立てた両のうら、このたび二両の受取	167
756	57	御林内様字所取帳	寛政六年 寅 三月 廿日	一冊	名主彦兵衛 傳兵衛	鹿塩山の各字地において、材木になりうる樹木の多少が、見分した村民名と共に記されている。手開出他	995
757	58	(一)飢扶持貯蓄割付取立帳 (二)貯扶持種代米割付帳	寛政六年 寅 三月 閏十一月	二冊	鹿塩村名主彦兵衛 傳 兵衛	貯蓄としての種一石三斗五升二合五勺六末、代金米四百二十石五斗五分、村高十石につき種三斗を割付徴収	996

758	59	奉差上書付	寛政六年 寅 四月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	御榎木山榎木のたが見分に米料した市岡左藏と井上甫 助に提出した。御林と百姓山境を改め、永外になっ ていた百姓持雑木芝山が見つかり年貢を納めるように するという書付	661
759	60	奉差上札	寛政六年 寅 四月	一冊	鹿塩村名主他・飯田御 役所	江戸表により御榎木山改めがなされる。御榎木山を大 事に守る	662
760	61	被代渡御書	寛政六年 寅 五月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	村入用の割り当三方、村役人の役料高、名主の軒別、人 民の使ひ方に付いて仰せ渡しを承知した	663
761	62	入置申一札之事	寛政六年 寅 八月	一通	支配人桑原市左衛門・ 鹿塩村役人衆中	村方持ちの林立木残らず八十町で買入れ、二十町を渡 す。残金は入山の時に二十町、材木出材のときに四十 町支払う	450
762	63	高割入敷改帳	寛政六年 寅 八月	一冊	鹿塩村	古新田畑山畑焼畑など、高反別、持ち主、土産量等の 年月などの書き上げ	997
763	64	御吟味二付差出申書付之事	寛政六年 寅 十月	一通	本人宇左次他 名主組頭衆中	村方御役人兵左衛門に対し我儘を申し立てたことは聞 遣いで、名主組頭衆のとりにして許された、以後わが ままなど言わない	1382
764	65	差出申一札之事	寛政六年 寅 十月	一通	中沢高貞村名主彦左衛 門他、御役人中	鹿塩村内山から御用材伐り出しにつき、山境改めを行 なうについて申し分はない	168
765	66	差出申一札之事	寛政六年 寅 十一月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 高見村名主中	鹿塩村内山から御用材伐り出しを高見村の山境で行 う。寛政七年に材木山落としをした	664
766	67	寛政御年貢小物成取立帳	寛政六年 寅 十一月	一冊	鹿塩村名主 勘定人	本新田畑高五十五石五斗二合、荒れ所千石百十一 石八斗四升二合、納金四十二両米百八十二文六分九 厘七毛の割付書帳	665
767	寛政 68	(一)(二) 覚	(一)寛政六年寅十月 (二)寛政十二年申十 月	一通	飯田御役所・ 鹿塩村名主	安永九年子に改め、新田見取は本邊高掛、小物成はこ れまでと同免とする	169
768	69	差出申一札之事	寛政六年 寅 十一月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 高見村名主中	鹿塩村内山より御用材伐り出すに際し、高見村と取り 交わした文書の相互遺還の一札	170
769	70	(一) 本田畑高公帳 (二) 辰新田畑高公帳 (三) 子新田畑井見取場替林畝券分帳 (四) 安永田畑高公帳 (五) 古新田畑高公帳	寛政六年 十一月	五冊	鹿塩村名主所	本新田畑、見取場、持ち木の広さ、高分けの書き留め	998
770	71	当元年本新田畑御年貢小物成取立帳	寛政六年 寅 閏十二月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛・傳 兵衛、勘定人伊右衛門	当年の年貢、小物成取り立て帳	999
771	72	家筋改帳	寛政六年 寅 十二月	一冊	鹿塩村	家筋百七十六軒、土軒名主御役役分、家数二百四十 一軒	1000

772	73	差出申御請書之事	寛政六年 寅 十二月	一通	鹿塩村名主彦兵衛 彦 兵衛	鹿塩村百姓内山から赤松、栗杉木の伐り出しを仰せ付けられた。御用第一、御傳木山には一切立ち入らぬことと火の用心、なほと傳るべきこと	451
773	74	釘扶持神代木割付取帳	寛政七年 卯 三月	一冊	鹿塩村名主所	神代としての神の割付左名簿	1001
774	75	借用入金子證文之事	寛政七年 卯 三月	一通	借用主左主文左衛門 他彦兵衛門	村方御用のため三両を利息一割二分五厘、月割り勘定で借する	1383
775	76	寛政申薪木證文書遺一札之事	寛政七年 卯 四月	一通	大河原村役人総代松傳 次、太郎左衛門・ 鹿塩村彦兵衛、和左衛 門	瀬塩地本地川向の林地にある薪木を二両一分で売る。当年中に残らず伐採することになった	1477
776	77	寛政年貢御勘定目録	寛政七年 卯 四月	一通	鹿塩村名主彦兵衛・ 飯田御役所	寛政六年申より十年の定免のうら、寛政七年寛政分年貢なら勘定目録	171
777	78	相定買請申薪木證文書送之事	寛政七年 卯 四月	一通	買主彦兵衛、和左衛門・ 大河原村頭中	大河原村兵左衛門被屋左衛門土地取上になった後、頭中所料になっていた。その林地にある木を薪木として買いつける	1591
778	79	榎木御伐出被仰付御奉書付控	寛政八年 辰 六月	一冊	十カ村名主組頭、鹿塩 村名主彦兵衛門他・ 飯田御役所	榎木を伐り出せるかどうかお尋ねだが、五十年ほど年貢現金納の間に榎も生長したが、いまだに榎だけで金納は出来ない。松、黒松、樺、唐檜、姫子、しらびそ、黒松を混ぜるのではどうか	666
779	80	貯扶持神代木割付帳	寛政八年 辰 十二月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛門	貯扶持高二石三斗五升二合の代木六百四立五分四厘二毛を高に応じて割り付ける	1002
780	81	出入割付帳	寛政八年 辰 十二月	一冊		入用金三十両他を彦兵衛他に割付、その利息を含め書き上げ	1003
781	寛政 82	差出申一札之事	寛政九年 巳 一月	一通	本人松五郎 治助・ 門頭利忠松他	佐治助が主人に不禮法、謝つて詫されたことを感謝	172
782	83	(一) 左近恐い書付奉願上候	寛政九年 巳 一月	一通	大川原村名主代折彦兵衛 他五カ村名主・飯田御 役所	年貢をこれまでどのように納めたかについて述べ、榎木伐採を引きまけないよう願っている	452
783	84	差出之申一札之事	寛政九年 巳 三月	一通	本人言議他 名主組頭中	甚八持高の山畑と屋敷を新六へ十二両で譲る。甚八は子供をつれて西国巡礼へ行つたきり十二年行方不明、帰国していない	453
784	85	申渡	寛政九年 巳 四月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他村 役人・飯田御役所	鹿塩村の村方治め方は良くないので、年貢納五人組のあり方、何事も申し合わせて行くことなど申し渡されたことの請状	454
785	86	組會議定書	寛政九年 巳 八月	一通	(狂人大勘・ 京都吉田殿御本所	今般の神抵取締りのため廻村し論議された条目を守る。社家組合員の勤めの条目が記されている	667
786	87	左衛門殿へ申中二付御用券等し	寛政九年 巳 八月	一冊		井上美濃守を名乗る詐欺に注意の御書、(寛政三年三)月の御書写しがある	1004

787	88	神祇師弟之事	寛政九年 巳 十月	一通	元鷹伊藤 太平山嶽・ 鹿塩村社 大嶋	神祇忌日切に相勤め申すべき事	668
788	89	当年御年貢初納二納小物成割付内寄帳	寛政九年 巳 十一月十日	一冊	鹿塩村名主所	当年の年貢初納二納小物成の割付	1005
789	90	貯持神代永割付帳	寛政九年 巳 十一月	一冊	鹿塩村名主所	貯持代金の割付。神帳は木切な帳面なので、すべて樟膠の箱に入れて保存するといふ紙がついている	1006
790	91	当年本新田畑御年貢小物成取立帳	寛政九年 巳 十一月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛 傳 兵衛	当年本新田畑年貢小物成の徴収帳	1007
791	92	本新田畑小前書抜帳	寛政九年 巳 十一月	一冊	名主彦兵衛 傳彦兵衛	代左衛門をはじめ小前右と高の書き抜き。総高四巨五十五五十五二合	669
792	93	御免定御替御吟味御請書(差上申御請書之事)	寛政十年 午 三月	一冊	鹿塩村名主文左衛門 他・飯田御役所	これまでの定免通りならば請ける。安永年新田は少し引き上げとのも承知した	670
793	94	御持持貯神石割付取立帳	寛政十年 午 三月	一冊	鹿塩村名主綱頭	貯神としての神を高に添して割付	1008
794	95	(一)己居御年貢勘定目録 (二)覚	寛政十年 午 三月 五廿六日	一通	鹿塩村名主彦兵衛・ 飯田御役所	寛政元年より十年定免のうち、寛政九年分年貢小物成	173
795	96	牛より後迄五年定免御請文(差上申請文之事)	寛政十年 午 八月	一冊	十力村名主綱頭昌姓代	当年から五年間の定免。安永年新田も定免となる。風水害は引き方願い出ない。川に石砂入りは十分の一以上の場合自分の上引き方願う	671
796	97	(覚)	寛政十年 午 九月 他	七通	各人	その他金子受け取り覚え	1384
797	98	長彦衛養子祝儀之御持参物取引分ヶ帳	寛政十年 午 十二月 七日	一冊	伴右衛門 彦家みよ 同 人娘つる・御役人中	たなす、長持他種々の養子祝儀の持参品書き上げ	1009
798	寛政 99	彦大夫持送之高敷取引請取帳	寛政十年 午 十一月 七日	一冊	直左衛門 彦兵衛・ 御役人中	八月二十四日大嶋彦大夫彦兵衛死により遺品取め請取帳。当時の隠居の生活用品など持物の奉養がよく分かる	1592
799	100	博奕御吟味御請即改控へ (付文書、差出申一札之事)	寛政十年 午 十二月	一冊 一通	大嶋直左衛門、同松次 郎	博奕 勝負事禁止のお触れの請け印帳	1010
800	101	本新田畑荒所記返出博木書出帳	寛政十年 午 十二月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛 文 左衛門	荒所 起し返りの高區別、中博木總算数の書き上げ、合計高三千石余、中博木四百五十挺余	1011
801	102	当年本新田畑御年貢小物成取立帳	寛政十年 午 十二月	一冊	鹿塩村名主文左衛門 彦兵衛	当年本新田畑年貢小物成の取立徴収帳	1012
802	103	鹿塩村中請書控(差出申一札之事)	寛政十年 午 十二月	一冊	代右衛門 他・ 村中連評	当主三月、戸田采女正から賭博、賭け勝負は停止のお触れの請け印、理髪に都合おせの者三貫文の濃料、知らせて者へ褒美として与える	672
803	104	差出申書付之事	寛政十二年 未 一月	一通	文左衛門 他・ 彦兵衛 新六	観音堂が建立された内、十五室に当鐘一つを奉進する	1478
804	105	本新田畑荒所小前帳	寛政十二年 未 五月	一冊	名主文左衛門 他・ 飯田御役所	本新田畑の内、荒所の高區別が書き上げ、総分別五区別高、米高四石九斗一升二合七勺	1013

805	106	頼り申下作地證立之事	寛政十二年未 五月	一通	本人庄主他・ 裕次郎直左衛門	当去年から来る酉年まで三年間下作金三分諸役村 役を勤める	1593
806	107	本新田畑荒所御案内帳	寛政十二年未 六月	一冊	名主支左衛門・傳兵衛	本新田畑の内、荒所の書き上げ	1014
807	108	寛政十二年未阿佐屋遺事取極帳	寛政十二年未 七月	一冊	彦兵衛他物連中	相定申責、宝暦三年に切開いた阿佐屋遺事について の取り決めを新組合員を知らせ改めた	1015
808	109	山本流七氣湯	寛政十二年未 十二月	一冊	宮下氏・ 大嶋氏雑丈	七つの疾患に対する治療秘法の伝授は相伝であること	1016
809	110	寛	寛政十二年未 十二月二十七日	一通	鹿嶋村猶左衛門・ 中尾村清四郎	辰巳午の貸借出納の算、甚郎他に出付、名代猶 左衛門が押印している	174
810	111	禊代木高掛割付帳	寛政十二年未 十二月	一冊	名主支左衛門・傳兵衛	貯蔵禊代金米五百六十三石三分一厘四毛を高に充て 割り付ける	1017
811	112	当去年御年貢小物成立帳	寛政十二年未 十二月	一冊	名主支左衛門・傳兵衛	当去年御年貢小物成、年貢四十五石三分三厘、ほかに国 役金、禊代、納入用金、合計四十九石三分三厘五厘五 三十五文	1018
812	113	当去年本新田畑御年貢小物成取立帳	寛政十二年未 十二月	一冊	鹿嶋村名主支左衛門・ 傳兵衛	当去年御年貢と小物成の取立徴収帳	1019
813	114	飢持貯禊代取立帳	寛政十二年申 三月	一冊	鹿嶋村	貯蔵としての禊代一石三斗五升二合五高に充てて割付	1020
814	115	差出申一札之事	寛政十二年申 四月	一通	願本人宇太次他・ 村方御役人中	上京したい、その前に定め役勤任務を十分行なう	175
815	116	差出申一札之事	寛政十二年申 五月十九日	一通	本人長宗衛他・伊那郡 飯嶋兵衛	先年、湯遣いで本郷を御役所で言い渡された。家財な ど本家へ没収、江戸で働いたがどうにもならず、帰村、 足遣に助けられ、十町を払って詫言された	455
816	寛政 117	指出申願書之事	寛政十二年申 五月	一通	松浦孝峰字家中庄次郎 他・ 塩鼻院	宗兵衛の父母、宗兵衛の親宗兵衛二人の姓名を居士大 姉に替えてほしい、庄次郎孝行のため	176
817	118	(一)当申御年貢初納二納小物成割付 帳 (二)当去年御年貢小物成立帳	寛政十二年申 十月二十八日 十二月	一冊	鹿嶋村名主所	(一)当申年の年貢、初納、二納、小物成四十五石の 割付、(二)年貢、国役金、納入用金、禊代金の書きと め。(当去年)が記されていると考えられる	1021
818	119	当去年本新田畑御年貢小物成取立帳	寛政十二年申 十二月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛・傳 兵衛	当去年御年貢と小物成の取立徴収帳	1022
819	享和 1	相定申養子證立之事	(寛政十三)享和 元年西正月	一通	本人代親頼引多人和左 衛門他・猶左衛門他	養子縁組に付いて控え地や関する人々との今後の事を定 めて定めた事	673
820	2	議定申為取替書之事	(寛政十三)享和 元年西二月	一通	五郎左衛門他・ 伴藏左衛門他	五郎左衛門持地に關わり土地争いになり御役所へ出訴 に及ぶが、このたびは村内で内定として議定した	1594
821	3	飢持貯禊代取立帳	(寛政十三)享和 元年西三月	一冊	鹿嶋村名主支左衛門・ 五郎左衛門・飯田御役 所	禊高一石三斗五升二合の代金を高一石につき、永一文 四分九厘の割で割り付ける	1023

822	4	申年御年貢御勘定目録	享和五年 西 六月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他、 飯田御役所	寛政十二年分の年貢樽木代金と小物成など勘定目録	177
823	5	古田畑荒所内檢案内帳	享和五年 西 七月	一冊	鹿塩村名主文左衛門、 五郎左衛門	本田畑、辰新田、安永九子新田畑区別書きとめ	1024
824	6	当座御年貢初納二納小物成割付帳	享和五年 西 十二月三日	一冊	鹿塩村名主所	金四十二両三分納め、割付帳	1025
825	7	当座年本新田畑御年貢小物成取立帳	享和五年 西 十一月	一冊	鹿塩村名主文左衛門、 五郎左衛門	当年分年貢と小物成の取立帳	1026
826	8	御年貢小物成止帳	享和五年 西 十二月	一冊	鹿塩村名主所	年貢小物成四十七両三分 采永八十二両二分八厘毛	1027
827	9	相違書付之事	享和五年 西 十二月	一通	塩泉院金藏・ 早家頭中	長口衣を拙僧が引き受けたい、惣且中へは世話をか けない	178
828	10	(寛)	享和三年 戌 三月十五日 他	十通		廻送受け取り覚え	1385
829	11	飢拵貯貯割付取立帳	享和三年 戌 三月	一冊	鹿塩村名主善兵衛、泰 助	貯拵の割り当て取り集め報告	1028
830	12	高野山弘法大師授受宗点	享和三年 戌 五月佛日	一通		春禪に行なう為、本体の病氣は治すという。高野山十 手院公任之坊監禁院代医	1479
831	13	御木山改日記書帳	享和二年 戌 六月	一冊	鹿塩村名主所彦兵衛 傳兵衛	黒川山、ひがしのはの沢、手開山、沢井山の木敷を手 分けして六月十二日から十二日に調査した結果の覚	1386
832	14	当座御年貢初納二納小物成割付帳	享和二年 戌 十二月九日	一冊	鹿塩村名主所	年貢初納二納、小物成の割り付け	1029
833	15	御木山御吟味書相違年連印一札 之事	享和二年 戌 十一月	三冊		御木山停止木を案作りのためや、売るために切り出 さない。三冊同文	1030
834	享和 16	去銭帳	享和二年 戌 十二月	一冊	名主彦兵衛他、 飯田御役所	享和二年村入用費、去銭の書き出しと割付徴収帳	674
835	17	御年貢小物成止帳	享和三年 戌 十二月	一冊	鹿塩村名主所	年貢四十四両二分、国役金二両一分、種石代一分 采 余	1031
836	18	酒造方十分二御連上被仰付一件	享和三年 亥 閏一月十五日	一冊	小野村酒造人直次郎 他・飯田御役所	酒造米の十分二の米を供出せよ。または金納せよとい う申し渡し、小野村直次郎、鹿野村彦兵衛、南出村治 太主を難儀であり且延べを願っている	675
837	19	享和式戌年分付方より役本へ年改控 へ書帳	享和三年 亥 一月三日	一冊	名主彦兵衛	年頭改め入用金帳取の覚え	1032
838	20	(一)(二)(三) 差出申一札之事	享和三年 亥 一月	七通	又右衛門・物御役人衆 *	御法度の牌打を行った人名の者の記ひ状、始末書と内 済にしたことの届け書き、五人組の口上。*文左衛門 殿御隠居三郎左衛門、彦兵衛殿御隠居直左衛門、傳兵 衛殿御隠居甚五左衛門	456
839	21	飢拵貯貯割付取立帳	享和三年 亥 三月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他	貯拵の割り付け、及び徴収帳。鼠などに食われぬよう 心付ける事	1033

840	22	家人監教帳	享和三年亥 三月	一冊	鹿塩村名主他・飯田御 役所	文化二年に「家人監教帳」から「家人監教帳」に改めたと記されている。調査前下書きまたは手本、家数五十五人、申分、教何百何十人、馬五十六疋	676
841	23	乍筑書付を以奉願上候御事	享和三年亥 八月	一冊	酒造人南山村次大夫 他 飯田御役所	酒造米高十分一の米を提出せよとの申し渡したが、困難に付ても、高のようには造っていないので、実際に酒造米の十分一にしてほしい	677
842	24	(一) 承々の御迄五年定免御請書文 (二) 定免切替三付村々再吟味請書	享和三年亥 十月	一冊	御預かり所十力村(鹿 塩村)・飯田御役所	当年から五年の定免御替で(一)各村は前免と同様に増減懸き請けるとした。(二)少々宛でも増減の再吟味により増懸を回答して請ける事にした	678
843	25	当年御年貢初納 納小物成割付帳	享和三年亥 十二月二日	一冊	名主所	年貢初納二納、小物成の割り付け覚え	1034
844	文化 1	差出申一札之事	(享和四年)文化元 年 子 二月	一通	一札本人権左衛門他・ 酒屋置左衛門	たびたびの借金が重なり行き詰まったが、みなのお助けにより返してゆけるようになったこと、子々孫々まで忘れぬことなく伝えてゆく	1387
845	2	(一、二) 飢拵貯貯割付取立帳	(享和四年)文化元 年 子 二月 十二月	一冊	鹿塩村名主所	(一) 享和三年十二月付、二年分 (二) 享和四年 文化元年十二月貯貯としての割 り付け取立	1035
846	3	安永新田御檢査覚書帳	文化五年子 九月	一冊	鹿塩村名主五郎左衛 門 飯田御役所	安永新田高反別持ちまなど書き上げ	1036
847	4	当年御年貢初納 納小物成割付帳	文化五年子 十二月二日	一冊	鹿塩村名主所	当年の年貢、初納、納小物成の割り付け	1037
848	5	差出申一札之事	文化五年 丑 一月十七日	一通	本人紋紋郎他・ 御役人中	紋紋郎の女房さまを、柄山松五郎からもらい受けた。宗廟に加える	1038
849	6	差出申一札之事	文化五年 丑 二月晦日	一通	鹿塩村民兵衛他	大河原村との境について、民兵衛とその組のものが大河原村に出した一札、後に取り戻した	179
850	文化 7	飢拵貯貯割付取立帳	文化五年 丑 三月	一冊	鹿塩村名主文左衛門 他 飯田御役所	文化五年十二月付け、貯貯としての種一石八斗合二斗を高割で割り付け徴取	1039
851	8	御樽木山井内山共三村方相札付被官 共より印形取候控(差上申書文之奉)	文化五年 丑 九月十九日	一冊	利忠治他・ 御主人	御樽木山、内山を請わず、諸米をみだりに切る事を禁 止というお触れを寺と共、山内見廻り主とに迷惑 なまかりないことの一札	1040
852	9	御樽木山御札二付小前連印帳	文化五年 丑 九月	一冊	鹿塩村名主所	鹿塩御樽木山の吟味、お調べに際し、御樽木山を大事 にすることなど請ける連印帳	1041
853	10	当年生本新田御年貢小物成取立帳	文化五年 丑 十二月廿日	一冊	鹿塩村名主彦兵衛・傳 兵衛	当年生貢小物成徴取帳	1042
854	11	(一、二) 覚	(一) 文化三年丑十 二月二十五日 (二) 文化四年卯四月	一通	市岡佐藏 湯浅定左衛 門・ 鹿塩村名主	調査書請取、ともに八両	1388
855	12	差出申一札之事	文化五年 丑 十二月	一通	松嶋村利八 鹿塩村安 左衛門・鹿塩村彦兵衛	松五郎次男清人が松嶋村へ養子として転出、引き請状	1389

856	13	御在責小物成上帳	文化三年 丑 十二月	一冊	名主彦兵衛 傳兵衛	年高四十四両二分 納入用金二分余 圓夜金二両二分 三か月分利息八十四文余	1043
857	14	寛 貯懸	文化三年 丑	一通		天明八年から文化三年までの貯懸としての碑 初め収 支	1595
858	15	飢持貯貯割付取立帳	文化三年 寅 三月	一冊	鹿嶋村名主支左衛門 五郎左衛門	貯懸としての碑二百三十五升二合を割割で割り付け撤 収	1044
859	16	御精進御上借金割付帳	文化三年 寅 六月	一冊	鹿嶋村名主所	火災で類焼した従前またはお上の屋敷再建金の村々へ の割付金徴収帳	679
860	17	寛	文化三年 寅 七月三日	一通	市岡佐藏 湯浅貞左衛 門・鹿嶋村名主	十両二分銀十四匁余の借書 江戸表屋敷が火災によ り焼失 再建のための調達金	180
861	18	(一)丑年御在責御勘定目録 (二)卯年御在責御勘定目録 (三)申年御在責御勘定目録	(一)文化三年寅 十 月 (二)文化五年辰 六月 (三)文化十年酉 六月	四通	鹿嶋村名主彦兵衛他 飯田御役所	享和三年から文化四年まで定免 および検見取の内 文化五年分および四年分、文化五年から九年まで定免 および検見取の内、文化九年分 (三)の内に文化四年分 掛札	181
862	19	(一)当寅御在責初納 納小物成割付 帳 (二)当卯御在責初納 納小物成割付 帳 (三)当辰御在責初納 納小物成割付 帳	文化三年寅十二月 文化四年卯十二月 文化五年辰十二月	三通	鹿嶋村名主所	当年の年貢初納 二納 小物成の割り付け	1045
863	20	寛在掛札	(文化三年) 寅 十二月	一通	・鹿嶋村	牛よりの如まで十一年迄宛 新田 見取田畑年貢掛札 (牛 よりの如まで十年迄宛は寛政十年から文化四年)	1390
864	文化 21	(一)榊木御株代取引請證文之事 文化三年寅八月 四徳村幸藏 (二)榊木御株代取引請證文之事 文化三年寅九月 四徳村昌次郎 (三)榊木御株代取引請證文之事 文化四年卯二月 四徳村幸藏 (四)相定借長堤山手形之事 文化六年巳月 本人宣 彦兵衛門 (五)榊木御株為取立書付之事 文化十三年子九月 大和地村徳左衛門、四徳村幸藏 (六)為取替事件之事 文化十三年子九月 鹿嶋村彦兵衛 (七)榊木御出立書取立證文之事 文化拾四年丑五月 四徳村昌次郎 (八)差付上申山手證文之事 文化十四年丑五月 四徳村昌次郎	文化三年寅八月 文化三年寅九月 文化四年卯二月 文化六年巳月 文化十三年子九月 文化拾四年丑五月 文化十四年丑五月	四徳村幸藏 四徳村昌次郎 四徳村幸藏 本人宣 彦兵衛門 四徳村幸藏 鹿嶋村彦兵衛 四徳村昌次郎 四徳村昌次郎		大島桑持出山中で榊木としてミネバ入り伐り出し 栗そ の他枯れ木で成備きの願い出 取り決め	1596
865	22	指出申一札	文化四年 卯 一月	一通	尾州名主農桑田屋新左 衛門、代人兵衛・鹿 嶋村名主彦兵衛	春日社遺宮の御用木を鹿嶋大河原村西村の社木(松 楸杉 榎)を買い受ける。その他榊木も敷木として買 う。飯嶋御役所に願い出て承知された	680
866	23	榊木御切替明細帳	文化四年 卯 三月	一冊	大嶋彦兵衛	榊木代金納のため榊木價段切替の歴史寛 安永三年十 月の曝曬書写し(鹿嶋村)と享和二十年より文化四年ま で七十二年間の買取金納のまとめ	182
867	24	飢持貯貯割付取立帳	文化四年 卯 三月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛支左 衛門他・飯田御役所	御備に備えた貯懸として高一石じごき種三合を割り付 け取り立てる。計二百三十五升二合	1046
868	25	寛	文化四年 卯 四月	一通	鹿嶋村三役人・千村平 右衛門 飯田御役所	仰せ付けられた圃に米を供出する件 困窮の村なので 米一俵がせいぜいであること	1391

869	26	子新田内見合附帳寄	文化四年 卯 九月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	当年の田方宅を調査し、結果の報告	1047
870	27	安永新田御検見合呈帳	文化四年 卯 九月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	安永新田の調査記録、高反別、持ち主、場所、原帳面と付加項目を付紙で加えている	1048
871	28	差出申書付之事	文化四年 卯 九月	一通	駿州今澤村勝蔵彦玄趙 他・彦兵衛、麴左衛門	医師勝蔵彦玄趙の転々人生と土地を得たいという意向表明	183
872	29	(一)(二)本新田畑荒所起返内見察 内帳	文化四年 卯 十月	一冊	名主彦兵衛、文左衛門	本畑、古新田、辰新畑、古新畑、起し返り、安永新田畑など、広さと持ち主書き上げ	1049
873	30	(一)本新田畑荒所起返帳 (二)当別起返御改帳	文化四年 卯 十月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛、文 左衛門、飯田御役所	本新田畑で荒所の場所、総反別計七反九畝十九分などを調査報告	1050
874	31	当別起返御改帳	文化四年 卯 十月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	文化四年の見分結果、起し返り書き上げ、古新田、辰新田、新畑、安永新田、新畑	1051
875	32	当別年本新田畑御年貢小物成取立帳	文化四年 卯 十二月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛、文 左衛門	当年の年貢小物成御取帳	1052
876	33	御年貢小物成取立帳	文化四年 卯 十二月十九日	一冊	鹿塩村名主彦兵衛、文 左衛門	当年年貢四十四両三分、未銭一分余、圓役金二両一分、他書きとめ	1053
877	34	飢持貯糧割付取立帳	文化五年 辰 三月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛、彦 兵衛他、飯田御役所	飢饉に備えた貯糧として計一石三斗五升二合六勺六分を倉に貯して割り付け取り集める	1054
878	35	文化 作恐以書付奉願上候御事	文化五年 辰 五月	一通	鹿塩村名主彦兵衛、 大河原村名主兵左衛 門、飯田御役所	鹿塩、大河原両村は榎木成村だが、榎が尽きて現金納であるが、榎木換算榎長が三百五斗十石春えでは足りておけないので、昔のように五百斗八斗春えのように願っている	457
879	36	作恐以書付奉願上候御事	文化五年 辰 五月	一通	鹿塩村、大河原村名主 他、飯田御役所	年貢納に付いてこれまでどうであったかを記し、災害で困窮の岡村年貢は昔のように取り扱うことの願い	681
880	37	(一)(二)覚	文化五年 辰 十月五日	一通	七郎右衛門他・ 酒屋彦兵衛	預かり置いた屋根葺き費用を支払う	184
881	38	(書付)	文化五年 辰 十月五日	一枚		奉養藝藝師堂の覚、屋根師高瀬師奥田和右衛門、別当七郎右衛門、氏字彦兵衛、同、丑次郎	185
882	39	相定申為取替取立之事	文化五年 辰 十一月	一通	別当七郎右衛門他・ 当名三人	悉師如来本堂と伽藍修復の御行について	682
883	40	辰年免定之事 酉年免定之事 定免并検見取辰年御取替取立札 定免并検見取酉年御取替取立札	文化五年辰十月 文化十年酉十月 文化五年辰五月 文化十年酉五月	一冊	飯田御役所	鹿塩村の文化五年辰から来る申まで五年定免、文化十年酉から来る卯まで七年定免、文化五年と十年の掛札の写し、四通分、冊	683
884	41	差出之申書付之事	文化六年 巳 一月	一通	久四郎他・ 彦兵衛	久四郎の土地は昨年流失し、通行に困っているのを彦兵衛の土地を通行して日々の作業生活をした	1480
885	42	博奕諸々諸勝負被官申渡	文化六年 巳 二月三日	一冊	大嶋彦兵衛	博奕や諸勝負事禁止のお触れを被官に申し渡し、その請状	1055

886	43	定免井横見取辰左御返掛札	文化六年 巳 五月	一通	飯田御役所	文化七年分年貢取	186
887	44	安永新田御検見立帳	文化六年 巳 八月	一冊	鹿塩村名主文左衛門 他 飯田御役所	安永新田の立毛 文化六年分。下下田二区八畝六分 畠付田一区七畝二十四分。内畠付田三区五畝十二分	1056
888	45	(一) 田畑荒地御案内野帳 (二) 田畑荒地小前帳	文化六年 巳 八月	一冊	鹿塩村	本新田畑 荒地の高反別、持ち主 川下げが起こつた 年月の書き上げ	1057
889	46	(一) 荒所起返小前帳 (二) 御勘定御奉行佐藤幸吉左衛門様 荒地御起返り帳	文化六年 巳 十月	一冊	鹿塩村名主文左衛門他	文化六年分起返味につき調査簿書き上げ	1058
890	47	当旨御年貢初納二納小物成割付帳	文化六年 巳 十二月	一冊	鹿塩村名主文左衛門 傳兵衛	当旨の年貢、初納二納小物成の割り付け	1059
891	48	差出申一札之事	文化六年 巳 十二月	一通	本人和左衛門、定右衛 門・惣役人中他	新六の四男定右衛門を養子にしたが借用証文一通分は 土地を質に五両借用して返済	187
892	49	差出申一札之事	文化六年 巳 十二月	一通	惣右衛門他・ 惣御役人中他	借金三両の内、三両返済、残りは延引きしている。 養子となるに際し所貸する土地と五両で返済する	188
893	50	御年貢小物成辻改帳	文化六年 巳 十二月十七日	一冊	鹿塩村名主文左衛門 傳兵衛	年貢四十四両二分朱、米錢二分赤、十二文六分文厘 国役金一両一分、甲入用三貫余、起し返り増し年貢一 両一分	1060
894	51	古陰遺銭書帳	文化六年 巳 十二月	一冊	鹿塩村	遺銭遺請金帳	1061
895	文化 52	申合書付之事	文化六年 巳 十二月	一通	嘉兵衛他	役働める際に合所に集まっていたが、今後は行なわ ない。三月の宗簡、年貢などについては耕地を品限り で行なう	1597
896	53	増減御改下書帳	文化七年 午 三月二十四日	一冊	塩泉院旨中	文化七年、塩泉院の宗簡増減改め下書き帳。増し人男 六人、女五人、減り人男十二人、女五人	684
897	54	鉄砲御改帳	文化七年 午 三月	一冊	鹿塩村名主五郎左衛門 他	御師鉄砲二十三挺、齊し鉄砲三十挺	685
898	55	鹿塩村三分寺宗簡一件記録	文化七年 午 三月	一冊	彦兵衛	宗簡帳作製に関する事、三月二十二日から七月十七 日付けまで村内や役所などのやり取りなど詳細日記	1392
899	56	書簡(写し覚之)	文化七年 午 五月二十七日	一通	井上青助・ 嘉兵衛 五郎左衛門	宗簡帳一件について、奥印がないので塩泉院と春林寺 に印紙持参呼び出し	1393
900	57	覚 (文化七年御勘定覚書)	文化七年 午 十月	一通	飯田御役所・ 鹿塩村名主	文化七年分の年貢、小物成、その他は従前どおりであ ることの通達	189
901	58	当旨御年貢初納二納小物成割付帳	文化七年 午 十二月八日	一冊	名主所	当旨の年貢、初納二納小物成の割り付け	1062
902	59	御樽木山木教御書上帳	文化七年 午 十二月	一冊	鹿塩村名主嘉兵衛他・ 飯田御役所	御樽木山における碑、樺、樺、唐檜の目通し別本教六 万本本の書上帳。この帳面書上の当時の事情が記され ている。文化八年二月八日帳面認め	1063

903	60	御樽木山木教書上帳	文化七年 午 十二月	一冊	鹿嶋村組頭兵左衛門 他・飯田御役所	鹿嶋村御樽木山にある樹種毎の立木数報告	686
904	61	(一、二) 飢扶持時割付取立帳	文化七年十二月 文化八年未三月	一冊	鹿嶋村名主五郎左衛 門・寛兵衛・飯田御役 所	貯蓄としての種二百三十五升二合六分六厘を高く応じ て割り付ける	1064
905	62	夫錢帳	(一) 文化七年十 二月 (二) 文化八年未 十二月	一冊	鹿嶋村名主・ 飯田御役所	文化七年八年、村人毎貳 夫錢の書き出しと徴収帳	687
906	63	(一) 宿割覽 (二) 覺 (三) (左列左之通)	文化八年未 四月二十八日	三枚	千村平左衛門内奥田名 兵衛	(一) 殿様巡村で宿泊上穂村における宿割り、人数な どの覚え (二) 家来衆の宿帳と各名の覚え (三) 殿様巡村の立ち寄り宿泊地など、先例の覚え	688
907	64	御殿様御参府御用金割付取立帳	文化八年未 八月十二日	一冊	鹿嶋村名主所	久々里の殿様が江戸へ上るについての御用金を割付徴 収する	1065
908	65	当季御年貢初納二納小物成割付帳	文化八年未 十二月	一冊	名主玄左衛門・定右衛 門	当年の年貢初納二納小物成の割り付け	1066
909	66	本新田畑年貢取立帳	文化八年未 十二月	一冊	鹿嶋村名主玄左衛門・ 定右衛門	文化八年国役金 年貢徴収帳	1067
910	67	藁出申書付之事	文化八年未 十一月	一通	彦兵衛他	葬礼の際に張る藁に付いて、寛延三年に筋目の着で申 し合わざた通りにする、もし申するものあれば差し止 める申し合わせ(寛延三年一月の問違文書あり)	689
911	文化 68	(一、二、三) 差出申一札之事	文化九年 申 二月	三通	本人寛三左衛門他、 塩川耕地御役人中	仙六方の婚礼の際、塩川耕地総代として酒客になった。 その時寛三右衛門が不埒働いた事をとりなして宥済と した	1068
912	69	差出申一札之事	文化九年 申 四月	一通	不埒本人傳藏他八名・ 寺平隠屋左郎治	禁じられている賭博事を行なつた中に特に大傳藏家来 が混じっていた。不埒は今後ないという約束一札	1069
913	70	乍恐以書付奉願上候御事	文化九年 申 四月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	寛政三年以来続く流火に困窮している。役儀のままな らない。唐槽、白ひそで藁板を作り小目木を出したい	690
914	71	乍恐以書付願上奉申上候	文化九年 申 四月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛傳兵 衛他村役人・飯田御役 所	寛政元年西以来続く流火で村は困窮の極みである。救 済として唐槽目板の小目木を又払い上げを願う	458
915	72	小目木凡積方願書帳	文化九年 申 七月廿五日	一冊	大嶋彦兵衛 宮下玄左 衛門・宮下傳兵衛	木倉敷原在名川村茅倉渡柳頭平七、小目木凡積より	1070
916	73	(一、二) 差出申一札之事	文化九年 申 九月	一通	定右 伴左衛門・ 惣役人中	年貢賦所先佛石内に字和元年溝水出崩れで夫ごに願 毛への道の代わりの小車を、伴左衛門被官濃蔵が馬遣 としても送る件について解決の一札	1481
917	74	本新田畑年貢小物成取立帳	文化九年 申 十二月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛 傳 兵衛	国役金 貳七百三十三分二厘七毛 三ヶ月利息百三 一分 厘五毛を割り付け徴収	1071
918	75	借出申金子證文之事	文化九年 申 十二月	一通	本人彦兵衛・ 利左衛門	金二両の借出証文、ただし、被官身請け金租袋とれ貸 借なしとする	459

919	76	御年貢小物成上帳	文化九年 申 十二月	一冊	名主所	年貢四十六両二朱 納入用、国役筆置損など書きとめ	1072
920	77	御榑木山木品生末書七帳	文化九年 申	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	鹿嶋村御榑木山による榑木毎の立木数報告。榑 万五 千本が記録されている。	691
921	78	郷中年貢納所帳	文化十年 酉 一月廿日	一冊	名主嶋彦兵衛	郷中納貢から十二文から二十四文ずつ集めた	1073
922	79	(一) 飢持貯糧割付取立帳 (二) 貯糧石高改帳	文化十年 酉 三月 四月	一冊	鹿嶋村名主所・ 飯田御役所	飢饉に備えた貯穀として、高二石につき皮種三合割り 付け取立帳、計二石三斗五升二合六勺	1074
923	80	御方一件 一件小前連印帳 差出申一札之事	文化十年 酉 九月	一冊	鹿嶋村	公儀が御榑木山で盗伐があることを知り、一カ月に三 度の見回りを通達して来た事に付いて、御榑木山大切 に三度の見回りは真続きしないが行う	692
924	81	指出申書付之事	文化十年 酉 十二月	一通	本人染右衛門他、 御役人中	当年惣百姓代を勤めることになっていたが、人々里表 から凶借の一件仰せ付けられたと、盗賊騒ぎも勤め を果たせなかつたことの弁明	460
925	82	酉年免定之事(付・覚)	文化十年 酉 十月	二通一 包み	市岡麻之助、湯浅健 治・鹿嶋村名主	当文化十年酉から文政三年卯まで七年の定免と検見取 領 覚は口米代など	190
926	83	遠山人帳 祭禮入用帳	文化十年 酉 十二月十五日	一冊	惣百姓代染右衛門	祭禮入用費を二百五十六人に割り付け	1075
927	84	御榑木山御榑木山難續願方入用帳	文化十年 酉 十二月	一冊	惣百姓代染右衛門	年貢榑木の値段について願い出に要した費用二両一分 余 割付帳取帳	1076
928	文化 85	飢持貯糧割付取立帳	文化十二年 戌 三月	一冊	鹿嶋村	貯穀としての榑一石三斗五升二合六勺を徴収する	1077
929	86	一札之事	文化十二年 戌 九月	一通	耕雲寺、大竹村五郎右 衛門、新兵衛・塩泉院 檀中	榑墓院関係、耕雲寺、大竹村から寄付の依頼	1078
930	87	(請取一札)	文化十二年 戌 九月 他	六通	耕雲寺、永登寺 他	歴代寺耕雲寺、永登寺、秋葉寺、栖林寺に寄進したの でその請取	1394
931	88	当年御年貢初納二納小物成割付帳	文化十二年 戌 十二月	一冊	鹿嶋村名主左衛門、 定右衛門	当年の年貢初納二納小物成の割付帳	1079
932	89	御下穀初貯夫食積積り主共覚書	(文化十二年) 亥 十二月二十六日	一冊	井上嘉二郎・鹿嶋村名 主五郎左衛門、傳兵衛	天明八年申から文化十二年戌までの間、貯穀の預り高 と積り主の覚え。文化五年、十年、十一年は不作で貯 穀なし	693
933	90	御榑所高国君被仰付年号	文化十二年 亥 十一月	一冊		諸侯が仰せ付けられた預かり所の国々名と仰せ付けの 年号 高の書上帳。文政四年十二月大嶋滯跡による 写し	706
934	91	課粟委請取覚帳	文化十二年 亥 十二月十日	一冊	鹿嶋村名主五郎左衛 門、傳兵衛	細頭兵左衛門と其内、喜左衛門よりそれぞれ四両一分 一朱 二十一両二分 朱、二両二分 朱受け取り	1080

935	92	相定申一札之事	文化十二年 亥 十二月十一日	一通	鹿嶋村惣役人・ 彦兵衛	村役人の内入れ札により決められ長者に廻二斗 御役所への進物や出張などの費用は入れ札の者が出すことなどの定め	1598
936	93	御年貢小物成付帳	文化十二年 亥 十二月十二日	一冊	鹿嶋村名主五郎左衛門・ 傳兵衛	年貢四十六両一分 米 納入用金二分 奈 国衆金 両二分ほか	1081
937	94	真内山運上金割付帳	文化十二年 亥 十二月	一冊	鹿嶋村名主所	真内山を利用する運上金の割り付け、高二石につき十八八分六厘六毛	1082
938	95	遠山八幡様祭禮古瀬遺作覚帳	文化十二年 亥 十二月	一冊	鹿嶋村余所	銭一圓四百十文は宇瀬村遺作り儀錢諸事入用、これを二百四十三軒に割り付ける	1083
939	96	借手形之事	文化十三年 子 一月	一通	井戸他・ 鹿嶋村名主	久々鬼殺所勝手方入用につき、六十六両二分三朱借借する	191
940	97	飢持貯貯割付取立帳	文化十三年 子 三月	一冊	鹿嶋村名主五郎左衛門・ 傳兵衛	飢饉に備えた時糶種一石三斗五升一合六分六厘を高一石につき度種三合	1084
941	98	申合一札之事	文化十三年 子 三月	一通	六左衛門はじめ百三十八人連者	昔から見取り場などは百姓入会としてきたが、嘉兵衛時ち山として差止められ出入りとなつた。今後ち山とすること、嘉兵衛は名主役に不適宜であることなど百三十八人の申し上げ	461
942	99	御年貢申上儀書付	文化十三年 子 五月	一通	鹿嶋村傳兵衛・ 飯田御役所	鹿嶋村嘉兵衛の見取場は入会地ではないが、殊など年々余代など特に取ることを見せしめてきた	192
943	100	内済為取書一札之事	文化十三年 子 五月	一通	訴訟方鹿嶋村百三十八人 余惣代會議他・ 飯田御役所	北入寄場について出入り、訴訟になつたが、懸案の上内済となつた。了解事項の確認、一通は控え	462
944	文化 101	(一) 博祭御法度儀請書 (二) 博祭賭之儀勝負御吟味遺留帳	文化十三年 子 (一) 五月 (二) 七月二十八日	一冊	五人組惣代唯左衛門 他、代左衛門・ 村御役人	勝負事は嚴重に御法度のとらへ、他所者入り込み禁を犯すものもあり、取締りに対して手向かうものもあつた。今後さらに嚴重に禁止の事に付いて請け書	694
945	102	申合一札之事	文化十三年 子 六月	一通	五郎左衛門他	北入御取採場で富木採取入会の所、嘉兵衛見取場まで入り込んでいる件について、金十斗五文を入会書は払うこと、村内組み分けは出来どおり一組とする件	1395
946	103	御年貢儀御留置割付帳	文化十三年 子 閏八月十日	一冊		食料品など、飯田における買ひ物の覚え、他の入用金の覚え	1085
947	104	当年御年貢初納、納小物成割付帳	文化十三年 子 十二月六日	一冊	鹿嶋村名主嘉兵衛、五郎左衛門	文化十三年分年貢初納、納小物成の各高持百姓と地区への割り付け額	1086
948	105	寛政元年より同六年迄金帳之写留書	文化十四年 丑 三月	一冊	鹿嶋村頭余惣代出役彦兵衛、嘉兵衛	寛政三年から六年の金帳帳写しで、その間の村方と役所御用の様子が出費額とともに記されている	1087
949	106	播磨人教授覚帳	文化十四年 丑 六月	一冊	鹿嶋村名主	紋次郎はじめ五十九名の名簿	1088
950	107	願方人教書上帳	文化十四年 丑 六月	一冊	鹿嶋村名主辰後忠内 他、飯田御役所	名主辰後が支配している者百十一人の名前書上	695

951	108	被組入教書上帳	文化十四年 丑 六月	一冊	鹿嶋村名主五郎左衛門 他・飯田御役所	計六十人は支配の考であることの申し渡し	696
952	109	申渡	(文化十四年) 丑 六月	一通	鹿嶋村名主五郎左衛門 他・飯田御役所	左衛門、半右衛門が名主役でありながら組と立場出入りについて内済申し渡し文の請求	463
953	110	身請到左衛門一件記録帳	文化十四年 丑 六月	一冊	彦兵衛	利左衛門一件について井上嘉二郎と村役人どど対処している様子が記録されている	1396
954	111	一札之事	文化十四年 丑 七月	一通	鹿嶋村彦兵衛他・ 利左衛門	被官が不埒、御役所に願いで内済した。書付などは焼却した	464
955	112	一札之事	文化十四年 丑 八月 十三日	一通	彦兵衛他	秣場と組み分けの件はこの夏に内済となった。村役人は近年困窮したので内々御用材作り出しの相談をした。この件は他言しないこと	1397
956	113	本新田畑持高小前帳	文化十四年 丑 八月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛	文化十四年八月、役所から井上青助出張し、新田畑持ち高を調査確認した小前帳。本新田畑区別合計六町七区 一十六分、高五十六石一斗六合、総村高四百五十五石五斗五升六合	697
957	114	御高利拝見一札之事	文化十四年 丑 九月	一通	鹿嶋村当人知寿蔵他・ 大草村松次郎	売り掛けと貸し金簿納で出入りとなり、榎屋許へ出張した。十二月四日の高判を講評する	1482
958	115	当五御年貢初納二納小物成割付帳	文化十四年 丑 十二月九日	一冊	鹿嶋村名主五郎左衛門・ 彦兵衛	文化十四年分年貢初納二納小物成の割り付け	1089
959	116	一札之事	文化十四年 丑 十二月十四日	一通	百姓代佐藤次 村役百 姓代真右衛門・ 彦兵衛	市邊荒所五間に人間の所に番人屋敷を、一年に錢三百文で借りる	1599
960	117	当五年御年貢小物成算引帳	文化十四年 丑 十二月	一冊	名主所	年貢小物成の会計帳 各人への金繰書き上げ	1090
961	文化 118	本新田畑高書き上げ帳	文化十四年 丑 十二月	一冊	鹿嶋村名主五郎左衛門・ 彦兵衛	本新田畑高書き上げ	1091
962	119	湯淺様御頼金割付帳	文化十四年 丑 十二月	一冊	名主所	湯淺様へ用立てる金子二両を高一石につき四十一文余、一件につき三十三文余を割り付け取り立てる	1092
963	120	寛		三十一 通	湯淺徳治市國麻之助・ 井上金四郎、市國寛 藏・鹿嶋村	各種金取り寛文	465

			(一)日光御宗國役高掛金 文化十四年五月 (二)國役高掛金 文化十四年五月 (三)納入用金 文化十四年五月 (四)國役金 文政元年寅十二月十六日 (五)納入用金 文政元年寅十二月十六日 (六)國役金 文政三年辰十二月十七日 (七)納入用金 文政三年辰十二月十七日 (八)納入用金 文政三年辰十二月十七日 (九)國役高掛金 文政六年未十月 (十)納入用金 文政六年未十月十七日 (十一)役所費請金 文政七年申四月四日 (十二)國役高掛金 文政八年酉十二月十七日 (十三)納入用金 文政八年酉十二月十七日 (十四)國役高掛金 文政十年亥十月二十六日 (十五)納入用金 文政十年亥十月十七日 (十六)國役高掛金 文政十三年寅十月二十六日 (十七)納入用金 文政十三年寅十月二十六日 (十八)國役高掛金 天保三年辰十一月九日 (十九)納入用金 天保三年辰十二月十六日 (二十)國役高掛金 天保四年巳十月二十六日 (二十一)納入用金 天保四年巳十一月 (二十二)國役高掛金 天保五年午十二月二十日 (二十三)國役高掛金 天保六年未十月二十六日 (二十四)口米代 天保六年未十一月十七日 (二十五)納入用金 天保六年未十二月十七日 (二十六)國役金 天保七年申十二月十六日 (二十七)納入用金 天保七年申十二月十六日 (二十八)國役高掛金 天保八年酉十月十七日 (二十九)納入用金 (天保八年酉十二月十七日 三十一、三十二)日光 國役高掛金 年号不明				
964	文政 1	乍孫以書付奉申上候送書之事	(文化十五) 文政 元年 寅 三月	一通 (節 分)	鹿塩村彦兵衛・ 飯田御役所	大河原村清助他の者が彦兵衛に借用金があることについて願い出たことに対する返書(文頭と文末のみ (飯田義博大河原節豊家文書3863 文政11と関連)	1398
965	2	種谷橋人足改帳(付・覚)	(文化十五) 文政 元年 寅 四月	一冊	鹿塩村	大河原村種谷耕地高橋は鹿塩村も通るのでその修理は両村協力の 人足を出して行なう	1093
966	3	樺代出役諸事日記	文政元年 寅 八月十二日	一冊		八月十二日から九月九日まで 飯田へ出役 役所とのやり取りや、村方御用料その他日常の記録	1094
967	4	本新田畑荒所小前帳	文政元年 寅 十月	一冊	鹿塩村名主坂役方之丞 ほか	当年八月二日の雷雨で出崩れ押し出しによりできた荒所の墾告	1095
968	5	宗商人別錢壹帳(付・書付)	文政元年 寅 十二月	一冊	名主所	宗商人別調べの人数 七百六十二人 金二分 米四百三十五文	1096
969	6	(一)井上清助様宗前記書御改諸人用帳 (二)井上清助様御廻料之寄附物壹帳 (三)井上清助様御廻料村人寄附帳	文政元年 卯 三月 四月	三冊	鹿塩村 惣寄姓代	井上清助御用廻料の費用費 貢金などの借り物 人足などの覚書きまとめ	1097
970	7	飢拵貯神割付取控江帳	文政元年 卯 三月	一冊	鹿塩村	貯穀としての神一石三斗五升二合六匁を高に感心して割付徴収する	1098
971	8	宗商人別ノ書按錢壹帳	文政元年 卯 閏四月 日	一冊	鹿塩村名主所	宗商人別計千二百九十六人 古役付七百五十四人 仮役付五百四十二人	1099
972	9	本新田畑林分別井三下作金入積書上帳	文政元年 卯 閏四月	一冊	鹿塩村彦兵衛・ 飯田御役所	本新田畑 山畑 持谷林など分別及び下作金の覚え	1483
973	文政 10	出入三付飯田出張目録改帳	文政元年 卯 四月	一冊		出入りて飯田お役所へ出張 などは彦兵衛は三月十日から四月十六日まで二十五日、三十五人分 他多数	1100
974	11	(一)本新田畑荒所起返改帳 (二)本新田畑荒所起返り改帳	文政元年 卯 四月	二冊	鹿塩村名主所	本新田畑の内荒所起返りの調査書きまとめ	1101
975	12	田畑林分別書上帳	文政元年 卯 閏四月	一冊	鹿塩村彦兵衛	田 畑 持谷林など場所 分別など書き上げ	1102
976	13	(一)田畑林分別下作金書上帳 (二)覚	文政元年 卯 閏四月	二冊	鹿塩村彦兵衛	田畑 林の分別 下作金の書き上げ	1103

977	14	取扱済口地方引渡控改帳	文政3年 卯 六月廿日	一冊		田畑・時林の境界を調査した記録。六月廿日から八月十三日付まで	1104
978	15	御樽木山木品生末書七帳	文政3年 卯 九月	一冊	鹿嶋村名主定右衛門 他・飯田御役所	鹿嶋村御樽木山による樹種毎の立木数報告。榎 一万五千本が記録されている	698
979	16	本新田畑小前帳	文政3年 卯 十二月	一冊	願方二十三人持	田畑合三反七畝二十七分、持ち林三分、株出四畝など主に安永新田畑の書上	699
980	17	御年貢辻過不足量帳	文政3年 卯 十二月	一冊	鹿嶋村会所	文化十四年、文政元年二年の年貢過不足量まとめ	1105
981	18	井上金四郎様御無心金割付帳	文政3年 卯 十二月	一冊		井上金四郎が申し入れた借金額を村内各人に割付徴収	1106
982	19	乍免御書付奉願上候御事	文政3年 辰 三月	一通	十カ村名主組頭・ 飯田御役所	十カ村免定切替につき糶米少しでもなければ承知されないというが、逆に減免を願っている	1107
983	20	高瀬御改下書七帳	文政3年 辰 三月	一冊	鹿嶋村香森寺	香森寺分の宗門改帳。檀那が二百八十八男百二十一人、女八十六人、増人(女二人)減人(女三人)の覚書が帳末に付けられている	1108
984	21	飢拵貯貯割付取立帳	文政3年 辰 三月	一冊	鹿嶋村名主坂役連兵衛 他・飯田御役所	時穀として碑一石三斗五升二合六勺才を高二石につき三斗で割付徴収	1109
985	22	(定免御切替御請書) 差申御請書之事	文政3年 辰 三月	一冊	十カ村役人・総連中・ 飯田御役所	当辰より免定切替により村々再吟味し、少々でも年貢高増見させて請ける	700
986	23	御樽木山見分請書帳	文政3年 辰 四月	一冊	代右衛門他	去年五月、国々御林を江戸系が買分した。当番再度村役人による見分を厳しくするよう仰せ付けを承知	701
987	24	御樽木山伐荒二付被旨共江申渡書付	文政3年 辰 五月九日	一冊	万右衛門他	「差申一札之事」「申渡」で御樽木大切に盗取取り締まり見回る事の申し付けの請求	1110
988	25	(一)御樽木山謄事入用帳 (二)御樽木山小僧御人足割付帳	文政3年 辰 五月	一冊	鹿嶋村古物代組頭分	御樽木山見回りのため小屋掛け相談、その他費用、小屋掛け合定働きを纏	1111
989	26	御樽木山用留帳	文政3年 辰 五月	一冊	鹿嶋村会所	五月十七日から御樽木山木ばこ沢、手開沢、黒河などに小屋をかけ、盗難防止見回りを始めた。八月までの日誌	1112
990	27	本新田畑荒所見分覚帳	文政3年 辰 八月	一冊	鹿嶋村	本新田畑のうち、荒所になった高区別、などの調査覚え	1113
991	文政 28	差申謄文之事	文政3年 辰 十月	一冊	十カ村名主組頭百姓 代・飯田御役所	当辰年から定免切替に付き、これまでより増収させるよう申し渡されたが、風水旱暵の荒れ引きの条件を付けて請ける	702
992	29	(御免定写) 辰年免定之事	文政3年 辰 十月	一冊	千村平右衛門代・市岡 麻之助・湯淺徳治・ 鹿嶋村名主組頭惣百姓	当辰辰御改箇の連簿。辰より戌まで七年定免。納計米九十五石四斗七合、金二兩百九十五文二分八厘	703
993	30	(稲藁院修復)	文政3年 辰 十一月十六日	一通	大嶋彦兵衛	寄り合いにより稲藁院修復の段取り、見積りの覚書	704

994	31	書簡	文政四年 巳 一月十三日	一通 一包	前全久院金獅子	金獅子向六十王墓の武州からの書簡「副書」に後藤に関する世話依頼。金獅子向は文政四年巳七月に死去	1600
995	32	仇討(御用書之写)	文政四年 巳 二月晦日	一冊		大久保加賀守足軽浅田鉄蔵、間次郎への仇討免状とその事情を写し取つたもの、大久保知行所十二万三千巨十五石	1114
996	33	本堂巨書割付物帳	文政四年 巳 三月八日	一冊	塩竈院	本堂建ち替へ材料の覚え、木材については、マツ、マキ、シテ、ハンキなどの朽ちやすいものは不要としている	1115
997	34	御樽木山一件出役用置帳	文政四年 巳 四月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛・傳 兵衛	四月十五日から四月廿七日まで、御樽木山盗伐があり荒れたことにより、吟味のため飯田御役所へ出頭した際の諸事日記	1116
998	35	(一)御樽木山取込連印帳 (二)御樽木山一件出役諸人用置帳	文政四年 巳 四月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛・傳 兵衛	御樽木山大切に、の申し渡し請状と、それに関して出張入用費の書きとめ	1117
999	36	乍恐以書付御居奉申上候	文政四年 巳 四月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	鹿塩村御樽木山の所々盗伐あり荒れた。山賊もわからずにいる。御役所様には後日村方に後難なきよう願う	193
1000	37	覚	文政四年 身 六月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 野村周助用人中	鹿塩村当時の金相場米相場の覚え。一両は銭六貫四百文、白米一升銭五十二文	1399
1001	38	御樽木山品年未書置帳	文政四年 巳 (未見)	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他・ 御米御具御役人中	鹿塩村御樽木山にある御種毎の立米数報告。寛政元年京祿御尊宮の際の代り出し記録がある	705
1002	39	津嶋御立願割合帳	文政四年 巳 七月吉日	一冊	市場郷中	文政三年に痢疾流行し、津嶋立願した際の入用金その他を村長に割り付けた	1118
1003	40	書簡	文政四年 巳 八月四日 十日	一通	武州全久院・ 御役人衆	金獅子和尚が死去した。本葬は九月十一日にする	1484
1004	41	馬廻相定書付帳	文政四年 巳 九月	一冊	代右衛門他 計二十五人	字原馬廻を造つた節に心得違ひがあり、今後心得違ひがないことを誓めた	1119
1005	42	一札之事	文政四年 巳 十月八日	一通	東方村全久院他・ 塩竈院協吉中	全久院の先住金獅子向は元来塩竈院院僧でもあつたが、当七月に亡くなった。宗門は塩竈院院僧なので遅ればせながらお知らせする	194
1006	43	鹿塩村巨書軒別書抜	文政四年 巳 十月吉日	一冊		計二百五十四軒、内京役付百四十三軒、仮役方百九軒の名配書き上げ	1120
1007	文政 44	御樽木山一件出役用置帳	文政四年 巳 十月	一冊	鹿塩村出役向人	十月二十二日から十一月二十四日付まで御樽木山盗伐 荒れについて吟味を主として、その他御用のため飯田御役所へ出役、その他日常の日記	1121
1008	45	一札	文政四年 巳 十月	一通	鹿塩村巨書藤蔵、新八 他・飯田御役所	人々里表の金子調運の際、特に出精により、組頭として勤めるようにする。手当ての十七石奉はこれまで六名で分けたが、今後は八名で分ける	1122
1009	46	(一)巳年免定之事 (二)覚	文政四年 巳 十月	一通	市岡寛蔵・湯浅健治・ 鹿塩村名主吉	(一)当文政四年巳から文政九年戌までの七年の免定、当年の成金 (二)巳年貢金の受取覚	195

1010	47	申合一札之事	文政四年 巳 十月	一通	彦兵衛他十一名	地方藩真書文に風書する件について申し合はせ、万一出入りで入用の際は滞りなく出合	196
1011	48	(一)御樽木山一仕諸人用帳 (二)御樽木山組々連印取帳 (三)御樽木山人用家別付帳	文政四年 巳 十月 十二月 十二 月	三冊	鹿塩村名主所	御樽木山大切に守ることを連印で約す。御樽木山見回りなら入金の書き留めと、家別に割り付け徴収する	1123
1012	49	差出申一札之事 付、贈り物送り状	文政四年 巳 十一月	二通一 包み	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	樽木山の内黒川谷の見回り行き届かず取り締まり不足の件、吟味がこれ以上続くこと。今後約束は守るので許してほしい	197
1013	50	為監替申一札之事	文政四年 巳 十一月	一通	小野村飯沼の組頭他	小野村飯沼の組頭などは入れ札で決めたが異議が出され争いになったが、鹿塩彦兵衛世話に内書とする	198
1014	51	乍恐以書付御訴訟申上候御事	文政四年 巳 十一月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	御樽木山は今まで大切に守ってきたが、今後も見回りならよい大切に守るが、百姓移きを成り立たせるために配属も願う	466
1015	52	(一)差出申書付之事 (二)二札之事 (七)乍恐以書付御禮居申上候御事	(一)文政四年巳十二 月(二)七文政四 年巳十二月	七通	鹿塩村当春名主彦兵衛 他・ 安右衛門	御樽木山見分のために公役が廻付した。その際提出した本筆書上帳に彦兵衛印形を本人不在だったので、建造酒券に頼んで借り出し保管したこと発した印形取り扱い方疑惑についての出入り、及び飯田宿伸介の内済文書	467
1016	53	本新田畑有高書控帳	文政四年 巳 十二月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛、伝 兵衛	本新田畑高区別帳を本筆書き上げ、合計高二百二十四石六斗九升三合、他に飯高三斗五升九合、荒筑高四十五斗六升九合	1124
1017	54	相与申敷小作證文之事	文政四年 巳 十二月	一通	本人林人他・ 彦左衛門	家と小作料一年に二分、米、今年巳年から来る四年まで	1601
1018	55	去錢帳	文政四 五 六 十 年	四冊	鹿塩村名主・ 飯田御役所	分正年間村人用費、去錢の書き出し徴収帳 文政四、五、六、十年	707
1019	56	本新田畑荒所記返御改帳	文政五年 午 一月	一冊	名主彦兵衛	文政二、三年四月付け、本新田畑のら、荒所起し返りの調査結果、文政五年一月に写したも	1125
1020	57	安永九年新田定免切替三付村々吟味請書 (差上申御請書之事)	文政五年 午 二月	一冊	十カ村役人連中・ 飯田御役所	安永九年新田の定免切替に付き、少しでも増米を仰せ付けられたが、新田は災害多く、猪、鹿書も多いので、これまで通りで五年定免に願う	708
1021	58	安永九年新田定免切替三付村々吟味請書 (差上申御請書之事)	文政五年 午 二月	一冊	十カ村名主組頭百姓 代・飯田御役所	安永九年新田も少しづつ増米を仰せ渡され、米三合から九斗の増米で承知する	709
1022	文政 59	申合一札之事	文政五年 午 二月	一通	彦兵衛他	当料御林山伐出につき彦兵衛出陣、入用金の件は彦兵衛五口、他は二口の割に分担する	1602
1023	60	飢持持貯割付取立帳	文政五年 午 三月	一冊	鹿塩村	許徴としての饑二百三斗五升二合六分六厘高一石につき二合で割り付けらる	1126
1024	61	寺商御改帳	文政五年 午 三月	一冊	塩泉院 香林寺 宝久寺・ 寺・飯田御役所	塩泉院僧職、弟子格夫、宝久寺一人、香林寺一人、計四人の宗門帳、禮金御調宗	1127

1025	62	乍現書付を以奉願上候	文政五年 午 七月	一通	名主総代大嶋彦兵衛・ 御勝手御勘定所	申末を確えたが定着しない。土境柄が悪い故でもあるが、古木が生い茂る故でもある。古木を払い下げてほしい。	199
1026	63	楯卓上正梅齋代新録記	文政五年 午 十月吉日	一冊	彦兵衛他・ 楯地村金鳳寺	楯卓上正梅齋代前向が楯地村金鳳寺から転入する際の物置書き上げ受け取り覚え	1128
1027	64	安永九子新田左より未迄迄之年定免 御請證文(差上申證文之事)	文政五年 午 十月	一冊	頭かり所十力村・ 飯田御役所	安永九子新田の定免は三年前より未迄迄の定免を請ける。荒れ所引きまじの条件	710
1028	65	当去年御年貢初納二納小物成割付帳	文政五年 午 十一月八日	一冊	鹿嶋村名主左衛門・ 伴右衛門	当年の年貢初納二納小物成割付帳	1129
1029	66	(一、二) 新田畑荒所起返書上帳	文政五年 午 十一月	一冊	鹿嶋村	本新田畑のうち、荒所起返りの高区別、持ち主など書き留め	1130
1030	67	西組惣別書抜帳	文政五年 午 十二月	一冊	鹿嶋村名主所	鹿嶋村西組のすべての家を書き上げ	1131
1031	68	(一) 己年御年貢御勘定目録 (二) 午年御年貢御勘定目録 (三) 未年御年貢御勘定目録 (四) 申年御年貢御勘定目録(付・覚 一通) (五) 亥年御年貢御勘定目録(付・覚 一通)	(一) 文政五年 午六月 (二) 文政六年 未六月 (三) 文政七年 申七月 (四) 文政八年 酉六月 (五) 文政十一年 子六月	八通	鹿嶋村名主中彦兵衛他 ・ 飯田御役所	文政三年辰より文政九年戌まで七年および辰より巳まで二年定免の内、文政四年から七年と十年分の年貢勘定書	200
1032	69	御殿様御定紋御改進御帳	文政六年 未 二月	一冊	代右衛門他、名主五郎 左衛門、源二郎	殿様の定紋を着物に染付たり遺品に書くなどとはならないことの連印帳 二冊同文	711
1033	70	(一) 宗門御改字書帳 (二) 寺宗門御改帳	文政六年 未 三月	一冊	鹿嶋村塩菜院旦那中・ 飯田御役所	(一) 旦那中八百四十四人男四百三十八人女四百六人の宗門帳 (二) 塩菜院三名 香林寺一名 宗光寺一名の寺宗門帳	1132
1034	71	飢拵貯貯割付取立帳	文政六年 未 三月	一冊	鹿嶋村	貯蔵としての糠二百三十五升一合六タ六才を高一石につき豊三合で割り付ける	1133
1035	72	御札二付以書付奉申上候	(文政六年) 未 八月	一冊	大河原御勘定役人・ 飯田御役所	柄山を繕て産物を産買するに際し、荷継の仕立。峠村の者と出入りになつた事に付いて吟味に查えたもの	712
1036	73	いぬぼう丸古跡	文政六年 未 十一月五日	一通		工藤宗房丸の古跡 常盤寺において遺品の茶碗 お膳御統を拝見した	218
1037	74	当去年御年貢初納二納小物成割付帳	文政六年 未 十一月七日	一冊	鹿嶋村名主五郎左衛 門、源二郎	当年の年貢初納二納小物成割付帳	1134
1038	文政 75	西組惣別書抜帳	文政六年 未 十二月	一冊	鹿嶋村名主所	諸般覚えと鹿嶋村品役付け家別当主名書き出し、計百三十一人	1135
1039	76	御用材用請留帳	文政七年 申 正月吉日	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛 伝 彦兵衛	文政七年二月八日から八月五日付はまで御用材用日記	1136
1040	77	借申金字證文之事	文政七年 申 二月	一通	本人堀尾忠経孫他・ 三郎彦兵衛	五箇の借留書 上京して大蔵寺建立したい	713

1041	78	一札之事	文政七年 申	一通	丸山式部・ 村方御役人中	このたび上京したい。村役など早速滞るが良く勤める	201
1042	79	家人勘数帳	文政七年 申 三月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	家数百五十八軒 人数七百七十四人 男六百八十八人 女五百八十六人 馬五十六疋	714
1043	80	鉄砲御改帳	文政七年 申 三月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	獵師鉄砲二十三挺 おとし鉄砲三挺	715
1044	81	安永新田定免切替二付村々吟味讀書 (差上申御讀書之事)	文政七年 申 三月	一冊	十カ村名主組頭百姓 代・飯田御役所	安永九年新田の定免切替に付き、猪鹿書が多量に因襲、これまでより引き上げを願うが、少しでも増米のことで難儀につき、これまでと同様に願う	716
1045	82	(一、二)安永九子新田定免切替二付 村々再吟味讀書(差上申御讀書之事)	文政七年 申 三月	一冊	十カ村名主組頭百姓 代・飯田御役所	新田切替に当たりすことでも増米なしにはおさまらず、各村米一合から一升八合の増米で請ける事(一通ほぼ同文)	717
1046	83	御役所類焼御普請金割合帳	文政七年 申 三月	一冊	名主彦兵衛 傳兵衛	飯田火事で御役所類焼、その普請金や見舞入用金など鹿嶋村割付三画二分を、百姓に割付徴収の覚え	718
1047	84	御切替出役日記帳	文政七年 申 四月	一冊	名主彦兵衛	年貢切替について御役所へ出陣中の日記、四日二日から八日付まで	1137
1048	85	御畑遺順書上帳字	文政七年 申 六月	一冊	信州伊奈郡村々	勘定安廣木重右衛門、普請役荒河瀬御遺順役人の廻村、村名三覧	1138
1049	86	御公役録御順村出役日記	文政七年 申 六月	一冊	名主彦兵衛	六月二十二日から七月二十三日付まで勘定安廣木重右衛門、普請方高屋清四郎はじめ諸役人順村に際し出役中諸御用諸事日記	1139
1050	87	(一)御公役様入用組割合大帳 (二)御公儀様入用二ツ割物覚	文政七年 申 六月	一冊	鹿嶋村組	公儀公役廻村につき月金の分相覚え、一通画内容	1140
1051	88	切添切開之場所小前帳	文政七年 申 六月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛他	本新田畑、林畑昼付、屋敷など高別、持ち主鑑書上	1141
1052	89	帳面勘数帳	文政七年 申 六月	一冊		保存している諸帳面の目録、計二十八冊	719
1053	90	榑木山見廻人覚帳	文政七年 申 閏八月	一冊	鹿嶋村名主所	閏八月十一日から沢井谷越路はじめ御榑木山各地を手分けして見回り、変事の有無の届りを記録した。八月十五日報告まで九件	1142
1054	91	仲間申合候事	文政七年 申 閏八月	一通	彦兵衛他	御用村用につき親分付以来の申し合わせ事項	1603
1055	92	一札之事	文政七年 申 十月	一通	京彦彦兵衛他、仮役数 右衛門他	御用村用諸事につき吾夜、仮役などどのように行なうかについて申し合わせ一札	1604
1056	文政 93	覚	文政七年 申 十一月	一通	飯田御役所	天明八年から三年分の初下穀と、天明八年から三十六年分の糶出穀、糶と引き替え麦の高、文政七年申年分	202
1057	94	乍恐以書付奉願上候	文政七年 申 十一月	一通	願人鹿嶋村彦兵衛 書 左衛門・飯田御役所	彦兵衛持ら林字中山にある栗木を屋根板にするため売りたい。御榑木山は遠く影響はない	720

1058	95	本新田畑有高小前帳	文政七年 十二月	申	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛・傳 兵衛他	本新田畑高反別書き上げ帳 記述不全全て書きかけ	1143
1059	96	安永九子新田申より西迄美ノ年定免 御請證文(差上申御請證文事)	文政七年	申	一冊	十カ村名主組頭百姓 代・飯田御役所	安永九年新田年貢は三年間定免であることの請書 年 季中の荒れ引きはその郡度報告し 後に引く	721
1060	97	以書付御申上候御事	文政八年	西	一通	鹿嶋村伴左衛門・ 飯田御役所	伴左衛門被官次郎左衛門の家が朱火により焼失したが 小家じりぎ類焼は無し	203
1061	98	一札之事	文政八年	西	一通	名主俊後数右衛門他・ 古役夜人中	文政七年に公役廻村の際に差し出した絵図面を見たい といふ申し出を断られ 今後一切無心しないといふ一 札	219
1062	99	御樽木出内山御見分御請證文	文政八年	西	一冊	萬右衛門他	寛政六年の絵図面の通り、御樽木山を心得違ひなく守 る 停止木および諸木を勝手に切らない	722
1063	100	博恋御停止御請印帳	文政八年	西	一冊	萬右衛門他	博恋やそれに類する行いは嚴禁の所 最近不逞者が増 えている 文化八年のお触れを守り約束承知した	723
1064	101	乍恐以書付奉願上候御事	文政八年	西	一通	十一カ村名村名主他・ 飯田御役所	久々里御勝手不如意に付、村々へ御用金の仰せ付けた が、用立てられない。村々上納の年貢金は払う 他	204
1065	102	(一)差出申書付之事 (二)(三)内落立發書付之事	文政八年	西	三通	定四郎・伴左衛門・利 左衛門・村役人衆	地所をめぐつての争い、内落立書 芝の先刈りがきつ かけて出来た	1485
1066	103	乍恐以書付奉願上候御事	文政八年	西	一通	鹿嶋村百姓彦兵衛・ 飯田御役所	所有地境界および所有について出入りとなり、飯田役 所への訴状	1605
1067	104	對談證文之事	文政九年	戊	一通	鹿嶋村名主五郎左衛門 他上松宿田中(延)勘 兵衛 同團助	村内東内山の沢井入 黒川入 および西内山の樵道、 地蔵谷じ内ぼく 矢立木、三ツ次の七カ所から梅、 樺、唐檜、唐松、槻、しほじ、紀州榿御用材として売 り渡す	205
1068	105	乍恐以書付奉願上候御事	文政九年	戊	一通	鹿嶋村名主團次郎・ 飯田御役所	村内彦兵衛の地所境のこと これまでの土地の持ち主 説明	206
1069	106	乍恐以書付奉願上候御事	文政九年	戊	一通	鹿嶋村名主五郎左衛 門・飯田御役所	甲州小菅村の惣兵衛が内山から唐檜 白檜の伐り出し また、木曾上松の四郎左衛門が紀州榿御用の角材を伐 り出したいと願っている	207
1070	107	安永新田定免切替二付村々吟味請書 (差上申御請書之事)	文政九年	戊	一冊	十カ村・ 飯田御役所	安永新田の定免切替に付き、少しでも増米というこ とだが、水損旱損で困窮、引き上げ、五年定免を願う	724
1071	108	御觸書請印帳	文政九年	戊	一冊	鹿嶋村御役所他・ 村御役人衆	無管具林の若を産出させない、購博の類は禁止である といふお触れを承知した	725
1072	109	西内山運上金割附帳	文政九年	戊	一冊		金十両の運上金を参数に応じて割り付ける。西組産高 七百四十二丁	726
1073	110	東内山株代割付帳	文政九年	戊	一冊	名主五郎左衛門、源三 郎	東内山から伐り出しの角材、小占木の株代手付金 計 二十三両を高割で割り渡す	727
1074	文政 111	御用付用請書用認帳	文政九年	戊	一冊	大嶋会所	十月五日、七日付は株代金割り付け立会ひの記事。立 会ひ、村役人は彦兵衛 和二郎、六兵衛 民之丞など	1144

1075	112	山代金高組割合帳	文政九年 戊 十月	一冊	鹿塩村金所	木會上松信勤兵衛の月材手付金二十両、甲州惣兵衛より小白木手付金五両、葛嶋村友七酒兵衛三両、計三十八両のうち、十五両は奉割りで二十三両は高割で配分する	1145
1076	113	乍忍以書付奉願上候	文政九年 戊 十一月	一通	鹿塩村彦兵衛・ 飯田御役所	入会山の内、黒川山と桂の御木一本、塩地御木一本、手開沢で塩地切り株一株、地蔵谷で塩地御木一本計四本を伐り出した	468
1077	114	(一) 口上覚 (二) 書簡	(文政九年 戊 十二月二十一日)	一通	紀伊駿御材木仕役柳原 才兵衛	紀伊駿御用材として大河原鹿塩御材の百姓持ち出から諸木材木一万本敷米五千本余買い上げ、近き川下げ。切割御印はき〇にきの字とする	728
1078	115	差出申一札之事	文政九年 戊 十二月	一通	木會上松信田中勤兵 衛・同圓助・鹿塩村高 組役人惣惣百姓衆	入会山から材木伐り出しを行うが、川下げに必要な木を濫代差し出し伐乞事、村方に難儀はかけない	208
1079	116	乍忍以書付奉願上候	文政九年 戊 十二月	一通	鹿塩村彦兵衛他・ 飯田御役所	入会山のうち黒川山にある桂御木一本、塩地御木二本、手開にある切り株一、地蔵谷の根返り、合計五本を取り出して売りたい	1146
1080	117	軒割取立帳	文政九年 戊 十二月	一冊	鹿塩村名主所	諸事入用の覚え、遠山八幡祭り湯立の入用金など総計二百七十三文	1147
1081	118	貯穀小前割付御願書帳	文政九年 戊 十二月	一冊	鹿塩村名主彦左衛門 他・飯田御役所	貯穀としての大御帳、天明八年から文政六年までの分の算書と天明七年分の書き出し徴収帳	1148
1082	119	御口米割付帳	文政十年 亥 二月	一冊	名主所	御口米代合計一両一分三朱銀六両四分九厘五毛の割り付け	1149
1083	120	取米高取書抜帳	文政十年 亥 二月	一冊	鹿塩村名主所	年貢高と取米五十八石七斗九升六合九夕六才、内役組分二十七石二斗二升四合二夕七才	1150
1084	121	一札之事	文政十年 亥 三月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他・ 木曾備前高野蔵	村方惣百姓入会山の内、地蔵谷、黒川谷、深井谷の三カ所、樅、榊、塩地、つき、桂、唐松その他雑木を売り渡す。ただし唐檜、白檜は除外する	209
1085	122	(一) 定免切替三付村中吟味書 (二) 亥より丑迄三年定免御證文	文政十年 亥 三月 十月	一冊	十カ村・ 飯田御役所	定免御證につき少しでも増米するが引き下げが、期間の長短についての村々と役所とのやりとり。結局少し増米で三年定免になった	729
1086	123	山代金高組割合帳	文政十年 亥 五月	一冊	名主所	山代金を高組へそれぞれ高にたが上役分九両二朱余と、役分五両三分余を高組立会いで渡す	1151
1087	124	(一) 本新田畑荒高別改帳 (二) 本新田畑荒所小前書上帳	文政十年 亥 閏六月	一通	鹿塩村	本新田畑のうち、荒所となった地の高別講書、書き上げ	1152
1088	125	借物取立帳	文政十年 亥 六月	一冊	百姓代	何らかの行事に必要な借物覚え書き	1153
1089 126		乍忍以書付奉願上候	文政十年 亥 六月	一通	鹿塩村名主彦兵衛・飯 田御役所	甲州小倉村惣兵衛と葛嶋村友七の両人は小白木を去年戌年に割り出したが、今年も割り出したい。代金と木品を決めたので山入りさせたい	210

1090	127	博奕御吟味書帳	文政十年 亥 七月	一冊	代右衛門他・ 御役人中	博奕御法度のとえ、近年闘事翁は厳しい取締りをしてため賭博をするものが近辺に出ている。決して怪しき事を怠めてはならない	730
1091	128	植農院位牌一件	文政十年 亥 九月十三日	一冊		文政十年九月十三日付から十七日付まで位牌の戒名と法事、和尚葬式などについて日記。大沼原村八郎九郎他との交流も記されている	1154
1092	129	東内山株代割付帳	文政十年 亥 十月	二冊	名主彦兵衛 傳兵衛	東内山から伐り出した小白木の株代手付金十五両を高割で割り戻すこと。二冊同文	731
1093	130	口米割付小前帳	文政十年 亥 十二月	一冊	鹿嶋村名主所	口米代高割組分二両二分三朱奈 飯後組分三分三朱奈の割付	1155
1094	131	貯穀小割付御願書書帳	文政十年 亥 十二月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	天明八年から文政六年までの貯穀貯穀量と、文政七、九年分の書き上げ	1156
1095	132	借借申金子之事	文政十二年 子 二月	一通	借主惣兵衛他・ 峠村三左衛門	鹿嶋山小白木手付金に差し支え、二十両を借りる。四月十日までに三利共に戻す	1606
1096	133	本新田畑起掃員分帳	文政十二年 子 四月	一冊	鹿嶋村名主所	本新田畑の内、起掃りの地の調査結果記録	1157
1097	134	御支配様荒所并小白山御見分人足帳	文政十二年 子 六月	一冊	倉所	支配役人による荒所と小白山見分の際に使われた人足の名簿	1158
1098	135	御支配様荒所并小白山御見分請入用帳	文政十二年 子 六月	一冊	倉所	荒所と小白山の役所による見分調査の際、調運した諸品、調運などの簿	1159
1099	136	小白山御見分入用帳	文政十二年 子 六月	一冊	鹿嶋村倉所	小白山見分について入用諸物品の覚え、当時の物品価格がわかる。たまたまはワリ二つ十三文、ききみたはこ二五五十五文、タマゴ十二個七十七文など	1160
1100	137	(一) 本新田畑荒所御案内帳 (二) 本新田畑荒所給分改帳	文政十二年 子 六月	一冊	鹿嶋村名主	本新田畑の地主、上中下、広さなどの書き出し、田畑合計二町二畝二十五分、高二十五丁八升六合	1161
1101	138	乍恐以書付奉願上候	文政十二年 子 六月	一通	鹿嶋村名主定右衛門 他・飯田御役所	葛嶋村及七が去る戌年から小白木を割り出したが、今年も割り出したい。代金と木高を貸めたので山入りさせたい	211
1102	139	本新田畑荒所内檢帳	文政十二年 子 七月	一冊	鹿嶋村名主所	本新田畑の内、荒所となった地を村内で調査した総書き上げ	1162
1103	140	書簡(西国より大坂江参候書状之字)	文政十二年 子 八月十一日	一通		差出人、あて先不明、文政十二年八月九日から十日にかけて九州北部から長州にわたる各地を襲った暴風雨、子年の大嵐の被害状況を伝える書簡の字。この嵐で難破した船についた荷物から、後に言う「ポルト」事件が発覚した	732
1104	141	乍恐書付以奉高上候御事	文政十二年 子 八月	一通	鹿嶋村九郎左衛門・ 飯田御役所	殿内借金で難儀の事を考へ、大塩の九郎左衛門が畑地残りを差し出すことの申し出	733
1105	文政 142	中山櫛木割二件入用帳	文政十二年 子 十月	一冊	彦兵衛	中山より櫛木の伐り出し作業で必要だった物品と値段、支払いの覚え	1486

1106	143	(一)(二)一札之事	文政十二年 子 十一月	一通	仙頭字七ほか・ 鹿塩村役人衆	去年から入会山で小白木割り出さしているが、轉木 山へ伐り越していることはない。どこでも申し開き をする	212
1107	144	書簡	文政十二年 子 十二月朔日	一通	葛嶋友七・ 鹿塩村町名主	当年仕出しの材木は残らず惣兵衛に渡す	213
1108	145	差出申一札之事	文政十二年 子 十二月	一通	甲州小菅村惣兵衛他・ 鹿塩村御役人中	入会山から今年まで小白木を割り出したが、当年は休 む。仙頭は友七、直兵衛に引き継ぐ	214
1109	146	(一)(二)差出申一札之事	文政十二年 子 十二月	一通	甲州小菅村惣兵衛他・ 鹿塩村御役人中	小白木を割り出したが、出水のため運材ままならず、 一山荷物を甲州小菅村惣兵衛に引き渡す	215
1110	147	乍恐以書付御居審申上候	文政十二年 子 十二月	一通	鹿塩村町名主定右衛門 他・飯田御役所	葛嶋友七と直兵衛が当年小白木を割り出したが、出水 で運材遅れた。材は残らず甲州小菅村惣兵衛に引き渡 したい	216
1111	148	(一) 本新田畑高反別所差引帳 (二) 本新田畑高反引帳 (三) 本新田畑高反高書抜提	文政十二年 子 十二月	三冊	鹿塩村町名主所	本新田畑の高反別と差所の書き上げ	1163
1112	149	小白木代金割渡帳	文政十二年 子 十二月	一冊	鹿塩村町名主伴右衛門・ 定右衛門	酉年内山運上金、小白木運上金計十九両二分二朱から 必要経費を差し引き計十五両二分を高に応じて割り渡 す	1164
1113	150	貯穀小前割付御願帳	文政十二年 子 十二月	一冊	鹿塩村町名主定右衛門・ 伴左衛門・飯田御役所	貯穀としての小麦六斗七升五合八匁三才を賈り集め預 る	1165
1114	151	穀物割付取立帳	文政十二年 子 十二月	一冊	百姓代替右衛門	べ三分、長錢七匁三分四十二文を別別に割付徴収する	1166
1115	152	(一)(二)宛	文政十二年 丑 正月	一通	田嶋村増屋辰吉・ 彦兵衛	曲輪五十駄の受け渡しの宛	217
1116	153	御殿様御家御渡書	文政十一年 丑 二月十七日	一通	十一カ村名主・ 飯田御役所	殿様御身につき隠居、家督を番刀に継がせる。十一カ 村は今後とも諸事御法度を守ることに連印書付写し	734
1117	154	(一) 博奕御吟味御請書(一札) (二) 博奕御吟味御請書(二札) (三) 博奕御吟味御請書(差出申連印 一札之事)	文政十一年 丑 二月十七日	三冊	(一) 十一カ村名主他 (二) 葛塩院他 (三) 代左衛門他・ 飯田御役所 御役人衆	博奕、賭け勝負は禁止であること、不審の者に二宿 させないことの申し渡しに付いて、(一) 十一カ村役人 連印、(二) 鹿塩村葛塩院、香林寺、宝久寺、惣百姓連 印、(三) 惣百姓連印で請ける	735
1118	155	高南御改下書帳	文政十一年 丑 三月	一冊	鹿塩村宝久寺	宝久寺分宗阿改帳、旦那べ二百九人、男百十三人、女 九十六人、増人べ十二人、男四人、女八人、減人べ十人 男二人、女九人	1167
1119	156	御下敷取立帳	文政十一年 丑 三月	一冊	鹿塩村町名主源三郎・定 右衛門他	天明八年から文政七年まで三十七年分の貯穀小麦十九 石三斗三升余と文政十二年分小麦三石八斗四升余を、 酉年の凶作の際に下敷した。文政十年から五年帳で語 め戻した	1168
1120	文政 157	丑組組当改帳	文政十一年 丑 三月吉日	一冊	鹿塩村百姓代四郎右衛 門	五月六日付けから(文政十三年)天保元年二月十一日 付けまで組当金の受け取り宛え	1169

1121	158	商人入用改帳	文政十二年 丑 四月	一冊	鹿嶋村名主	商人調査で入用物品の購入など見え	1170
1122	159	乍恐以書付奉願上候	文政十二年 丑 九月	一通	鹿嶋村名主定右衛門 他・飯田御役所	入念山の沢井倉庫付沢から書櫃呂櫛の小白木を割り出した。見分は村役人に仰せ付け願う	220
1123	160	(一、二) 乍恐以書付奉願上候	文政十二年 丑 九月	一通	下今井村・塩尻町・ 松本御役所	これまでの酒造高と今後の酒造に付いて願書す。年号は文政十年丑と記されているが、本文内容から十二年丑である	736
1124	161	大木山勘金割入帳	文政十二年 丑 九月	一冊	塩泉院旨申	永平寺勘行金その他計一両二分を塩泉院旨申人勘割りで割付見え	1171
1125	162	(倉) 漆院大般若二件	文政十二年 丑 十二月、十二月	六通			737
		(一) 覚 文政十二年丑十二月 塩泉院より彦兵衛他へ大般若手付金十両の借用書 (二) 書簡 (文政十二年丑十二月九日 塩泉院より連中衆中 大般若のため彦兵衛へ (三) 借用申金子證文之事 文政十二年丑十二月十二日 彦兵衛他より近江屋麿之助へ 大般若のため二十八両の借用書 (四) 覚 (文政十二年丑十二月二十九日) 二條トル新町通平屋彦兵衛より塩泉院へ 仏堂代五両二分の受取 (五) 票 文政十二年丑十二月 御支配所御田喜兵衛より塩泉寺へ 大般若経の代金二十八両の内十両は京都で受け取り、残り十八両は飯田御屋にて					
1126	163	(一、二) 阿細軒別割付覚帳	文政十二年 丑 十二月八日	一冊	鹿嶋村名主定右衛門、 源三郎他	三月二日付けからの入用證書なら阿組へ割付、二百四十二軒へ一軒につき四十四文奈	1172
1127	164	(一) (二) 借用申寸金子證文之事	文政十二年 丑 十二月	一通	本人塩泉院その他・ 彦兵衛その他	大般若その他入用のため十五両と十両の借用証文、借り方と贖物が違う	469
1128	165	貯穀小割付御覚帳	文政十二年 丑 十二月	一冊	鹿嶋村名主源三郎他・ 飯田御役所	貯穀としての小麦六斗七升五合奈ト穀一斗三升奈の割付帳取と預り見え	1173
1129	天保 1	(一、二、三) 御用材用日記帳	(文政十三) 天保 元年 寅 正月吉 日	三冊	鹿嶋村彦兵衛 傳兵衛	天保元年御用材用日記 (一) 一月から四月、(二) 四月から十二月、(三) 十二月から天保元年二月十日付 けまで	1174
1130	2	乍恐以書付御居奉申上候	(文政十三) 天保 元年 寅 二月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	小白木割り出しにつき下書き。当春までに残り引き 払う	221
1131	3	榎木山割出書付之事	天保元年(文政十三 年) 寅 二月	一通	中山村吉平・ 鹿嶋村彦兵衛	瀬入式之沢から榎木(ニネバ)を割り出す。一駄 につき連上銀二朱	1607
1132	4	(一、二) 定免切替三付村々吟味讀書 (三) 定免切替御講證文	天保元年(文政十三 年) 寅 三月、十月	三冊	十方村村役人・ 飯田御役所	文政十年の三年定免が切替で、増米 困窮の訴え、引 き下げ願ひ、より長期の定免願ひ	738
1133	5	請取一札之事	天保元年(文政十三 年) 寅 四月十三日	一通	古役百姓代久太郎、假 役百姓代彦兵衛間・ 名主彦兵衛	江戸普請役より受領した入足賃金をたしかに受取った	1608
1134	6	寺院仕被仰渡	(文政十三) 天保 元年 寅 七月	一冊	小野村神楽寺他・ 飯田御役所	最古女犯破戒に及ぶ罪科を受けたる者、不相応の金子借 金する者など多く、自戒の上寺務を全うせよなどの 仰せ渡しの請状	1175

1135	天保 7	倉	(文政十三)天保 元年寅十二月 二十九日	一通	峠村中屋源泰衛・ 鹿嶋村大嶋大黒屋彦兵衛	金十両の受け取り證文	481
1136	8	磯篠御無心金割付帳	(文政十三)天保 元年寅十二月	一冊	百姓代久兵衛	寛永四年割二十両のうち、十五両を貞年冬割組に割り 付け、貞年は七、三の割り、卯年は四、六の割合、久々 里の磯篠への上納金	1176
1137	9	勘定入用拾七文巻帳	(文政十三)天保 元年寅十二月	一冊	鹿嶋村名主所	勘定入用金を十七文ずつ割り当てる徴収、計二貫五百二 十六文	1177
1138	10	西組割別付帳	(文政十三)天保 元年寅十二月	一冊	鹿嶋村名主所	諸入用費の割別割付徴収帳	1178
1139	11	(一)貯穀小割付御積帳	(文政十三)天保 元年寅十二月 から天保十三年寅 十二月	九冊	鹿嶋村・ 飯田御役所	天保元、二、五、六、八、九、十、十一、十三年の、 貯穀としての本割付を徴収、鼠などに食われぬよう、 年々新穀と替える事	1179
1140	12	(一)五 付送り一札	天保五年から 天保十四年	七通		届出する 村送り一札	1400
		(一)送二札之事 天保十三年 天保元年寅二月 (二)送二札之事 天保三年 辰 正月二通高文 (三)奉公人請状之事 天保七年 申 十二月 (四)奉公人請状之事 天保十年 亥 十二月 (五)奉公人請状之事 天保十四年 卯 十二月 (五)送り一札之事 天保十四年 卯 正月					
1141	13	南御改下書帳	天保元年 卯 三月	一冊	鹿嶋村塩院 名主伴 右衛門他・飯田御役所	塩院分八百二十一人の寄帳	1180
1142	14	磯篠御無心金割付帳	天保元年 卯 三月	一冊	鹿嶋村名主伴右衛門、 五郎左衛門	「磯篠御無心金」を十一カ村で割合、鹿嶋村分二両 一朱三百八十四文。村内各割りで徴収し、計二両一 百四十六文	739
1143	15	差出申一札之事	天保元年 卯 三月	一通	本人宗郎他、 御役人衆	善市郎家米三石餘を身請け百姓に取り立てられ、今後 も村役人衆の指図を守り精進する	1609
1144	16	為替替申一札之事	天保元年 卯 六月	一通	柄山間屋松立郎他、 鹿嶋村名主組頭百姓代 衆中	鹿嶋村から売出す産物と下里から買う米などの荷継 について天明年中申上りおわせのよにする	1610
1145	17	(一)重宝御生真勘定旨録 (二)寛	天保元年 卯 七月	二通一 包み	鹿嶋村名主彦兵衛他、 飯田御役所	天保五年から三年、文政十二年から三年まで三年の定 免の内、天保五年寅の年貢勘定仕付け、および納付金 差し可きの旨	222
1146	18	佐政公書村奉納簿申上候	天保元年 卯 八月	一通	鹿嶋村名主代民之丞 他・飯田御役所	阿波原馬道二件について纏書の争い。天保五年阿波原 馬道葬場について入り組み出入り訴訟について飯田役 所へ纏書。木主であり名主の彦兵衛宛え	1611

1147	天保 19	殿様御順村諸事御用留帳	天保 年 卯 十月	一冊	鹿嶋村彦兵衛	十月六日より二十一日付けまで、殿様巡村を迎えるにあたり、諸事傳書事の書き留め	1401
1148	20	(一)入組御取致被下候様定一札之事 (二)差出申一札之事	天保 年 卯 十一月	一通	代右衛門、惣右衛門 他・村役人衆中	(一)天保元年寅に彦兵衛持分畠屋豊運の旨如を無断でしたとことについて出入り内務のこと(二)付随して誰が行ったか明記した文	470
1149	21	(一)西組夫錢引付帳 (二)西組夫錢取調帳	天保 年 卯 十二月十八日、十九日	一冊	鹿嶋村名主五郎左衛門、伴左衛門	古殿方と区役方面細く夫錢を合掛する。当年は殿様巡行で入甲も多く特別である	1181
1150	22	(一)殿様御無心金割付帳 (二)殿様御無心金割付地延簡遺返帳	天保 年 卯 十二月	二冊	鹿嶋村名主所	久々里殿様への上納金に十両の内、卯年分十両を西組に六、四の割りで割り付けた。勘定違いがあり返金した	1182
1151	23	西組計別割付帳	天保 年 卯 十二月	一冊	鹿嶋村名主所	諏訪明神、秋祭り神酒代、遠山八幡祭禮人用費など諸人用金の割付	1183
1152	24	(一)下駄巻袋取寄引請一札之事 天保 年 卯十二月 田村儀作 (二)為取替申一札之事 天保 二年 卯十二月 鹿嶋村彦兵衛 (三)差出申一札之事 天保 五年 年 三月 申峠左次兵衛 (四)差出申一札之事 天保 八年 酉 月 四蔵持傳兵衛 (五)柳木御殿袋取極々書付之事 天保 十 年 丑 三月 木曾豊勘助左衛門 (六)為取替書付之事 天保 十 二年 丑 三月 鹿嶋村彦兵衛 (七)差出申一札之事 天保 十 二年 寅 月	天保 二年 卯 十二月 から 天保 十 三年 寅 二月	七通		柳木下駄、その他申出入山の願ひ、取り決め	1612
1153	25	西宮神前造養奉加帳	天保 年 卯	一冊	小林民部	神宮造宮の奉加帳本文	740
1154	26	(遺酒に付き) (一)年忌以書付奉願上候 (二)三三三覚 (四)差出申一札之事 (五)年忌以書付奉願上候御事 (六)覚	(一)〜(三)天保 二年 卯 二月 (四)天保 五 年 年 九月 (五)天保 七年 申 十月 (六)天保 十 四年 卯 三 月	六通	鹿嶋村名主彦兵衛 岡山 村治太夫・飯田御役所	(一)〜(三)遺酒墨の届出 (四)遺酒墨 林垣五右 (五)米遺作につき遺酒米減石あるいは禁止を免して欲しい (六)遺酒墨 糺札の受け取り覚え	223
1155	27	(一、二、三) 御用付用留帳	天保 年 辰 正月	三冊	鹿嶋村名主彦兵衛 伴 右衛門	天保 三年の御用付用留記 (一)二月から五月、(二)六月から閏十一月一日、(三)閏十二月から十二月二十四日まで	1184
1156	28	年忌以書付奉願上候御事	天保 三年 辰 二月	一通	鹿嶋村女高奉作・ 飯田御役所	被官の親子二人が我儘で役目を異なさない、暇を出す	224
1157	29	高蘭御改下書帳	天保 三年 辰 三月	一冊	鹿嶋村高蘭院 名主伴 右衛門 他 飯田御役所	高蘭院分八百九人男四百二十五人女三百八十四人の宗門改帳	1185
1158	30	家人数帳帳	天保 三年 辰 三月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛 他・ 飯田御役所	家数百五十八戸 人数千二百八十八 男六百四十四人 女五百六十四人 馬五十六疋	741

1159	天保31	増減御改帳(部分)	天保3年辰三月	一通(部分)	鹿塩村	天保三年増減御改帳の表紙と減入覚えのべしを利用した袋・宗門帳その他の帳面入れに使ったようだ。中身なし。袋のみで出した	1487
1160	32	差申一札之事	天保3年辰四月	一通	柳助他 御主人宮守善一郎	御主人勝手方不如意に付き一年に十兩、十年納めるよう言われたが、断り、一年に二両ならと回答したが理解できず、総員追放騒ぎになったが、世話人となりなして一年に四両三分で解された	742
1161	33	切添新開田畑并株場御改二付書上帳	天保3年辰六月	一冊	鹿塩村名主所	畠田畑、新田切開、焼畑など各地面積、持ち主の書き上げ	1186
1162	34	辰御改切添田畑株場切開小前帳	天保3年辰六月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	切添田畑、株場切開地の小前帳。享暦七年、明和五年、安永九年、延享三二四年、安永五年の新畑、焼畑などの場数などを持ち主の書上帳(万延二年丑月の写し)	743
1163	35	乍恐口上書を以御覽奉申上候	天保3年辰十月	一通	鹿塩村名主彦右衛門・ 飯田御役所	入会山で無断で切畑を行った者について帳外処分したい旨指図を願う	744
1164	36	安永九年新田定免切替御請證文	天保3年辰十月	一冊	御預り所五ヶ村・ 飯田御役所	安永九年新田の定免切替、当辰から申まで五年、災害などによる荒れ所までの条件などの請書	745
1165	37	御免略中年々御書御入用御大調帳	天保3年辰十月	一冊	御勘定所控序	久々里十村家の家来、中間などの扶持、謀殺費などを着向かって入用の目録書	746
1166	38	乍恐口上書付ヲ奉御訴申上候御事	天保3年辰十月	一通	鹿塩村名主彦右衛門、組頭 彦右衛門・ 飯田御役所	鹿塩村奉行飯宮次郎と彦物左衛門は不埒で高定まらず、母死後埋葬したお棺を掘り出し鉄砲を持って奉作を脅した。手に負えず指図を願う伺う	747
1167	39	乍恐口上書御覽奉申上候	天保3年辰十月	一通	鹿塩村名主武民之丞・ 飯田御役所	鹿塩村彦右衛門と嶋五郎が真内山岩嶺という場所で隠れ畑を切り開いた。村内治めにしてほしい	225
1168	40	乍恐口上書御覽奉申上候	天保3年辰十月	一通	鹿塩村名主彦兵衛、名 主俊役作之丞・飯田御 役所	入沢井出字岩嶺という内山で粟、蕎麦を作っている者を中耕地の者が発見し畑を荒らした事により出入りとなった。村役人救救では手に負えず伺う	471
1169	41	(一、二)覚	天保3年辰十二月廿六日	一通	市岡蔵藏・ 鹿塩村名主	当辰年分の口米代受取、及び国役高掛の納額の覚え	226
1170	42	(一、二)差出申一札之事	天保3年辰十二月	一通	本人嶋左衛門 纏五 郎・飯田御役所	真内山の内、字高休に無断で切開作付けをした。不届きは後無。村内内済とした。一通同文	1488
1171	43	殿様より御下金割組引合帳	天保3年辰十二月廿八日	一冊	会所	殿様御廻村、伊勢御師払い金を、両組で分ける	1187
1172	44	殿様御下ケ金内山割返物右割付覚帳	天保3年辰十二月廿九日	一冊	鹿塩村会所	去る昨年久々里殿様廻村の終、扶持米代と御参府金の利息などを割り返し金割付覚え	1188
1173	45	役員間出金割合書帳	天保3年辰十二月十三日	一冊	惣方立相故	村役中に出金を割り付け、引き合わせ	1189
1174	46	両組半銭引合帳	天保3年辰十二月	一冊	鹿塩村会所	両組に半銭を割り付け、引合の覚え	1190

1175	天保 47	軒別割付帳	天保四年 十二月	一冊	百姓代屋左衛門	諸人用金の軒別割り付け	1191
1176	48	作忠以書付奉願上候御事	天保四年 一月	一通	小川村はらぬめ人カ村村 役人物代 飯田御役所	井上金四郎が村々に特別な計らいをしたという事で 久々里へ戻されることに付いて、村々はそのような事 は無いと述べて、勤めを続けられぬように願ひだた	472
1177	49	定免御着三付々吟味請書	天保四年 二月	一冊	大河原村他十方村名主 他・飯田御役所	定免御着につき薄米を請け、さらに三年定免ではなく 十年定免を願つてゐる	748
1178	50		天保四年巳五月か ら天保七年申七月	四通		小川村における出入り訴訟について、小川村正兵衛が 同村新左衛門他六名を相手取り村治め方につき出入り となつた。正兵衛は、はらぬめに休役を仰せつけられた	1613
1179	51	已免免定之事	天保四年 十月	一通	市岡寛隆 湯浅健治・ 鹿塩村名主 中	当巳年御成箇、天保四年巳から天保八年閏まで五年の 定免	227
1180	52	(一) 辰年御年貢御勘定目録 (1-1) 寛 (二) 巳年御年貢御勘定目録 (三) 午年御年貢御勘定目録 (3-1) 寛 (四) 未年御年貢御勘定目録 (4-1) 寛)	(一) 天保四年巳六月 (二) 天保五年午六月 (三) 天保六年未六月 (四) 天保七年申七月	七通	鹿塩村名主 他、 飯田御役所	天保三年から七年今までの年貢勘定仕上げ、および納 入金差し引きの寛え	228
1181	53	(一) 田畑民取別西組惣帳 (二) 田畑民取別書控帳	天保四年 十二月五日	二冊	鹿塩村名主所	田畑、見取別れの書き上げと総まとめ帳	1192
1182	54	(一) 西組夫銀引分改帳 (二) 西組軒前取調帳	天保四年 十二月十八日	一冊	鹿塩村名主所	諸人用金の寛え	1193
1183	55	(一)、(二) 御用村用諸事留書帳	天保五年 一月五日	一冊	鹿塩村名主彦兵衛 伴 右衛門	天保五年の御用村用日記(一)一月から七月まで、(二) 七月から十二月まで	1194
1184	56	差出之申一札之事	天保五年 二月十五日	一通	染石衛門他・ 彦兵衛	彦兵衛控地内で川陰を行つことについて願ひ一札	1614
1185	57	作忠以書付奉願上候御事	天保五年 二月	一通	十一か村連向、地村平 右衛門 飯田御役所	天明八年以来時弊し、年々新穀は替るが、ヌズミや 虫害が多く出る。しかも天保四年以来の凶作で困窮し ているので貯穀を残らず利用したい	473
1186	58	御役所被仰渡詰帳	天保五年 二月	一冊	彦兵衛惣當早・ 御主人彦兵衛	百姓は人物がましき生活は不可、出役役人には、汁一 菜、賭博禁止、野山荒らしを捕らえること などお触 れを寺り請けること	1195
1187	59	高野御改下書帳	天保五年 三月	一冊	鹿塩村彦大寺	彦大寺分宗門改めの下書き	1196

1188	60	為取替添口證文之事	天保五年 午 三月	一通	小野村名主作左衛門 他・飯田御役所	小野村との出入り取替證文の写し。神光寺入院撥磨の際、鹿嶋について揉め事になり出入り、解決して十カ村取り交わした證文	749
1189	天保 61	御木山證文	天保五年 午 三月	一冊	鹿嶋村代左衛門他・ 飯田御役所	御木山からみだりに諸木を伐り出さないこと。木地師など入り込みなまきらないことを守る	750
1190	62	神倉俊助様續進出御村人目帳	天保五年 午 五月	一冊	鹿嶋村名主所	一人の役人廻村で働いた町人足なから免簿	1197
1191	63	本新田畑荒所記及内帳帳	天保五年 午 八月	一冊	鹿嶋村名主所	本新田畑のうち、荒所起し返りとなった地の調書	1198
1192	64	(一) 相究申為取替一札之事 (二) 為取替書付之事	天保五年 午 九月	一通	本人繁左衛門、直左衛 門他・	繁左衛門持分である字蔵平の山畑は直左衛門から譲り受けたものだが、これまで見取年貢は直左衛門がたしめていた。これを改めた取替證文	1402
1193	65	乍恐以書付奉願上候御事	天保五年 午 九月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	御木小木苗木が生長したので埋木の件、雑木が生い立ち役に立つ樹種が未生長につき増木できない	229
1194	66	(寛)	天保五年 午 十二月十八日 他	十通	飯田御役所・ 鹿嶋村	年貢一納、初納、園夜金など受け取り寛え、および請取書	1403
1195	67	乍恐以書付奉願上候	天保五年 午 十二月	一通	小川村正兵衛・ 飯田御役所	天保四年井上金四郎の勤め方について裁件があったが、事案と違う点を訴え再吟味を願っている	751
1196	68	(一) 未納割帳 (二) 未納書上帳	(一) 天保五年 九月 (二) 天保十二年 十二月 (三) 天保十 四年十二月	七冊	鹿嶋村名主	天保年間 村入用割帳書上徴収帳	752
1197	69	(一) (二) 御用料用請事用留帳	天保六年 未 正月廿五日 十二月廿 日	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛 善 一郎	天保六年の御用料目録(一)一月から四月まで(二)十一月から十二月まで	1199
1198	70	(一) 請取一札之事 (二) 一札	天保六年 未 (二) 四月 六月	一通	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 三州川嶋村大田屋彦右 衛門	内山の地獄谷から檜をのぞきその他の木品を五十両で売り渡した内金として、五両の受取状と、伐採を延期するが五十両の内二十五両を支払う一札	230
1199	71	(通知)	天保六年 未 七月	一通	各村名主通頭・	当六日禰子村において神祇講解散教諭があるので来聴願う	231
1200	72	(一) (二) 寛	天保六年 未 十月 十一月 十一月 十二月 十二月 七月	一通	湯淺健治・ 鹿嶋村名主	年貢金の受取、十六両と十両二分の分納納入	232
1201	73	大黒講損金請取帳	天保六年 未 十一月	一冊	湯淺健治・ 鹿嶋村	未年十二月から天保十二年までの大黒講損金受取り帳	1615
1202	74	西里銀引分割帳	天保六年 未 十二月十二日	一冊	鹿嶋村名主所	未銀一両、采金を土役後組に割配り割り当てる	1200

1203	75	(一、二) 運上物取調阿組引帳	天保六年 未 十 二月、天保七年 申 十一月	一冊	鹿塩村名主所	運上物取代金寛々と、各割り、高割で割り付け寛々	1201
1204	天保 76	(一、二) 軒別物取帳	天保六年 未 十 二月、天保七年 申 十一月	一冊	会所	諸人用物品など購入代金寛々と、割付徴収帳	1202
1205	77	從御寮所被仰渡書	天保七年 申 二月	一冊	代右衛門他・ 惣御役人中	博奕・盗賊、諸注度取り締まること、無傷癖の者など、 追いかつこと、公事出入り強訴などあるまじきこと、 など、前々からの仰せ渡しを守る	753
1206	78	高岡御改下書帳	天保七年 申 三月	一冊	鹿塩村高岡院中・ 飯田御役所	高岡院高岡七百八十七人、男四百十三人、女三百七十 四人の宗番改め	1203
1207	79	小山村出入関係差書留	天保七年 申 四月	一冊	南山村深一郎他	小山村内で村役人を決めること、宗問帳作成などにつ いて出入りとなつたが着落した。その条件簡泰その他 書留	1616
1208	80	うえをしのくしやう井凶作年号	(天保七年申十月)	一冊	大嶋高保	天保七年申年神無月享之、飢饉の際、何を食へず、夫し て生きぬくかの記事と、過去享五百六十九年の内二十一 度、享五百五年から天保四年まで、の飢饉の年号	754
1209	81	御請證文(指申御請書之事)	天保七年 申 十一月	一冊	園次郎他十一カ村	当年は連作につき村々難儀しているので奢りがましい 生活はしないこと、博奕しない、盗賊、野葦などを捕ら え無償人駄の者なら泊めないこと、九時出入り、強訴 徒党なきようにすること	755
1210	82	申渡	天保七年 申 十二月九日	一冊	六カ村酒造人・ 飯田御役所	酒造りを止める事を申し付けるという加賀守承認の上 駿河守の申しつけに承認した	756
1211	83	阿組引代金割引帳	天保七年 申 十二月十五日	一冊	鹿塩村名主伴四郎、伴 右衛門	阿組立寄で夫錢引代勘定を行った寛々	1204
1212	84	(一、二) 差出申一札之事	天保七年 申 十二月	一通	本人源次他・ 西組村役人中	博奕、賭け勝負を庭を破つて行なつたことが發覺、処 罰を与えられた。今後は繰り返さないという一札	1205
1213	85	(一、二、三) 御用村用諸事用留帳	天保八年 西 一月	三冊	鹿塩村彦兵衛、傳兵衛	天保八年御用村用日記(一)天保八年二月から四月、 (二)四月から十一月、(三)十一月から天保九年一月 六日まで	1206
1214	86	貯被舞御願改帳	天保八年 西 一月	一冊	彦兵衛	彦兵衛願いの分として、天明から寛政分の貯被、左 衛門預かり分として寛政享和分の貯被などの寛々	1207
1215	87	櫛之者書上帳	天保八年 西 二月	一冊	鹿塩村	天保の飢饉の際、櫛賣鬻死に直面しているものの数、 三十五軒百二十四人の寛々	1208
1216	88	乍恐以書付奉願上候	天保八年 西 二月	一通	十一カ村名主組頭百姓 代・飯田御役所	去年の豪作は大豊不作、困窮しているので十九年賦 で七百両の借用を願う	233
1217	89	貯被舞預り辻井出穀改帳	天保八年 西 三月	一冊	名主彦兵衛	貯被としての木麦を漬り出穀した調書	1209

1218	90	銀兵衛小兵衛八頭一件諸人用覚帳	天保八年 西 三月	一冊	両百姓代	白米 たり、酒など諸物品購入代金の覚え	1210
1219	91	貯蓄代米借付差引帳	天保八年 西 四月 十二 日	一冊	名主所	貯蓄の代わりに米として貸し付ける貯蓄帳	1211
1220	天保 92	覚	天保八年 西 四月	一通	傳兵衛他 彦兵衛	天明八年、寛政六・五・九年、享和三年分の貯蓄量と 内訳の書上。計五両六匁六分六釐九沙	757
1221	93	飢人江御救金割渡請書	天保八年 西 五月	一冊	鹿塩村名主所・ 飯田御役所	去る申年の郡中凶作により村内二十一人飢人になり救 金五匁五厘から受けただけ割渡した	758
1222	94	從御公儀機關作植付米喰貸借金高組 引分改帳	天保八年 西 六月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛 傳 兵衛	拝借金八十四両三朱錢八十二文を男女引分人数割り で、四十七両三分三朱余と三十三両三朱余に高組に分 け十年で返済する	759
1223	95	從御奉行所開作米喰貸借請證文	天保八年 西 七月	一冊	主彦兵衛 傳兵衛	拝借金四十七両三分三朱銀三両六分余を来年戊から来 る来年まで十年で返済する。個々返納額詳細	760
1224	96	安永九子新田定免切替請證文	天保八年 西 十一月	一冊	御預所九カ所・ 飯田御役所	これまでも同じ五年奉では雑用が掛かり過ぎ、当年よ り来る列まで七年迄免とする	761
1225	97	御料御領巡見三付村々用意書	天保八年 西 十一月	一冊	飯田御役所	幕府巡見使を迎えるに当たり、明細帳、高認帳、村人 用手帳帳、一村限り総図面など、その他刀拭、手水桶 など、献立用意、各料特別に入用の物など十一カ村へ の通知	762
1226	98	家物割付覚帳	天保八年 西 十一月	一冊	鹿塩村名主所	諸人用物品代金、入用金など、分割割付徴収の覚え	1212
1227	99	開作植付米喰貸借請證文	天保八年 西 十二月	一冊	太兵衛他・ 彦兵衛	天保七年から続く開作で村民困窮、田畑開作米喰を奉 行所より借用した。返納は来年から十年間年賦	1617
1228	100	(一) 運上金取調高組引分帳 (二) 運上金割渡之帳	天保八年 西 十二月	一冊	鹿塩村名主所	北入谷、手開などからの小白米運上金十六両を高組へ 高割と各割りで分配、引渡し帳	1213
1229	101	(一) 染去備前彦兵衛一件取調入用覚 帳 (二) 善次郎代次郎入組一件入用取調 帳	天保八年 西 十二月	一冊	百姓代佐兵衛門	村民高土の出入りを調べたことに伴い、使用した雑費 の覚え	1214
1230	102	高組米銭引分帳	天保八年 西 十二月	一冊	鹿塩村余所	米銭を高組に割り当てる	1215
1231	103	仮役組庫敷高書持帳	天保八年 西 十二月	一冊	余所	仮役組の各庫敷高の書き上げ、反別高計七反九匁六分	1216
1232	104	畑御引金高組引分帳	天保八年 西 十二月	一冊	名主所	畑の具取高、反別、取り米に割り付け	1217
1233	105	高組村役人入用取調帳	天保八年 西 十二月	一冊	余所	高組の村役人が諸事入用とした金字の覚え書き	1218
1234	106	御下ヶ金入人数割調帳	天保八年 西 十二月	一冊	余所	下げ渡し金を人数割りで分ける計置帳	1219

1235	107	御引方金割渡帳	天保八年 西 十二月	一冊	鹿嶋村名主所	畑方の屋敷見取計算結果、差額が返されたので割り戻す	1220
1236	108	乍恐以書付奉願上候	天保八年 西 十二月	一通	当人傳兵衛他・ 御本山御役所	当三巨宗尚の筋に、香林寺印纏を頂つたが紛失してしまつた。まことに申し訳なく印纏再発行願う	763
1237	天保 109	差申御請證文之事 (差出申一札之違) (差上申御請書之違)	天保九年 戊 三月	一通	名主仮役左衛門他・ 飯田御役所	天保九年三月、八年十月、九年七月の義理文書一通分で一枚、鹿嶋村治について、年々入り組んだことになった諸事説明	1618
1238	110	御拝借金御返納取立差引帳	天保九年 戊 四月	一冊	名主所	拝借金の返納金額を徴収するための計算帳	1221
1239	111	(一)高尾御生貫勘定旨録 (二)賞	天保九年 戊 八月	二通一 包み	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	(一)高尾分年賞勘定仕上げ (二)年賞差し引き計算の賞え	234
1240	112	差申御請證文之事	天保九年 戊 八月	一通	鹿嶋村名主左衛門他 村役人・市岡蔵他	天保四年以来続々凶作で村は困窮、百姓持ちの山のり、沢井谷から停止木を除去し雑木を飛州田中屋並重郎へ、また黒川谷榎之日向谷から唐榎と白榎を小臼木板にして松本上神林村庄に売りに出す件が許されたので山入りする	474
1241	113	為取替申一札之事	天保九年 戊 十一月	一通	本人傳兵衛他・ 香林寺	延享から宝暦年間の御基金二件の入り組みを口方により解決に至る	1619
1242	114	小臼木地師運上金割渡帳	天保九年 戊 十二月廿五日	一冊	名主左衛門、伴右衛門	小臼木および木地師運上金計四十二両を、西内山は差割り、東内山は喜劇で割り渡す	764
1243	115	木地師井小臼木運上高組分帳	天保九年 戊 十二月	一冊	百姓代	小臼木利用の運上金四十二両、東木地師よりの運上二両計四十四両他、高組で西組に分ける	1222
1244	116	高組分差割高組分分帳	天保九年 戊 十二月	一冊	会所	清内路村へ助入兵衛御料所御巡見様止宿に舞舞金など入付費を差割りで高組に割り当てる	1223
1245	117	(一)差申御請書之事 (二)乍恐以書付奉願上候御事	(一)天保九年 戊 七月 (二)天保十年 亥 四月	二通で 一枚	鹿嶋村名主版右衛門他 村役人・ 飯田御役所	(一)鹿嶋村仮役が入り組んだ事になっているので、一名の一代限りの加役を認める (二)願い人五左衛門は病気がちで年来小商いしてきたが、家仕事として賞屋を開業したい	475
1246	118	(一)本新田畑高尾別取調書抜帳 (二)三本新田畑高尾別取調書抜帳 役組改帳	天保十年 亥 一月二十一日	二冊	鹿嶋村名主任四郎、傳 兵衛	本新田畑、屋敷、山畑、林畑などの高尾別、川欠けなどの年月などの繪書上	1224
1247	119	不案内書抜帳	天保十年 亥 一月	一冊		田畑高尾見取、普所の再確認、確定を要する分の書き抜き	1620
1248	120	(一)乍恐以書付御届申上候 (二)取極々申渡口書付之事	天保十年 亥 五月	一通	飯田町宿松好屋源吉 大倉傳兵衛・鹿嶋村 役人衆	万兵衛の相続人が他村へ移っているのでその相続手続きを鹿嶋村役人が尊儀をとらなだ、万兵衛は役所に訴えだが内情となり飯田借取扱とした	1404
1249	121	(一)乍恐以書付御届申上候 (二)取極々申渡口書付之事	天保十年 亥 五月	一通	飯田町宿松好屋源吉 大倉傳兵衛・鹿嶋村 役人衆	萬兵衛借付松宗追加について、差支えが高尾領松島村傳兵衛との関係で生じた。飯田町宿に解決を求めた。そのいきさつ二通	476

1250	122	為替算規定證文之事	天保十年 亥 五月	一通	名主伴四郎他、 田中半十郎他	入相山黒川谷と地獄空岡山から檜 樅 唐檜 白檜を 除く諸木を売り渡す。懸意金五十両	1621
1251	123	黒川山懸意金割渡帳	天保十年 亥 六月 廿五日	一冊	名主伴四郎 傳兵衛	黒川山懸意金五十両の内、御役所への礼金 画二分三 朱を除き、東内山は高割で、南組半分は差割で半分は 高割で割り渡す	765
1252	天保 124	黒川山懸意金画組分帳	天保十年 亥 六月	一冊	鹿塩村会所	黒川山山林利用の懸意金五十両を高割と差割りで画組 に分配する	1225
1253	125	市岡漆材木方御買分付人足改帳	天保十年 亥 十月十三日	一冊	鹿塩村会所	十月十二日材木方員分と遺構書請人足など調査	1226
1254	126	御口米御役画組分帳	天保十年 亥 十二月二十九日	一冊	会所	口米と園役金を画組へ高割り差割りで分割り当てる	1227
1255	127	角材運上取調引分帳	天保十年 亥 十一月	一冊	鹿塩村名主伴四郎 傳 兵衛	沢井谷 黒川谷 内山山林利用の運上金百二十六両余 を高割りで、北大、地獄谷運上三十三両余を差割りで 分配	1228
1256	128	軒別割付帳	天保十年 亥 十二月	一冊	鹿塩村名主伴四郎 傳 兵衛	諸戸費の軒別割り当てる。徴収帳	1229
1257	129	運上取調帳	天保十年 亥 十二月	一冊	鹿塩村会所	たん子運上、木地留運上、角材浦木酒代など、諸運上 金書き留め	1230
1258	130	(一、二) 御拝借金納取立帳	(一) 天保十年 亥 十一月 (二) 天保十一年 年子十月	一冊	名主伴四郎 傳兵衛 文左衛門、伴右衛門	開作左衛門借金四十七両余の天保九年から十年間分割 返済、二年、三年目の返納金取立帳	766
1259	131	(一、七) 大嶋氏下作控帳	天保十年 から 明治三年	七冊	大嶋彦兵衛高保 保文 または光保	大嶋彦兵衛から明治の下作帳、下作納所帳または下作 態 保文と光保氏は同一人で文が三年頃に保文から光 保に改名した	1405
		(一) 当季下作納所帳 天保十年十一月 大嶋彦兵衛高保 (二) 当季下作帳 安政五年十月 大嶋彦兵衛保文 (三) 当季下作帳 万延五年十二月 大嶋彦兵衛保文 (四) 当季下作納所帳 元治五年十一月 大嶋彦兵衛保文 (五) 当季下作納所帳 慶應五年十月 大嶋彦兵衛保文 (六) 当季下作納所帳 慶應三年十月 大嶋彦兵衛保文 (七) 当季下作納所帳 明治三年十二月 大嶋彦兵衛保文					
1260	132	高反別帳面調方纏合帳	天保十二年 子 正月	一冊	会所	一旦十二月三十日、高反別調査に従事した人々への 懸意帳	1231
1261	133	(一) 画組増減入用書控帳 (二) 画組宗門入用書控帳	天保十二年 子 二月	二冊	名主所惣兵衛代	宗門帳、宗門増減の調査で入用した物品金等などの 算入、分取払い割り付け	1232
1262	134	(一) 宗門御改下書帳 宝久寺寺中 (二) 宗門御改下書帳 塩原院院中	天保十二年 子 三月	二冊	宝久寺、塩原院・ 飯田御役所	宝久寺分百八十九人男百七人女八十二人、塩原院分七 百五十五人男三百八十一人女三百四十四人の宗門改め 帳	1233

1263	135	市岡様渡辺様所託返御出役人足帳	天保十二年 子 九月	一冊	会所	御所起し返りの地を見聞に訪れ、市岡、渡辺の両役人 に付いた人足名、出役先、料理人足など	1234
1264	136	御預り所村々借入金簿規程定書	天保十二年 子 十一月	一冊	湯淺儀兵衛他	千村字子岡間預かり所十二カ村から、勝手方不如意に つき高田を借金した簿文	767
1265	137	市場耕内組三付入用帳	天保十二年 丑 一月 十三日	一冊		米、とうふ、たまり、酒など、市場でもめことあり寄 合いで入用だった騒動御代金の覚え	1235
1266	天保 138	御丹用諸事入用帳	天保十二年 丑 正月 三日	一冊	鹿嶋村名主 傳兵衛 彦 兵衛	天保十二年御用村用諸用で要した費用の覚え 一月か ら十二月まで	1236
1267	139	為取替申一札之事	天保十二年 丑 一月	一通	塩原物代茂兵衛他・ 河合、塩原、大栗、中 若衆中	市場五耕地の差替たちが、五耕地が三と二耕地に別 れているのではなく、一つになっていくようにす るといふ一札	477
1268	140	去替借金返納費帳	天保十二年 丑 二月	一冊	名主 彦兵衛	去る亥、子年で返納分を差し引き、計六十八両二分永 二百二十七文六分六厘を当丑から来る丑年まで二十五 年で返納する。彦兵衛と被官分個々の返納額詳細	768
1269	141	御公儀拝借金替々御請證文	天保十二年 丑 二月	一冊	十一カ村名主組頭 百姓 代・飯田御役所	近年不作続き、拜借金返納が難しいので二十五年賦で 返納する事になった	769
1270	142	一札之事	天保十二年 丑 二月	一通	林村金兵衛他・ 葛嶋翁助	弟金田郎は江戸へ行つたきり帰らない。難儀が延引き になっていたが今度荷物ともども引き取る	1406
1271	143	宗南御改下書帳	天保十二年 丑 三月	一冊	宝久寺旦那	宝久寺旦那百九十二人男百七人女八十四人の宗南改帳	1237
1272	144	覚	天保十二年 丑 四月 六日	一通	湯淺儀兵衛・ 鹿嶋村役人中	借入金 画二束の受け取り	478
1273	145	差申御請書之事	天保十二年 丑 九月	一通	大河原、鹿嶋、南山村 名主中	風撞立ち枯れは当面ない。苗木を植えてついても育つも のはほとんどなく、実生も育たない。文政末保の埋木 以後、増木すべきものは無い。今後よく見回る	235
1274	146	(一、二)覚	天保十二年 丑 十月 十一日	一通	湯淺儀兵衛・ 鹿嶋村名主	当丑年分の年貢金納意、一の受取	236
1275	147	殿様御無心金取立差引帳	天保十二年 丑 十二月	一冊	鹿嶋村会所	久々里の殿様の勝手不如意につき、村々へ無心。金子 割り付け徴収帳	1238
1276	148	御年貢過上金割渡差引帳	天保十二年 丑 十二月	一冊	会所	納めすぎに年貢金を払い戻す、計算留め書き	1239
1277	149	(一、二) 夫崎借借金返納費帳	(一) 天保十三年 丑 二月 (二) 天保十三 年 寅 十二月	一冊	名主所	夫崎借借金六十八両余の二十五年賦返納費帳	770
1278	150	(一、二、三) 軒別物取立費帳	添付十五、十六、十三 年、十四年 十二月	三冊	鹿嶋村名主所	肴合の酒代、制化金などを割り付け徴収帳	1240
1279	151	(一、二) 宗南御改下書帳	天保十三年 寅 三月	一冊	鹿嶋村宝久寺旦那、塩 泉院・飯田御役所	宝久寺分百九十六人男百八人女八十八人、塩泉院分七 百四十四人男三百九十六人女三百五十四人	1241

1280	152	乍我以書付御居之奉申上候	天保十三年 寅 三月	一通	鹿嶋村字泉原代文左衛門・小弥太・飯田御役所	鹿嶋村御居方について、特に宇辰、仮役などは文書に既印するときの書き方に付いて	479
1181	153	(一)酉年御年貢勘定目録 (二)寛	天保十三年 寅 八月	二通一 包み	鹿嶋村名主彦兵衛他・飯田御役所	(一)丑年分年貢勘定任上げ (二)年貢差し引き計算の寛	237
1282	天保 154	乍我書付を以御居之申上候	天保十三年 寅 十一月	一通	鹿嶋村仮役組役人惣代五左衛門・織左衛門・飯田御役所	土御堂眞詮文の奥印、年貢など諸納入金の領収書、御樽木山総図、宿帳など、仮役組を別に取扱願いたい	480
1283	155	東西内山運上割付帳	天保十三年 寅 十二月	一冊	名主伴四郎 文左衛門	東西内山運上金五両一分の割渡し帳	771
1284	156	御下之殿付御預り書上帳	(天保十三年) 寅	一冊	鹿嶋村	天保五年に時敷太妻を下殿拜儀、凶作につき返納は遅れたが新敷で詰め戻しと寛	1242
1285	157	廻組燗取調帳	天保十四年 卯 一月十七日	一冊	鹿嶋村	天保十三年の宗南燗取調書、燗人四十五人男十七人女二十八人、減人三十一男十二人女十八人	1243
1286	158	御用村用諸事用覚帳	天保十四年 卯 正月廿日	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛・嘉兵衛	天保十四年一月八日から十二月二十五日まで御用村用日記(最後のページに天保十五年辰十二月十七日付の記事あり)	1244
1287	159	(一)五(七)十四 寛 (二)一札之事	天保十四年 卯 二月十一日	十四通	役人物代伴番名傳兵衛・栄八他	傳兵衛より栄八、忠兵衛、太郎左衛門、惣七、才三郎、彦左衛門他へ、諸の地證文それぞれ一通を御役所入用につき預かるの寛	1622
1288	160	議地證文改書覺帳	天保十四年 卯 三月	一冊	鹿嶋村名主所	「議渡申地證文」可察證文、譲渡持材など売買された田畑林家屋の議地證文写し帳	1245
1289	161	御年貢勘定取調書帳	天保十四年 卯 五月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛	文化・文政・天保年間の年貢勘定調へ、書き上げ	1246
1290	162	寛	(天保十四年) 卯 六月十七日	一通	梨原・飯田御役所	文化・文政・天保年間のいくつかの年貢納り受け取り寛の寛	1407
1291	163	御改革二付御勘意	(天保十四年) 卯 八月四日	一冊	鹿嶋村名主所	天保の改革に関して申し渡しと、正徳三年と天保十三年の書付写し	772
1292	164	屋敷名無之者運交帳	天保十四年 卯 八月	一冊	鹿嶋村名主所	屋敷の名がない者の名簿	1247
1293	165	御用通り御何方覚帳	天保十四年 卯 八月	一冊	鹿嶋村名主所	享保十八年、延享三年、宝暦五年、明和五年の別帳は無い。寛政五年人数は千三百四十一人男七百十三人女六百二十八人、他に御用の何方、作法が簡単に記されている	1248
1294	166	古役組小前方印形覚帳	天保十四年 卯 九月十八日	一冊	鹿嶋村名主所	古役組の小前方一人ひとりの名前と印形個数の寛	1249
1295	167	堀大程字榎御加増村口写書	天保十四年 卯 閏九月	一冊	鹿嶋村彦兵衛	堀大程字が加増になり、村々へ知年からの物成、物成など渡した高書き上げ写し	1250

1296	168	貯蔵高書上帳(覚)	天保十四年 卯 閏九月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛他	大妻二十六石余 粗 斗奈を貯蔵してあることの報告	773
1297	169	御改革帳面取調入用覚帳	天保十四年 卯 十月	一冊	名主所	改革帳面調べて要し諸物品 金子の覚え 八月十九日から十月まで	1251
1298	170	出入方表取調覚帳	天保十四年 卯 十二月	一冊	名主彦兵衛	卯二月二十日付けから辰一月二十九日付けまで、表銭の出入り覚え書き	1252
1299	弘化 1	寺送り一札之事	(天保十五年) 弘化 元年 辰 正月	一通	大草村常泉寺・ 鹿嶋村塙景院	大河原村百姓良藏尼介の直助は姦族五人で常泉寺から塙景院の巨中に写す	774
1300	2	開作去倉持借金返納方御請書	(天保十五年) 弘化 元年 辰 三月	一冊	鹿嶋村名主文左衛門 他・飯田御役所	鹿嶋村分拝借金返納方を差し引き三十両永百三十四匁を寺辰から来る辰まで二十五年賦で返納する	775
1301	3	宗簡御下書帳	(天保十五年) 弘化 元年 辰 三月	一冊	鹿嶋村塙景院・ 飯田御役所	塙景院分七百六十四人男三百五十五人女三百六十九人の宗簡改め	1253
1302	4	為取替書付之事	(天保十五年) 弘化 元年 辰 四月	一通	地方連田与七他・ 彦兵衛	地方連中二統相談の上 川除堂請をする。賃金その他申し合わせ取替文書	1623
1303	5	(一)卯年御年貢勘定旨録 (二)覚	(天保十五年) 弘化 元年 辰 八月	二通一 包み	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	(一)卯年分年貢勘定仕上げ (二)年貢差し引き計算の覚え	238
1304	6	御樽木山井内山社木堂寺百姓持林木 惣略記	(天保十五年) 弘化 元年 辰 九月	一冊	鹿嶋村	社木持山に榿八本、櫻八本、樺十五本、唐松一本、計三十二本、大花沢山七分目通り、小花沢他御樽木山各所にある用材級樹木数	1254
1305	7	(一)百姓持山木品書上帳 (二)寺社境内百姓持地木品書上帳	(天保十五年) 弘化 元年 辰 九月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛、文 左衛門名主辰後槐松・ 飯田御役所	縦百五十五本、樹高木ほど、目通り五尺から七、六尺ほど、尺角以上の材木御用につき百姓持ち山の書きよび。谷々に採々にある。寺社境内の榿八本、櫻八本、樺十五本、唐松二本	776
1306	8	御樽木山為御見分御普請役御巡村入 用製合帳	(天保十五年) 弘化 元年 辰 十月	一冊	鹿嶋村出役彦兵衛	御普請役大地政次郎、林敬三郎の御樽木山見分の際入用の覚え	1255
1307	9	邊渡御頼金取立帳	(天保十五年) 弘化 元年 辰 十月	一冊	鹿嶋村念所	「邊渡御頼不勝手」により十一カ村が出しあい、七十五両を纏通した。鹿嶋村分三両三分を高割敷取	777
1308	10	(一) (二) (三) 去倉持借金返納覚帳	弘化五年辰 弘化二年巳 弘化三年十一月	三冊	名主所	三十両余を二十五年賦で返納する。弘化五年から三年の各々返納覚帳	778
1309	11	(一)宗簡御下書帳(宝久寺) (二)宗簡御改革帳(塙景院)	弘化二年巳 三月	一冊	鹿嶋村宝久寺、塙景 院・飯田御役所	宝久寺分三百二人男百十四人女八十七人(年年の付紙二百二人男百十三人女八十九人)塙景院七百六十七人男三百九十九人女三百六十七人の宗簡改め帳	1256
1310	12	取替申一札之事	弘化二年巳 四月	一通	鹿嶋村彦兵衛・松本在 上林村野呂庄三郎代人 良兵衛	松本城本丸御用につき彦兵衛持つ小島社木の樽一本一両三分でどうか。一通は控え、一通は下書き包み紙	482
1311	13	当年年貢初納二納割内帳	弘化二年巳 十月	一冊	鹿嶋村名主祥四郎、伴 右衛門	当年年貢の初納二納 それぞれ三十両、十五両の割り付け	1257

1312	14	(一)御国役金割付小前帳 (二)御口米金割付小前帳	弘化三年 巳 十二月 廿日	一冊	鹿嶋村名主 伴右衛門 門 伴四郎	国役金と口米代金の割付帳	1258
1313	15	古役分軒別物書付帳	弘化三年 巳 十二月 月	一冊	百姓代庄七	三月十三日、四月八日、十一月二日付け諸人用金の寛え	1259
1314	16	軒別物割取立帳	弘化三年 巳 十二月 月	一冊	鹿嶋村名主所	三月一日付以降 諸人用金の寛え割付徴収帳	1260
1315	17	田畑山林譲地高別寛帳	弘化三年 巳 十二月 月	一冊	鹿嶋村名主伴四郎 伴 右衛門	譲り地の高別寛え書き	1261
1316	弘化 18	差七申一札	弘化三年 巳 十二月 月	一通	鹿嶋村塙景院祖宗他・ 本山常泉寺後寮	多病につき勤め果たせず引退したい。後事は寛忍和尚へ譲る	483
1317	19	真内山連上割付帳	弘化三年 巳 十二月 月	一冊	鹿嶋村名主伴四郎 伴 左衛門	真内山木地師六軒連上金九両を差四百五十五斗六石に割付 各個人に割り付ける	779
1318	20	弘化三年起渡所付帳	弘化三年 巳 十二月 月	一冊	鹿嶋村名主所	起渡田畑の高別寛え	1262
1319	21	御用村用諸事用覚帳	弘化三年 午 正月 廿日	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛 彦 治郎	弘化三年一月から弘化四年正月まで御用村用日記。十二月二十八日要左衛門毛 隠居家 薬師堂 十五草焼失の記事あり	1263
1320	22	斎前御改下書帳 (塙景院)	弘化三年 午 三月 月	一冊	鹿嶋村塙景院・ 飯田御役所	塙景院分七百七十人男四百五人女三百六十五人の斎前改め帳	1264
1321	23	樽濃御改帳	弘化三年 午 三月 月	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛他・ 飯田御役所	樽人五十一人 減人五十三人の弘化三年樽濃御改帳 人の減人共に内訳数をまとめている	780
1322	24	(一)二為取替申一札之事	弘化三年 午 四月 月	一通	惣右衛門・ 好左衛門	宇原屋廻車を好左衛門も廻車として利用したい	1624
1323	25	塙景院管山諸事記録帳	弘化三年 午 九月 月	一冊	大嶋高保	塙景院十三代祖宗大和尚隱居により、十四世寛忍和尚新任住職 諸事所入用などの記録	1265
1324	26	客藏修繕藏造作普出諸人用割取帳	弘化三年 午 十月 月	一冊	塙景院管山日中	二冊同文 塙景院客藏と蔵の造作 新住職就任諸人用割り付け	1266
1325	27	当年御年貢初納二納割付帳	弘化三年 午 十月 月	一冊	鹿嶋村名主所	当年年貢の初納三十四両 国役二両二分 二納十五両二朱の割り付け寛え	1267
1326	28	(一)二寛	弘化三年 午 十月 十一月 十六日	計六通	市岡寛藏・ 鹿嶋村名主	当年年貢金 口米代 開作衣食返納金 国役費用納入用金の取取	239
1327	29	夫錢帳	弘化三年 午 十二月 月	一冊	名主彦兵衛 彦次郎	村入用費の書下 割付徴収帳	781
1328	30	田畑山林譲地謄写念書帳	弘化四年 未 二月 廿日	一冊	鹿嶋村名主彦兵衛	天保十四年、文政七年 文政四年付け六通の譲り渡し田畑 山林地の謄写等七帳	1268
1329	31	斎前御改下書帳	弘化四年 未 三月 月	一冊	鹿嶋村塙景院・ 飯田御役所	塙景院分七百六十七人男四百七人女三百六十人の斎前改め帳	1269
1330	32	(一)三五年御年貢御勘定目録 (二)寛	弘化四年 未 六月 月	三通	鹿嶋村名主彦兵衛他村 役人・飯田御役所	弘化三年午当年貢傳代金當取小物成金の勘定目録とその写し 及び差し互に計算の寛え	484

1347	12	嘉永 西高割寛	嘉永 年 西	一冊	名主仮役	新新田畑 林畑など、高割り寛之書巻	1283
1348	13	(一)差出申一札之事 (二)送り一札之事	(一)嘉永三年戌二月 (二)嘉永七年 安政三年寅二月	一通	大草村・ 鹿塩村彦兵衛	(一)大草村金三郎領しな、十人蔵が鹿塩村多兵衛へ嫁ぐ人別送る。(二)大草村柳兵衛佐藤助、二十七蔵を鹿塩村作左衛門方へ養子として送る	1408
1349	14		嘉永三年 戌五月 嘉永七年寅二月	四通	左記諸人・ 彦兵衛	大島喜持地中山へ大地師入山、栗伐出、匠焼きの願い、取り決め	1626
		(一)差出申一札之事 嘉永三年戌五月 (二)差出申一札之事 嘉永四年亥四月 (三)差出申一札之事 嘉永五年子九月 (四)差出申一札之事 嘉永七年寅二月	木地師安左衛門 大草村亀之助 大河原村治郎兵衛 大竹村只四郎				
1350	嘉永 15	(一)西尾御年貢御勘定目録 (二)子年御年貢御勘定目録	(一)嘉永三年戌六月 (二)嘉永六年丑六月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他、 飯田御役所	嘉永三年申から安政四年巳まで十年定免ならびに弘化五年辰から嘉永六年丑まで十年定免	240
1351	16	差出申一札之事	嘉永三年 戌 十月	一通	四郷村三人・ 鹿塩村役人中	三人のものが鹿塩山へ入り込み、停止木を伐り出した事を科役人が発見した。内済を願い、今後木塔の無いようにする一札	1284
1352	17	差出し申一札之事	嘉永三年 戌 十月	一通	本人・ 御役人中	三人で大切な停止木を伐採している所を科役人に見つかった。最初につかまった者の通紙ではなかった	241
1353	18	西内山袋是趣寛金勘定差引帳	嘉永四年 亥 三月六日	一冊	鹿塩村名主所	西内山榊木伐採利用で得た金を勘定準ず	1285
1354	19	宗簡御改下書帳 (塩巻院)	嘉永四年 亥 三月	一冊	鹿塩村塩巻院・ 飯田御役所	塩巻院分八百五十六、男四百三十二、女三百八十三人の宗簡改帳	1286
1355	20	差上申一札之事	嘉永四年 亥 三月	一通	本人吉兵衛・ 御主人彦兵衛	兄弟之姿が主人へたびたび不埒に及んだことを詫がる	242
1356	21	寛	嘉永四年 亥 十月	一通	飯田御役所・鹿塩村名 主	当亥年生貢取箇の寛え、その他喜掛小物成の運達	485
1357	22	御用箱帳帳面書島帳	嘉永五年 子 一月廿日	一冊	鹿塩村名主所	文化年間から年貢取立帳、貯蓄帳、その他帳面等で保管されていたものの目録、帳面物約三百八十冊、書付五袋	1287
1358	23	貯蓄取集帳面差上候御請書写	嘉永五年 子 八月	一冊	十一カ村・ 飯田御役所	貯蓄帳はこれまで翌年三月宗簡帳と共に提出していたが、今後はその年貢取納の際に提出する請書	784
1359	24	(一)、(二) 寛	嘉永五年 子 十一月	一通	市岡芳太郎・ 鹿塩村名主	当子年分(一)未金送納金二回二分赤百二十文、(二)納入甲金二分赤七十五文二分九厘の受け取り寛え	785
1360	25	貯蓄取調改帳	嘉永五年 子 十二月廿日	一冊	名主所	額三十三石余、天明八年より文化三年まで取り集めた量の代金を貸し付けておいたが、代金ではだめで貯蓄すべきこと	786

1361	26	寛	嘉永五年 子 七 月十二日 十二月 十八日 十二月十八 日	三通	鹿塩村 巨株代 鉄次郎・ 孫兵衛・大河原村治郎 兵衛	中山の栗板木、株の代金と運上金の受け取り	486
1362	27	(一、二) 御口米金割付小前帳	嘉永六年十二月 嘉永六年十二月	一冊	鹿塩村 名主 彦兵衛 伴 右衛門	口米代四両一分余 割付の詳細	1288
1363	28	当五御年貢初納二納割付帳	嘉永六年 丑 十月	一冊	名主所	当年分年貢の初納、二納割り付け覚え	1289
1364	29	御国役金割付小前帳	嘉永六年 丑 十二月三日	一冊	鹿塩村 名主 彦兵衛 伴 彦兵衛	国役金の割り当てと徴収帳(巻紙には嘉永五年と記さ れているが、実は嘉永六年十二月の記録である)	1290
1365	嘉永 30	御国役金割付小前帳	嘉永六年 丑 十二月廿日	一冊	鹿塩村 名主 彦四郎、嘉 兵衛	国役金二両余を高配し割り付け勘定	1291
1366	安政 1	(一) 衆舎屋棟着へ本堂蓋葺明細割付 帳 (二) 衆舎屋棟着本堂ましかや惣目中 割金帳	(嘉永七年) 安政元年 寅 三月九日	一冊	(一) 彦兵衛 控え (二) 塩河村	塩院本堂の屋根葺き替へ入用費割り付け	1292
1367	2	(一、二) 当宿貯穀小前割付御書帳	(嘉永七年) 安政元 年 寅十月から 安静 六年末十月	六冊	鹿塩村 名主 伴四郎 他・ 飯田御役所	安政元年から六年まで、貯穀としての大奉割り当り書 き上げ	1293
1368	3	諸蔵書請用帳	安政元年 卯 二月	一冊	大嶋彦兵衛	蔵書請につき袖、大工、石屋、屋根職人など入用費帳	1627
1369	4	殿様御廻村上種御書見用留帳	安政元年 卯 四月三日	一冊		安政二年四月に久々里の殿様へ各村へ立ち寄り、前例 のように上郷村において遠見、各村代表とお目見えし たときの日記風記録	1294
1370	5	上郷村出役入用帳	安政元年 卯 四月三日	一冊		諸事入用金賄い金の覚え、御本陣御礼金、お目見え小 体所へ遣わす、ななびが認められるので、殿様廻村上種 村泊まりへ出役の入用帳と思われる	787
1371	6	寛	安政元年 卯 四月五日	一通	彦兵衛 他	安政二年四月殿様代替わり御巡見は前例通りおこな う。村役人の名前などの覚え	788
1372	7	(村境概要図)	(安政元年 卯 四月五日)	絵図一 枚		「天鹿村誌」上巻一七三頁、安政三年大河原村名主善 五郎の絵図の写しと思われる。千村、大河原、鹿塩村、遠 見の諸明図	1409
1373	8	(一、二) 寛 (四、五) 寛・書付	安政元年 卯 十月十六日、十一	六通 一 包み	湯浅貞左衛門、 鹿塩村名主	国役室取金、夫金納金、納入用金の受け取り覚え、 請求の覚え書付など	487
1374	9	諸入用割金帳	安政元年 卯 十二月	二冊 一 組	塩河村	衆舎造作入用費など、割り付け覚え	1295
1375	10	(御請書文) 差半申一札之事	安政元年 卯 十二月廿日	一冊	被官頭 太兵衛 他 十三 人・御主人	樺木山を常々守ると、嘘嘩口論しないことなど守る。 主人への勤めに励むことの約束	244

1376	11	借地書替一札之事	安政二年 卯 十二月	一通	本人金八郎 請入庄三郎・彦兵衛	借申した場所を無意に書文に書き入れ、加えて畑一校書替で記入した。このことについて迷惑はかけない一札	1489
1377	12	(一)譲り渡申田畑書文之事 (二)譲り渡申畑作書文之事	安政三年 卯	三通一 包み	七左衛門 幸三郎 市五郎・源藏	田畑の譲渡書文等し、裏書を各庄役後銀兵衛がしている	243
1378	13	相違借地所年季書文之事	安政三年 辰 二月	一通	本人左重郎他 彦兵衛	借金返済が滞った際に借地を差し出す書文の下書き	488
1379	14	差出申一札之事	安政三年 辰 三月	一通	川除連中 与七他・彦兵衛	彦兵衛持の字塙厩縄地内を田畑開発するため、天保十四年以來川除をしたが、嘉永三年の洪水で流れた。とるにまらないので川除を止める	489
1380	15	取極議定書之事	安政三年 辰 三月	一通	利右衛門他・郭秀文四郎 他	去る成年の出水でこれまでの家を引き払い、このたび再建する	1490
1381	安政 16	差出申一札之事	安政三年 辰 三月	一通	川除連中・彦兵衛	天保十四年以來川除を字塙厩縄地で行なってきたが、嘉永三年洪水で押し流された。再び川除したいが、心得違いななどいふ行なう	1491
1382	17	普請分覺書	安政三年 辰 十一月	一冊		寛延三年の火災再建して以來、安政三年三月十一日の火災により本家隠居宅など焼失した。其の様子と出水冒舞い、及び再建の詳細がまよもられている。どのような材料を使い、どのくらいの費用が掛ったか、当時の様子がよく分り、重要な文書である	1628
1383	18	濃篠原岡様御無心金割附帳	安政三年 辰 十二月	一冊	鹿嶋村名主所	濃篠原彦衛門、市岡田太郎の希望により醸運する二十九石三分を村民に割り付けて集めた	789
1384	19	日記書	安政四年 巳 二月	一冊	大嶋之進高保	神武天皇の時代以來、江戸時代までの年貢(税)の納め方の歴史を述べ、安政四年までの鹿嶋村の年貢の納め方について詳しく述べられている	1410
1385	20	(酒造御祭中江廻込)	安政四年 巳 四月十二日	一通	萩原一之進他・伊那地方各庄酒造家	京都松尾御社へ額表奉納するにつき、大まき字(サイン)など出来つつあることのお知らせ	1492
1386	21	川除金割付并賃錢掛付帳	安政四年 巳 四月	一冊	地持連中	川除にかかった費用分担と、支払い賃錢の覺え	1493
1387	22	鹿嶋村名主覺書	安政四年 巳 四月	一冊		寛延三年南組北組にわかれて、それぞれの名主役を置くいきさつ、明和二年以來文久二年までの歴代名主、名主在埋組頭名が記されている	1411
1388	23	榎木割株代取極一札之事	安政四年 巳 十一月	一通	大草村發原本人定助 同村請人喜藏 比古彦彦兵衛	特出字中山の内から榎木を割り出した。運去その他について約束事の一札	490
1389	24	差出申一札之事	安政四年 巳 十二月	一通	大河原村助次郎・彦兵衛	大島發持出中山で成徳きの願いと取り決め	1629
1390	25	村送り一札之事	安政五年 午 一月	一通	大草村庄屋宗彦衛・鹿嶋村庄屋衆中	当村梶之助被官喜藏喜藏之吉百十蔵を鹿嶋村彦兵衛發原女入方の養子となるに当り、宗門送る	491

1391	26	土袋方書撥賞帳	安政五年 午 一月	一冊	鹿嶋村大國屋比古兵衛	天保八年から万延三年まで、主に金の貸し方一覽	1412
1392	27	差出し申一札之事	安政五年 午 二月	一通	たれ・ 彦兵衛	亀崎寺ら山の中山で竹を切り、馬一疋を追い込んだことは不埒であった。今後このようなことはしない	245
1393	28	字原尊通再規定帳	安政五年 午 二月	一冊	彦兵衛始め三十六人	規定一札之事、字原年中通達請の取り決め規定を再び定めること	1296
1394	29	字原尊通再規定帳(規定一札之事)	安政五年 午 二月	一冊	比古兵衛他人数三十六人	馬達達請と利用についての規定を守ることに一札	1297
1395	30	(一)～(四)(向川陰徳)		四冊	大島他	向川治木工事に要した費用とその分損、支払いなど	1494
		(一) 向川陰徳修養帳 安政五年 午 三月 大島控 (二) 向川陰徳借取入用口記 万延三年 文久元年 酉 二月 大島控 (三) 向川河陰徳勘定取調取調帳 明治七年五月 世話人 (四) 向川河陰徳借取入用取調取調帳 明治十年 丑 五月 大島氏控					
1396	安政 31	(一) 鷹宮祖宗和尚發請事日記帳 (二) 十三世祖宗和尚内辨語人用帳	安政五年 午 四月廿三日 五日	一冊	彦兵衛控え	亀崎院鷹宮祖宗和尚焼死、安政五年四月五日死去、葬式までの日記および内辨語人用覚え	1298
1397	32	御公儀御他界御觸書	安政五年 午 八月十七日	一冊	鹿嶋村休養名主比古兵衛	八月十四日付けで、申入目公方縁(家定)御他界の觸書。鳴り物音曲その他停止のこと、火元注意など	790
1398	33	当館悪病流行之由三而問部土佐守様より江戸市中江御達し之旨	安政五年 午 八月	一冊		コレラの流行に及び、その予防法と治療法のお触れ写し、茅舎敷、芥子泥などの使用	1299
1399	34	本宅材木出方諸品日記調帳	安政五年 午 九月廿二日 二日	一冊	大嶋比古兵衛保文	九月廿二日から十月四日まで材木を出す作業に従事した人数と酒その他送物品の覚え	1413
1400	35	(一) 御役金割付小前帳 (二) 御口米金割付小前帳	安政五年 午 十二月	二冊	鹿嶋村名主幸之輔 伴四郎	国役金両、口米代金四両二分の割り付け	1300
1401	36	見取切春山畑名寄帳(仮夜組之夕)	安政六年 未 正月	一冊	名主彦兵衛	見取山畑の個人別なき明細。焼畑で切り開いた土地。延享四年、安永三年の焼畑で、草が圧倒的に多い	791
1402	37	見取切春山畑名寄帳(古夜組之夕)	安政六年 未 正月	一冊	名主彦兵衛	主に延享四年焼畑。見取切薪畑の持ち主、広さ、場所など書上	792
1403	38	見舞人足家木賣日記録建前祝義書納	安政六年 未 一月	一冊	大嶋彦兵衛保文	安政三年辰に家屋焼失。その見舞金、材料など見舞い品の覚え	1630
1404	万延 1	乍恐以書付奉申上候	万延元年 申 五月	一通	鹿嶋村名主幸之助 組頭 仮役物左衛門・飯田御役所	目通り之間以上、末口一尺五寸以上の檜材の御用だが、当村にはそのような大材木はない	492
1405	2	本新田畑山林見取勘定所小前帳	万延元年 申 五月	一冊	念所	辰新田、本畑、安永新田、本田高屋別書き上げ	1301
1406	3	嶺山十三世祖宗和尚出辨語人用取調井割倉帳	万延元年 申 七月	一冊	大嶋彦兵衛	亀崎院十三世祖宗和尚葬儀、諸人用調べと割り当て分担	1302
1407	4	当館時給小前割付御預帳	安政七年 万延元 年 申 十月	一冊	信州伊那郡鹿嶋村・飯田御役所	貯蓄としての大表。天明八年、寛政元年、回三年の三年分、初一斗三升五合余、万延元年分出數分六斗七升五合余	1303

1408	5	新郷割合帳	万延5年 申 十二日 二十一日	一冊	治郎八 伴左衛門	新郷割として木綿十六区代金 西二分余、その他利息 など。諸規定書の保管場所の覚えが記されている	1304
1409	6	議定書一札之事	万延5年 申 十二月	一通	伴四郎他十四人の者	十四人の者明和元年以来発働めをうけてきたが、文化年 間以後入り難み、各主役役など求めてやつてきた。近年 年治がたいが、役人統治まり方第一にやつていく	493
1410	文久 1	本新田畑見取山林帳	(万延5年 文久元年)	一冊	地彦彦兵衛	大島寄附分の本新田畑 見取畑、山林の高と庄貫口入 先に以後明治までの変賣が付紙で記されている	1631
1411	2	(一)年取以迄寄奉書申上候御事 (二)規定一札之事 (三)年取以口上書ヲ返答奉願上候御 事 (四)書付下書	(万延5年 文久元年) 西一月 三月	四通	鹿嶋村頭分惣代名主孝 之助他・ 飯田御役所	村役人及び役など鹿嶋村南北間組問題 (一)殿様参村の際の羽織袴着用の上お目見えについて (二)殿様お目見えの際、買込着用について出入りの件 (三)南北間組分けについて、役人選びについて(四)二 つこの包み紙として利用されていた一枚、時數 仮役 選びについて	494
1412	3	年取以迄寄奉願上候御事	(万延5年 文久元年) 西一月	一通	鹿嶋村区役人惣代源 藏・折彦衛・飯田御役 所	高取別荘調帳面、年貢、時數など、各組ごとに成すこと を願う。文化年間組分けは役人たちの押候、我儘 によること	495
1413	4	規定一札之事	(万延5年 文久元年) 西三月	一通	彦兵衛	殿様お目見えの際、買込着用、諸人用金など、仮長が心 得るべき約定の書きよろし	793
1414	5	(一)差上り申一札之事 (二)覚	文久元年 西 三月	二通一 包	鹿嶋村名主文左衛門 他・市岡佐蔵	(一)時數預る人、預り高、計、計、三十七石四斗六升 八合、夕七斗、(二)右時數の他、初二斗三升余	795
1415	6	時數發取調帳	(万延5年 文久元 年 西二月)	一冊	鹿嶋村名主所	天保弘化・嘉永、安永年間の時數大森發取書き及び 四斗七合余から四斗七合余まで	1305
1416	7	年取御願奉申上候御事	文久元年 西 七月 十五日	一通	鹿嶋村年寄彦兵衛 同 嘉彦衛	小前の者共が我儘増長し、頭分を相手取り出訴に及ん だ。去る冬から飯田町宿に出陣して吟味を受けたが、 はかばかしく進まない。主に袴着用の件をはじめいく つかの吟味を促進してほしい	246
1417	8	(以書付奉申上候)	文久元年 西 七月	一通(部 分)	鹿嶋村年寄彦兵衛 同 嘉彦衛・久々異役所	前 本文無し。おそらく村治に関する嘆願書、又は訴 訟事についての申告書	1632
1418	9	当座時數小前割付御預帳	(万延5年 文久元 年 西十月)	一冊	信州伊那郡鹿嶋村・ 飯田御役所	時數としての大妻と初二斗三升五合余割り付け	1306
1419	10	年号	(万延5年 文久元年) 西	一枚		明和元年以来、各年号の元年から当(万延5年 文久 元年)西までの年數、安永二年大森發取帳、村邊の所 在、享和年中殿様参村の際、彦兵衛は袴着用、仕理 組頭は羽織袴でお目見えしたことの覚書	794
1420	11	覚書	文久元年 戌 一月	一通	大嶋尚之進	延享三年と宝暦三年に江戸御奉行末村の際にらまで 送迎したかについて、および大河原村から出材にあた り新郷村へ出した一札之事について覚書	796

1421	12	為御替申内済議定證文之事	文久二年 戊 二月	一通		四國渡より瀬戸内海までの通行許可、毎年十月から三月は架けて通行自由など、大草、部奈、峠村地内の通行の議定	496
1422	13	(一) 遺言状之事 (二) 遺言状書添之事	文久二年 戊 七月二十一日	一通	(前嶋八郎九郎正嗣) 前嶋頼負	前嶋八郎九郎正嗣と前嶋頼負の遺言状とその書き添え状。葬儀は神葬とする。同一文飯田吉善傳に所載されている(4359 文久一上)	1495
1423	14	本堂農圃屋榎替外入用割合帳	文久二年 戊 十二月	一冊	旦那彦兵衛控え	権院本堂屋榎替その他の入用割控え	1307
1424	15	御用内用日記帳	文久三年 亥 一月	一冊	鹿嶋村大嶋比古(彦) 兵衛光保	七月九日より八月二十四日付けまで、主に久々里、飯田出張の記。次に五月十四日付けから釜鏡寛之介はさまり、八月廿五日付けから九月廿日付けまで再び久々里出張時の記録	1308
1425	16	癸亥三月九日英国重艦より差出し候書簡号	文久三年 亥 三月	一通二 枚		文久二年八月生業事件の事件処理について、英国から犯人分捕りと英人伝言いで首級を刎ねる事、發覺された英人妻女に贖金五十万ポンドを要求、さもなくば戦争という内容	797
1426	文久 17	乍恐以上書奉申上候	文久三年 亥 八月	一通	鹿嶋村彦兵衛他 久々里御役所	飯袋茶井借用の上お目見えしたいと申し出たことについて、大河原村名主が鹿嶋村蔵名主を仰せ付けられたことについて、肝鬱について、村持ち地が私有地かの争いについて、殿様御用金について、など口上	1496
1427	18	訴訟	文久三年 亥 八月	一通	鹿嶋古役人組 二十一人 惣代弥左衛門・飯田荒町御役所	(前文淡矢村役人による芝野請事不正実の訴状写し)	1633
1428	19	御用内用記	文久三年 亥 十二月	一冊	大嶋彦兵衛	七月二十五日付けから十一月十二日までの御用内用日記。主に飯袋達が頭分達を相手取り訴訟、年貢一納初納など	1414
1429	20	為御替規定	文久三年 亥 十二月	一通	北組名主仙六他、 南組運中	鹿嶋村南北両組に飯田役所へ久々里から出張して来た彦屋彦兵衛から、村治諸事項について申し渡しの議状、申し合わせ状	497
1430	元治 1	乍恐追細書取テ以願奉申上候御事	(文久四年生) 元治元年 年 子 二月	一通三 枚	鹿嶋市場亭者中、 飯田御役所	入沢社狂言の際に若者により金銭トラブルが起こった。人殺しなどと呼ばれ言いがらされて若者一統迷惑している	247
1431	2	所々十分亭大守憲	元治元年 子 九月	一冊	朝泉亭	年貢物成の買入、大豆、小豆、粟、大豆の納入	1415
1432	3	見舞詰納帳	元治五年 子 十月二十一日	一冊	保文政多大嶋光保	一隣雑質居士の百回忌(十九年目)、他五名の回忌の法事。参列者、見舞い食品などの帳。浪士通行で混乱、飯田での買入物に困ったという記録がある	1416
1433	慶應 1	願書御請書(乍恐以書付奉願上候)	慶應元年 寅 五月	一冊	大河原村善五郎、鹿嶋村彦兵衛他、御掛御役人中	御用金土納、および善五郎と彦兵衛、一代草野御免になる。他に小野村他の御用金土納、いずれも本人と伴が名寄書帯などが許されている	798

1434	2	覚	慶應二年 寅 五月	一冊	赤沢町名主彦左衛門他	新開場 見取場 御林その他自分のため廻料した出役 たちの休泊その他入用金の分担割合の取り決め覚え	1417
1435	3	妙薬蘭書覚	慶應三年 卯 一月	一冊	一瓢写す	諸病 虫歯、血止、痢病などの妙薬蘭書き	1634
1436	4	(一、二) 乍恐以書付奉願上候	慶應三年 卯 三月十七日	一通	鹿塩村坐三郎 藤左衛門・飯田御役所	断四本 目通り四尺廻りから七尺 長さ三間から五間 を売り渡す掛け。一通は控え 回文	1497
1437	5	(一) 差上申御請証文之事 (二) 覚	慶應三年 卯 三月 二月	一通	大河原村善五郎・鹿塩村彦兵衛・飯田御役所	(一) 長防征伐軍費の一部として百両を上納する。 (二) 調達金を小野、小川、大浜原 鹿塩村の面々で納する覚え	1498
1438	6	(書付)	(慶應三年) 卯 三月	一通	飯田御役所・鹿塩村百姓彦兵衛	長防征伐軍費に百両上納したので褒美の丁銀十五枚を与える	248
1439	7	書付申候一札之事	慶應三年 卯 三月	一通	大坂屋源七 岐阜屋馬太郎・鹿塩村酒屋	文久三年に買入れた襦袢の代金十七両は岐阜屋が保証人として四月十日までに支払う	1635
1440	8	覚	(慶應三年) 四月十七日	一通	大河原村役人・彦兵衛	公儀軍費として併出金二十両を預かる	1636
1441	9	差出之申一札之事	慶應三年 卯 十月	一通	馬道連中惣代 新兵衛他 地主彦兵衛	彦兵衛地所中で田畑養い馬道用したが、運上は勘弁してもらっていたが、不心得な彦行知り取りなご行なつて止め札を立てざるに至つたことへの詫ひ状	1499
1442	10	米錢書上帳	慶應三年 卯 十二月	一冊	鹿塩村高組名主彦太郎他・飯田御役所	村入用費書上 兩組分 割付徴収帳	799

明治大正

号 番 理 整	号 別 番 号 年	題 目	年 月 日	数 量	筆 者 差 出 人・ 受 取 り 人	主 内 容	備 考 番 号
1443	1 明治	山崩流矢見舞書島帳	(慶應四年 明治元年) 辰 五月	一冊	大島栄保	明治元年閏四月二十六日から大雨降り続き、五月十三日、十九日の二度の大洪水により田畑残らず流失、あちよで山崩れ発生、屋敷も流れたこと覚えなど、見舞い人など記録	1637
1444	2	領物御書替為替証文之事	明治元年 辰 十月廿日	一通	鹿塩郡比古兵衛・吉田郡広田屋彦兵衛両	古株八十一石通りの酒造鑑札で互借用の證文	249
1445	3	奉差上御請書之事	明治元年 辰 十二月	一通	南山村酒造人作太夫他・伊那御役所	酒造改め 鑑札発行について、酒造石数百石の酒造人七名書上	800
1446	4	乍恐以書付奉願上候	明治元年 辰 十二月	一通	鹿塩村年寄彦兵衛 町宿次郎太夫・飯田御役所	文左衛門と彦兵衛が名主役を仰せ付けられ太夫、彦兵衛は免除を願出た	1638

1447	5	乍恐以書付奉願上候	明治元年 巳 一月十三日	一通	願人善八・ 主人	善八が高遠小原村庄左衛門方に善子になる	1639
1448	6	村用諸事入用覚帳	明治元年 巳 一月	一冊	世話人太島	村用諸事で要した諸費諸雜費の覚え	1500
1449	7	盆札	明治元年 巳 七月癸卯	一枚		信州飯田限りの盆札	1640
1450	8	乍恐以書付奉願候	明治元年 巳 十二月	一冊	鹿嶋村彦兵衛・善左衛門・伊那真御役所	明治元年辰年に稀なる大洪水、山崩れ、川が干て村は困窮している。川陰開作のため去倉備い方を獻願する	1641
1451	9	(一、二) 乍恐以書付奉願候	明治元年 巳 十二月	一通	鹿嶋村彦兵衛・ 市田扇御役所	鹿嶋村は深山で諸作不熟の場所。特に去年と今年は遭作、去年は稀なほどとい洪水で村は困窮している。去倉備置したい	1418
1452	10	御救米代金割渡帳	明治三年 午 二月吉日	一冊	太兵衛 喜左衛門・ 御主人	朝廷より窮民に御救い米が支給され、割渡された	801
1453	11	乍恐以書付奉願上候	明治三年 午 四月十八日	一通	酒造人物代・伊那真飯 嶋御役所	去年酒造資金千五百両を借り入れた。五百両を取り集め返すが残り千両は来る六月まで借債延期を願う	1642
1454	明治 12	明治三年支那米勘定書	明治三年 午 五月十八日	一冊	鹿嶋村酒造人彦	酒造の原料支那米の取引覚え	1643
1455	13	譲り渡申田畑證文之事	明治四年 未 二月	一通	本人彦平他・ 儀平他	小島彦兵衛下田、中畑、下畑、持ら林の売り渡し證文	250
1456	14	差出申動方小作請札之事	明治四年 未 三月	一通	本人藤作他・ 政三郎	七画二分で小作勤める。年頭はじめ、その他の勤めは古来のように、また年に三日は御申込勤め	1644
1457	15	差出申一札之事	明治四年 未 三月	一通	政三郎・和吉 紋三郎	主家急病により今年百姓なみに生活してゆく。組内にいれてほしい	1645
1458	16	乍恐以書付御居奉申上候	明治四年 未 七月十日	一通	鹿嶋村北組組頭伴重 郎・南組名主妻夫・ 伊那真御役所	七月二十七日に例年鹿嶋村市場耕地の産土神祭礼があり、その際に獅子舞神楽を行いたいという届けにに対し、芝居に絡らわしい事はしてはならないと返事	802
1459	17	持高取調書抜大保符	明治四年 未 十一月	一冊	大嶋一瓢	明治四年当時、大島家本新田畑、馬場、持ら山、焼畑、株山などの総書き上げ	1501
1460	18	(一) 炭焼願證文一札之事 (二) 炭焼き證文一札之事	明治四年 未 十 二月 明治六年 西 三月	一通	尾梨利三郎他・ 大島一彦	作間の移きに大島家持ら山内で炭焼きを行ないたい	1502
1461	19	酒價記	明治五年 申 一月	一冊	鹿嶋村大島頭喜	明治五、六、七、八年の酒價段と旧金と新金の両替相場の覚え	1646
1462	20	廻状	(明治五年 申 四月十六日	一通	筑摩真飯田出張所・ 郭奈村上徳藏他	郭奈村はじめ筑摩真飯田、清瀬産の運送	1647
1463	21	手形一札之事	明治五年 申 八月	一通	京彦杉樺木一彦 一彦	京彦杉樺木二十五本を三両で売り渡し、金手を受取った	1648
1464	22	差出申一札之事	明治五年 申 八月	一通	弥兵衛他・ 地主一彦	馬道として大島家土地内を通行したい	1649

1465	23	御触書之写	明治五年 申 九月 十月	一冊	大島一彦	明治五年壬申九月十四日、九月十八日本政官亭在宮八 月晦日大藏敷井上馨、九月二十四日本政官布告など写	803
1466	24	地券二附畝地地界所高生高分惣寫書 按帳	明治五年 申 十月	一冊	大嶋一彦	地券に必要につきすべての田畑、林、荒所など調査寛 え	1419
1467	25	西内山青木亮渡り證書之事	明治五年 申 十二月二十日	一通	山本亮惣代大嶋一 彦・西尾三郎平・近藤 謙一郎 宮山口平	当年から八年間伐り出し、西内山にある青木を残らず 金五両で売り渡す	498
1468	26	蕨畷参村堀川中記	明治五年 申			下島 啓吉、小島 向田、大畷の田畑面積、高、持ち 主の書き上げ	1503
1469	27	調書	明治五年 西 二月 十七日	一通	鹿塩大河原世話・筑 摩真水山盛輝	第五十七小校不学、男百七十五人、女百七十八人、明 治五年十二月二十七日開校、三十七両一分余を費やし た	1650
1470	28	御触書通写	明治六年 西 二月十八日	一冊	筑摩真飯田出張所・ 知久平村他	戸長、副戸長のこと、これまで各組頭百姓代の名称 だったが、今後は人員増減する。戸長副戸長には従前 村役人が勤める事	804
1471	明治 29	(細状)	(明治六年) 四月十日	一通	筑摩真飯田出張所	筑摩県の十八、二十四区までの区分けと各区の区長 通達、大河原村(本陣村)は区長笠崎直太郎	1504
1472	30	酒造醸造高取證書	明治六年 西 四月十三日	一冊	大嶋一彦・ 酒井好正	酒造の巡回の際の醸造高(酒造人、大嶋一彦)の報告	805
1473	31	(不草書上) 誌	明治六年 西 四月	一通	戸長古島桂五郎・筑摩 真水山盛輝	前々から報告し運上税を上納していた水車一カ所(稼 人、大嶋一彦)の報告	251
1474	32	差出之申一札之事	明治六年 西 四月	一通	下米松弥・ 大嶋彦兵衛	鹿塩の宇中山の立木を伐採した小得運いの詫ひ状	252
1475	33	事柄調査願	明治六年 西 十月	一通	二十四区区一小区鹿塩 村惣代西尾三郎平他・ 筑摩真水山盛輝	地券発行に関わり土地調査を再度行なうよう願う	1651
1476	34	差出し申柳木山鑿之事	明治六年 西 十二月十一日	一通	亦重郎・ 大嶋一彦	大畷森特林宇山から柳木割り出し願ひ	1652
1477	35	差出之申柳木山鑿書之事	明治六年 西 十二月	一通	林村小池次郎作他・ 大嶋一彦	柳木を伐採することを承知してもらったが、ミネバリ はじと一種以外は伐らない。何事も差違をかける	253
1478	36	(一)炭焼證書人置手形之事 (二)炭焼證書人置申一札之事	(一)明治六年西十 二月(二)明治八年 亥二月	一通	横平孫四郎他・ 大嶋彦兵衛、大嶋一彦	農閑時に持山で炭を焼く。運上の約集書文	806
1479	37	白墨点筆亮下ヶ舞	明治七年 九月	一冊	堀井孝校	教村である白墨右筆の取覧書	1653
1480	38	願書之事	明治七年 戌 十二月十四日	一通	菱沼惣三郎・ 大嶋一彦	大畷森地所を借出し水車小屋および井造を作りたい	1654

1481	39	(一) 去戌租税二納金割付簿 (二) 戌三納割付簿 (三) 戌年租税割付帳	明治八年 亥 一 月十六日 二月十 七日 四月	三冊(合 冊)と一 冊	塩川耕地	明治七年分の税金二納三納初納の割付帳	1505
1482	40	(一) 改正實地奉附調帳 (二) 耕地地場取調帳	明治八年 亥 三月十八日	二冊合 冊	塩川耕地	田畑区別等級と地価生産物の書き上げ	1506
1483	41	地券等級総計簿	明治八年 亥 三月	一冊	大鹿村の内池川耕地	紀元二千五百三十五年、各地券の等級、高区別、地価の書き上げ	1309
1484	42	以書付奉願上候	明治八年 四月	一通	大鹿村坂屋嘉之吉・ 塩井学校	学校の欠席周長女坂屋ますを当四月から十月まで農作のため学校を欠席させる	1420
1485	43	玄酒塩川分割付簿	明治八年 亥 八月十六日	一冊	立念五戸	亥年分初納二納割り付け取立帳二納金計十四百八十七錢二厘初納金計九百八十三錢七厘五毛	1507
1486	44	作書一札之事	明治八年 亥 八月二十一日	一通	北澤藤藏・ 大嶋二彦	借金の質地について無沙汰したことの詫状	254
1487	45	記	明治八年 亥 八月	一通	大嶋二彦・ 筑摩貞雄・永山盛輝	大島家所持の酒樽十本の大きさの記録簿	807
1488	46	差出申一札之事	明治八年 亥 十二月	一通	柄山耕地下澤重五郎 他・大嶋二彦	中山土屋敷で炭焼きを行うにあたり、伐り越しなどしないこと、摺去炭塵をかけないことの一札	255
1489	明治 47	田畑実地大嶋字書探帳	明治八年 亥 初冬	一冊	七十七翁大嶋一瓢	鹿塩(付)字大嶋の田畑屋敷藪荒地などの位置広さ地価の書上	1421
1490	48	県税徴収更正科目	明治十年 丑 一月	一冊		網堂業料理営業など四十種目ほどの生業に関する帳簿類の書き上げ	1508
1491	49	御達二付手続書以奉申上候	明治十年 五月二十五日	一通	松下嘉藤太・長野貞権 令橋電通	明治五年地租改正以後も土地境界について不明な所を正す件	1655
1492	50	(一) 川除入用日記帳 (二) 向田下河除入費取調簿	明治十一年 寅 三月十四日 八月 吉日	一冊		川除で要した目当材料費など日記帳	1656
1493	51	御願書	明治十三年 一月二十六日	一通	大嶋二彦・ 下伊那郡長船越重郎	学校の生徒が俄か雪雨の時の登下校の難儀を救うため、下駄二十足購入分の一円二十五銭を寄附する	1509
1494	52	学校利子金毎月取集簿	明治十三年 辰 一月	一冊	計算拙大嶋氏控え	学資金一ヶ月利子総計金一円五錢六厘の分相徴収帳	1310
1495	53	記	明治十三年 七月二十七	二十三 枚		当十三年商業年行事選挙の選挙済み証。選挙人名印が記されている	1657
1496	54	(一) 藤井社約定書 (二) 柏木権次女日記 (三) 柏木権次諸人費并高辨付帳	明治十四年 三月九日 四月 十二日 二十四日	三冊	大嶋二彦他	藤井社を名乗り、大嶋氏持ち地所中山に柏の木を植栽する約定。八条から成り、カシロを三千株、講義費のこと、伐採利益の分配のことなど	1510
1497	55	(一) 松原木賣渡り約定書	明治十四年 巳 八月十七日	一冊	大嶋二彦他・ 長口仙三郎他	字木の田、中木の田にあるマツ合計六百本と栗木悉皆を売り渡す約定	1511
1498	56	立木賣渡り證書	明治十四年 八月十七日	一冊	平栗重二郎他・ 大嶋二彦	字木ノ田、新林分地にあるマツ合計六百本とクリの木悉皆を売却する	1512

1499	57	(木地師入山)	明治十四年から明治十七年	十通	(木地師)・大島氏	木地師入山 住居 作付け借地 柳木採取などの證書申請書	1513
1500	58	早治郎相續三付相定メ	明治十五年 午 一月	一通	親伊東彦次郎他・預り人大島豊彦衛	早治郎の相續人は長女の か称 とする	808
1501	59	隠字普請不積り	明治十六年 未 旧二月二十三	一冊	塩瀬左次郎他・大嶋二彦	隠字普請に必要な材不積もり	1658
1502	60	信濃國伊奈記	明治十六年 未 一月	一冊	一瓢	信濃の国伊那地方の地理、産物などの記。八十余歳の一瓢氏による写し、最後のページに短歌と俳句それぞれ一首目記されている	1422
1503	61	知身字控帳	明治十六年 未 一月	一冊	鹿塩村大嶋 瓢高保	大嶋二彦名義各地土地の地券写し	1311
1504	62	契約書	明治十九年 七月	一通三枚	借主平田要治郎、貸主大嶋二彦	生殖馬競売のため大嶋二彦所有の地を貸す件の契約書 地所図面付	809
1505	63	蔵敷分一納所帳	明治十九年 戊 十二月	一冊	大島荒保	諸生産物生産量に応じた物納の覚え	1514
1506	64	薪枯木約定書	明治廿年 亥 旧十二月二十五日	一通	鹿塩村大嶋二彦・大河原村瀬谷松三郎	中山の内から薪枯れ木の伐出約定書	1659
1507	明治 65	苗田申渡書	明治廿一年 五月十四日	一通	入作人生田村松沢初太郎・鹿塩村大嶋二彦	大島露待地に入作したい	1660
1508	66	馬市場普請用目算意	明治廿一年 子 八月七日	一冊	鹿塩村大嶋	馬市場が開かれた際の、必要物品 費用、馬糞などの覚え	1423
1509	67	(一) 原野火入許可願 (二) 山林火入御許可願 (三) 山林原野火入願	(一) 明治廿三年三月十九日 (二) 明治廿三年四月十三日 (三) 明治廿七年五月廿日	三冊	大島二彦・長野真知事または飯田警察署長	大島露待ら山に火入れの許可願。現地見取り図が付属している	1515
1510	68	植菓院拾五世忍山新命和尚曹山記録	明治廿四年 卯 十一月	一冊		植菓院住職第十五世新任の諸行事諸人用費記録 十一月四日付けから	1312
1511	69	古市場方揚市場	明治廿六年 四月十六日	一通	鹿塩区願人菅沼信吉他・大鹿村長松下直雄	古市場方揚市場による田畑は明治十五年以来の洪水で今や鹿塩川奔流中にある。加えて四戸の会家も危ない。個々の川床でいきまごが起った。堤防を築くことで解決を図ること	1516
1512	70	下伊那郡大鹿村鹿塩尋常小学校落成	(明治二十六年十一月七日)	一冊		鹿塩尋常小学校巧者の新築落成式の祝辞文。欄外に新築するまでのいきまごや落成式次第などが記されている	1517
1513	71	検見取数書控帳	明治廿七年 午 十一月	一冊		各個の産物種類名ととれ高の書き上げ	1518
1514	72	念	(明治廿八年) 一月十四日	一通	西尾弁次郎 小島太六郎	隣 一月十四日夜、総集会 鹿塩尋常学校の件で役員 右改選の件で役員 右改選の投票結果について	1661

1515	73	検見警察教記簿	明治二十九年陰曆 九月十三日	一冊	大嶋 控え	大豆、稗、小豆、栗、蕎麦、冷え、タバコなどの生産 量記録	1313
1516	大正 1	祝詞	大正三年 十二月二十日	一通	前組 綱次郎 小堀 庄五郎	消防組二十周年記念式典における祝詞	810
1517	2	書簡	大正九年 九月十四日	一通	長野 貞知 赤星 興六・ 大嶋 博	国懸調査への協力依頼と賞励	256

年号不明

整理番号	年号別番号	題 目	年 月 日	数 量	筆 者 差 出 人・ 受 取 り 人	主 内 容	備 考 仮 番 号
1518	不明 1	(御検地絵図面控) (一) 鹿塩村絵図控 (二) 鹿塩村東山・西山 (三) 鹿塩村土地利用図 (四) 鹿塩村十七枚の絵図 (五) 明治十七年二月八日鹿塩土地 境図		絵図 枚計二十	鹿塩村	(一) 鹿塩村全体絵図 集落名など 色付き 45cm× 63cm (二) 鹿塩村用材の山々、谷々地名 色付き 53cm ×83cm (三) 御瀬木山川道田地畑地 村居の別 色付き 34cm×50cm (四) ①川合 ②大嶺 ③5年〜月調査時では欠落 ④福川 ⑤市場 ⑥北中塚 ⑦南中塚 ⑧親原 ⑨沢 井 ⑩八庭 ⑪大塚 ⑫立瀬 ⑬柳崎 ⑭小塚大塚 ⑮高安 ⑯麓内路 ⑰女高 色付き 大きさはいろいろ (五) 共有山と私有地境目など 26cm×65cm	対応不 明の袋 一枚 257
1519	2	鹿塩村絵図		絵図 一枚		彩色鹿塩村絵図 80cm×117cm	1424
1520	3	絵図		絵図 一枚		鹿塩村代替田の番号・字名 反別を記して場所を絵 図にしたもの、明治初期か?	1425
1521	4	鹿塩村私有林絵図		絵図五 一枚文書		鹿塩村私有林私有林の「囃図」境土地図	1662
1522	5	(一) 名主彦兵衛方三有之儀御免定之 分 (二) 名主権四郎より出候分御免定		二冊		延享七年から明和八年まで九十二年の内、免定 五十九通 享し六十年分が彦兵衛のものもあるとして 存在する年号が書き出されている	1426
1523	6	(一) 己丑年免定 (二) 当卯年免定 (三) 寅年免定 (四) 丑年免定 (五) 丑年免定		四通		丑年(一通)、寅および卯年の免定額控え	258
1524	7	覚	丑 五月	一通	鹿塩村役人中・ 飯田御役所	飯田袋所へ鹿塩の諸問題伺い。宗門下知の延類 御 用とありのこと	1519
1525	8	(七月十一日御勘定所にて被仰渡)	丑 七月	一冊	梶野土佐守 他	寛政四年の申し渡しのよりに御山をよく管理し御林 帳を改め整い置ること、木を二本伐つたら菅草二本を 植えつづけること、養生を大事にするこの村々への仰 せ渡し	1427

1526	不明 9	差上申御請書之事	丑 十月	一通	十カ村名主組頭惣百姓 代・飯田御役所	これまで六尺餘米を上納してこなかったが、今後は納めるようにとの仰せにより、当丑年から納める	510
1527	10	(一)鹿嶋山より出申雑木分一副覚 (二)御公儀より被下倭雑木分高之覚	(一)丑 十二月二 日 (二)年号月付不明	一通	彦兵衛他	鹿嶋山から伐り出した雑木一万八千九百一十二本(子年分)と九千四百八十五本(丑年分)を、惣百姓・堀農院・佐次兵衛・彦兵衛で分けた。守書の先頭に寛文十年戊七月二十八日とあるが、子、丑の九年後に分ける文書となるため、年号を詳とした。後日子の年号の村木私い下げ、分けの寛文年間文書との関係で年号を確認できず(か)	511
1528	11	覚	丑 十二月	三通	京都吉井内竹内傳左衛門・堀農院	堀農院関係、人足賃銭入用、着直代受取覚え(大般若につき京都往復の際の入用か?文政十三年?)	1315
1529	12	覚	寅 二月三日	一通	鹿嶋村名主左衛門・飯田御役所	正八幡社人の善三郎が吉田様免託調官のため上吉する	259
1530	13	(一)〃(二)覚 (四)書置	(一)寅 四月五日 (二)辰 十二月十一 日 (三)未 三月 (四)十月 十三日	四通	各人 市岡才助 市岡源六・ 鹿嶋村大嶋彦兵衛	(一)寛所置遠戻分のため来村した三人の三酒三屋の米 (二)年貢 俵米の高掛 (三)卯年江古津御用金山方六カ村割付の内、四カ村分 (四)村木代金支払い残額の覚え、件四郎より	260
1531	14	差上候書付	寅 六月	一通	何村名主組頭惣百姓 代・飯田御役所	同一文一通。村々の見取田畑の吟味があつたが、新たに覚入れするような傳書所はないことの報告原稿	507
1532	15	申渡	寅 六月	一冊		博奕または紛らわしき事の勝負事の禁止のお触れ	818
1533	16	飛州郷留三控若手所二而諸物十分 一運上入札之儀二付信濃國御料私領 村々江書	寅 八月	一冊	飛州御代官幸田善太 夫・信濃國御領私領 村々名主他	飛州へ出入りの品々はこれまで運上を取り立てたが、今後は請負で入札にする。交易物名目一覽	819
1534	17	覚	寅 八月	一通	十一カ村名主他・ 吉田八郎 藤井儀左衛門	今泉陸右衛門と養原五兵衛が久々里へ遷葬、御用など滞らぬようにということを承知した	261
1535	18	(一)覚 (二)送り状之事 (三)覚 (四)信請取覚	寅 十月十二日 十月 十八日	四通	八手村名主赤次郎他・ 鹿嶋、大河原村役人衆 中	米送り受け取り状 覚え ほか	509
1536	19	(運送) 口入	年号不明寅十月二 十日 卯十二月	一通		運送について、年号不明 通	812
1537	20	申渡覚	寅 十一月五日	一通	鹿嶋村	寅十一月五日に藤井儀左衛門、市岡右衛門と十六人廻村の節、慶されたり上書、百姓相詰するべき事	262
1538	21	申渡	寅 十一月十八日	一冊	飯田御役所・ 十カ村	金銀貸借の利息は二十五両につき一分とする。高利は禁止、更替の定め	820
1539	22	差上候書付	寅 十二月	一通	六カ村名主組頭惣百姓 代	当差奏見様が通つたとき、願書や訴状を出すような事は無かつた	515

1540	不明 23	借借申金子之事	卯 二月七日	一通	大河原山御用不支配人 右馬之丞・鹿塩村大嶋 屋彦兵衛	十三両余の金子借借書	499
1541	24	御殿封印	卯 五月四日	五枚	貯穀会所	貯穀袋に付ける封印	1663
1542	25	申渡	辰 四月	一通	飯田御役所・ 鹿塩村役人	御木出で發代止まずは不届ぎ、小屋かけならして番 人を付けて厳しく取り締まる事	505
1543	26	寛	辰 十一月六日	一通	飯田御役所・鹿塩村彦 兵衛・五郎左衛門	当屋在年貢糧木、伊米代糧木の取立で定納諸書取 米五十六石四斗六升七合、樽一五二三千五百七十七人掬	263
1544	27	(金替證文)	辰 十一月二十四日	一通 (部分)	鹿塩村役人惣代文左衛 門・飯田御役所	何らかの出入りを支河原村八郎九郎が取扱人物代とな り飯田町御係吉と赤四郎扱いにおいて内済しよととき の取替金證文。前書不明	1428
1545	28	(一)北組辰年御樽木差引目録 (二)南組辰年御樽木差引目録 (三)辰年御樽木差引目録 (四)辰年寄済目録	辰	四通		辰年年貢計算の算下書 北組(一)南組(二)は三つの關係にあるので同一年のも のだが、ひとくくりになっていた四は別の年か? (安政三年辰から)	264
1546	29	寛	卯七月二十一日 辰十二月六日	一通	湯浅鐵治 源次郎・ 鹿塩村名主 伴四郎	(一) 八々里素徳貞金五両の受け取り、来年正月に利 息を渡す (二) 一両の日雇運上金の受け取り	822
1547	30	(米判金触状)	申六月 辰十月	一冊	飯田御役所・ 鹿塩村名主	世上通用のため二束の米判金を味きだてた。申年六月 では米判六つで二両、辰年十月は八つで一両のお触れ	821
1548	31	(一)指上申書付之事 (二)差上申書書之事	辰三月 辰四月	一通	飯田御役所 飯田御役所	(一) 木綿の種子を公儀から受け取る。播き方、育て 方 (二) 木綿書木を育てるにつぎ土地を譲付事	823
1549	32	寛	巳 三月十五日	三通	南組名主所・ 預主彦兵衛	貯穀形三枚。貯穀として大麥七俵(八太郎三人組分) 十二俵(繁右衛門四人組分)一斗六升(御殿番二人組分) を渡す	1669
1550	33	(一)二書簡・書付	四月九日 巳四月二十八日	一通	飯田御役所御橋元右衛 門・ 鹿塩村名主彦兵衛	(一)御樽木帳帳の写しを戻すための貸し出し (二)材木袋上げ 儀兵衛の請負證文持参の上、役所への 出頭命令	265
1551	34	掛札	(一)巳 五月 (二)未 五月二通 (三)申 五月 (四)酉 五月	五通	飯田御役所・ 鹿塩村	定免辰午、見取り未、申年取箇の掛札。安永手改 と言ふ字が見えるので、安永年間のものか?	506
1552	35	(一)以書付申上候 (二)寛	巳 八月十五日 八月十七日	一通	鹿塩村名主代組頭藤次 郎・ 飯田御役所	(一)古米からの穀許證文・絵図など一切所持していない ことの報告と(二)御役所からの廻状などの大河原村か らの廻状などの大河原村からの受け取り寛	508
1553	36	(御用村用日記)	巳 十月	一冊		十月二十六日付から二十一日付まで村役人を交代の 件、御樽木出吟味の仕度召状、ほか	1325
1554	37	書付を以御達申上候御事	巳 十一月九日	一通	鹿塩村惣目代三郎兵 衛他・飯田御役所	御敷付書物を江戸屋敷へ持参せよとの達しで小川村の 者が行く	266

1555	不明 38	(寛書付)	午三月十六日 十月 且十五日	一通		堀尾忠勝関係、入用金などの覚えを割り付け、十月十五日葬式喜山人用について	1316
1556	39	御吟味二付申上候事	午十月	一通	鹿塩村彦兵衛・ 飯田御役所	隠遣は元来十五石俵のところに止めていた。隠遣などしていないと保五年午か？	267
1557	40	和吉事いぬ三人仕合帳	午未 十二月まで	一冊		諸々買ひ物、特に着物、反物その他衣類、鏡、櫛など価格を知ること出来る。宝暦年代か？	1672
1558	41	書簡	未 十月晦日	一通	前嶋右馬丞・兵左衛 門・大嶋彦兵衛	宝暦十三年が安永四年の前嶋右馬丞彦筆の書簡	1520
1559	42	覚	申 二月	一通	千村平左衛門他	御蔵番 年貢是貴 川除書讀 不審の者を活めてはならないなど、諸事不知すること	268
1560	43	(村々御触之觸御請書)	酉 三月	一冊	鹿塩村名主彦兵衛 五 郎左衛門他	村々巡村に際し、村々の対応準備についての中山貞五郎・中尾左衛門次、村田兵左衛門によるお触れの請状	503
1561	44	(人相書触)	酉 九月	一冊	飯田御役所・ 小川村他十力村	去る申年三月三日の武州中里新田貞姓叔左衛門は親を殺害して逃走中である。再度手配、人相書きの触れ	1429
1562	45	書簡	酉 十一月十三日 十二月十三日	一通	飯田御役所・ 鹿塩村名主彦兵衛	鶴嶋酒場員分に立たる合うこと、御樽木帳場改めを来月三日または四日に行うので、どちらかに決めよ。迎え人足と襦袢を用意せよ	512
1563	46	覚	戌 六月	一通	鹿塩村	宝暦四年のものと思われる鹿塩山樹木数書き上げの覚、本数九万九千九百五十三本ほど	269
1564	47	覚	戌 七月十日	一通	名主彦兵衛他・ 飯田御役所	去る運年出役の共持米代金の受取り覚えと、扶持米手形紛失についての覚えの写し	1664
1565	48	御初穂御姓名帳	戌 十二月	一冊	内宮正龜・太内、玉木 利兵衛・大嶋彦兵衛	内宮への初穂を奉じた人々の名請書き上げ	1430
1566	49	鹿塩系所三有遺状	戌 十二月十日	一冊		鹿塩村系所に備わっている遺状類目録	1314
1567	50	覚	亥 一月十六日	一通	鹿塩村名主彦兵衛・ 大河原村名主中	川丈御觸、中泉役所御用書き、村々請印帳の村継彦運	1665
1568	51	覚	亥 九月	一通	鹿塩村名主彦兵衛他	村々上下二名の御用選留中、鹿塩村における米銭と米代の受取りと二社二菜の外、馳妻がましきとはしていないことの知らせ	1666
1569	52	鹿塩村向組江合船仕治り之為	亥 十一月	一枚	鹿塩村南北惣代・ 飯田御役所	画組を南組、北組と唱え、和談の士旨姓出請のこと。守るべき請書書き下ろし	824
1570	53	一札之事	閏 六月十七日	一通	升屋彦左衛門・ 鹿塩村彦兵衛・銀次郎	組み分けの一件に關わり米銭について依頼されたので差し出された一画を渡した	1521
1571	54	書簡	二 月十九日	一通	宮下和左衛門・ 大嶋彦兵衛	殿様巡行について、先年の書付の写しを御用立てする。その他御用について、鹿塩村から飯田出役中の彦兵衛へ	1667

1572	55	御樽木より朽木老木伐	一月から三月	一冊	彦兵衛八郎九郎・ 御勝手御役所	御樽木山にある孝木朽木の類を伐き切りした。小木 苗木がよりよく生立つ、など、大河原鹿嶋村からの 願い書簡の写し	1668
1573	不明 56	書簡	三月十三日	一通	市兵衛・ 鹿嶋大河原村名主	小川村八郎兵衛、十左衛門、勝次郎の三人が江戸へ行 つた事について、久々里よりお尋ねの件。樽木代材木 納の事。(延享四年か?)	500
1574	57	書簡	三月十五日	一通	唐沢左兵衛次・大嶋彦兵 衛・前嶋玄馬之丞	出府される由、一話男千方のねぎらいと、中川又兵衛 のこと	501
1575	58	筒手形之裏(一札之事)	三月十六日	一通	木下町法蔵寺・ 松下彦兵衛	市右衛門の宗門証明	502
1576	59	書簡	三月廿日	一通	大島高之進・前嶋八郎 九郎・桑原佐内次	桑原氏の村より出した請け状について	1522
1577	60	書簡	三月十九日	一通	遠州二所村河嶋与左衛 門・大嶋彦兵衛	御林より材木切り出すにつき、明細を仰せ付けしたま り、桑原承知、近々参上する	270
1578	61	外五廿日より日記出役中覚	四月十日	一冊		和左衛門と彦兵衛が飯田役所へ出役、四日十二日か ら四日二十九日、六日二十五日付けの日記	1431
1579	62	(秋葉山から) 覚	四月十七日	一通	秋葉山安奈・ 鹿嶋村彦兵衛	秋葉山からの神納品受け取り状	504
1580	63	書簡	五月八日	一通	信州山本・前嶋右衛之 丞・大嶋彦次夫・彦兵 衛	井川山からの材木伐り出しば、本当に仰せ付けられた かな、聞いて合わせ。安奈年間か?	1432
1581	64	差上候御請書之事	六月	一通	名主彦兵衛他村役人	越中越前守高島河原の左源太が中勢少輔と名乗り老中 に書状差し出す異、獄門の所、病死したことの公儀よ りのお触れを承知した	271
1582	65	書簡	八月十四日	一通	堀大和守・ 市岡幾之助	在家しているのでおいでください	825
1583	66	書簡	九月十五日	一通	伴右衛門・大嶋彦兵衛 宮下五郎左衛門	森谷いの知らせがあつたが、内用に付き出席できない。 先だつての小前嶋荒所牽引帳は手取取り、まだ完成し ていない、その他持用	1670
1584	67	書簡	十月三十日 十一月十一日	一通	大嶋一彦、玉木利兵 衛・高岡繁斎・彦兵衛	高岡繁斎先生へ山積製造について。初纏の件取り集め のこと	826
1585	68	口上	十一月六日	一通	大河原村名主他・鹿嶋 村名主他	入会地での草木伐り刈り禁止のこと承知した。大河原 村内の久登草木山も差し止めることの通告。享慶四年 か?	1433
1586	69	下作規定	十一月八日	一通	彦兵衛他	地主と下作相方納得の上定めた下作についての約定	1671
1587	70	覚	十一月八日	一通	飯田御役所・大河原 鹿嶋名主申	上十人の役人出張につき人員と襦籠の手配指示	273
1588	71	覚	十一月	一通	鹿嶋村名主・ 御役所	鹿嶋村の四方向出入り境界への距離報告	513

1589	72	書簡	十二頁三頁	一通	宮下孝内・大嶋彦兵衛	材木仕出しを当料も請負たいという隠居への相談	274
1590	不明 73	書簡	十二頁二十八日	一通	前嶋八郎九郎・大嶋彦兵衛	達連三郎様にお祝ひをすべく所失している。桶谷高橋兼請の費用、酒代勘定に付いて、めずらしき書は、大嫌いと言ひ感懐の記述がある	514
1591	74	寛		一通		大河原村との村境の寛え	1434
1592	75	寛		一通		巳尾の樽木三分二割り付けの寛え、南組七十八人、北組六十二人分、金廻向の樽木仕入金を三百四十人に一人七十三文ずつ割り付ける	1435
1593	76	申合一札之事		一通		中糞耕地主吉母の死去の際、色買袋着用したとついて取り締まり、役所で調べの入用費などは、別割とする	1436
1594	77	書簡		一通		大河原村前嶋竹應(石馬之丞の父親)の時代、材木出し方について差しきなりか生じている	1437
1595	78	寛		一通		天明八年から文政三年まで、貯穀としての積積り高、頼り人の寛え(字放徒間と思われな)	1438
1596	79	本宅本取寛		一冊		大島桑本宅建築のための材木取りの寛え	1439
1597	80	存巻		一通		公役茶村につき、懸帳面出すべきところ、鹿摺村は分料組に分け以来、別々に帳面を付けている。しかし地主名前がどぼぼとある	1440
1598	81	風損不改		一通		横三本、樽百五十本、縦百二十本、唐樽百五十本、栗二巨本、など風損本調算帳束の寛え	1441
1599	82	飯田四村相会所々札寛		一通		大河原、鹿摺、鹿摺、鹿摺、鹿摺の寛え	1442
1600	83	(雑書付・寛)		七通		年貢なら取り米高、金を寛え、土庫境界の寛えなど	1443
1601	84	(一、二)寛 (三)免定		三通		借入金、寛、文書類が寛え、免定等し	1444
1602	85	(一、二)寛		一通		(一)文政三年、六年、天保四年年貢士の寛え (二)文政九年、天保七年、九年の年貢士寛え	1445
1603	86	書簡		十一通		村用御用向き書簡、善出入欄、橋正左衛門、渡辺定吉郎、橋原文左衛門、牧野惣三郎、鹿摺村石主兼中、嘉平、前嶋石馬之丞、窪田伊右衛門、伴四郎、七左衛門、彦兵衛のそれぞれ一通ずつ	1446
1604	87	(田畑高反別の寛)		一通五 枚		北入村持ち、市場村持ち、堀川、川合村持ち、中糞村持ちの田畑高反別の寛え	1447
1605	88	飯田御役所と役人からの廻状御用状		三十一 通	飯田御役所、鹿摺村	飯田御役所からの御用廻状	1448
1606	89	乍長役仰候二付奉送候御事		一通		名主長役組頭役が去る冬に殿様参府の際に、着着用の願と、貯穀について、問い合せにたいする説明口上	275

1607	90	(書付)			二枚		享保十一年、九年、享曆七年、文政三年、安政五年の土地利用などにかかわる不法の覚	276
1608	不明 91	(雑書付)			六通		物品などの受取、雑書付	277
1609	92	(金子請取)			十八通		年貢金、その他金子の請取	278
1610	93	(廻状請取)			九通		諸村からの廻状請取	279
1611	94	乍恐口書付奉願上候			一通	大河原 鹿嶋村	以前から種、樫の苗木を種えつけたり実生木の生長を見てきたが、老木本木のため苗木は良く育たない。老木倒木の類を払い下げ願う	280
1612	95	唐塩大河原山より出シ候材木島嶼渡場ニ差置候段御尋ニ付上候書付			一枚		元文商木払い下げによる諸木伐り出し期、伐り出した材木を島嶼渡場に留め置くことについて、元文四年または五年の文書か?	281
1613	96	一札之事			一通	尾州材木島嶼頭兵左衛門・御役人中	山内から材木伐り出しの入用費について文政年間のものか?	282
1614	97	乍恐口書付奉願上候			一通	彦兵衛、飯田御役所	入念山のうち、黒川山から桂二本、塩地一本、手開沢から材木、地獄谷から塩地一本、計四本伐り出したい(文政年間の文書か?)	283
1615	98	此境			一通		土地売却の際、境界の詳細説明文と地図。明治期のものか?	284
1616	99	申合一札之事			一通		葬儀の際に色着を着用して参られ、騒ぎが起こった。今後その様な時の掛費は本人と組の者が負担する	285
1617	100	荒木流神文前書			一通		荒木流武芸各種の相伝書前書き	286
1618	101	乍恐口上書を以奉願上候御事					宗廟帳は塩泉院、米森寺、宝入寺関係を取り合わせて一帳にする、それがなれば御役御免を願う	516
1619	102	覚			六通		金子、米、年貢勘定などの覚、書付(延享二年から四年の間の文書か?)	517
1620	103	覚			一通		(一通同文)山内神取り出し方、日雇諸人用金などの見積もりと、入用金手帳の上で材木買い上げの願い上書き(元文商木の際、山内に残った一万本の材木についてか?)	518
1621	104	覚書付			七通		金子、米、その他領取書類(延享四年から寛延四年頃のものか?)	519
1622	105	覚書付			七通		金子、その他受け取り状	520
1623	106	覚			一通		新開昌成場の具分結集に付いて	521
1624	107	覚			一通	桑原寛左衛門、今泉陸右衛門、鹿嶋村名主組頭惣旨姓	材木山上げは金子本郷谷では差支支えるので、油断なく渡場着できるようにせよ(元文五年か?)	811

1625	108	(書付)		一枚		(金暦八年または九年頃)宝暦三年から八箇年の三年間組頭(任地)と惣旨姓代の名前書き出し	813
1626	不明 109	午十二百三北組江御年高御上納引合三付走右衛門右連彦兵衛参り候処与左衛門も女高江可参三而双方同道案内殿江罷越之引合之件(左三印)	(文化十二年または以後)	一通		午年十二月はじめ年貢上納につき北組南組諸人合いに入ることとしたところ、北組に不都合起こつたいきさつと幸内様移状の書きとめ。北組南組の、ままつの様子が記されている(金暦年間の文書か?)	814
1627	110	(書付)		一枚		自昭太師の戒名の信州佐久郡山田村鈴木姓七郎左衛門義は合計二百十人もの子、孫、曾孫、玄孫がいて、葬儀の際に残らず参集した。子女名があるという	815
1628	111	乍現奉願候口上書之事	(明治年か?)	一通	鹿嶋、峠、鹿嶋、大河 原村酒造人	去々(辰年御一新)とあるので明治三年またはそれ以後、伊那郡酒造人が酒造規定罷付改めにつき敷願	816
1629	112	地旨彦換取調函面	(明治年間か?)	一冊		柴山、山林、総計八十九筆の地旨彦換取調函、堀河耕地	817
1630	113	(出頭命合書 煙状)	(明治期)	一通	筑摩県飯田出頭所・ 村々役人	村々役人の出頭命合。これまでの戸籍取扱人、戸長、三役人	1673
1631	114	学校敷割合塩川分取覚	(明治期) 十二月十日	一冊		小学校敷割合、塩川地区の取覚	1674
1632	115	以書付申上候	(明治期)	一通		鹿嶋耕地東山田公有地に作付け伐畑を行なつてきた者について	1675
1633	116	信州伊那郡鹿嶋村御林御材木敷木間短		一冊		総計樫尺々千五百五十四本四分八厘、榎木敷百二十九本の内訳本種木敷の算帳	827
1634	117	算書付		五通	もろもろ一括	年貢高、取高などの覚え	828
1635	118	(社寺之事)		五通		塩高院関係。村内の寺派派について、神職について一括	829
1636	119	乍現以書付奉願上候御事		一通	鹿嶋村名主組頭百姓 代・飯田御代所	鹿嶋村百姓山の地獄谷から片桐村の森が樫樫尺々六百本伐り出したと言つたので、願ひおける	830
1637	120	(一) 反別書抜帳 (二) 反別書抜帳 (三) 新田書抜帳 (四) 新高出高新田御上納帳		四冊		田畑など書き出し帳、村々上納帳	831
1638	121	永代護摩施主控記		一冊	京都愛宕山福寿院	護摩料など覚え	832
1639	122	姥岩山縁記		一冊		信濃国姥岩山の言ひ伝え、武州越中野連寺付	833
1640	123	書上		一冊	鹿嶋村	鹿嶋村敷、御真、周囲の村々、寺、宮、土蔵跡などを書きとけ	834
1641	124	(高反別帳)		二、三冊		本新田畑の高反別を二書き	1317
1642	125	(覚)		一冊		本新田畑の高反別の覚え(天保三年辰が見えるので天保三年以後)	1318
1643	126	切替書上帳		一冊	鹿嶋村	山畑、新田の高反別、持主の覚え	1319

1644	127	(御年貢本新田畑見取井小物成取立帳)		一冊		本新田畑見取、小物成取立、中樽木勘定	1320
1645	不明 128	六ヶ村一統此度四年分御材木納方御願三付申合一札之書		一通	五ヶ村名主組頭宮庭代・大河原村名主右馬之丞	丑年の廻船方川村新兵衛清負の件、差配人左馬之丞に頼む一札(樽木代材木納期のものと思われる)	1321
1646	129	(覚)		一通		歴代塩竈院住持の覚え書き、第七世信齋英洲和尚から十二世重山祖宗和尚まで出生出身地、没年月などの覚え	1322
1647	130	記取尺廻シ出書帳		一冊	塩竈院	材木尺ノ百六十四本余の囚記記録	1323
1648	131	(高区別帳)		一冊		田畑上中下の高区別開帳	1324
1649	132	(本新田畑高区別帳)		一冊		高区別帳 表紙、とじひも無し	1326
1650	133	当年卒年貢御料借米代五尺給米代山林米借揚物出帳	辰	一冊		当年卒年貢小物成など出帳	1327
1651	134	(覚)		一冊		甲申過木、南組分七十七、北組分六十二丁、他の覚え(代材木納期か?)	1328
1652	135	覚		一冊		去錢の覚えと、家別高持十六人の名前	1329
1653	136	(田畑川流れ高区別の覚え)		一冊		川穴、流れの田畑覚え、公儀納出の覚え	1330
1654	137	持林持山区別		一冊		彦兵衛他の持林持山区別書き抜き、計五町五区余	1331
1655	138	信州鹿島村諸名目出書帳		一冊		本新田畑の年貢高区別覚え、免定制以下のまゝ	1332
1656	139	(覚、書付)		八冊と 八枚と		中樽木納、軒別字割り付け、下書と、書付など	1333
1657	140	(御高利返書)	(文政三年か)	一通	(前嶋兵衛門政考・御奉行所)	五被高庄九郎の弟儀、衛門が、大河原村名主兵衛門を奉行所に訴えた。右馬之丞代の借金百九十両を返済していないとのことだが、本百姓に取り立てることと引替えに済んだ話である	1523
1658	141	(覚、書付)	(延享二年か三年頃)	十一枚		樽木代材木納期の樽木、代材木その他納入の覚え、山仕事目録書用などの覚え	1524
1659	142	旧西内山六本売の渡し証書	(明治年間)	一枚		西内山からコナラ、ミナラ(桜花之木)計六本を二十五両で売り渡す	1525
1660	143	(覚)		一通		文化七十、十二年分米銭など割り付けの覚え(文化年間土庫頃)	1526
1661	144	(井上金四郎御用書簡)		十一通	井上金四郎	井上金四郎宛の諸書御用書簡	1527
1662	145	(御用書簡)		十通		諸書御用書簡	1528
1663	146	覚、書付		三通		村中初總、子年十月の二納、口米代、納入用の覚え、山代金請取	1529

1664	147	寛		一通	幸田・ 彦兵衛	酉申年の年貢高過木方。御樽木一万三千九十七丁を出し、過木三千八百七丁	1530
1665	148	(鑑帳面預受取)		九通		御用料用の諸帳面預り受け取りの覚え	1531
1666	不明 149	作 恐 御 訴 訟 奉 申 上 候 御 事		一通	隠居控え・ (飯田御袋付)	天保以後の時期。お目見えの際の拝着用の件。仮役小前の者の良くない風聞について、献金して町軍救の事や、拝着用を願う者のことなど、村治についてよくないことの内密訴え	1532
1667	150	一札之事		一通	郭養村名手	今度大河原山内から材木出し、川長の隣、郭養村御林内の立木や下草にも手をつけないこと	1533
1668	151	(樽木朝持處)		一冊		樽木代材木納期か？(延享、寛延)堀川と北川から長樽木一万六千六百九十挺仕出した	1534
1669	152	一札之事		一通	丈右衛門他・ 村役人中	御樽木出や百姓持出しに入り込み、必要とはいえ屋根板を伐り出したことは申し訳ない。どのよう処分されても仕方なく受けるが、村内で相違になるよう願う	1535
1670	153	(證事書付)		十七枚 (通)		エシキテル、東照神君の葉合、赤徳浪士戒名書付など諸事	1536
1671	154	寛		六通		年貢、異加金、その他上納の覚え	1676
1672	155	当山世代年譜		一通		堀泉院前住職年譜、太安祖徹和尚から八世祖出禪大和堂天明年間まで	1677
1673	156	(一)算術御書 (二)算術呂用弁		一冊		算術御書高麗集、明治期か	1678
1674	157	標火名揚書付		一冊	市場書年固	花火大会打擲花火の目録。花火銘と提供者名。明治年間	1537
1675	158	和歌写し		一枚		平田鶴胤のもの二首、他に鷹言、関白、仙洞御所、中山大納言、正親町前大納言の歌	1538
1676	159	(和歌書付)		一通		和歌二首ほどの書付、一葉系部をよめる、がある	1449
1677	160	(殿斗のし包、折り方見本)		十三通 り		殿斗包みの折り方見本	1450
1678	161	(雑書付、区故紙など)				書付断片、区故紙、包み紙など	1334

長野県下伊那郡大鹿村

大島家文書目録

二〇〇六年十一月

